

使用開始日  
2025年3月12日

# ワールドアセットバランス (基本コース) / (リスク抑制コース)

愛称: ワールドOne

追加型投信 / 海外 / 資産複合

■この目論見書により行う「ワールドアセットバランス(基本コース)」、「ワールドアセットバランス(リスク抑制コース)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年3月11日に関東財務局長に提出しており、2025年3月12日にその効力が生じております。

■「ワールドアセットバランス(基本コース)」、「ワールドアセットバランス(リスク抑制コース)」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

## アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

### ■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694** (受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

## 目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	5
第1【ファンドの状況】	5
第2【管理及び運営】	76
第3【ファンドの経理状況】	84
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	244
第三部【委託会社等の情報】	246
第1【委託会社等の概況】	246
約款	293

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

ワールドアセットバランス（基本コース）

ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）

（以下、総称して「ワールドアセットバランス」、「ワールドアセットバランス（基本コース）／（リスク抑制コース）」または「ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。また、「ワールドアセットバランス（基本コース）」は「（基本コース）」、「ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）」は「（リスク抑制コース）」という場合があります。

各ファンドを総称した愛称として「ワールドOne」という名称を用いる場合があります。

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額<sup>※</sup>とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

- ・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

#### (5) 【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、2.2% (税抜2.0%) を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### (6) 【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

#### (7) 【申込期間】

継続申込期間:2025年3月12日から2025年9月11日まで

※取得またはスイッチングの申込日が、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日(以下、「海外休業日」という場合があります。)には、取得またはスイッチングのお申込みの受付を行いません。

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

各ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

#### (9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

#### (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

#### (12) 【その他】

お申込みの際は、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、海外休業日には取得またはスイッチングのお申込みの受付は行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割さ

れた受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### <スイッチング>

(基本コース) (リスク抑制コース) の2つのファンド間でスイッチングができます。スイッチングとは、すでに保有しているファンドを解約すると同時に他のファンドの取得の申込みを行うことをいい、ファンドの解約代金が買付代金に充当されます。

スイッチングの際には、税金および各販売会社が定めるお申込手数料がかかる場合があります。

※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

#### ○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

#### ◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ①各ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。
- ②各ファンドの信託金限度額は、各々2,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

## 1 日本を除く先進国の株式、債券、不動産投資信託証券(リート)および新興国の株式、債券に分散投資することにより、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

●上記資産に関しては、主としてマザーファンド(\*)を通じて実質的に投資します。また、指数に連動する投資成果をめざす上場投資信託証券(ETF)、有価証券指数等先物取引等へ直接投資する場合もあります。

●DIAMマネーマザーファンドや短期金融資産等へ投資する場合があります。

(\*)外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド、エマージング債券パッシブ・マザーファンド

※一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

## 2 実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替リスクの低減をめざします。

※一部の新興国通貨については代替通貨等により対円での為替取引を行う場合があります。

## 3 基本コース、リスク抑制コースの2コースからお選びいただけます。

●各資産への基本投資比率は、統計的手法により、原則として年1回見直します。

※経済環境、運用環境の大きな変化などにより委託会社が必要と判断した場合には、適宜、基本投資比率の見直しを行うことがあります。

●基本コースは、基本投資比率をもとに分散投資を行います。

●リスク抑制コースは、基本投資比率をもとに分散投資を行いつつ、基準価額の下落を一定水準(下値目安値\*)までに抑えることを目標に、基準価額の水準や市場環境等に応じて投資対象資産の合計資産比率(\*\*)を機動的に変更します。

下値目安値は、過去12ヵ月間の基準価額の最高値から-15%の水準となるよう毎営業日決定します。ただし、当該水準は委託会社の判断により今後変更する場合があります。

(\*) 基準価額が下値目安値を下回らないことを委託会社が保証等するものではありません(相場急落の場合などには、基準価額が下値目安値を下回る場合があります。)

(\*\*) 合計資産比率とは、「DIAMマネーマザーファンド」を除く5つのマザーファンドとETFおよび有価証券指数等先物取引等への投資比率の合計をいいます。なお、合計資産比率の変更の際も、基本投資比率をもとに運用を行います。

●各コース間でスイッチングが可能です。

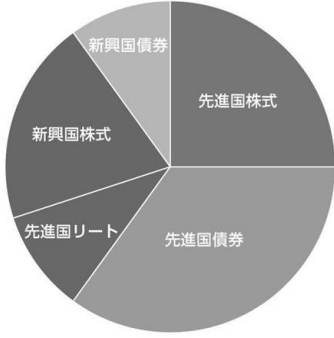
※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチング時には、税金、購入時手数料がかかる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

## 基本投資比率のイメージ

基本コース

リスク抑制コース



※基本投資比率は、原則として年1回見直しします。  
 ※上記はイメージ図であり、実際にはこれと異なる場合があります。

## 基本コース

投資対象資産の合計資産比率の変更は行いません。



※この図においては、左記の5つの資産への投資比率の合計を「合計資産比率」として表示しています。以下同じ。  
 ※合計資産比率には、ETFおよび有価証券指数等先物取引等を含みます。

## リスク抑制コース

基本投資比率をもとに投資対象資産の合計資産比率を、現金等\*を用いて機動的に変更し、基準価額の下落の抑制をめざします。



※合計資産比率は、10%~100%程度とします。それにあわせて現金等\*の比率は変動します。

リスク抑制コースでは、基準価額下落時や各資産の値動きが大きい時等は機動的に合計資産比率を減少(現金等\*比率を増加)させることで基準価額の下落を一定水準(下値目安値)までに抑えることをめざします。その後、市場環境回復局面では合計資産比率を増加(現金等\*比率を減少)させます。  
 ※下値目安値は、基準価額がこれを下回らないように目標とされる水準であり、基準価額が下値目安値を下回らないことを委託会社が保証するものではありません。

\*現金等とは、短期国債、コール・ローンなどの短期金融資産等をいい、当該資産へは、「DIAMマネーマザーファンド」を通じてまたは直接投資を行います。  
 ※円グラフの現金等・合計資産比率の割合はイメージです。

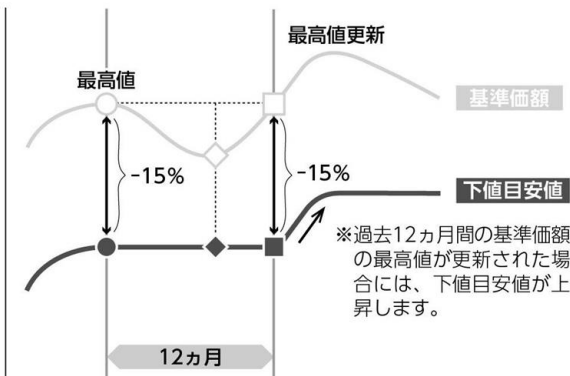
## (リスク抑制コース)の下値目安値について

下値目安値は、過去12ヵ月間の基準価額の最高値から-15%の水準となるよう毎営業日決定します。

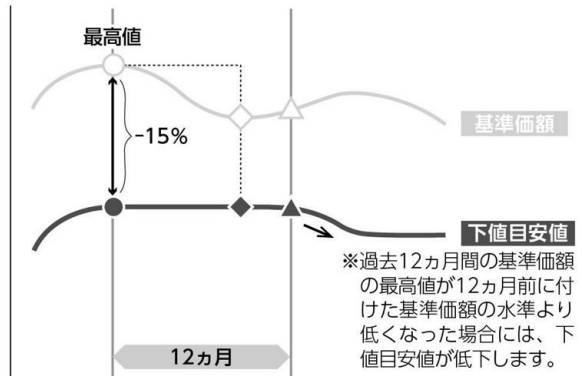
※(基本コース)は、下値目安値を定めておりません。

※設定後12ヵ月に満たない場合は、設定来の最高値をもとに下値目安値を決定します。

### 下値目安値が上昇するケース



### 下値目安値が低下するケース



※下値目安値は、必ずしも上昇または低下するものではありません。基準価額の上昇局面でも基準価額が過去12ヵ月間の最高値を更新できない場合には、下値目安値は上昇せず同じ水準が継続します。基準価額の下落局面でも過去12ヵ月間の基準価額の最高値が維持されている場合には、下値目安値は低下せず同じ水準が継続します。

※下値目安値は、基準価額がこれを下回らないように目標とされる水準であり、基準価額が下値目安値を下回らないことを委託会社が保証するものではありません。

※上記はイメージ図であり、実際にはこれと異なる場合があります。また、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。



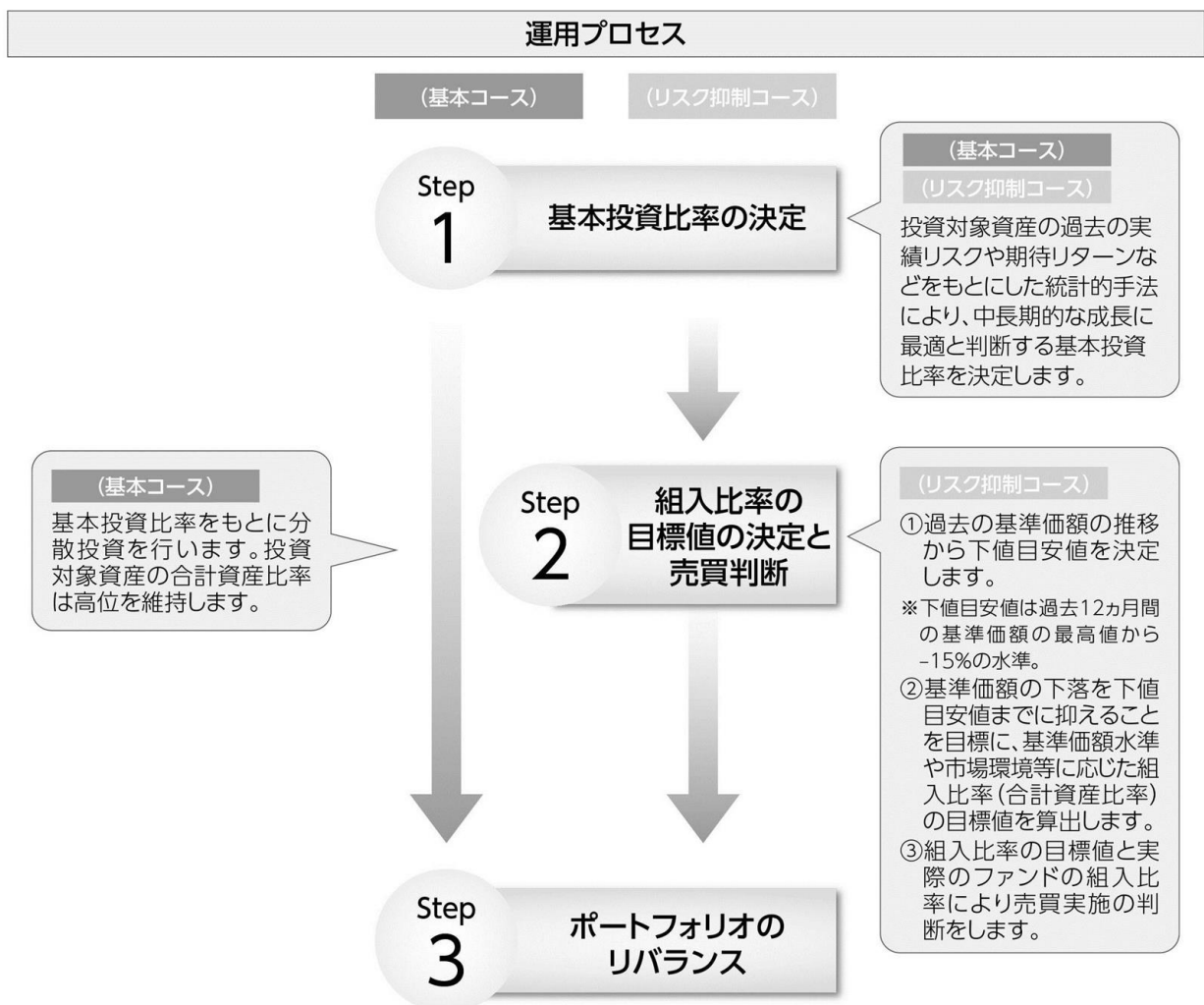
4 各資産への投資比率の決定にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社の投資助言を活用します。

5 年2回決算を行います。

●毎年6月、12月の各11日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



○商品分類表

各ファンド

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ( ) 資産複合

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

各ファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (日本除く)		
大型株 中小型株	年2回	日本		
債券 一般	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
公債 社債	年6回 (隔月)	欧州		
その他債券 クレジット属性 ( )	年12回 (毎月)	アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし
その他資産 ( )	その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 (投資信託証 券(債券、株 式、不動産投 信)、先物、 ETF、短期 金融資産)		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

資産複合（投資信託証券（債券、株式、不動産投信）、先物、E T F、短期金融資産） 資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産（投資信託証券、先物、E T F、短期金融資産）を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル （日本除く）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジあり （フルヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

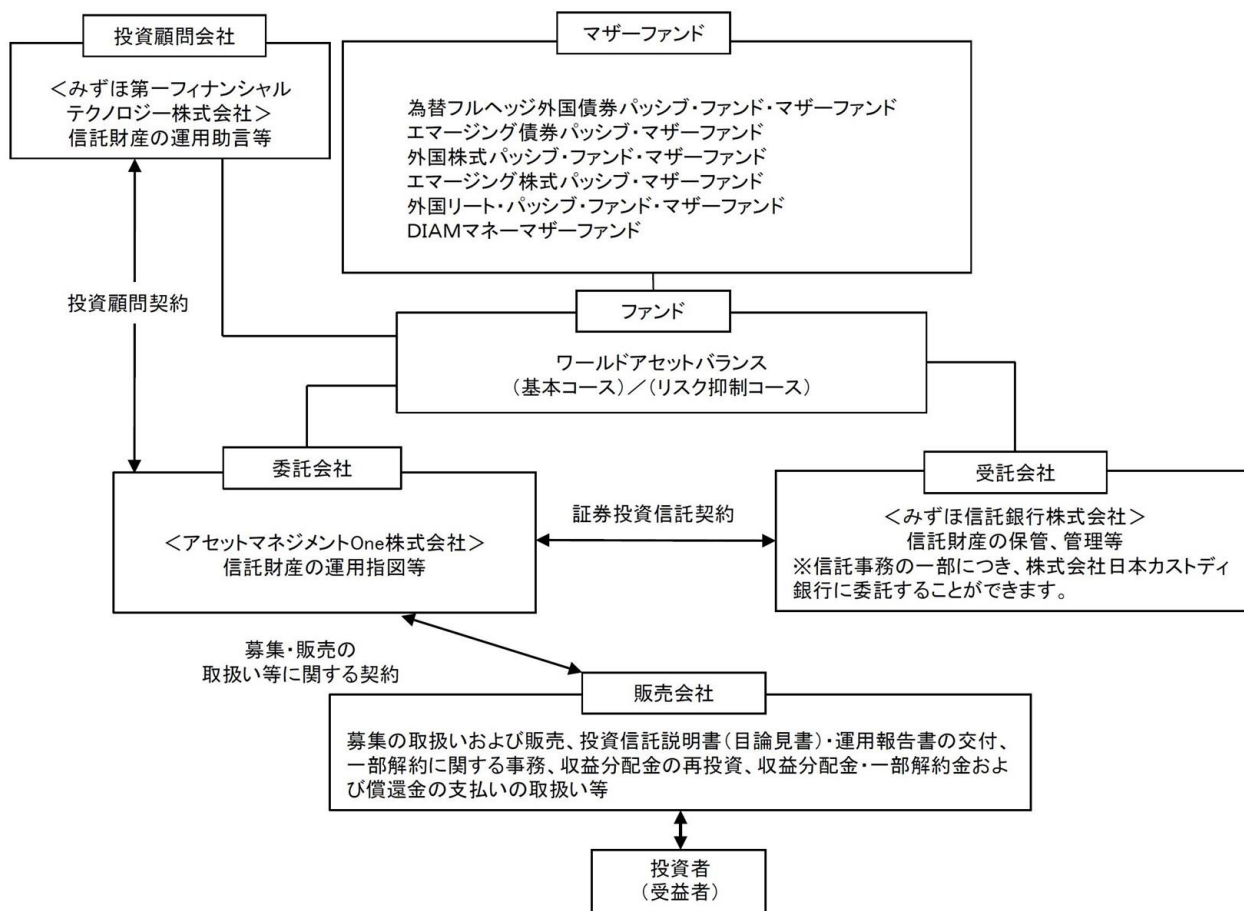
※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

**（２）【ファンドの沿革】**

2017年1月18日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

### (3) 【ファンドの仕組み】



- ・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、各ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、各ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

- ・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

- ・「投資顧問契約」の概要

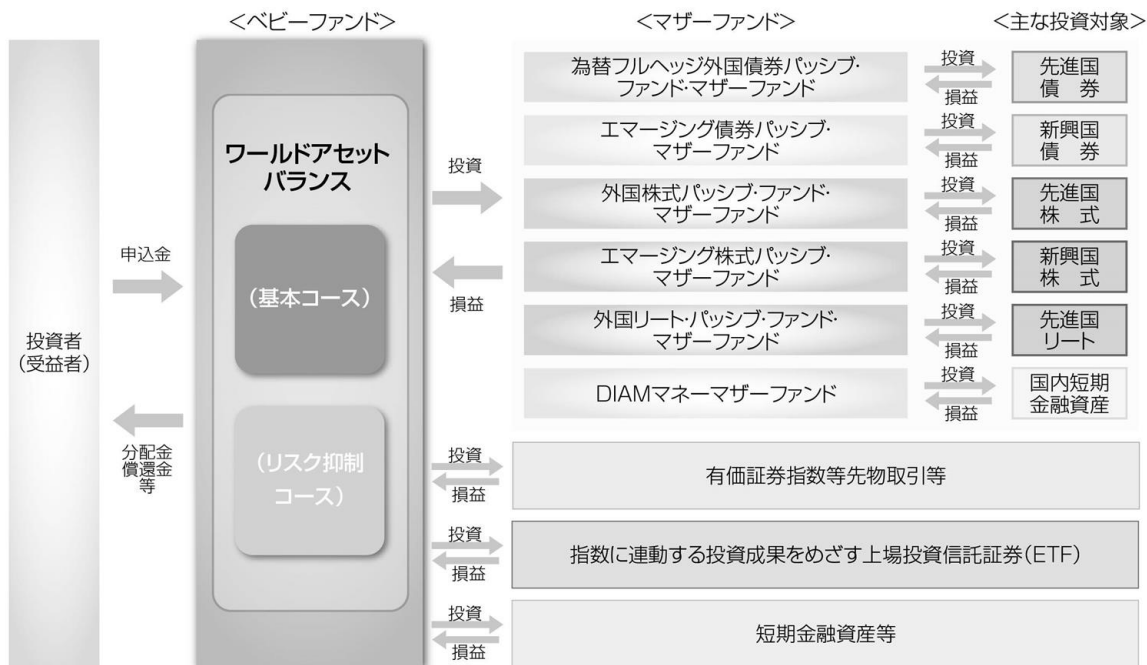
委託会社と投資顧問会社（みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社）の間においては、各ファンドの運用にかかる助言契約が締結されております。

当該契約の内容は、投資顧問サービスの内容、助言の基本方針、運用の責任等について規定したものです。

●「ファミリーファンド方式」とは●

各ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（各ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2024年12月30日現在）

委託会社の沿革

- 1985年7月1日 会社設立
- 1998年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
- 1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
- 1999年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
- 2008年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更
- 2016年10月1日 DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

## 大株主の状況

(2024年12月30日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### ●ワールドアセットバランス（基本コース）

##### <基本方針>

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

##### <投資対象>

「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券、「エマージング債券パッシブ・マザーファンド」受益証券、有価証券指数等先物取引等、指数に連動する投資成果をめざす上場投資信託証券（ETF）を主要投資対象とします。なお、「DIAMマネーマザーファンド」受益証券や短期金融資産等に投資する場合があります。

##### <投資態度>

①以下のマザーファンド受益証券、指数に連動する投資成果をめざす上場投資信託証券（ETF）、有価証券指数等先物取引等への投資を通じて、海外の株式、債券、不動産投資信託証券に実質的に分散投資を行います。

- ・外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
- ・為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
- ・外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
- ・エマージング株式パッシブ・マザーファンド
- ・エマージング債券パッシブ・マザーファンド
- ・上記のほか、DIAMマネーマザーファンドや短期金融資産等に投資する場合があります。

※一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

②実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をめざします。

※一部の新興国通貨については代替通貨等により対円での為替取引を行う場合があります。

③各資産への基本投資比率は、統計的手法により決定し、原則として年1回見直します。

※経済環境、運用環境の大きな変化などにより委託会社が必要と判断した場合には、適宜、基本投資比率の見直しを行うことがあります。

- ④「D I A Mマネーマザーファンド」を除く5つのマザーファンドとE T Fおよび有価証券指数等先物取引等への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑤各資産への投資比率の決定にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社の投資助言を活用します。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ●ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）

### <基本方針>

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

### <投資対象>

「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券、「エマージング債券パッシブ・マザーファンド」受益証券、有価証券指数等先物取引等、指数に連動する投資成果をめざす上場投資信託証券（E T F）を主要投資対象とします。なお、「D I A Mマネーマザーファンド」受益証券や短期金融資産等に投資する場合があります。

### <投資態度>

- ①以下のマザーファンド受益証券、指数に連動する投資成果をめざす上場投資信託証券（E T F）、有価証券指数等先物取引等への投資を通じて、海外の株式、債券、不動産投資信託証券に実質的に分散投資を行います。

- ・外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
- ・為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
- ・外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
- ・エマージング株式パッシブ・マザーファンド
- ・エマージング債券パッシブ・マザーファンド
- ・上記のほか、D I A Mマネーマザーファンドや短期金融資産等に投資する場合があります。

※一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

- ②実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をめざします。

※一部の新興国通貨については代替通貨等により対円での為替取引を行う場合があります。

- ③各資産への基本投資比率は、統計的手法により決定し、原則として年1回見直します。

※経済環境、運用環境の大きな変化などにより委託会社が必要と判断した場合には、適宜、基本投資比率の見直しを行うことがあります。

- ④基準価額の下落を一定水準（下値目安値<sup>(\*)</sup>）までに抑えることを目標に、基準価額の水準や市場環境等に応じて投資対象資産の合計資産比率<sup>(\*\*)</sup>を機動的に変更します。下値目安値



は、毎営業日、委託会社の判断により過去12ヵ月間の基準価額の最高値から一定の水準に設定します。ただし、当該水準は委託会社の判断により今後変更する場合があります。

(\*) 基準価額が下値目安値を下回らないことを委託会社が保証等するものではありません（相場急落の場合などには、基準価額が下値目安値を下回る場合があります。）。

(\*\*) 合計資産比率とは、「D I A Mマネーマザーファンド」を除く5つのマザーファンドとE T Fおよび有価証券指数等先物取引等への投資比率の合計をいいます。

⑤各資産への投資比率の決定にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社の投資助言を活用します。

⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【投資対象】

### ①投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りします。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

### ②運用の指図範囲等（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託である外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド、エマージング債券パッシブ・マザーファンド、D I A Mマネーマザーファンドの各受益証券のほか次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。）
  8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  11. コマーシャル・ペーパー
  12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）、新株予約権証券および新投資口予約権証券
  13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. ～12. の証券または証書の性質を有するもの
  14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
  15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
  18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  22. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  23. 外国の者に対する権利で22. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、13. および18. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から7. までの証券ならびに13. および18. の証券または証書のうち2. から7. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. の証券および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

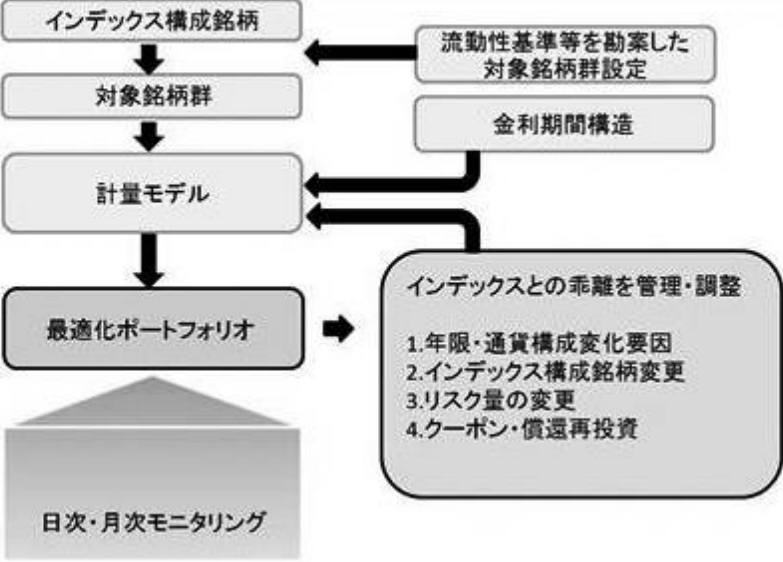
### ③運用の指図範囲等（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

(参考) 各ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	海外の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<p>1. 主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、「FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジあり）」※に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>2. 外国債券への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>3. 外貨建資産の為替リスクは原則フルヘッジとします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。</p> </div>
運用プロセス	<p>流動性基準等を勘案した投資対象銘柄群を設定し、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。日々・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。</p>  <pre> graph TD     A[インデックス構成銘柄] --&gt; B[対象銘柄群]     B --&gt; C[計量モデル]     C --&gt; D[最適化ポートフォリオ]     D --&gt; E[日々・月次モニタリング]          F[流動性基準等を勘案した対象銘柄群設定] --&gt; B     G[金利期間構造] --&gt; C          D --&gt; H[インデックスとの乖離を管理・調整]     subgraph H [インデックスとの乖離を管理・調整]         H1[1. 年限・通貨構成変化要因]         H2[2. インデックス構成銘柄変更]         H3[3. リスク量の変更]         H4[4. クーポン・償還再投資]     end   </pre>

<p>主な投資制限</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限りします。</li> <li>2. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>3. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>4. 同一銘柄の転換社債等への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>5. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>6. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</li> <li>7. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</li> <li>8. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</li> </ol>
---------------	---

<p>ファンド名</p>	<p>エマージング債券パッシブ・マザーファンド</p>
<p>基本方針</p>	<p>この投資信託は、主として新興国の債券に投資し、J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース・為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。</p>
<p>主な投資対象</p>	<p>新興国の公社債を主要投資対象とします。</p>
<p>投資態度</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主として新興国の債券に投資し、J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース・為替ヘッジなし）※の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。</li> <li>2. 原則として、新興国の債券の組入比率は高位を維持します。</li> <li>3. 組入債券は、当初組入時において、S &amp; PもしくはM o o d y ' sの外貨建て長期格付がB B -格もしくはB a 3格以上を取得している債券とします。ただし、両社が格付を付与している場合には、どちらか低い方の格付を基準とします。また、当ファンドが保有する債券の格付が上記基準未満となった場合は、当該債券を速やかに売却するものとします。</li> <li>4. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ . P . モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。</p> </div>

運用プロセス	<p>信用格付基準等を勘案した投資対象銘柄群を設定し、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。日々・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。</p> <pre> graph TD     A[インデックス構成銘柄] --&gt; B[対象銘柄群]     B --&gt; C[計量モデル]     C --&gt; D[最適化ポートフォリオ]     D --&gt; E[日々・月次モニタリング]     E --&gt; C          F[信用格付基準等を勘案した 対象銘柄群設定] --&gt; B     G[金利期間構造] --&gt; C          H["インデックスとの乖離を管理・調整 1. 年限構成変化要因 2. インデックス構成銘柄変更 3. リスク量の変更 4. クーポン・償還再投資"] --&gt; C   </pre>
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>外貨建資産への投資には、制限を設けません。</li> <li>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</li> <li>外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</li> <li>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</li> </ol>

ファンド名	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	海外の株式を主要投資対象とします。
投資態度	<ol style="list-style-type: none"> <li>主に海外の株式に投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）※に連動する投資成果をめざして運用を行います。</li> <li>株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</li> <li>組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※本ファンドは、MSCI Inc.（以下、「MSCI」といいます。）、MSCI の関連会社、情報提供者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者（以下、総称して「MSCI関係者」といいます。）に</p> </div>

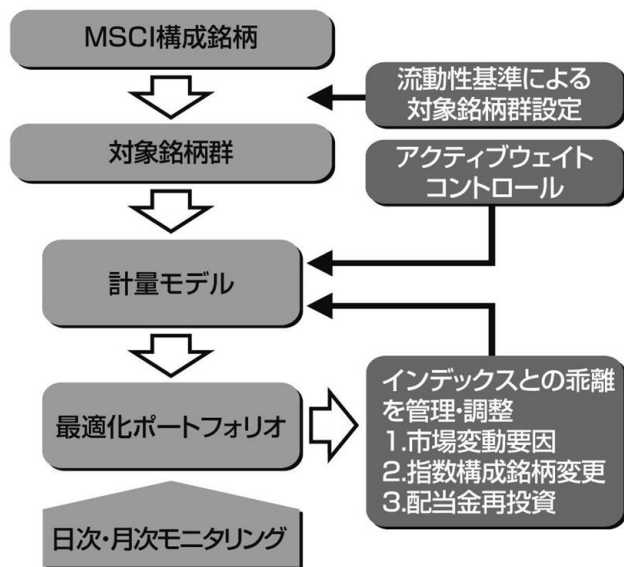
よって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI 指数は、MSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCI またはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のために使用が許諾されています。MSCI関係者は、本ファンドの発行者 もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、ファンド全般もしくは本ファンド自体への投資に関する適否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックするMSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIまたはその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマークおよびトレードネーム、ならびに、本ファンドまたは本ファンドの発行会社、所有者、その他の者もしくは団体に関りなくMSCIが決定、編集、計算するMSCI指数のライセンス所有者です。いかなるMSCI関係者 も、MSCI指数の決定、編集または計算にあたり、本ファンドの発行会社 もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体の要望を考慮する義務を負いません。いかなるMSCI関係者も、本ファンドの発行時期、発行価格もしくは発行数量の決定、または、本ファンドを換金する方程式もしくは本ファンドの換算対価の決定もしくは計算について責任を負うものではなく、また、関与もしていません。また、MSCI関係者は、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報を入手しますが、いかなるMSCI関係者も、MSCI 指数またはそれに含まれるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。いかなるMSCI関係者も、明示的か黙示的かを問わず、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行いません。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれらに関連する過誤、脱漏または中断について責任を負いません。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いかなるMSCI関係者も明示的または黙示的な保証を行うものではなく、かつMSCI関係者は、それらに関する特定目的に対する市場性および適合性に係る一切の保証を明示的に否認します。前記事項を制限することなく、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害その他あらゆる損害（逸失利益を含む。）については、その可能性について告知されていたとしても、MSCI関係者は、かかる損害について責任を負いません。本証券、本商品もしくは本ファンドの購入者、販売者もしくは所有者、またはその他いかなる者もしくは団体も、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、本証券を保証、推奨、販売、または宣伝するためにMSCIのトレードネーム、トレードマークまたはサービス

マークを使用したり、それらに言及することはできません。いかなる状況においても、いかなる者または団体も、事前にMSCIの書面による承認を得ることなくMSCIとの関係を主張することはできません。

運用プロセス

1. 流動性基準による対象銘柄群設定  
取引コスト、マーケットインパクトの低減を図る為、MSCIコクサイ・インデックス構成銘柄のうち、流動性が著しく低くかつ時価総額比率が小さい銘柄を除外して投資銘柄群を設定します。
2. 最適化法によるポートフォリオの構築  
インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差（アクティブウェイト）を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。
3. インデックスとの乖離を管理  
日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合は速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。  
インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。
  - ・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施
  - ・ベンチマーク構成銘柄の変更に伴うもの：四半期に一度の銘柄入替、コーポレートアクションおよび指数構築手法の変更に伴い実施
  - ・配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施



主な投資制限

1. 株式への投資割合には、制限を設けません。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。
3. 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。
4. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
5. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資

	<p>の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>6. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</p> <p>7. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
--	--

ファンド名	エマージング株式パッシブ・マザーファンド
基本方針	<p>この投資信託は、主として海外の証券取引所に上場している株式(*)に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>(*) DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。</p>
主な投資対象	海外の証券取引所に上場している株式を主要投資対象とします。
投資態度	<p>1. 主として海外の証券取引所に上場している株式に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>2. 原則として、株式の組入比率は高位を維持します。</p> <p>3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※本ファンドは、MSCI Inc. (以下、「MSCI」といいます。)、MSCIの関連会社、情報提供者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者(以下、総称して「MSCI関係者」といいます。)によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI指数は、MSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のために使用が許諾されています。MSCI関係者は、本ファンドの発行者もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、ファンド全般もしくは本ファンド自体への投資に関する適否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックするMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIまたはその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマークおよびトレードネーム、ならびに、本ファンドまたは本ファンドの発行会社、所有者、その他の者もしくは団体に限りなくMSCIが決定、編集、計算するMSCI指数のライセンス所有者です。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数の決定、編集または計算にあたり、本ファンドの発行会社</p> </div>

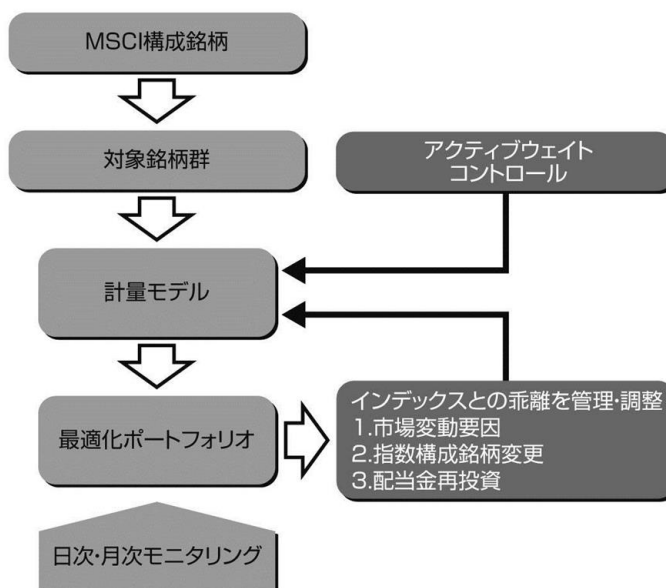


もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体の要望を考慮する義務を負いません。いかなるMSCI関係者も、本ファンドの発行時期、発行価格もしくは発行数量の決定、または、本ファンドを換金する方程式もしくは本ファンドの換算対価の決定もしくは計算について責任を負うものではなく、また、関与もしていません。また、MSCI関係者は、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報を入手しますが、いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。いかなるMSCI関係者も、明示的か黙示的かを問わず、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行いません。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれらに関連する過誤、脱漏または中断について責任を負いません。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いかなるMSCI関係者も明示的または黙示的な保証を行うものではなく、かつMSCI関係者は、それらに関する特定目的に対する市場性および適合性に係る一切の保証を明示的に否認します。前記事項を制限することなく、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害その他あらゆる損害（逸失利益を含む。）については、その可能性について告知されていたとしても、MSCI関係者は、かかる損害について責任を負いません。本証券、本商品もしくは本ファンドの購入者、販売者もしくは所有者、またはその他いかなる者もしくは団体も、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、本証券を保証、推奨、販売、または宣伝するためにMSCIのトレードネーム、トレードマークまたはサービスマークを使用したり、それらに言及することはできません。いかなる状況においても、いかなる者または団体も、事前にMSCIの書面による承認を得ることなくMSCIとの関係を主張することはできません。

運用プロセス

現地口座の開設可否、預託証券の利用可否を基準に投資対象銘柄群を設定し、インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用いて、インデックスとの乖離を抑えます。  
 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。



<p>主な投資制限</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株式への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>2. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。</li> <li>3. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>4. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</li> <li>5. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</li> <li>6. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</li> </ol>
---------------	---

<p>ファンド名</p>	<p>外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド</p>
<p>基本方針</p>	<p>この投資信託は、S &amp; P 先進国 REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p>
<p>主な投資対象</p>	<p>日本を除く世界各国の不動産投資信託証券（*）を主要投資対象とします。          （*）海外の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券とします。</p>
<p>投資態度</p>	<p>1. 主に日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、S &amp; P</p>

先進国 REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）※に連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 不動産投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。ただし、金利・為替状況によってはヘッジを行う場合があります。

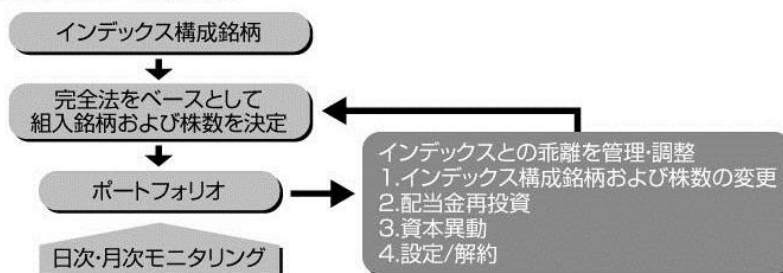
※S & P 先進国 REITインデックスはS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これの使用ライセンスがアセットマネジメントOne株式会社（以下「アセットマネジメントOne」）に付与されています。S&P<sup>®</sup>、S&P 500<sup>®</sup>、US 500、The 500、iBoxx<sup>®</sup>、iTraxx<sup>®</sup>およびCDX<sup>®</sup>は、S&P Global, Inc.またはその関連会社（「S&P」）の商標です。Dow Jones<sup>®</sup>は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、アセットマネジメントOneにより一定の目的でサブライセンスされています。指数に直接投資することはできません。本商品は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）がスポンサーとなっておらず、推奨、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、本商品の所有者またはいかなる一般人に対して、証券全般または具体的に本商品への投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS & P 先進国 REITインデックスの能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。S & P 先進国 REITインデックスに関する、S&P Dow Jones IndicesとアセットマネジメントOneとの間における唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesおよび／またはそのライセンサーの一定の商標、サービスマーク、および／または商号をライセンス供与していることです。S & P 先進国 REITインデックスは、アセットマネジメントOneまたは本商品を考慮することなく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S & P 先進国 REITインデックスの決定、構成または計算に際して、アセットマネジメントOneまたは本商品の所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、本商品の管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S & P 先進国 REITインデックスに基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資リターンを提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indicesは、（改正米国1940年投資会社法に定義する）投資顧問、商品取引顧問、コモディティ・プール・オペレーター、ブローカー・ディーラー、受託者、プロモーターでも、合衆国法典第15巻第77条k項(a)に列記する「専門

家」でも、税務顧問でもありません。S&P Dow Jones Indicesが、証券、商品、暗号通貨又はその他資産を指数に採用した場合にも、それは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券、商品、暗号通貨またはその他の資産を購入、売却または保有するよう推奨したことにはならず、また投資助言もしくは商品取引の助言とはみなされません。

S&P DOW JONES INDICESまたは第三者ライセンサーは、S & P 先進国 REITインデックスまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくはS & P 先進国 REITインデックスを使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、アセットマネジメントOne、本商品の所有者、またはその他の人物や組織が得られるべき結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、ライセンサーの商品の有価証券届出書、目論見書またはその他の募集資料を審査しておらず、いかなる部分も作成および／または証明しておらず、またS&P DOW JONES INDICESはそれらを管理していません。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESとアセットマネジメントOneとの間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

運用プロセス

ポートフォリオの構築にあたっては、原則としてインデックスである「S&P先進国REITインデックス(除く日本)」を構成する全ての銘柄を、その時価構成比で組み入れることをめざします。インデックスに対する運動性を随時確認し、必要に応じてポートフォリオのリバランスを実施します。



主な投資制限

1. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
2. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
3. 株式への直接投資は行いません。

4. 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S & P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、指数との連動性を維持するために当該不動産投資信託証券をS & P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の構成割合の範囲で組入れることができるものとします。
5. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
6. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
7. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

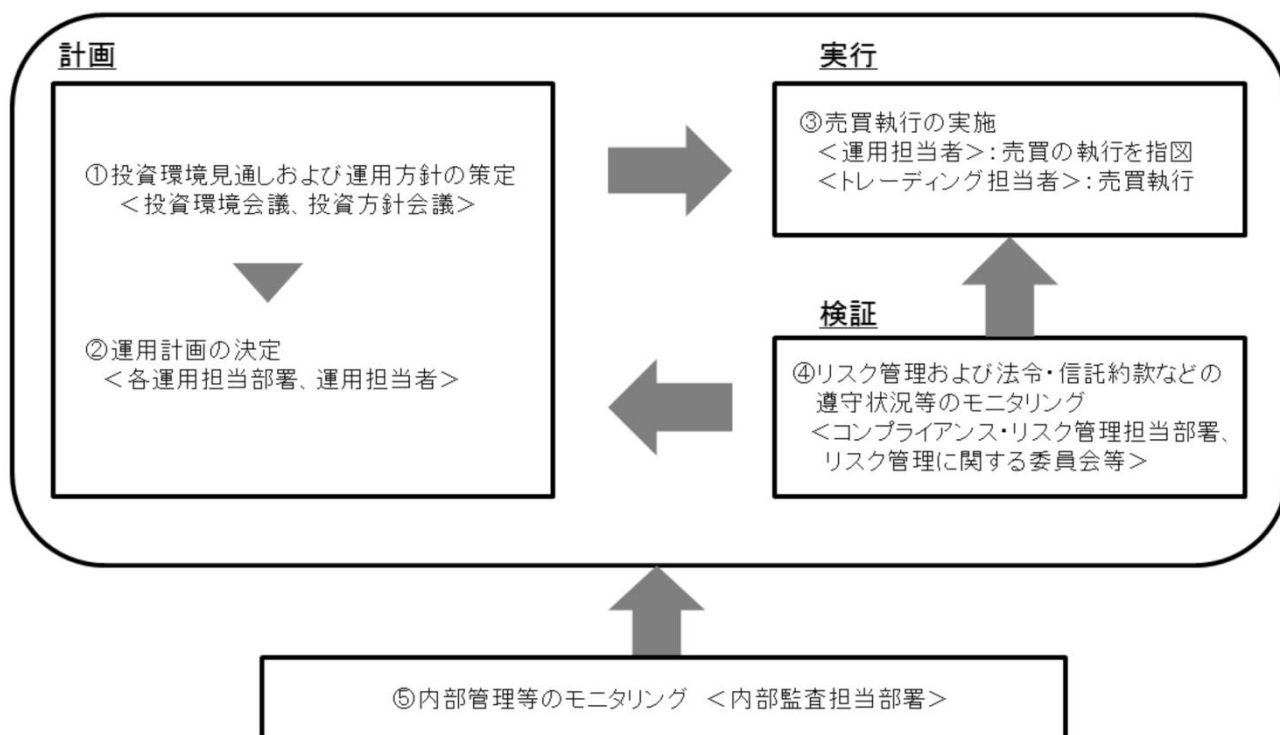
ファンド名	D I A M マネーマザーファンド
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保をめざします。
主な投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。
投資態度	<p>1. 国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関（*）の長期発行体格付（複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付）がAA-格相当以上の社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のCD、CPを主要投資対象とします。</p> <p>（*）主要格付機関とは、R &amp; I、J C R、M o o d y' s、S &amp; Pとします。</p> <p>2. 国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。</p> <p>3. ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。</p>
運用プロセス	マクロ経済分析を主体としたファンダメンタルズ分析、投資家の需給動向等分析および信用リスク市場の分析等に基づき、短期金利の方向性見通し、セクター別のクレジットスプレッドの拡縮等を予測し、ファンドのデュレーションおよびセクター配分を決定します（トップダウンアプローチ）。
主な投資制限	1. 株式への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。

2. 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
3. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
5. 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 外貨建て資産への投資は行いません。
7. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
8. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

### (3) 【運用体制】

#### a. ファンドの運用体制



#### ① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

#### ② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

#### ③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### ④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的で開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2024年12月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4) 【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（原則として毎年6月、12月の各11日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配方式

(1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。な



お、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2) 上記(1)の1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

### ③収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5) 【投資制限】

①各マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限）

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限）

③株式への実質投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限）

④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限）

⑤同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、当該上場投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限）

⑥スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定します。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限）

⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限）

⑧投資する株式等の範囲（約款第20条）

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨信用取引の指図範囲（約款第21条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- 2) 上記1)の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩先物取引等の運用指図（約款第22条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
  1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッ

ジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象③運用の指図範囲等の1.～4.に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額」といいます。）とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、⑩で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑩で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象③運用の指図範囲等の1.～4.に掲げる金融商品で運用している額（以下2.において「金融商品運用額等」といいます。）とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑩で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑪スワップ取引の運用指図（約款第23条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産

総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) 上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第24条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下3)において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下5)において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下5)において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下5)において同じ。）を超えないものとします。なお、

信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

6) 上記5)においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

7) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

8) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### ⑬デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第25条）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### ⑭有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.～2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2) 上記1)1.～2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

#### ⑮特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第28条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### ⑯外国為替予約取引の指図（約款第29条）

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

2) 上記1)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託

財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- 3) 上記2)においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 4) 上記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### ⑰資金の借入れ（約款第35条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### ⑱同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

### 3【投資リスク】

#### <基準価額の主な変動要因>

各ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

#### ・資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

ファンドの実質資産配分において、収益率の悪い資産への配分比率が大きい場合、基準価額が下がる場合があります。

リスク抑制コースでは、現金等の保有比率を増加させることにより、基準価額の下落リスクの低減をめざして運用を行います。当手法が効果的に機能しない場合等により、基準価額の下落リスクを低減できない場合や、市場全体の上昇に追従できない場合があります。

#### ・株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

#### ・金利リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となります。

一般的に金利が上昇すると債券、リートの価格は下落します。ファンドは、実質的に債券、リートに投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

#### ・リートの価格変動リスク

リートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向などによって変動します。

ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。

#### ・為替リスク

為替ヘッジを行っても、為替相場の変動による基準価額への影響を完全には排除できません。

ファンドは、実質組入外貨建資産については原則として対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。

なお、実質組入資産の直接ヘッジのほか、一部の新興国通貨については代替通貨を用いた為替ヘッジを行う場合があります。代替通貨を用いた為替ヘッジの場合、通貨間の値動きが異なる場



合が想定されますので、十分な為替ヘッジ効果が得られない可能性や、代替通貨と一部の新興国通貨間の為替変動の影響を受ける可能性があります。

また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨および代替通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

・信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、ファンドが実質的に投資するリートが、収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

・流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

・カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

ファンドの実質的な投資対象国・地域における政治・経済情勢の変化等によっては、運用上の制約を受ける可能性があり、基準価額が下がる要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

○各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、各ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、各ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

○（基本コース）（リスク抑制コース）の2つのファンド間でスイッチングを行うことができます。ただし、販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

○リスク抑制コースでは、過去12ヵ月間の基準価額の最高値をもとに下値目安値を毎営業日決定し、合計資産比率を調整※します。そのため、基準価額は、長期的に15%以上下落する場合があります。また、相場急変時等においては、基準価額が下値目安値を下回る場合もあります。したがって、損失が常に一定範囲に限定されるわけではないことにご留意ください。

※基準価額的水準が下値目安値に近づいた場合等では、下値目安値を意識した資産配分（組入比率）をめざすため、投資対象資産の合計資産比率の引上げについては機動的に行えない場合があります。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

○委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

○各ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、各ファンドにおいて受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、その他やむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

#### ○注意事項

イ. ファンドは、実質的に債券、株式、不動産投資信託証券（リート）などの値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。

ロ. 投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

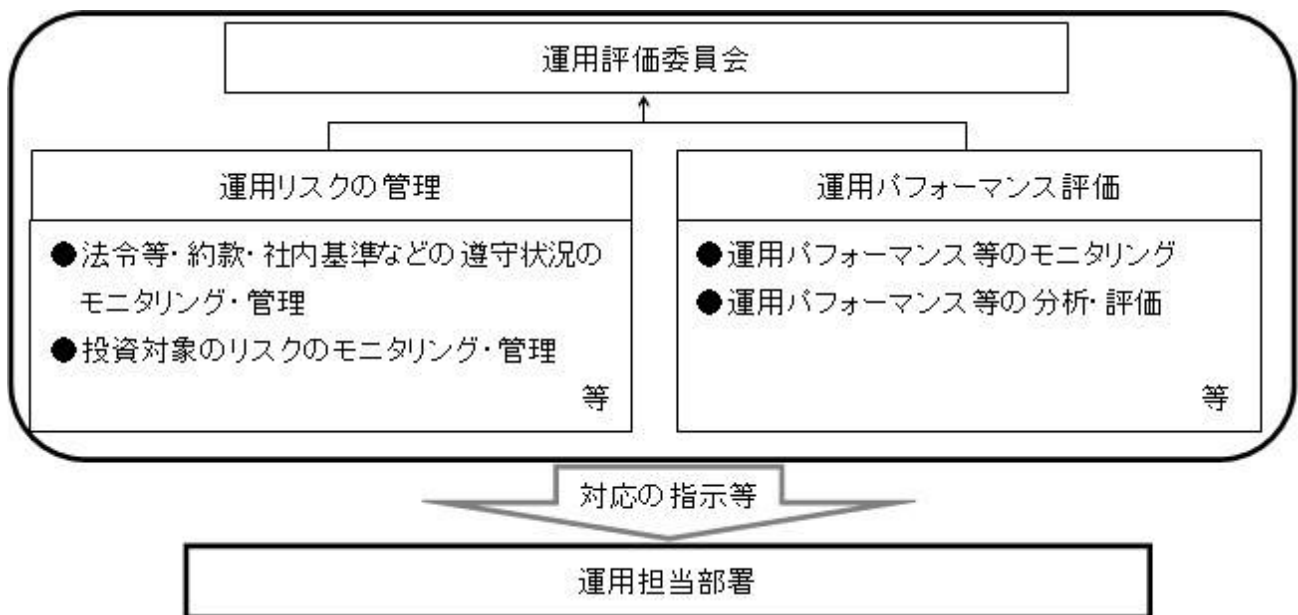
ハ. 投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

ニ. 投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



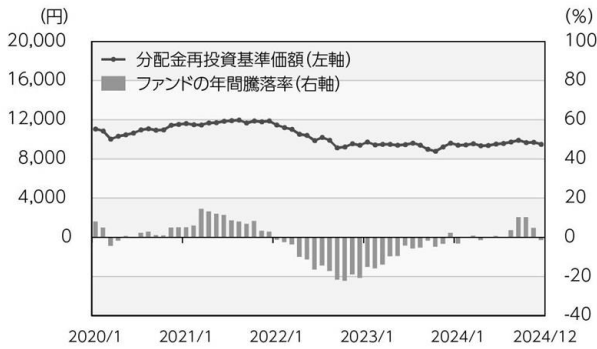
- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2024年12月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

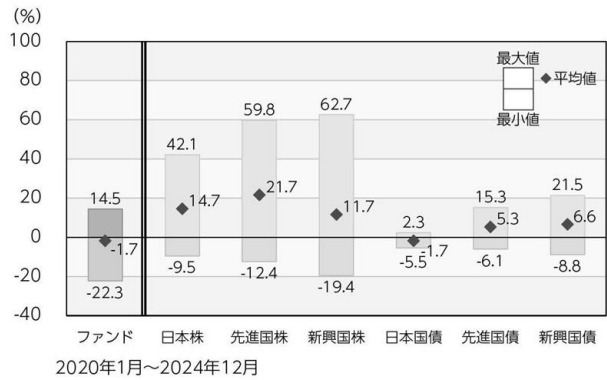
## <参考情報>

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

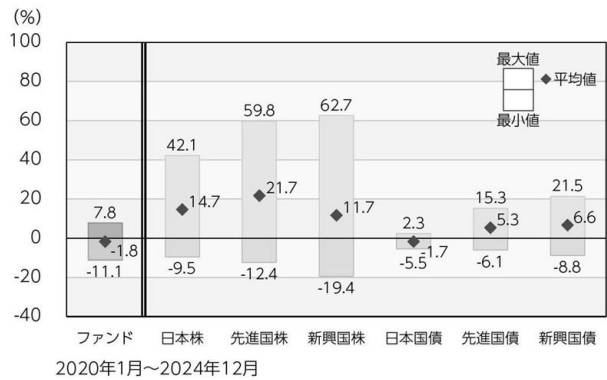
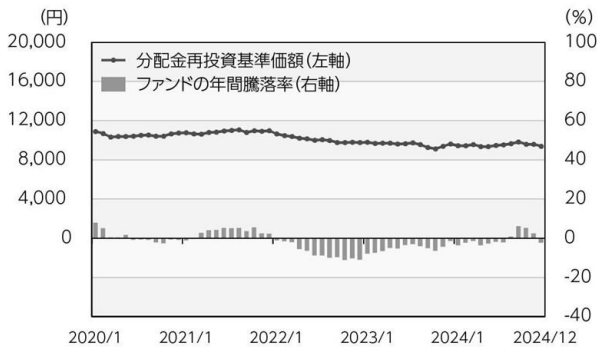
#### (基本コース)



### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



#### (リスク抑制コース)



\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	[東証株価指数 (TOPIX)]は、日本の株式市場を広くに網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる商標または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる商標または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	[MSCIコクサイ・インデックス]は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	[MSCIエマージング・マーケット・インデックス]は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	[NOMURA-BPI国債]は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	[FTSE世界国債インデックス (除く日本)]は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド (円ベース)	[JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド]は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

##### (3) 【信託報酬等】

各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.243%（税抜1.13%）

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.55%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.55%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

※委託会社の信託報酬には、各ファンドの投資顧問会社（みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社）に対する投資顧問報酬が含まれます。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

##### (4) 【その他の手数料等】

###### 1. 信託財産留保額

ありません。

###### 2. その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

④マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に各ファンドで負担することになります。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上場投資信託（ETFおよびリート）は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託（ETFおよびリート）の費用は表示していません。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

## （５）【課税上の取扱い】

◇各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

### ①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

### ③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定

口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※各ファンドは、少額投資非課税制度（NISA）の対象ではありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

#### ○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2024年12月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### ◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

##### <個別元本について>

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。）

##### <収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る

部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

… (参考情報) ファンドの総経費率 …

ファンド名	総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
(基本コース)	1.34%	1.24%	0.10%
(リスク抑制コース)	1.31%	1.24%	0.07%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年6月12日~2024年12月11日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、各ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

ワールドアセットバランス（基本コース）

2024年12月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	4,577,851,839	99.57
内 日本	4,577,851,839	99.57
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	19,928,520	0.43
純資産総額	4,597,780,359	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）

2024年12月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	9,189,453,693	67.88
内 日本	9,189,453,693	67.88
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	4,349,072,831	32.12
純資産総額	13,538,526,524	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	1,776,015,772,949	96.39
内 アメリカ	1,342,588,738,845	72.87
内 イギリス	62,024,886,032	3.37
内 カナダ	57,666,139,879	3.13
内 スイス	46,498,120,148	2.52
内 フランス	43,865,979,732	2.38
内 ドイツ	40,381,826,276	2.19
内 アイルランド	32,796,631,873	1.78
内 オーストラリア	29,830,052,865	1.62
内 オランダ	28,700,942,679	1.56
内 スウェーデン	13,731,359,781	0.75
内 デンマーク	12,843,802,160	0.70
内 スペイン	11,497,247,019	0.62
内 イタリア	9,656,876,634	0.52
内 香港	6,598,267,544	0.36
内 シンガポール	5,529,399,890	0.30
内 フィンランド	4,313,073,233	0.23
内 イスラエル	4,113,605,573	0.22
内 ジャージイー	3,563,940,048	0.19
内 ベルギー	3,256,859,590	0.18
内 ケイマン諸島	2,765,730,383	0.15
内 ルクセンブルグ	2,714,654,353	0.15
内 ノルウェー	2,470,971,492	0.13
内 バミューダ	2,007,142,739	0.11

	内 リベリア	1,538,955,314	0.08
	内 オランダ領キュラソー	1,464,540,248	0.08
	内 ニュージーランド	1,305,276,885	0.07
	内 オーストリア	816,396,797	0.04
	内 パナマ	725,005,400	0.04
	内 ポルトガル	618,757,493	0.03
	内 マン島	130,592,044	0.01
新株予約権証券		0	0.00
	内 カナダ	0	0.00
投資信託受益証券		2,483,889,935	0.13
	内 オーストラリア	2,029,355,694	0.11
	内 シンガポール	454,534,241	0.02
投資証券		29,841,545,685	1.62
	内 アメリカ	28,287,747,283	1.54
	内 フランス	640,595,606	0.03
	内 イギリス	426,982,001	0.02
	内 香港	274,983,598	0.01
	内 カナダ	113,759,793	0.01
	内 ベルギー	97,477,404	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		34,102,236,716	1.85
純資産総額		1,842,443,445,285	100.00

その他資産の投資状況

2024年12月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	44,116,659,466	2.39
内 アメリカ	35,178,646,734	1.91
内 ドイツ	5,420,585,612	0.29
内 イギリス	1,574,317,857	0.09
内 カナダ	1,373,789,113	0.07
内 オーストラリア	569,320,150	0.03

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	302,468,325,881	103.75
内 アメリカ	142,188,818,628	48.77
内 中国	34,642,626,724	11.88
内 フランス	22,043,397,949	7.56
内 イタリア	20,890,289,106	7.17
内 ドイツ	17,591,689,427	6.03
内 イギリス	15,551,342,793	5.33
内 スペイン	13,189,302,282	4.52
内 カナダ	5,812,797,692	1.99
内 ベルギー	4,733,916,889	1.62
内 オランダ	4,028,375,439	1.38

内 オーストラリア	3,676,229,321	1.26
内 オーストリア	3,281,713,410	1.13
内 メキシコ	2,306,119,784	0.79
内 ポルトガル	1,813,836,158	0.62
内 ポーランド	1,631,854,641	0.56
内 マレーシア	1,570,575,535	0.54
内 フィンランド	1,529,953,636	0.52
内 アイルランド	1,467,848,746	0.50
内 シンガポール	1,179,277,998	0.40
内 イスラエル	971,141,349	0.33
内 ニュージーランド	811,638,585	0.28
内 デンマーク	663,413,086	0.23
内 スウェーデン	465,245,456	0.16
内 ノルウェー	426,921,247	0.15
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	△10,923,506,253	△3.75
純資産総額	291,544,819,628	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	11,156,496,622	10.24
内 オーストラリア	7,884,184,745	7.23
内 シンガポール	3,212,557,717	2.95
内 香港	59,754,160	0.05
投資証券	96,440,714,893	88.48
内 アメリカ	85,856,795,977	78.77
内 イギリス	4,348,524,460	3.99
内 フランス	1,850,736,593	1.70
内 カナダ	1,340,824,152	1.23
内 ベルギー	906,578,206	0.83
内 香港	888,190,775	0.81
内 スペイン	449,387,679	0.41
内 韓国	171,248,874	0.16
内 ガーンジー	160,764,831	0.15
内 イスラエル	148,519,378	0.14
内 オランダ	142,812,160	0.13
内 ニュージーランド	93,256,824	0.09
内 アイルランド	38,801,750	0.04
内 ドイツ	35,866,207	0.03
内 イタリア	8,407,027	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,400,717,572	1.29
純資産総額	108,997,929,087	100.00

その他資産の投資状況

2024年12月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
不動産投信指数先物取引（買建）	2,018,811,795	1.85
内 アメリカ	2,018,811,795	1.85

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	102,192,712,628	94.21
内 インド	20,059,449,099	18.49
内 台湾	20,038,392,701	18.47
内 ケイマン諸島	16,770,682,702	15.46
内 中国	11,205,914,206	10.33
内 韓国	9,238,836,774	8.52
内 サウジアラビア	4,222,969,814	3.89
内 ブラジル	3,504,521,059	3.23
内 南アフリカ	2,792,366,126	2.57
内 マレーシア	1,552,264,320	1.43
内 インドネシア	1,506,037,511	1.39
内 タイ	1,487,625,708	1.37
内 アラブ首長国連邦	1,395,851,951	1.29
内 メキシコ	1,378,843,713	1.27
内 カタール	854,958,459	0.79
内 香港	841,114,746	0.78
内 ポーランド	794,702,763	0.73
内 クエート	761,730,318	0.70
内 トルコ	689,003,505	0.64
内 フィリピン	538,236,425	0.50
内 ギリシャ	479,170,961	0.44
内 チリ	421,493,997	0.39
内 バミューダ	396,363,945	0.37
内 アメリカ	359,652,546	0.33
内 ハンガリー	252,199,757	0.23
内 イギリス	156,887,359	0.14
内 チェコ	135,647,274	0.13
内 コロンビア	100,763,149	0.09
内 ルクセンブルグ	95,734,798	0.09
内 オランダ	58,674,009	0.05
内 エジプト	52,780,464	0.05
内 ペルー	27,297,400	0.03
内 シンガポール	22,545,069	0.02
内 ロシア	0	0.00
内 キプロス	0	0.00
内 イギリス領バージン諸島	0	0.00
投資信託受益証券	494,687,122	0.46
内 メキシコ	368,332,565	0.34
内 ブラジル	126,354,557	0.12
投資証券	83,718,019	0.08
内 メキシコ	83,718,019	0.08
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	5,707,542,476	5.26

純資産総額	108,478,660,245	100.00
-------	-----------------	--------

その他資産の投資状況

2024年12月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引 (買建)	7,255,938,052	6.69
内 アメリカ	7,255,938,052	6.69

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

エマージング債券パッシブ・マザーファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	119,618,004,357	98.07
内 サウジアラビア	13,667,235,865	11.20
内 メキシコ	11,708,519,420	9.60
内 ポーランド	9,895,081,305	8.11
内 コロンビア	8,936,913,234	7.33
内 アラブ首長国連邦	8,821,988,953	7.23
内 ブラジル	8,676,434,949	7.11
内 チリ	8,128,125,927	6.66
内 ハンガリー	8,049,946,682	6.60
内 ルーマニア	7,761,146,552	6.36
内 ドミニカ共和国	7,140,542,578	5.85
内 ペルー	5,099,576,542	4.18
内 インドネシア	4,368,105,081	3.58
内 カタール	4,232,111,158	3.47
内 南アフリカ	4,092,155,760	3.35
内 パナマ	3,559,482,851	2.92
内 オマーン	1,605,997,624	1.32
内 フィリピン	1,474,060,438	1.21
内 ウルグアイ	1,263,855,352	1.04
内 中国	1,136,724,086	0.93
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	2,359,582,678	1.93
純資産総額	121,977,587,035	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

ワールドアセットバランス (基本コース)

2024年12月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	為替フルヘッジ外国債券 パッシブ・ファンド・マ ザーファンド	親投資 信託受 益証券	1,387,471,503	1.1654	1.1444	—	34.53

	日本			1,616,959,766	1,587,822,388	—	
2	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	親投資 信託受 益証券	114,219,508	10.0937	10.3113	—	25.62
	日本			1,152,906,725	1,177,751,612	—	
3	エマージング株式パッシブ・マザーファンド	親投資 信託受 益証券	492,859,760	1.8461	1.8700	—	20.05
	日本			909,873,507	921,647,751	—	
4	エマージング債券パッシブ・マザーファンド	親投資 信託受 益証券	180,751,156	2.4649	2.4924	—	9.80
	日本			445,533,626	450,504,181	—	
5	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド	親投資 信託受 益証券	201,200,415	2.1949	2.1875	—	9.57
	日本			441,614,791	440,125,907	—	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.57
合計	99.57

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### ワールドアセットバランス (リスク抑制コース)

2024年12月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	為替フルヘッジ外国債券 パッシブ・ファンド・マ ザーファンド	親投資 信託受 益証券	2,727,710,066	1.1654	1.1444	—	23.06
	日本			3,178,874,610	3,121,591,399	—	
2	外国株式パッシブ・ファン ド・マザーファンド	親投資 信託受 益証券	227,513,347	10.0925	10.3113	—	17.33
	日本			2,296,186,613	2,345,958,374	—	
3	エマージング株式パッシ ブ・マザーファンド	親投資 信託受 益証券	1,001,304,294	1.8456	1.8700	—	13.83
	日本			1,848,096,810	1,872,439,029	—	
4	エマージング債券パッシ ブ・マザーファンド	親投資 信託受 益証券	374,432,750	2.4649	2.4924	—	6.89
	日本			922,939,287	933,236,186	—	
5	外国リート・パッシブ・ ファンド・マザーファンド	親投資 信託受 益証券	418,847,408	2.1949	2.1875	—	6.77
	日本			919,329,344	916,228,705	—	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率 (%)

親投資信託受益証券	67.88
合計	67.88

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年12月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	APPLE INC アメリカ	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	2,595,440	30,076.44 78,061,618,587	40,429.22 104,931,630,848	— —	5.70
2	NVIDIA CORP アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	4,187,529	12,695.80 53,164,038,333	21,672.24 90,753,141,032	— —	4.93
3	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフト ウェア	1,205,374	65,125.03 78,500,029,214	68,101.23 82,087,458,519	— —	4.46
4	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 大規模小 売り	1,612,828	27,475.83 44,313,798,672	35,392.77 57,082,458,517	— —	3.10
5	META PLATFORMS INC アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	373,062	76,036.30 28,366,254,332	94,877.94 35,395,356,216	— —	1.92
6	TESLA INC アメリカ	株式 自動車	491,013	30,971.05 15,207,190,984	68,279.97 33,526,357,230	— —	1.82
7	ALPHABET INC-CL A アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	999,847	23,569.73 23,566,131,947	30,490.77 30,486,111,711	— —	1.65
8	BROADCOM INC アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	757,794	20,764.94 15,735,549,086	38,240.01 28,978,053,926	— —	1.57
9	ALPHABET INC-CL C アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ	858,409	23,728.35 20,368,636,004	30,693.24 26,347,359,635	— —	1.43

		ディアお よびサー ビス						
10	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	株式 銀行	486,436	28,672.03 13,947,107,791	38,148.27 18,556,692,157	— —	1.01	
11	ELI LILLY & CO アメリカ	株式 医薬品	137,932	121,999.03 16,827,571,303	123,881.83 17,087,268,658	— —	0.93	
12	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B アメリカ	株式 金融サー ビス	226,276	64,004.81 14,482,754,422	72,210.75 16,339,560,074	— —	0.89	
13	VISA INC アメリカ	株式 金融サー ビス	285,183	44,329.02 12,641,885,236	50,405.63 14,374,831,289	— —	0.78	
14	EXXON MOBIL CORP アメリカ	株式 石油・ガ ス・消耗 燃料	759,238	16,201.40 12,300,724,600	16,843.00 12,787,850,493	— —	0.69	
15	UNITEDHEALTH GROUP INC アメリカ	株式 ヘルスケ ア・プロ バイダー ／ヘルス ケア・ サービス	157,571	82,561.64 13,009,320,690	80,670.21 12,711,286,951	— —	0.69	
16	MASTERCARD INC アメリカ	株式 金融サー ビス	140,760	73,869.42 10,397,859,938	84,183.39 11,849,654,820	— —	0.64	
17	COSTCO WHOLESALE CORP アメリカ	株式 生活必需 品流通・ 小売り	75,700	117,425.26 8,889,092,864	148,641.74 11,252,180,172	— —	0.61	
18	WALMART INC アメリカ	株式 生活必需 品流通・ 小売り	755,711	9,249.99 6,990,322,121	14,498.77 10,956,886,625	— —	0.59	
19	PROCTER & GAMBLE CO アメリカ	株式 家庭用品	401,654	24,860.79 9,985,437,659	26,816.25 10,770,856,246	— —	0.58	
20	HOME DEPOT INC アメリカ	株式 専門小売 り	170,018	56,928.41 9,678,855,050	62,142.59 10,565,359,682	— —	0.57	
21	NETFLIX INC アメリカ	株式 娯楽	73,315	94,028.42 6,893,694,225	143,556.25 10,524,827,128	— —	0.57	
22	JOHNSON & JOHNSON アメリカ	株式 医薬品	411,627	24,599.43 10,125,790,786	22,944.00 9,444,373,592	— —	0.51	
23	SALESFORCE INC アメリカ	株式 ソフト ウェア	163,470	45,445.86 7,429,035,131	53,536.02 8,751,533,352	— —	0.47	
24	ABBVIE INC アメリカ	株式 バイオテ クノロ	302,055	27,758.64 8,384,636,166	28,157.62 8,505,150,452	— —	0.46	



		ジー					
25	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	株式 銀行	1,196,739	5,403.49 6,466,570,346	7,013.70 8,393,569,760	— —	0.46
26	NOVO NORDISK A/S-B デンマーク	株式 医薬品	550,407	18,799.45 10,347,350,752	14,059.74 7,738,584,267	— —	0.42
27	ASML HOLDING NV オランダ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	68,508	139,537.79 9,559,455,453	112,953.70 7,738,232,627	— —	0.42
28	ORACLE CORP アメリカ	株式 ソフト ウェア	283,923	18,838.18 5,348,593,766	26,726.09 7,588,152,446	— —	0.41
29	SAP SE ドイツ	株式 ソフト ウェア	178,153	27,873.68 4,965,779,875	39,498.33 7,036,747,766	— —	0.38
30	COCA-COLA CO/THE アメリカ	株式 飲料	700,581	9,482.43 6,643,213,025	9,878.34 6,920,578,016	— —	0.38

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
株式	96.39
新株予約権証券	0.00
投資信託受益証券	0.13
投資証券	1.62
合計	98.15

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

2024年12月30日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
半導体・半導体製造装置	外国	9.25
ソフトウェア		8.79
コンピュータ・周辺機器		6.00
銀行		5.57
インタラクティブ・メディアおよびサービス		5.12
医薬品		4.12
石油・ガス・消耗燃料		3.55
大規模小売り		3.50
資本市場		3.45
金融サービス		3.21
保険		2.94
自動車		2.26
ヘルスケア機器・用品		2.04
航空宇宙・防衛		1.98
ホテル・レストラン・レジャー		1.94
生活必需品流通・小売り		1.81
機械		1.70
専門小売り		1.60

ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス	1.58
バイオテクノロジー	1.52
電力	1.52
化学	1.47
娯楽	1.32
情報技術サービス	1.32
飲料	1.18
電気設備	1.10
金属・鉱業	1.07
食品	0.97
ライフサイエンス・ツール／サービス	0.95
家庭用品	0.94
専門サービス	0.92
繊維・アパレル・贅沢品	0.89
各種電気通信サービス	0.88
陸上運輸	0.86
通信機器	0.75
総合公益事業	0.67
コングロマリット	0.62
建設関連製品	0.61
商業サービス・用品	0.58
タバコ	0.55
メディア	0.50
パーソナルケア用品	0.50
電子装置・機器・部品	0.49
消費者金融	0.47
商社・流通業	0.43
航空貨物・物流サービス	0.40
建設・土木	0.32
建設資材	0.31
不動産管理・開発	0.28
家庭用耐久財	0.26
無線通信サービス	0.22
容器・包装	0.20
エネルギー設備・サービス	0.19
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.15
自動車用部品	0.08
運送インフラ	0.08
水道	0.08
ガス	0.07
紙製品・林産品	0.06
ヘルスケア・テクノロジー	0.06
販売	0.06
旅客航空輸送	0.05
海上運輸	0.04
各種消費者サービス	0.02
合計	96.39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

2024年12月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	CHINA GOVERNMENT BOND 3.01 05/13/28 中国	国債証 券	1,343,056,400	104.45 1,402,841,411	105.75 1,420,392,005	3.01 2028/5/13	0.49
2	US T N/B 4.375 05/15/34 アメリカ	国債証 券	1,439,438,000	102.35 1,473,372,488	98.14 1,412,785,911	4.375 2034/5/15	0.48
3	US T N/B 4.0 02/15/34 アメリカ	国債証 券	1,455,256,000	99.16 1,443,166,258	95.43 1,388,831,521	4 2034/2/15	0.48
4	US T N/B 4.5 11/15/33 アメリカ	国債証 券	1,360,348,000	102.29 1,391,525,031	99.21 1,349,720,281	4.5 2033/11/15	0.46
5	US T N/B 3.875 08/15/34 アメリカ	国債証 券	1,423,620,000	98.09 1,396,432,284	94.24 1,341,650,636	3.875 2034/8/15	0.46
6	CHINA GOVERNMENT BOND 2.85 06/04/27 中国	国債証 券	1,256,407,600	103.25 1,297,346,991	104.13 1,308,406,290	2.85 2027/6/4	0.45
7	CHINA GOVERNMENT BOND 1.85 05/15/27 中国	国債証 券	1,278,069,800	100.73 1,287,407,356	101.70 1,299,818,202	1.85 2027/5/15	0.45
8	CHINA GOVERNMENT BOND 3.72 04/12/51 中国	国債証 券	916,311,060	127.78 1,170,928,901	133.78 1,225,880,154	3.72 2051/4/12	0.42
9	CHINA GOVERNMENT BOND 2.67 05/25/33 中国	国債証 券	1,137,265,500	104.27 1,185,903,269	107.34 1,220,818,235	2.67 2033/5/25	0.42
10	US T N/B 1.375 11/15/31 アメリカ	国債証 券	1,423,620,000	83.53 1,189,179,916	81.43 1,159,332,732	1.375 2031/11/15	0.40
11	US T N/B 1.25 08/15/31 アメリカ	国債証 券	1,423,620,000	82.90 1,180,220,120	81.33 1,157,859,058	1.25 2031/8/15	0.40
12	CHINA GOVERNMENT BOND 2.54 12/25/30 中国	国債証 券	1,093,941,100	103.71 1,134,629,860	105.44 1,153,551,153	2.54 2030/12/25	0.40
13	US T N/B 4.125 11/15/32 アメリカ	国債証 券	1,138,896,000	99.25 1,130,411,283	97.21 1,107,198,210	4.125 2032/11/15	0.38
14	US T N/B 1.125 02/15/31 アメリカ	国債証 券	1,344,530,000	83.83 1,127,184,079	82.24 1,105,797,148	1.125 2031/2/15	0.38
15	US T N/B 3.375 05/15/33 アメリカ	国債証 券	1,202,168,000	94.63 1,137,664,793	91.58 1,101,016,837	3.375 2033/5/15	0.38
16	US T N/B 2.875 05/15/32 アメリカ	国債証 券	1,217,986,000	91.09 1,109,577,280	89.52 1,090,359,140	2.875 2032/5/15	0.37
17	US T N/B 3.5 02/15/33 アメリカ	国債証 券	1,170,532,000	95.40 1,116,762,726	92.70 1,085,165,463	3.5 2033/2/15	0.37
18	US T N/B 3.875 08/15/33 アメリカ	国債証 券	1,123,078,000	97.87 1,099,188,479	94.85 1,065,257,025	3.875 2033/8/15	0.37
19	US T N/B 1.875 02/15/32 アメリカ	国債証 券	1,262,276,400	85.91 1,084,465,491	83.82 1,058,142,637	1.875 2032/2/15	0.36
20	US T N/B 1.625 05/15/31 アメリカ	国債証 券	1,241,713,000	86.63 1,075,735,945	84.06 1,043,790,738	1.625 2031/5/15	0.36
21	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証	985,630,100	103.10	104.38	2.55	0.35

	2.55 10/15/28 中国	券		1,016,193,124	1,028,893,544	2028/10/15	
22	CHINA GOVERNMENT BOND 2.11 08/25/34 中国	国債証 券	974,799,000	100.17 976,513,346	103.69 1,010,844,630	2.11 2034/8/25	0.35
23	US T N/B 4.625 06/30/26 アメリカ	国債証 券	996,534,000	100.91 1,005,664,567	100.45 1,001,030,081	4.625 2026/6/30	0.34
24	US T N/B 0.875 11/15/30 アメリカ	国債証 券	1,216,404,200	82.38 1,002,094,488	81.54 991,892,097	0.875 2030/11/15	0.34
25	CHINA GOVERNMENT BOND 2.12 06/25/31 中国	国債証 券	953,136,800	101.00 962,729,038	103.19 983,615,446	2.12 2031/6/25	0.34
26	US T N/B 4.0 07/31/29 アメリカ	国債証 券	982,297,800	99.89 981,258,823	98.14 964,052,383	4 2029/7/31	0.33
27	US T N/B 1.5 01/31/27 アメリカ	国債証 券	1,012,352,000	94.55 957,248,440	94.40 955,723,560	1.5 2027/1/31	0.33
28	US T N/B 3.75 08/31/26 アメリカ	国債証 券	949,080,000	99.64 945,715,781	99.09 940,460,426	3.75 2026/8/31	0.32
29	US T N/B 3.5 09/30/26 アメリカ	国債証 券	949,080,000	98.87 938,367,212	98.62 936,011,614	3.5 2026/9/30	0.32
30	CHINA GOVERNMENT BOND 2.3 05/15/26 中国	国債証 券	920,643,500	101.00 929,870,465	101.60 935,436,860	2.3 2026/5/15	0.32

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	103.75
合計	103.75

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年12月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	PROLOGIS INC アメリカ	投資証 券	439,160	17,754.02 7,796,856,999	16,646.86 7,310,636,442	— —	6.71
2	EQUINIX INC アメリカ	投資証 券	45,751	126,307.16 5,778,679,307	149,109.95 6,821,929,725	— —	6.26
3	WELLTOWER INC アメリカ	投資証 券	280,495	17,427.32 4,888,276,595	19,772.49 5,546,087,387	— —	5.09
4	DIGITAL REALTY TRUST INC アメリカ	投資証 券	147,849	24,418.35 3,610,230,012	28,178.18 4,166,116,503	— —	3.82
5	SIMON PROPERTY GROUP INC アメリカ	投資証 券	145,423	24,198.43 3,519,009,624	27,208.54 3,956,747,774	— —	3.63
6	PUBLIC STORAGE	投資証	74,727	47,875.15	47,153.45	—	3.23

	アメリカ	券		3,577,566,637	3,523,636,455	—	
7	REALTY INCOME CORP アメリカ	投資証 券	414,994	8,668.67 3,597,447,255	8,329.75 3,456,799,923	— —	3.17
8	GOODMAN GROUP オーストラリア	投資信 託受益 証券	906,412	3,535.70 3,204,808,325	3,633.66 3,293,597,559	— —	3.02
9	AVALONBAY COMMUNITIES INC アメリカ	投資証 券	67,355	33,166.58 2,233,935,576	34,986.25 2,356,499,030	— —	2.16
10	EXTRA SPACE STORAGE INC アメリカ	投資証 券	100,515	25,509.85 2,564,123,230	23,424.87 2,354,551,431	— —	2.16
11	IRON MOUNTAIN INC アメリカ	投資証 券	139,148	15,236.29 2,120,100,146	16,564.60 2,304,932,296	— —	2.11
12	VICI PROPERTIES INC アメリカ	投資証 券	499,852	4,607.46 2,303,051,719	4,577.72 2,288,187,096	— —	2.10
13	VENTAS INC アメリカ	投資証 券	198,917	8,548.23 1,700,389,671	9,315.22 1,852,955,656	— —	1.70
14	EQUITY RESIDENTIAL アメリカ	投資証 券	161,889	11,011.24 1,782,599,318	11,322.52 1,832,992,152	— —	1.68
15	INVITATION HOMES INC アメリカ	投資証 券	270,142	5,550.01 1,499,292,125	5,077.57 1,371,667,076	— —	1.26
16	ESSEX PROPERTY TRUST INC アメリカ	投資証 券	30,473	44,787.70 1,364,815,862	44,991.13 1,371,014,929	— —	1.26
17	MID AMERICA アメリカ	投資証 券	55,420	22,985.08 1,273,833,313	24,320.17 1,347,824,098	— —	1.24
18	KIMCO REALTY アメリカ	投資証 券	319,626	3,226.05 1,031,132,584	3,696.66 1,181,550,758	— —	1.08
19	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT アメリカ	投資証 券	73,751	18,308.91 1,350,301,151	15,557.00 1,147,344,528	— —	1.05
20	SUN COMMUNITIES INC アメリカ	投資証 券	56,780	19,096.70 1,084,310,791	19,560.53 1,110,647,393	— —	1.02
21	HEALTHPEAK PROPERTIES INC アメリカ	投資証 券	331,651	3,182.86 1,055,600,531	3,176.25 1,053,407,948	— —	0.97
22	GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC アメリカ	投資証 券	130,107	7,284.18 947,723,718	7,568.91 984,768,563	— —	0.90
23	UDR INC アメリカ	投資証 券	142,856	6,565.87 937,973,971	6,866.59 980,934,123	— —	0.90
24	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES アメリカ	投資証 券	90,589	10,478.19 949,209,467	10,534.78 954,335,910	— —	0.88
25	HOST HOTELS & RESORTS INC アメリカ	投資証 券	331,455	2,855.63 946,514,103	2,843.28 942,421,194	— —	0.86
26	CAMDEN PROPERTY TRUST アメリカ	投資証 券	50,536	17,823.75 900,741,218	18,227.08 921,123,785	— —	0.85
27	REGENCY CENTERS CORP アメリカ	投資証 券	77,388	10,270.00 794,775,432	11,697.41 905,239,242	— —	0.83
28	WP CAREY INC アメリカ	投資証 券	103,688	8,820.84 914,615,491	8,622.39 894,038,560	— —	0.82
29	SEGRO PLC イギリス	投資証 券	641,478	1,741.07 1,116,858,527	1,379.20 884,731,974	— —	0.81

30	AMERICAN HOMES 4 RENT アメリカ	投資証 券	150,419	5,799.16 872,304,211	5,868.47 882,730,592	— —	0.81
----	-------------------------------	----------	---------	-------------------------	-------------------------	--------	------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	10.24
投資証券	88.48
合計	98.71

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2024年12月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR 台湾	株式 半導体・ 半導体製 造装置	2,072,722	3,922.40 8,130,045,671	5,252.92 10,887,859,430	— —	10.04
2	TENCENT HOLDINGS LTD ケイマン諸島	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	546,200	6,230.26 3,402,969,561	8,506.61 4,646,311,474	— —	4.28
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD 韓国	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	402,199	8,371.72 3,367,100,624	5,778.11 2,323,954,085	— —	2.14
4	ALIBABA GROUP HOLDING LTD ケイマン諸島	株式 大規模小 売り	1,368,968	1,417.60 1,940,653,430	1,678.29 2,297,529,411	— —	2.12
5	HDFC BANK LTD インド	株式 銀行	475,198	3,022.63 1,436,350,871	3,344.74 1,589,416,134	— —	1.47
6	MEITUAN ケイマン諸島	株式 ホテル・ レストラ ン・レ ジャー	416,910	2,039.59 850,326,326	3,152.78 1,314,428,011	— —	1.21
7	RELIANCE INDUSTRIES LTD インド	株式 石油・ガ ス・消耗 燃料	512,343	2,711.35 1,389,145,177	2,271.15 1,163,609,341	— —	1.07

8	ICICI BANK LTD インド	株式 銀行	438,105	2,007.45 879,477,498	2,432.04 1,065,490,198	— —	0.98
9	CHINA CONSTRUCTION BANK 中国	株式 銀行	8,060,530	98.90 797,240,329	131.85 1,062,850,201	— —	0.98
10	INFOSYS LTD インド	株式 情報技術 サービス	279,509	2,669.23 746,074,738	3,565.15 996,492,908	— —	0.92
11	HON HAI PRECISION INDUSTRY 台湾	株式 電子装 置・機 器・部品	1,050,546	718.43 754,753,502	898.78 944,210,574	— —	0.87
12	PDD HOLDINGS INC ADR ケイマン諸島	株式 大規模小 売り	58,428	17,635.41 1,030,402,245	15,414.64 900,646,644	— —	0.83
13	XIAOMI CORP ケイマン諸島	株式 コン ピュー タ・周 辺機 器	1,289,200	343.05 442,266,049	695.97 897,253,548	— —	0.83
14	MEDIATEK INC 台湾	株式 半導体・ 半導体製 造装置	128,686	5,142.23 661,733,079	6,891.45 886,833,906	— —	0.82
15	SK HYNIX INC 韓国	株式 半導体・ 半導体製 造装置	45,984	19,232.66 884,394,967	18,776.19 863,404,780	— —	0.80
16	BHARTI AIRTEL LTD インド	株式 無線通信 サービス	215,877	2,375.38 512,790,389	2,975.72 642,389,722	— —	0.59
17	AL RAJHI BANK サウジアラビア	株式 銀行	164,647	3,412.29 561,823,695	3,885.15 639,679,938	— —	0.59
18	IND & COMM BK OF CHINA - H 中国	株式 銀行	5,830,235	83.27 485,490,215	105.16 613,112,176	— —	0.57
19	TRIP.COM GROUP LTD ケイマン諸島	株式 ホテル・ レストラ ン・レ ジャー	52,100	8,196.07 427,015,288	11,392.42 593,545,082	— —	0.55
20	TATA CONSULTANCY SERVICES LTD インド	株式 情報技術 サービス	76,076	7,235.28 550,431,673	7,746.62 589,331,939	— —	0.54
21	JD.COM INC ケイマン諸島	株式 大規模小 売り	207,985	2,066.55 429,813,323	2,769.64 576,043,991	— —	0.53
22	SAUDI ARABIAN OIL CO サウジアラビア	株式 石油・ガ ス・消耗 燃料	487,951	1,221.54 596,052,956	1,176.10 573,881,854	— —	0.53

23	PING AN INSURANCE GROUP CO-H 中国	株式 保険	566,500	634.00 359,166,519	944.61 535,123,264	— —	0.49
24	NASPERS LTD 南アフリカ	株式 大規模小 売り	14,274	27,394.60 391,030,578	35,972.93 513,477,702	— —	0.47
25	BYD CO LTD 中国	株式 自動車	88,500	4,225.73 373,977,516	5,575.96 493,473,168	— —	0.45
26	BANK OF CHINA LTD 中国	株式 銀行	5,913,200	67.22 397,498,180	80.29 474,813,403	— —	0.44
27	NETEASE INC ケイマン諸島	株式 娯楽	163,200	2,876.83 469,500,086	2,891.92 471,961,670	— —	0.44
28	BANK CENTRAL ASIA TBK PT インドネシア	株式 銀行	4,652,400	93.60 435,465,348	96.04 446,816,496	— —	0.41
29	MAHINDRA & MAHINDRA LTD インド	株式 自動車	78,680	3,876.09 304,971,230	5,671.97 446,271,150	— —	0.41
30	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISLANDS ケイマン諸島	株式 銀行	248,744	2,353.83 585,503,478	1,633.99 406,447,546	— —	0.37

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
株式	94.21
投資信託受益証券	0.46
投資証券	0.08
合計	94.74

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

2024年12月30日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
銀行	外国	16.85
半導体・半導体製造装置		13.07
インタラクティブ・メディアおよびサービス		5.32
コンピュータ・周辺機器		4.72
大規模小売り		4.23
石油・ガス・消耗燃料		4.17
金属・鉱業		3.02
自動車		2.92
保険		2.91
ホテル・レストラン・レジャー		2.75
電子装置・機器・部品		2.45
情報技術サービス		2.35
無線通信サービス		1.55
化学		1.54
不動産管理・開発		1.49
電気設備		1.34
食品		1.31



医薬品	1.26
生活必需品流通・小売り	1.10
各種電気通信サービス	1.08
金融サービス	1.07
コングロマリット	1.02
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	1.00
電力	1.00
飲料	0.96
資本市場	0.90
娯楽	0.89
繊維・アパレル・贅沢品	0.73
バイオテクノロジー	0.71
機械	0.71
ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス	0.70
建設・土木	0.69
専門小売り	0.66
消費者金融	0.65
運送インフラ	0.65
建設資材	0.62
自動車用部品	0.60
パーソナルケア用品	0.55
航空宇宙・防衛	0.55
家庭用耐久財	0.44
ライフサイエンス・ツール／サービス	0.40
旅客航空輸送	0.38
タバコ	0.34
海上運輸	0.33
ガス	0.32
通信機器	0.28
航空貨物・物流サービス	0.23
ソフトウェア	0.23
陸上運輸	0.17
各種消費者サービス	0.16
ヘルスケア機器・用品	0.13
水道	0.12
紙製品・林産品	0.12
エネルギー設備・サービス	0.10
商社・流通業	0.09
総合公益事業	0.09
メディア	0.06
商業サービス・用品	0.04
建設関連製品	0.04
家庭用品	0.04
合計	94.21

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

エマージング債券パッシブ・マザーファンド

2024年12月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価	評価単価	利率 (%)	投資 比率
----	-----------------	----	----	------	------	-----------	----------

				簿価金額 (円)	評価金額 (円)	償還日	(%)
1	SOUTH AFRICA 7.3 04/20/52 南アフリカ	国債証 券	3,479,960,000	94.07 3,273,645,826	91.13 3,171,287,548	7.3 2052/4/20	2.60
2	SAUDI INTERNATIONAL BOND 5.5 10/25/32 サウジアラビア	国債証 券	2,530,880,000	104.19 2,637,088,379	100.83 2,551,949,576	5.5 2032/10/25	2.09
3	PERU 2.783 01/23/31 ペルー	国債証 券	2,689,060,000	85.93 2,310,910,260	85.58 2,301,506,676	2.783 2031/1/23	1.89
4	HUNGARY 6.25 09/22/32 ハンガリー	国債証 券	2,214,520,000	104.89 2,323,014,080	101.54 2,248,623,608	6.25 2032/9/22	1.84
5	REPUBLIC OF POLAND 4.625 03/18/29 ポーランド	国債証 券	2,056,340,000	99.76 2,051,523,419	98.74 2,030,535,503	4.625 2029/3/18	1.66
6	ROMANIA 5.875 01/30/29 ルーマニア	国債証 券	2,056,340,000	101.21 2,081,288,149	97.45 2,003,913,611	5.875 2029/1/30	1.64
7	DOMINICAN REPUBLIC 4.875 09/23/32 ドミニカ共和国	国債証 券	2,214,520,000	92.16 2,041,065,348	89.55 1,983,102,660	4.875 2032/9/23	1.63
8	COLOMBIA 3.125 04/15/31 コロンビア	国債証 券	2,372,700,000	80.51 1,910,457,308	79.68 1,890,729,747	3.125 2031/4/15	1.55
9	HUNGARY 5.25 06/16/29 ハンガリー	国債証 券	1,898,160,000	98.51 1,870,048,250	98.32 1,866,365,820	5.25 2029/6/16	1.53
10	ROMANIA 6.625 02/17/28 ルーマニア	国債証 券	1,739,980,000	103.28 1,797,122,683	101.61 1,768,115,685	6.625 2028/2/17	1.45
11	REPUBLIC OF POLAND 5.5 03/18/54 ポーランド	国債証 券	1,898,160,000	96.35 1,829,003,704	92.27 1,751,468,297	5.5 2054/3/18	1.44
12	SAUDI INTERNATIONAL BOND 3.25 10/22/30 サウジアラビア	国債証 券	1,929,796,000	90.91 1,754,437,968	90.13 1,739,421,624	3.25 2030/10/22	1.43
13	REPUBLIC OF POLAND 5.75 11/16/32 ポーランド	国債証 券	1,660,890,000	104.60 1,737,297,267	102.04 1,694,847,726	5.75 2032/11/16	1.39
14	HUNGARY 2.125 09/22/31 ハンガリー	国債証 券	2,056,340,000	81.63 1,678,742,194	79.33 1,631,327,423	2.125 2031/9/22	1.34
15	COLOMBIA 3.25 04/22/32 コロンビア	国債証 券	2,056,340,000	78.95 1,623,663,127	76.91 1,581,601,790	3.25 2032/4/22	1.30
16	SAUDI INTERNATIONAL BOND 4.375 04/16/29 サウジアラビア	国債証 券	1,581,800,000	97.23 1,538,114,480	97.62 1,544,303,431	4.375 2029/4/16	1.27
17	REPUBLIC OF CHILE 2.75 01/31/27 チリ	国債証 券	1,613,436,000	93.77 1,512,925,110	95.34 1,538,401,028	2.75 2027/1/31	1.26
18	UNITED MEXICAN STATES 6.0 05/07/36 メキシコ	国債証 券	1,581,800,000	98.86 1,563,806,066	94.17 1,489,658,014	6 2036/5/7	1.22
19	BRAZIL 6.0 10/20/33 ブラジル	国債証 券	1,581,800,000	97.48 1,542,021,217	93.63 1,481,108,638	6 2033/10/20	1.21
20	HUNGARY 6.125 05/22/28 ハンガリー	国債証 券	1,423,620,000	102.54 1,459,862,517	101.72 1,448,143,989	6.125 2028/5/22	1.19

21	UNITED MEXICAN STATES 2.659 05/24/31 メキシコ	国債証 券	1,739,980,000	82.82 1,441,218,847	81.30 1,414,695,088	2.659 2031/5/24	1.16
22	DOMINICAN REPUBLIC 6.0 02/22/33 ドミニカ共和国	国債証 券	1,455,256,000	97.77 1,422,809,643	96.68 1,407,087,026	6 2033/2/22	1.15
23	BRAZIL 6.25 03/18/31 ブラジル	国債証 券	1,423,620,000	102.01 1,452,318,597	97.69 1,390,820,094	6.25 2031/3/18	1.14
24	DOMINICAN REPUBLIC 5.5 02/22/29 ドミニカ共和国	国債証 券	1,423,620,000	97.05 1,381,663,348	97.12 1,382,690,925	5.5 2029/2/22	1.13
25	SAUDI INTERNATIONAL BOND 4.875 07/18/33 サウジアラビア	国債証 券	1,423,620,000	99.39 1,415,065,625	96.97 1,380,508,515	4.875 2033/7/18	1.13
26	BRAZIL 4.5 05/30/29 ブラジル	国債証 券	1,423,620,000	95.19 1,355,230,718	93.40 1,329,794,544	4.5 2029/5/30	1.09
27	REPUBLIC OF POLAND 5.5 04/04/53 ポーランド	国債証 券	1,423,620,000	97.34 1,385,821,307	92.39 1,315,286,077	5.5 2053/4/4	1.08
28	SAUDI INTERNATIONAL BOND 2.25 02/02/33 サウジアラビア	国債証 券	1,581,800,000	79.31 1,254,527,161	79.59 1,259,032,919	2.25 2033/2/2	1.03
29	BRAZIL 3.875 06/12/30 ブラジル	国債証 券	1,423,620,000	88.63 1,261,825,960	88.21 1,255,782,092	3.875 2030/6/12	1.03
30	BRAZIL 3.75 09/12/31 ブラジル	国債証 券	1,423,620,000	85.86 1,222,338,963	84.43 1,202,095,716	3.75 2031/9/12	0.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.07
合計	98.07

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### ②【投資不動産物件】

ワールドアセットバランス（基本コース）

該当事項はありません。

ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）

該当事項はありません。

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド  
該当事項はありません。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド  
該当事項はありません。

エマージング債券パッシブ・マザーファンド  
該当事項はありません。

### ③【その他投資資産の主要なもの】

ワールドアセットバランス（基本コース）  
該当事項はありません。

ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）  
該当事項はありません。

（参考）

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年12月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先 物取引	シカゴ商品 取引所	S&P500 EMINI FUT Mar25	買建	738	35,729,138,047	35,178,646,734	1.91
	E U R E X 取引所	DJ EURO STOXX 50 Mar25	買建	669	5,474,318,197	5,420,585,612	0.29
	I C E - E U	FTSE 100 INDEX FUTURE Mar25	買建	97	1,586,984,484	1,574,317,857	0.09
	モントリ オール取引 所	S&P/TSE 60 IX FUT Mar25	買建	42	1,390,824,539	1,373,789,113	0.07
	シドニー先 物取引所	SPI 200 FUTURES Mar25	買建	28	573,437,450	569,320,150	0.03

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド  
該当事項はありません。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年12月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
不動産投信指 数先物取引	シカゴ商品 取引所	DJ US REAL ESTATE Mar25	買建	357	2,069,241,160	2,018,811,795	1.85

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2024年12月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	I C E - U S	MINI MSCI EMG MKT Mar25	買建	844	7,342,307,416	7,255,938,052	6.69

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

エマージング債券パッシブ・マザーファンド  
該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### ①【純資産の推移】

ワールドアセットバランス（基本コース）

直近日（2024年12月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1計算期間末 (2017年6月12日)	6,004	6,004	1.0341	1.0341
第2計算期間末 (2017年12月11日)	13,684	13,684	1.0542	1.0542
第3計算期間末 (2018年6月11日)	16,409	16,409	1.0376	1.0376
第4計算期間末 (2018年12月11日)	14,083	14,083	1.0007	1.0007
第5計算期間末 (2019年6月11日)	12,878	12,878	1.0565	1.0565
第6計算期間末 (2019年12月11日)	12,003	12,003	1.0853	1.0853
第7計算期間末 (2020年6月11日)	11,343	11,343	1.0724	1.0724
第8計算期間末 (2020年12月11日)	10,467	10,467	1.1486	1.1486
第9計算期間末 (2021年6月11日)	9,706	9,706	1.1869	1.1869
第10計算期間末 (2021年12月13日)	8,589	8,589	1.1896	1.1896
第11計算期間末 (2022年6月13日)	6,748	6,748	1.0025	1.0025
第12計算期間末 (2022年12月12日)	6,104	6,104	0.9632	0.9632
第13計算期間末 (2023年6月12日)	5,766	5,766	0.9493	0.9493
第14計算期間末 (2023年12月11日)	5,315	5,315	0.9319	0.9319
第15計算期間末 (2024年6月11日)	5,018	5,018	0.9453	0.9453

第16計算期間末 (2024年12月11日)	4,774	4,774	0.9716	0.9716
2023年12月末日	5,444	—	0.9622	—
2024年1月末日	5,265	—	0.9418	—
2月末日	5,211	—	0.9432	—
3月末日	5,233	—	0.9571	—
4月末日	5,055	—	0.9353	—
5月末日	4,997	—	0.9386	—
6月末日	4,987	—	0.9527	—
7月末日	4,932	—	0.9589	—
8月末日	4,977	—	0.9731	—
9月末日	5,059	—	0.9919	—
10月末日	4,893	—	0.9687	—
11月末日	4,790	—	0.9691	—
12月末日	4,597	—	0.9487	—

ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）

直近日（2024年12月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1計算期間末 (2017年6月12日)	10,386	10,386	1.0337	1.0337
第2計算期間末 (2017年12月11日)	47,243	47,243	1.0544	1.0544
第3計算期間末 (2018年6月11日)	64,853	64,853	1.0356	1.0356
第4計算期間末 (2018年12月11日)	53,883	53,883	0.9975	0.9975
第5計算期間末 (2019年6月11日)	49,438	49,438	1.0392	1.0392
第6計算期間末 (2019年12月11日)	46,310	46,310	1.0681	1.0681
第7計算期間末 (2020年6月11日)	41,188	41,188	1.0437	1.0437
第8計算期間末 (2020年12月11日)	36,032	36,032	1.0685	1.0685
第9計算期間末 (2021年6月11日)	30,943	30,943	1.0971	1.0971
第10計算期間末 (2021年12月13日)	26,061	26,061	1.0983	1.0983
第11計算期間末 (2022年6月13日)	22,061	22,061	1.0041	1.0041
第12計算期間末 (2022年12月12日)	20,162	20,162	0.9801	0.9801
第13計算期間末 (2023年6月12日)	18,479	18,479	0.9676	0.9676
第14計算期間末 (2023年12月11日)	16,231	16,231	0.9411	0.9411

第15計算期間末 (2024年6月11日)	14,860	14,860	0.9393	0.9393
第16計算期間末 (2024年12月11日)	13,944	13,944	0.9612	0.9612
2023年12月末日	16,405	—	0.9614	—
2024年1月末日	15,941	—	0.9450	—
2月末日	15,664	—	0.9450	—
3月末日	15,711	—	0.9567	—
4月末日	15,103	—	0.9340	—
5月末日	14,806	—	0.9343	—
6月末日	14,823	—	0.9458	—
7月末日	14,680	—	0.9520	—
8月末日	14,613	—	0.9631	—
9月末日	14,734	—	0.9817	—
10月末日	14,186	—	0.9586	—
11月末日	14,024	—	0.9589	—
12月末日	13,538	—	0.9392	—

## ②【分配の推移】

ワールドアセットバランス（基本コース）

	1口当たりの分配金（円）	
第1計算期間		0.0000
第2計算期間		0.0000
第3計算期間		0.0000
第4計算期間		0.0000
第5計算期間		0.0000
第6計算期間		0.0000
第7計算期間		0.0000
第8計算期間		0.0000
第9計算期間		0.0000
第10計算期間		0.0000
第11計算期間		0.0000
第12計算期間		0.0000
第13計算期間		0.0000
第14計算期間		0.0000
第15計算期間		0.0000
第16計算期間		0.0000

ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）

	1口当たりの分配金（円）	
第1計算期間		0.0000
第2計算期間		0.0000
第3計算期間		0.0000
第4計算期間		0.0000
第5計算期間		0.0000
第6計算期間		0.0000
第7計算期間		0.0000
第8計算期間		0.0000
第9計算期間		0.0000

第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000

### ③【収益率の推移】

ワールドアセットバランス（基本コース）

	収益率（%）
第1計算期間	3.4
第2計算期間	1.9
第3計算期間	△1.6
第4計算期間	△3.6
第5計算期間	5.6
第6計算期間	2.7
第7計算期間	△1.2
第8計算期間	7.1
第9計算期間	3.3
第10計算期間	0.2
第11計算期間	△15.7
第12計算期間	△3.9
第13計算期間	△1.4
第14計算期間	△1.8
第15計算期間	1.4
第16計算期間	2.8

（注）収益率は期間騰落率です。

ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）

	収益率（%）
第1計算期間	3.4
第2計算期間	2.0
第3計算期間	△1.8
第4計算期間	△3.7
第5計算期間	4.2
第6計算期間	2.8
第7計算期間	△2.3
第8計算期間	2.4
第9計算期間	2.7
第10計算期間	0.1
第11計算期間	△8.6
第12計算期間	△2.4
第13計算期間	△1.3
第14計算期間	△2.7
第15計算期間	△0.2
第16計算期間	2.3

（注）収益率は期間騰落率です。



#### (4) 【設定及び解約の実績】

##### ワールドアセットバランス (基本コース)

	設定口数	解約口数
第1計算期間	5,868,621,462	62,212,876
第2計算期間	7,912,713,431	738,193,959
第3計算期間	4,414,882,467	1,581,611,324
第4計算期間	527,482,147	2,267,181,143
第5計算期間	180,523,898	2,065,395,074
第6計算期間	287,056,004	1,416,879,908
第7計算期間	213,369,846	696,011,702
第8計算期間	122,826,944	1,586,765,325
第9計算期間	227,608,795	1,163,074,115
第10計算期間	159,562,024	1,117,350,709
第11計算期間	48,454,636	537,462,741
第12計算期間	34,334,302	427,232,156
第13計算期間	46,465,749	310,561,024
第14計算期間	20,220,258	389,917,952
第15計算期間	12,709,017	408,309,790
第16計算期間	12,621,574	407,427,943

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

##### ワールドアセットバランス (リスク抑制コース)

	設定口数	解約口数
第1計算期間	10,404,764,520	356,726,722
第2計算期間	37,154,151,069	2,394,963,569
第3計算期間	23,144,363,900	5,324,740,324
第4計算期間	2,278,919,156	10,886,978,597
第5計算期間	226,859,362	6,670,815,337
第6計算期間	398,143,626	4,613,079,433
第7計算期間	284,570,545	4,182,089,512
第8計算期間	108,436,378	5,849,150,571
第9計算期間	107,132,818	5,624,497,695
第10計算期間	92,831,691	4,569,076,002
第11計算期間	36,964,114	1,793,363,306
第12計算期間	25,965,966	1,426,678,849
第13計算期間	23,048,616	1,495,063,349
第14計算期間	36,750,716	1,888,596,359
第15計算期間	15,987,652	1,442,608,414
第16計算期間	14,802,081	1,327,932,445

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(基本コース)

基準価額・純資産の推移 (2017年1月18日~2024年12月30日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
 (設定日:2017年1月18日)

分配の推移(税引前)

2022年12月	0円
2023年6月	0円
2023年12月	0円
2024年6月	0円
2024年12月	0円
設定来累計	0円

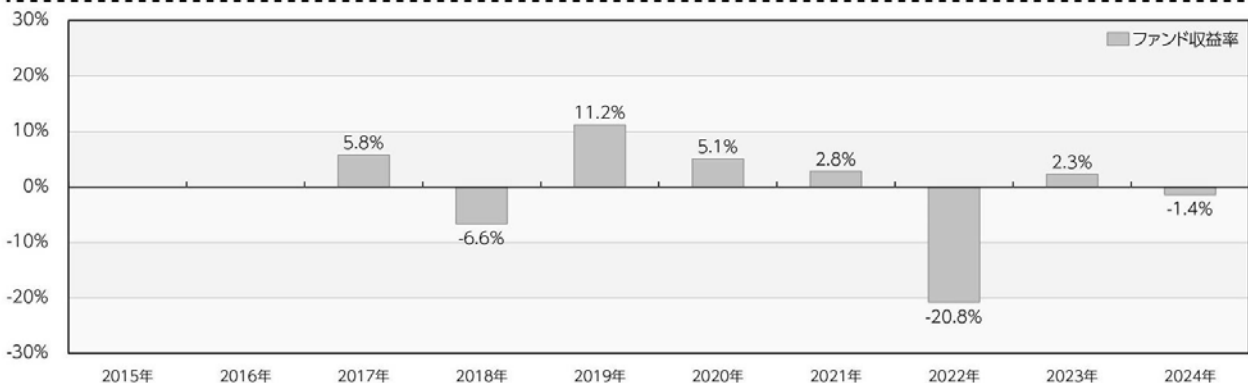
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	種類	国/地域	比率(%)
1	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	34.53
2	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	25.62
3	エマージング株式パッシブ・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	20.05
4	エマージング債券パッシブ・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	9.80
5	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	9.57

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。  
 ※2017年は設定日から年末までの収益率を表示しています。  
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。

- 掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- 委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

(リスク抑制コース)

## 基準価額・純資産の推移 《2017年1月18日～2024年12月30日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
(設定日:2017年1月18日)

## 分配の推移(税引前)

2022年12月	0円
2023年 6月	0円
2023年12月	0円
2024年 6月	0円
2024年12月	0円
設定来累計	0円

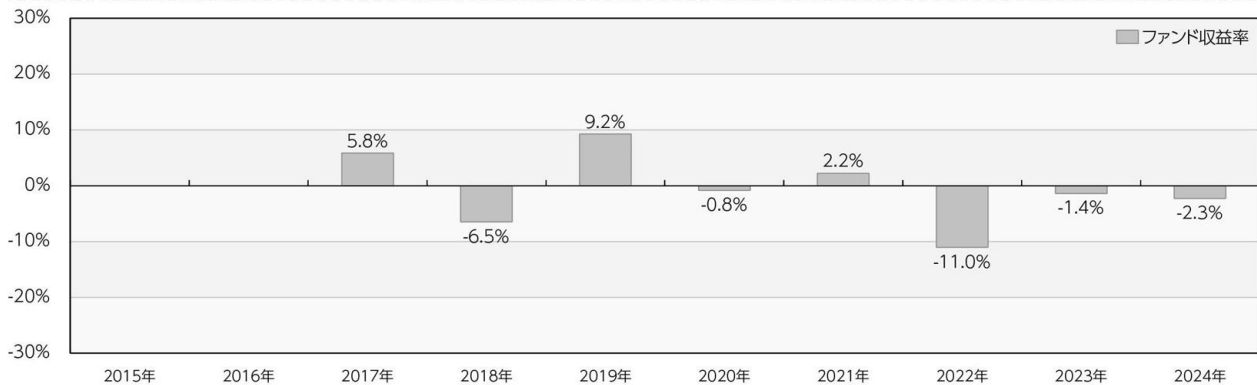
※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	種類	国/地域	比率(%)
1	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	23.06
2	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	17.33
3	エマージング株式パッシブ・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	13.83
4	エマージング債券パッシブ・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	6.89
5	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	6.77

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2017年は設定日から年末までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 主要な資産の状況

### ■外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	APPLE INC	株式	アメリカ	コンピュータ・周辺機器	5.70
2	NVIDIA CORP	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	4.93
3	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア	4.46
4	AMAZON.COM INC	株式	アメリカ	大規模小売り	3.10
5	META PLATFORMS INC	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.92

### ■為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	CHINA GOVERNMENT BOND 3.01 05/13/28	国債証券	中国	3.01	2028/5/13	0.49
2	US T N/B 4.375 05/15/34	国債証券	アメリカ	4.375	2034/5/15	0.48
3	US T N/B 4.0 02/15/34	国債証券	アメリカ	4	2034/2/15	0.48
4	US T N/B 4.5 11/15/33	国債証券	アメリカ	4.5	2033/11/15	0.46
5	US T N/B 3.875 08/15/34	国債証券	アメリカ	3.875	2034/8/15	0.46

### ■外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	比率(%)
1	PROLOGIS INC	投資証券	アメリカ	6.71
2	EQUINIX INC	投資証券	アメリカ	6.26
3	WELLTOWER INC	投資証券	アメリカ	5.09
4	DIGITAL REALTY TRUST INC	投資証券	アメリカ	3.82
5	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	アメリカ	3.63

### ■エマージング株式パッシブ・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	10.04
2	TENCENT HOLDINGS LTD	株式	ケイマン諸島	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.28
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	株式	韓国	コンピュータ・周辺機器	2.14
4	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	株式	ケイマン諸島	大規模小売り	2.12
5	HDFC BANK LTD	株式	インド	銀行	1.47

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2024年12月30日

### ■エマージング債券パッシブ・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	SOUTH AFRICA 7.3 04/20/52	国債証券	南アフリカ	7.3	2052/4/20	2.60
2	SAUDI INTERNATIONAL BOND 5.5 10/25/32	国債証券	サウジアラビア	5.5	2032/10/25	2.09
3	PERU 2.783 01/23/31	国債証券	ペルー	2.783	2031/1/23	1.89
4	HUNGARY 6.25 09/22/32	国債証券	ハンガリー	6.25	2032/9/22	1.84
5	REPUBLIC OF POLAND 4.625 03/18/29	国債証券	ポーランド	4.625	2029/3/18	1.66

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には取得またはスイッチングのお申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### ・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

### <基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

### ・お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### ・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

### ・払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※海外休業日には、解約の受付を行いません。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口

数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が解約の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行うものとし、

※委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

#### ・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

#### ・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

※解約単位は販売会社にお問い合わせください。

#### ・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額とは純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。



<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日※における金融商品取引所等の最終相場
公社債等	計算日※における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
不動産投資信託証券	計算日※における金融商品取引所等の最終相場
上場先物取引等	計算日※における主たる金融商品取引所等が発表する清算値段または最終相場
上場投資信託証券	計算日※における金融商品取引所等の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

**(2) 【保管】**

該当事項はありません。

**(3) 【信託期間】**

信託期間は、2017年1月18日（設定日）から原則として2027年6月11日までです。

※下記(5)その他 イ. の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

**(4) 【計算期間】**

- a. 計算期間は、原則として毎年6月12日から12月11日まで、および12月12日から翌年6月11日までとします。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、上記a. の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より

り次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

### イ. 償還規定

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、各ファンドにつき受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。イ. 償還規定c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって上記b. からd. までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われる

こととなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、上記a. からg. の規定にしたがいます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに、当事者間の別段の意思表示がない限り、1年

毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。  
投資顧問契約について、委託会社と投資顧問会社との間の当該契約は、原則として期間満了の1ヵ月前までに、当事者間の別段の意思表示がない限り、半年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

## ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

## ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、毎年6月11日、12月11日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

## 4 【受益者の権利等】

### ①収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### ②償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されて

いる受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

③一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

④帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

ワールドアセットバランス（基本コース）

ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間（2024年6月12日から2024年12月11日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年2月7日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているワールドアセットバランス（基本コース）の2024年6月12日から2024年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールドアセットバランス（基本コース）の2024年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。



# 1 【財務諸表】

## 【ワールドアセットバランス（基本コース）】

### （1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第15期 2024年6月11日現在	第16期 2024年12月11日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	229,025	224,543
コール・ローン	153,913,001	141,477,613
親投資信託受益証券	4,901,822,979	4,697,424,450
派生商品評価勘定	2,798,027	288,170
流動資産合計	5,058,763,032	4,839,414,776
資産合計		
	5,058,763,032	4,839,414,776
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	5,787,915	28,052,382
未払金	—	2,949,376
未払解約金	2,312,180	3,356,115
未払受託者報酬	859,549	818,982
未払委託者報酬	31,518,455	30,030,469
その他未払費用	101,915	97,099
流動負債合計	40,580,014	65,304,423
負債合計		
	40,580,014	65,304,423
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	5,308,671,182	4,913,864,813
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△290,488,164	△139,754,460
（分配準備積立金）	968,362,246	949,159,512
元本等合計	5,018,183,018	4,774,110,353
純資産合計		
	5,018,183,018	4,774,110,353
負債純資産合計		
	5,058,763,032	4,839,414,776

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期 自 2023年12月12日 至 2024年6月11日	第16期 自 2024年6月12日 至 2024年12月11日
営業収益		
受取利息	21,214	115,389
有価証券売買等損益	432,509,458	147,601,471
為替差損益	△322,747,962	20,986,101
営業収益合計	109,782,710	168,702,961
営業費用		
支払利息	2,883	—
受託者報酬	859,549	818,982
委託者報酬	31,518,455	30,030,469
その他費用	1,386,192	1,365,996
営業費用合計	33,767,079	32,215,447
営業利益又は営業損失(△)	76,015,631	136,487,514
経常利益又は経常損失(△)	76,015,631	136,487,514
当期純利益又は当期純損失(△)	76,015,631	136,487,514
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	5,187,582	7,623,874
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△388,404,359	△290,488,164
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,794,764	22,283,945
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,794,764	22,283,945
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	706,618	413,881
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	706,618	413,881
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△290,488,164	△139,754,460

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第16期	
	自 2024年6月12日	至 2024年12月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第15期	第16期
	2024年6月11日現在	2024年12月11日現在
1. 期首元本額	5,704,271,955円	5,308,671,182円
期中追加設定元本額	12,709,017円	12,621,574円
期中一部解約元本額	408,309,790円	407,427,943円
2. 受益権の総数	5,308,671,182口	4,913,864,813口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は290,488,164円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は139,754,460円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第15期	第16期
	自 2023年12月12日 至 2024年6月11日	自 2024年6月12日 至 2024年12月11日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(50,649,995円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(200,700,188円)及び分配準備積立金(917,712,251円)より分配対象収益は1,169,062,434円(1万口当たり2,202.17円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(55,018,220円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(187,989,705円)及び分配準備積立金(894,141,292円)より分配対象収益は1,137,149,217円(1万口当たり2,314.16円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第15期	第16期
	自 2023年12月12日 至 2024年6月11日	自 2024年6月12日 至 2024年12月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であ	同左

	<p>り、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	
<p>2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク</p>	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。</p>	<p>同左</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>	<p>同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期 2024年6月11日現在	第16期 2024年12月11日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p>	<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>同左</p>
<p>2. 時価の算定方法</p>	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・</p>	<p>同左</p>

<p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>同左</p>
-----------------------------------	---	-----------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第15期 2024年6月11日現在	第16期 2024年12月11日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	370,588,442	133,651,222
合計	370,588,442	133,651,222

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	第15期 2024年6月11日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建	2,806,912,853	—	2,809,902,741	△2,989,888
アメリカ・ドル	2,307,096,175	—	2,312,121,500	△5,025,325
イギリス・ポンド	59,850,900	—	59,867,400	△16,500
イスラエル・シェケル	1,271,919	—	1,256,361	15,558
オーストラリア・ドル	54,240,680	—	53,865,760	374,920
カナダ・ドル	32,201,036	—	31,903,200	297,836
シンガポール・ドル	18,559,952	—	18,553,280	6,672
スイス・フラン	20,905,200	—	21,023,040	△117,840
スウェーデン・クローナ	6,707,250	—	6,732,000	△24,750
デンマーク・クローネ	7,981,400	—	7,928,200	53,200
ニュージーランド・ドル	1,925,400	—	1,921,160	4,240
ノルウェー・クローネ	1,343,025	—	1,325,880	17,145
メキシコ・ペソ	18,357,000	—	16,961,400	1,395,600
ユーロ	95,215,736	—	94,582,880	632,856
香港・ドル	160,132,000	—	160,672,000	△540,000
南アフリカ・ランド	21,125,180	—	21,188,680	△63,500

合計	2,806,912,853	—	2,809,902,741	△2,989,888
----	---------------	---	---------------	------------

種類	第16期 2024年12月11日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建	2,325,623,628	—	2,353,387,840	△27,764,212
アメリカ・ドル	1,908,949,878	—	1,931,952,600	△23,002,722
イギリス・ポンド	47,398,775	—	48,282,500	△883,725
イスラエル・シェケル	1,236,288	—	1,264,440	△28,152
オーストラリア・ドル	47,559,155	—	47,275,200	283,955
カナダ・ドル	29,853,740	—	29,912,400	△58,660
シンガポール・ドル	15,603,700	—	15,797,600	△193,900
スイス・フラン	16,996,350	—	17,194,000	△197,650
スウェーデン・クローナ	5,480,600	—	5,528,000	△47,400
デンマーク・クローネ	5,709,015	—	5,775,300	△66,285
ニュージーランド・ドル	881,715	—	877,500	4,215
ノルウェー・クローネ	1,078,560	—	1,086,400	△7,840
メキシコ・ペソ	11,691,498	—	11,994,500	△303,002
ユーロ	75,670,944	—	76,526,400	△855,456
香港・ドル	138,245,760	—	140,040,000	△1,794,240
南アフリカ・ランド	19,267,650	—	19,881,000	△613,350
合計	2,325,623,628	—	2,353,387,840	△27,764,212

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第15期 2024年6月11日現在	第16期 2024年12月11日現在
1口当たり純資産額	0.9453円	0.9716円
(1万口当たり純資産額)	(9,453円)	(9,716円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年12月11日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	74,822,285	752,906,725	
	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド	210,326,168	461,644,906	
	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	1,778,275,036	2,072,401,726	
	エマージング株式パッシブ・マザーファンド	374,503,831	689,873,507	
	エマージング債券パッシブ・マザーファンド	292,343,538	720,597,586	
親投資信託受益証券 合計		2,730,270,858	4,697,424,450	
合計			4,697,424,450	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年2月7日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているワールドアセットバランス（リスク抑制コース）の2024年6月12日から2024年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）の2024年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第15期 2024年6月11日現在	第16期 2024年12月11日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	263,458	257,779
コール・ローン	2,031,268,912	583,726,738
親投資信託受益証券	12,937,990,182	13,562,828,247
派生商品評価勘定	6,797,662	806,560
流動資産合計	14,976,320,214	14,147,619,324
資産合計	14,976,320,214	14,147,619,324
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	16,757,182	78,422,608
未払金	—	7,930,944
未払解約金	1,752,443	25,716,249
未払受託者報酬	2,580,349	2,404,878
未払委託者報酬	94,614,429	88,180,892
その他未払費用	306,119	285,287
流動負債合計	116,010,522	202,940,858
負債合計	116,010,522	202,940,858
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	15,820,462,090	14,507,331,726
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△960,152,398	△562,653,260
（分配準備積立金）	1,174,662,193	1,228,136,781
元本等合計	14,860,309,692	13,944,678,466
純資産合計	14,860,309,692	13,944,678,466
負債純資産合計	14,976,320,214	14,147,619,324

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期 自 2023年12月12日 至 2024年6月11日	第16期 自 2024年6月12日 至 2024年12月11日
営業収益		
受取利息	363,694	754,810
有価証券売買等損益	855,212,376	337,438,065
為替差損益	△779,106,207	98,520,035
営業収益合計	76,469,863	436,712,910
営業費用		
支払利息	128,520	—
受託者報酬	2,580,349	2,404,878
委託者報酬	94,614,429	88,180,892
その他費用	1,898,910	2,163,268
営業費用合計	99,222,208	92,749,038
営業利益又は営業損失(△)	△22,752,345	343,963,872
経常利益又は経常損失(△)	△22,752,345	343,963,872
当期純利益又は当期純損失(△)	△22,752,345	343,963,872
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	6,037,275	26,384,273
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,015,403,425	△960,152,398
剰余金増加額又は欠損金減少額	84,927,891	80,584,139
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	84,927,891	80,584,139
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	887,244	664,600
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	887,244	664,600
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△960,152,398	△562,653,260

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第16期	
	自 2024年6月12日	至 2024年12月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第15期	第16期
	2024年6月11日現在	2024年12月11日現在
1. 期首元本額	17,247,082,852円	15,820,462,090円
期中追加設定元本額	15,987,652円	14,802,081円
期中一部解約元本額	1,442,608,414円	1,327,932,445円
2. 受益権の総数	15,820,462,090口	14,507,331,726口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は960,152,398円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は562,653,260円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第15期	第16期
	自 2023年12月12日 至 2024年6月11日	自 2024年6月12日 至 2024年12月11日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(81,716,831円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(458,073,689円)及び分配準備積立金(1,092,945,362円)より分配対象収益は1,632,735,882円(1万口当たり1,032.04円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(152,018,257円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(421,113,227円)及び分配準備積立金(1,076,118,524円)より分配対象収益は1,649,250,008円(1万口当たり1,136.83円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第15期	第16期
	自 2023年12月12日 至 2024年6月11日	自 2024年6月12日 至 2024年12月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であ	同左

	り、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期 2024年6月11日現在	第16期 2024年12月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・</p>	同左

<p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>同左</p>
-----------------------------------	---	-----------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第15期 2024年6月11日現在	第16期 2024年12月11日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	654,309,096	371,861,362
合計	654,309,096	371,861,362

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	第15期 2024年6月11日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	7,112,440,396	—	7,122,399,916	△9,959,520
アメリカ・ドル	5,879,062,156	—	5,893,950,400	△14,888,244
イギリス・ポンド	151,580,608	—	151,664,080	△83,472
イスラエル・シケル	2,967,811	—	2,931,509	36,302
オーストラリア・ドル	136,591,464	—	135,700,280	891,184
カナダ・ドル	78,202,516	—	77,479,200	723,316
シンガポール・ドル	42,919,889	—	42,904,460	15,429
スイス・フラン	48,778,800	—	49,053,760	△274,960
スウェーデン・クローナ	16,097,400	—	16,156,800	△59,400
デンマーク・クローネ	19,155,360	—	19,027,680	127,680
ニュージーランド・ドル	4,813,500	—	4,802,900	10,600
ノルウェー・クローネ	3,282,950	—	3,241,040	41,910
メキシコ・ペソ	44,148,585	—	40,792,167	3,356,418
ユーロ	249,872,027	—	248,280,060	1,591,967
香港・ドル	384,316,800	—	385,612,800	△1,296,000
南アフリカ・ランド	50,650,530	—	50,802,780	△152,250

合計	7,112,440,396	—	7,122,399,916	△9,959,520
----	---------------	---	---------------	------------

種類	第16期 2024年12月11日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建	6,503,441,972	—	6,581,058,020	△77,616,048
アメリカ・ドル	5,339,981,075	—	5,404,327,500	△64,346,425
イギリス・ポンド	130,820,619	—	133,259,700	△2,439,081
イスラエル・シェケル	3,708,864	—	3,793,320	△84,456
オーストラリア・ドル	132,971,515	—	132,177,600	793,915
カナダ・ドル	84,230,195	—	84,395,700	△165,505
シンガポール・ドル	42,352,900	—	42,879,200	△526,300
スイス・フラン	47,589,780	—	48,143,200	△553,420
スウェーデン・クローナ	15,482,695	—	15,616,600	△133,905
デンマーク・クローネ	16,069,820	—	16,256,400	△186,580
ニュージーランド・ドル	2,645,145	—	2,632,500	12,645
ノルウェー・クローネ	2,831,220	—	2,851,800	△20,580
メキシコ・ペソ	32,678,100	—	33,525,000	△846,900
ユーロ	212,824,530	—	215,230,500	△2,405,970
香港・ドル	385,552,064	—	390,556,000	△5,003,936
南アフリカ・ランド	53,703,450	—	55,413,000	△1,709,550
合計	6,503,441,972	—	6,581,058,020	△77,616,048

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第15期 2024年6月11日現在	第16期 2024年12月11日現在
1口当たり純資産額	0.9393円	0.9612円
(1万口当たり純資産額)	(9,393円)	(9,612円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

2024年12月11日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	208,898,332	2,102,060,355	
	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド	592,044,400	1,299,478,253	
	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	5,360,702,031	6,247,362,146	
	エマージング株式パッシブ・マザーファンド	1,044,419,509	1,923,925,177	
	エマージング債券パッシブ・マザーファンド	807,335,923	1,990,002,316	
親投資信託受益証券 合計		8,013,400,195	13,562,828,247	
合計			13,562,828,247	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

###### (参考)

「ワールドアセットバランス(基本コース)」、「ワールドアセットバランス(リスク抑制コース)」は、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券及び「エマージング債券パッシブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。



外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年12月11日現在

資産の部	
流動資産	
預金	12,997,427,983
コール・ローン	335,727,072
株式	1,733,076,882,649
投資信託受益証券	2,440,406,936
投資証券	30,248,720,262
派生商品評価勘定	324,230,128
未収入金	50,377,639
未収配当金	2,022,982,173
差入委託証拠金	14,870,317,827
流動資産合計	1,796,367,072,669
資産合計	1,796,367,072,669
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	26,227,549
未払金	2,829,415,004
未払解約金	109,836,000
流動負債合計	2,965,478,553
負債合計	2,965,478,553
純資産の部	
元本等	
元本	178,224,341,790
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	1,615,177,252,326
元本等合計	1,793,401,594,116
純資産合計	1,793,401,594,116
負債純資産合計	1,796,367,072,669

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年6月12日 至 2024年12月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年12月11日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	166,637,793,374円
同期中追加設定元本額	29,788,683,105円
同期中一部解約元本額	18,202,134,689円

元本の内訳	
ファンド名	
D I A M外国株式パッシブ・ファンド	3,906,749,266円
M I T O ラップ型ファンド (安定型)	1,289,973円
M I T O ラップ型ファンド (中立型)	6,434,215円
M I T O ラップ型ファンド (積極型)	15,430,363円
グローバル8資産ラップファンド (安定型)	16,837,137円
グローバル8資産ラップファンド (中立型)	18,355,246円
グローバル8資産ラップファンド (積極型)	9,548,493円
たわらノーロード 先進国株式	71,681,701,173円
たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり>	2,978,406,197円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	1,012,630,649円
たわらノーロード バランス (堅実型)	72,624,653円
たわらノーロード バランス (標準型)	770,803,807円
たわらノーロード バランス (積極型)	1,154,993,158円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)	1,335円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	39,919,359円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	238,624,175円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	267,475,187円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	489,672,236円
たわらノーロード 最適化バランス (保守型)	1,447円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	241,126円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	13,595,665円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	5,203,701円
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	15,530,811円
たわらノーロード 全世界株式	7,120,083,428円
マスターズ・マルチアセット・ファンド (安定型)	12,329円
マスターズ・マルチアセット・ファンド (バランス型)	189,590円
マスターズ・マルチアセット・ファンド (積極型)	134,412円
D I A M外国株式インデックスファンド<DC年金>	58,694,094,015円
O n e DC 先進国株式インデックスファンド	3,785,408,472円
O n e グローバルバランス	48,833,776円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型	116,912,273円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型	649,560,267円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型	959,152,944円
D I A M DC バランス30インデックスファンド	57,954,282円
D I A M DC バランス50インデックスファンド	176,207,209円
D I A M DC バランス70インデックスファンド	197,434,900円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	15,733,125円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	602,328,460円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	110,316,909円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国10)	126,853,726円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国20)	164,427,460円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国30)	289,462,815円
投資のソムリエ	6,743,201,398円
クルーズコントロール	36,822,047円
投資のソムリエ<DC年金>	843,506,958円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	182,799,239円
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	328,072,207円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	518,134,639円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	1,384,046,966円
ワールドアセットバランス (基本コース)	74,822,285円

ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）	208,898,332円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2045）	78,678,788円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2055）	41,680,843円
リスク抑制世界8資産バランスファンド（DC）	5,273,429円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2035）	201,733,534円
4資産分散投資・スタンダード<DC年金>	159,395,604円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	384,502,891円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	111,249,321円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2040）	79,459,550円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2050）	45,472,772円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2060）	27,900,171円
4資産分散投資・ミドルクラス<DC年金>	182,939,470円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2065）	7,333,055円
Oneグローバル最適化バランス（成長型）<ラップ向け>	26,843,258円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2070）	48,462円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12（適格機関投資家限定）	325,990円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06（適格機関投資家限定）	358,155円
マルチアセット・インカム戦略ファンド20-08（適格機関投資家限定）	10,271,386円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09（適格機関投資家限定）	171,490円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-03（適格機関投資家限定）	66,906円
インカム重視マルチアセット運用ファンドII 2021-04（適格機関投資家限定）	883,669円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）2021-06（適格機関投資家限定）	15,723,747円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09（適格機関投資家限定）	222,085円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）2022-05（適格機関投資家限定）	25,446,390円
予兆モデル活用型戦略ファンド2024-01（適格機関投資家限定）	242,500円
MSCIコクサイ・インデックスファンド<為替ヘッジあり>（適格機関投資家限定）	225,217,652円
DIAM外国株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	14,235,352円
DIAM外国株式パッシブ私募ファンド（適格機関投資家向け）	967,816,339円
外国株式パッシブ・ファンド2（適格機関投資家限定）	1,019,713,370円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	124,029,067円
AMOneマルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	1,743,348円
DIAMワールドバランス25VA（適格機関投資家限定）	4,098,248円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	566,001円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	3,325,854円
DIAMグローバル・バランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	13,796,259円
DIAMグローバル・バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	28,925,494円
DIAM国際分散バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	1,196,782円
DIAM国際分散バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	6,829,460円

D I A M国内重視バランスファンド30VA (適格機関投資家限定)	702,602円
D I A M国内重視バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	25,294円
D I A M世界バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	19,630円
D I A M世界バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	1,118,884円
D I A Mバランスファンド25VA (適格機関投資家限定)	68,943,239円
D I A Mバランスファンド37.5VA (適格機関投資家限定)	149,139,831円
D I A Mバランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	532,759,720円
D I A Mグローバル・アセット・バランスVA (適格機関投資家限定)	21,367,390円
D I A Mグローバル・アセット・バランスVA2 (適格機関投資家限定)	18,148,255円
D I A M アクサ グローバル バランスファンド30VA (適格機関投資家限定)	110,368,526円
D I A M世界アセットバランスファンドVA (適格機関投資家向け)	3,835,240円
D I A M世界バランスファンド55VA (適格機関投資家限定)	112,113円
D I A M世界アセットバランスファンド2VA (適格機関投資家限定)	31,228,584円
D I A M世界アセットバランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	3,359,093円
D I A M世界アセットバランスファンド25VA (適格機関投資家限定)	9,989,067円
D I A M世界アセットバランスファンド3VA (適格機関投資家限定)	14,155,815円
D I A M世界アセットバランスファンド4VA (適格機関投資家限定)	34,728,596円
動的パッケージファンド<DC年金>	13,736,292円
コア資産形成ファンド	6,225,715円
たわらノーロード 先進国株式(為替ヘッジなし) <ラップ専用>	2,598,798,776円
MHAM外国株式インデックスファンド	129,119,034円
たわらノーロード 先進国株式(為替ヘッジあり) <ラップ専用>	967,734,295円
MHAM動的パッケージファンド [適格機関投資家限定]	1,487,933,998円
MHAM外国株式パッシブファンド [適格機関投資家限定]	2,051,601,274円
計	178,224,341,790円
2. 受益権の総数	178,224,341,790口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年6月12日 至 2024年12月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価及び為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運

	用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。
--	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年12月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年12月11日現在	
	当期の損益に含まれた評価差額(円)	
株式	247,904,547,336	
投資信託受益証券	302,751,280	
投資証券	2,824,371,385	
合計	251,031,670,001	

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2024年2月16日から2024年12月11日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2024年12月11日現在			
	契約額等(円)	うち		評価損益(円)
		1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 買建				
アメリカ・ドル	998,732,036	—	998,749,820	17,784
イギリス・ポンド	683,038,180	—	683,035,480	△2,700
オーストラリア・ドル	58,000,319	—	58,004,774	4,455
カナダ・ドル	37,588,276	—	37,587,616	△660
ユーロ	27,429,376	—	27,430,400	1,024
	192,675,885	—	192,691,550	15,665

合計	998,732,036	—	998,749,820	17,784
----	-------------	---	-------------	--------

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

#### 株式関連

種類	2024年12月11日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引 先物取引 買建	28,155,245,843	—		28,453,230,638	297,984,795
合計	28,155,245,843	—		28,453,230,638	297,984,795

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2024年12月11日現在	
1口当たり純資産額	10.0626円
(1万口当たり純資産額)	(100,626円)

#### 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

2024年12月11日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	AMAZON.COM INC	1,612,828	225.040	362,950,813.120	
	ABBOTT LABORATORIES	298,205	115.500	34,442,677.500	
	AES CORP	109,122	13.640	1,488,424.080	

INTL BUSINESS MACHINES CORP	157,384	231.720	36,469,020.480	
ADVANCED MICRO DEVICES	277,053	127.740	35,390,750.220	
ADOBE INC	75,061	547.050	41,062,120.050	
CHUBB LTD	65,994	274.600	18,121,952.400	
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	37,905	315.210	11,948,035.050	
ALLSTATE CORP	43,830	195.060	8,549,479.800	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	109,936	229.080	25,184,138.880	
AMGEN INC	91,894	275.750	25,339,770.500	
HESS CORP	47,477	142.870	6,783,038.990	
AMERICAN EXPRESS CO	97,472	302.110	29,447,265.920	
AMERICAN ELECTRIC POWER	92,281	95.100	8,775,923.100	
AFLAC INC	89,636	104.220	9,341,863.920	
AMERICAN INTL GROUP	108,150	73.000	7,894,950.000	
ANALOG DEVICES	85,829	215.610	18,505,590.690	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	114,610	82.780	9,487,415.800	
VALERO ENERGY CORP	56,511	132.320	7,477,535.520	
ANSYS INC	14,299	339.700	4,857,370.300	
APPLE INC	2,595,440	247.770	643,072,168.800	
APPLIED MATERIALS INC	141,091	168.170	23,727,273.470	
ALBEMARLE CORP	18,991	103.980	1,974,684.180	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	81,504	52.080	4,244,728.320	
AMEREN CORP	44,814	91.240	4,088,829.360	
AUTODESK INC	36,571	303.990	11,117,218.290	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	69,110	302.230	20,887,115.300	
AUTOZONE INC	2,840	3,347.160	9,505,934.400	
AVERY DENNISON CORP	13,185	201.460	2,656,250.100	
BALL CORP	51,188	57.080	2,921,811.040	
BERKSHIRE HATHAWAY INC- CL B	226,276	462.490	104,650,387.240	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	123,730	80.620	9,975,112.600	
BAXTER INTERNATIONAL INC	80,219	31.440	2,522,085.360	
BECTON DICKINSON & CO	49,469	221.440	10,954,415.360	
AMETEK INC	39,830	188.600	7,511,938.000	
VERIZON COMM INC	721,194	42.300	30,506,506.200	
WR BERKLEY CORP	55,630	61.290	3,409,562.700	
BEST BUY CO INC	35,626	86.710	3,089,130.460	
BIO-RAD LABORATORIES-CL A	3,021	339.870	1,026,747.270	
YUM! BRANDS INC	48,345	138.220	6,682,245.900	
FIRSTENERGY CORP	96,001	40.490	3,887,080.490	
BOEING CO	124,217	164.100	20,384,009.700	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	252,376	90.200	22,764,315.200	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE	21,827	109.210	2,383,726.670	



INC				
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	29,288	185.360	5,428,823.680	
METTLER TOLEDO INTERNATIONAL INC	3,710	1,270.690	4,714,259.900	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	348,040	58.120	20,228,084.800	
ONEOK INC	100,328	104.340	10,468,223.520	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	12,940	139.240	1,801,765.600	
UNITED RENTALS INC	11,385	796.020	9,062,687.700	
SEMPRA	107,707	88.550	9,537,454.850	
FEDEX CORP	39,466	279.320	11,023,643.120	
VERISIGN INC	14,698	200.530	2,947,389.940	
AMPHENOL CORP	205,492	72.610	14,920,774.120	
BROWN-FORMAN CORP	37,107	45.180	1,676,494.260	
QUANTA SERVICES INC	25,373	319.900	8,116,822.700	
CSX CORP	330,543	34.170	11,294,654.310	
COTERRA ENERGY INC	134,560	24.810	3,338,433.600	
THE CAMPBELL'S COMPANY	38,172	43.540	1,662,008.880	
CONSTELLATION BRANDS INC	28,149	242.600	6,828,947.400	
CARDINAL HEALTH INC	42,364	120.420	5,101,472.880	
CARLISLE COS INC	8,519	425.220	3,622,449.180	
CARNIVAL CORP COMMON PAIRED	182,752	25.830	4,720,484.160	
CATERPILLAR INC	82,724	388.390	32,129,174.360	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES	16,645	186.850	3,110,118.250	
JPMORGAN CHASE & CO	486,436	242.860	118,135,846.960	
CHURCH & DWIGHT CO INC	43,274	107.060	4,632,914.440	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	25,734	149.830	3,855,725.220	
CINTAS CORP	61,973	210.140	13,023,006.220	
CISCO SYSTEMS INC	679,008	58.720	39,871,349.760	
CLOROX COMPANY	21,216	167.660	3,557,074.560	
COCA-COLA CO/THE	700,581	62.910	44,073,550.710	
COPART INC	149,289	61.520	9,184,259.280	
COLGATE-PALMOLIVE CO	132,059	93.890	12,399,019.510	
MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	40,263	287.670	11,582,457.210	
MOLINA HEALTHCARE INC	9,939	298.210	2,963,909.190	
NRG ENERGY, INC.	34,874	93.730	3,268,740.020	
COMCAST CORP-CL A	661,568	39.530	26,151,783.040	
CONAGRA BRANDS INC	73,639	27.840	2,050,109.760	
CONSOLIDATED EDISON INC	60,171	94.690	5,697,591.990	
CMS ENERGY CORP	49,050	67.660	3,318,723.000	
COOPER COS INC	31,884	99.080	3,159,066.720	
MOLSON COORS BEVERAGE CO	30,436	61.590	1,874,553.240	
CORNING INC	136,980	48.370	6,625,722.600	
HEICO CORP-CL A	14,337	198.240	2,842,166.880	
MANHATTAN ASSOCIATES INC	10,995	297.670	3,272,881.650	

CUMMINS INC	23,003	377.720	8,688,693.160	
DR HORTON INC	49,181	157.000	7,721,417.000	
DANAHER CORP	110,876	234.340	25,982,681.840	
MOODY'S CORP	27,822	491.460	13,673,400.120	
COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS	82,266	80.060	6,586,215.960	
TARGET CORP	79,921	135.050	10,793,331.050	
DEERE & CO	44,349	443.960	19,689,182.040	
MORGAN STANLEY	206,445	126.790	26,175,161.550	
REPUBLIC SERVICES INC	37,796	211.690	8,001,035.240	
COSTAR GROUP INC	71,135	76.430	5,436,848.050	
DECKERS OUTDOOR CORP	25,044	202.120	5,061,893.280	
THE WALT DISNEY CO	308,867	114.730	35,436,310.910	
DOLLAR TREE INC	35,355	72.800	2,573,844.000	
DOVER CORP	24,373	201.310	4,906,528.630	
OMNICOM GROUP	30,586	92.460	2,827,981.560	
DTE ENERGY CO	33,700	121.970	4,110,389.000	
DUKE ENERGY CORP	130,605	111.110	14,511,521.550	
DARDEN RESTAURANTS INC	20,935	168.310	3,523,569.850	
EBAY INC	84,227	63.230	5,325,673.210	
BANK OF AMERICA CORP	1,196,739	45.750	54,750,809.250	
CITIGROUP INC	323,405	72.500	23,446,862.500	
EASTMAN CHEMICAL CO	21,268	99.320	2,112,337.760	
EATON CORP PLC	67,762	358.490	24,291,999.380	
CADENCE DESIGN SYS INC	46,905	302.860	14,205,648.300	
ECOLAB INC	43,435	247.050	10,730,616.750	
REVVITY INC	21,035	117.840	2,478,764.400	
ELECTRONIC ARTS INC	41,850	165.300	6,917,805.000	
SALESFORCE INC	163,470	348.820	57,021,605.400	
ERIE INDEMNITY CO	4,050	401.650	1,626,682.500	
EMERSON ELECTRIC CO	96,074	129.150	12,407,957.100	
ATMOS ENERGY CORP	24,532	141.110	3,461,710.520	
ENTERGY CORP	39,010	148.330	5,786,353.300	
EOG RESOURCES INC	97,854	126.610	12,389,294.940	
EQUIFAX INC	21,778	260.550	5,674,257.900	
EQT CORP	90,040	43.050	3,876,222.000	
ESTEE LAUDER COS INC/THE	37,953	82.580	3,134,158.740	
EXPEDITORS INTERNATIONAL	22,415	121.100	2,714,456.500	
EXXON MOBIL CORP	759,238	112.670	85,543,345.460	
NEXTERA ENERGY INC	348,097	74.140	25,807,911.580	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	6,019	483.780	2,911,871.820	
FAIR ISAAC CORP	4,212	2,172.690	9,151,370.280	
ASSURANT INC	8,766	216.310	1,896,173.460	
FASTENAL CO	95,215	79.770	7,595,300.550	
FIFTH THIRD BANCORP	120,431	46.390	5,586,794.090	
M&T BANK CORP	28,540	206.990	5,907,494.600	
FISERV INC	98,665	201.540	19,884,944.100	
FORD MOTOR CO	675,985	10.560	7,138,401.600	
FRANKLIN RESOURCES INC	47,477	22.350	1,061,110.950	

FREEPORT-MCMORAN INC	244,611	42.670	10,437,551.370	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	1,770	2,121.050	3,754,258.500	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	37,290	283.740	10,580,664.600	
GENERAL DYNAMICS CORP	39,325	270.430	10,634,659.750	
GENERAL MILLS INC	94,669	66.140	6,261,407.660	
GENUINE PARTS CO	23,115	125.400	2,898,621.000	
GILEAD SCIENCES INC	212,357	92.340	19,609,045.380	
GARTNER INC	12,872	512.650	6,598,830.800	
MCKESSON CORP	22,195	583.960	12,960,992.200	
NVIDIA CORP	4,187,529	135.070	565,609,542.030	
GRACO INC	27,006	89.710	2,422,708.260	
GE AEROSPACE	185,365	171.270	31,747,463.550	
WW GRAINGER INC	7,565	1,157.510	8,756,563.150	
HALLIBURTON CO	155,027	29.070	4,506,634.890	
MONSTER BEVERAGE CORP	124,258	53.010	6,586,916.580	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	53,515	585.030	31,307,880.450	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	31,942	230.680	7,368,380.560	
HENRY SCHEIN INC	20,863	74.730	1,559,091.990	
HEICO CORP	6,878	256.050	1,761,111.900	
HERSHEY FOODS CORP	24,324	187.190	4,553,209.560	
HP INC	164,781	34.940	5,757,448.140	
F5 INC	10,684	255.600	2,730,830.400	
CROWN HOLDINGS INC NPR	18,125	87.720	1,589,925.000	
UNITED THERAPEUTICS CORP	7,615	362.240	2,758,457.600	
JUNIPER NETWORKS INC	60,059	37.230	2,235,996.570	
HOLOGIC INC	38,399	76.830	2,950,195.170	
HOME DEPOT INC	170,018	422.590	71,847,906.620	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	29,668	66.430	1,970,845.240	
HORMEL FOODS CORP	49,054	33.550	1,645,761.700	
CENTERPOINT ENERGY INC	115,509	31.380	3,624,672.420	
LENNOX INTERNATIONAL INC	5,672	646.500	3,666,948.000	
HUBBELL INC	8,750	448.590	3,925,162.500	
HUMANA INC	20,751	285.820	5,931,050.820	
JB HUNT TRANSPORT SERVICES INC	15,365	182.280	2,800,732.200	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	240,636	17.240	4,148,564.640	
BIOGEN INC	25,797	156.320	4,032,587.040	
IDEX CORP	12,292	227.950	2,801,961.400	
ILLINOIS TOOL WORKS	50,275	273.750	13,762,781.250	
INTUIT INC	47,878	647.070	30,980,417.460	
IDEXX LABORATORIES INC	14,376	444.720	6,393,294.720	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	38,409	397.420	15,264,504.780	
INTEL CORP	724,665	20.160	14,609,246.400	
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	45,847	88.550	4,059,751.850	
INTERNATIONAL PAPER CO	53,419	54.760	2,925,224.440	

INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	63,859	30.380	1,940,036.420	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	11,857	177.270	2,101,890.390	
JABIL CIRCUIT INC	19,586	132.750	2,600,041.500	
INCYTE CORP	28,067	72.480	2,034,296.160	
EMCOR GROUP INC	7,710	474.310	3,656,930.100	
JOHNSON & JOHNSON	411,627	149.230	61,427,097.210	
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	51,256	112.980	5,790,902.880	
KLA CORPORATION	22,406	641.870	14,381,739.220	
DEVON ENERGY CORP	106,971	34.730	3,715,102.830	
KELLANOVA	47,714	80.700	3,850,519.800	
KEYCORP	166,503	18.410	3,065,320.230	
KIMBERLY-CLARK CORP	55,965	133.070	7,447,262.550	
KROGER CO	118,023	60.730	7,167,536.790	
LAM RESEARCH CORP	224,098	75.130	16,836,482.740	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	8,555	471.020	4,029,576.100	
PACKAGING CORP OF AMERICA	15,558	238.230	3,706,382.340	
AKAMAI TECHNOLOGIES	27,653	98.780	2,731,563.340	
LENNAR CORP	40,713	161.670	6,582,070.710	
ELI LILLY & CO	137,932	799.580	110,287,668.560	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	126,093	130.220	16,419,830.460	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	47,654	141.930	6,763,532.220	
LOCKHEED MARTIN CORP	37,005	512.940	18,981,344.700	
LOEWS CORP	30,289	83.960	2,543,064.440	
LOWE'S COS INC	96,208	270.110	25,986,742.880	
DOMINION ENERGY INC	142,221	55.010	7,823,577.210	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	40,401	36.520	1,475,444.520	
MCCORMICK & CO INC	40,279	81.940	3,300,461.260	
MCDONALD'S CORPORATION	122,952	300.710	36,972,895.920	
S&P GLOBAL INC	54,887	512.150	28,110,377.050	
EVEREST GROUP LTD	8,130	362.450	2,946,718.500	
MARKEL GROUP INC	2,404	1,754.620	4,218,106.480	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP NPR	103,592	73.390	7,602,616.880	
MARSH & MCLENNAN COS	84,799	215.590	18,281,816.410	
MASCO CORP	34,561	79.350	2,742,415.350	
MARTIN MARIETTA MATERIALS INC	10,701	563.450	6,029,478.450	
METLIFE INC	103,317	81.740	8,445,131.580	
MEDTRONIC PLC	221,134	83.580	18,482,379.720	
CVS HEALTH CORP	214,005	55.150	11,802,375.750	
MERCK & CO. INC.	433,955	101.000	43,829,455.000	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	75,686	66.340	5,021,009.240	

MICROSOFT CORP	1, 205, 374	443. 330	534, 378, 455. 420	
MICRON TECH INC	188, 151	98. 100	18, 457, 613. 100	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	92, 397	61. 920	5, 721, 222. 240	
3M CO	94, 148	129. 770	12, 217, 585. 960	
ENTEGRIS INC	23, 675	106. 130	2, 512, 627. 750	
CHARLES RIVER LABORATORIES INT	7, 674	197. 050	1, 512, 161. 700	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	27, 968	477. 020	13, 341, 295. 360	
ILLUMINA INC	27, 148	148. 530	4, 032, 292. 440	
XCEL ENERGY INC	96, 398	69. 150	6, 665, 921. 700	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	17, 037	128. 960	2, 197, 091. 520	
NETAPP INC	36, 842	121. 220	4, 465, 987. 240	
NEWMONT CORP	192, 440	41. 490	7, 984, 335. 600	
NVR INC	548	8, 857. 620	4, 853, 975. 760	
NIKE INC-CL B	201, 444	76. 740	15, 458, 812. 560	
NORDSON CORP	8, 735	252. 870	2, 208, 819. 450	
NORFOLK SOUTHERN CORP	38, 420	256. 080	9, 838, 593. 600	
EVERSOURCE ENERGY	65, 787	60. 540	3, 982, 744. 980	
NISOURCE INC	69, 366	36. 610	2, 539, 489. 260	
NORTHERN TRUST CORP	32, 868	108. 150	3, 554, 674. 200	
NORTHROP GRUMMAN CORP	24, 160	480. 180	11, 601, 148. 800	
WELLS FARGO & CO	582, 778	72. 050	41, 989, 154. 900	
NUCOR CORP	40, 395	140. 560	5, 677, 921. 200	
CHENIERE ENERGY INC	38, 886	212. 830	8, 276, 107. 380	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	65, 838	183. 930	12, 109, 583. 340	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	105, 039	48. 050	5, 047, 123. 950	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	33, 427	205. 090	6, 855, 543. 430	
O' REILLY AUTOMOTIVE INC	9, 986	1, 266. 350	12, 645, 771. 100	
ORACLE CORP	283, 923	177. 740	50, 464, 474. 020	
PACCAR INC	90, 022	115. 370	10, 385, 838. 140	
PTC INC	20, 087	198. 350	3, 984, 256. 450	
EXELON CORP	172, 366	37. 320	6, 432, 699. 120	
PARKER HANNIFIN CORP	21, 835	677. 930	14, 802, 601. 550	
PAYCHEX INC	55, 583	142. 390	7, 914, 463. 370	
ALIGN TECHNOLOGY INC	11, 452	237. 160	2, 715, 956. 320	
PPL CORPORATION	132, 503	32. 920	4, 361, 998. 760	
PEPSICO INC	235, 231	159. 840	37, 599, 323. 040	
PENTAIR PLC	30, 201	107. 870	3, 257, 781. 870	
PFIZER INC	962, 220	25. 570	24, 603, 965. 400	
ESSENTIAL UTILITIES INC	40, 319	39. 080	1, 575, 666. 520	
CONOCOPHILLIPS	220, 734	102. 360	22, 594, 332. 240	
PG&E CORP	347, 639	19. 880	6, 911, 063. 320	
ALTRIA GROUP INC	290, 614	55. 490	16, 126, 170. 860	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	67, 693	204. 440	13, 839, 156. 920	
BROWN & BROWN INC	40, 458	102. 930	4, 164, 341. 940	

GARMIN LTD	25,779	219.210	5,651,014.590	
PPG INDUSTRIES INC	37,839	125.420	4,745,767.380	
COSTCO WHOLESALE CORP	75,700	993.400	75,200,380.000	
T ROWE PRICE GROUP INC	37,719	123.030	4,640,568.570	
QUEST DIAGNOSTICS	19,786	158.460	3,135,289.560	
PROCTER & GAMBLE CO	401,654	172.280	69,196,951.120	
PROGRESSIVE CORP	99,272	247.270	24,546,987.440	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	85,682	86.380	7,401,211.160	
PULTE GROUP INC	33,950	125.340	4,255,293.000	
GLOBAL PAYMENTS INC	43,206	115.760	5,001,526.560	
QUALCOMM INC	189,162	156.460	29,596,286.520	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	32,000	160.910	5,149,120.000	
EXACT SCIENCES CORP	29,779	61.580	1,833,790.820	
RELIANCE INC	10,527	306.880	3,230,525.760	
REGENERON PHARMACEUTICALS	18,431	778.500	14,348,533.500	
RESMED INC	24,715	245.220	6,060,612.300	
US BANCORP	265,109	51.570	13,671,671.130	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	65,415	93.350	6,106,490.250	
ROSS STORES INC	57,180	155.770	8,906,928.600	
ROLLINS INC	45,708	49.130	2,245,634.040	
ROPER TECHNOLOGIES INC	18,125	549.470	9,959,143.750	
ROCKWELL AUTOMATION INC	19,881	293.700	5,839,049.700	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	41,808	245.660	10,270,553.280	
RPM INTERNATIONAL INC	22,264	133.800	2,978,923.200	
ACCENTURE PLC-CL A	105,955	362.900	38,451,069.500	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	226,602	61.750	13,992,673.500	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	17,682	307.650	5,439,867.300	
AXON ENTERPRISE INC	12,002	637.450	7,650,674.900	
THE TRAVELERS COMPANIES INC	39,040	247.650	9,668,256.000	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	93,547	84.830	7,935,592.010	
BOOKING HOLDINGS INC	5,745	5,185.330	29,789,720.850	
SCHLUMBERGER LTD	244,939	40.870	10,010,656.930	
SCHWAB (CHARLES) CORP	273,818	82.320	22,540,697.760	
POOL CORP	6,305	375.100	2,365,005.500	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	35,309	108.400	3,827,495.600	
SEI INVESTMENTS CO	20,388	85.420	1,741,542.960	
ELEVANCE HEALTH INC	39,750	389.860	15,496,935.000	
CENCORA INC	29,520	237.010	6,996,535.200	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	42,607	80.740	3,440,089.180	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	40,720	371.600	15,131,552.000	
CENTENE CORP	88,199	56.710	5,001,765.290	

SMITH (A. O.) CORP	19,563	72.980	1,427,707.740	
SNAP-ON INC	9,624	354.780	3,414,402.720	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	61,857	121.240	7,499,542.680	
EDISON INTERNATIONAL	63,206	82.780	5,232,192.680	
SOUTHERN CO	184,910	84.390	15,604,554.900	
TRUIST FINANCIAL CORP	229,384	46.460	10,657,180.640	
SOUTHWEST AIRLINES	19,700	33.440	658,768.000	
AT&T INC	1,213,193	23.510	28,522,167.430	
CHEVRON CORP	295,246	157.000	46,353,622.000	
STANLEY BLACK & DECKER INC	26,546	83.900	2,227,209.400	
STATE STREET CORP	49,873	100.030	4,988,796.190	
STARBUCKS CORP	192,907	98.160	18,935,751.120	
STEEL DYNAMICS INC	25,751	135.290	3,483,852.790	
STRYKER CORP	58,012	382.680	22,200,032.160	
NETFLIX INC	73,315	913.350	66,962,255.250	
GEN DIGITAL INC	92,583	29.820	2,760,825.060	
KNIGHT SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	27,400	56.530	1,548,922.000	
SYNOPSIS INC	26,297	505.320	13,288,400.040	
SYSCO CORP	83,870	80.820	6,778,373.400	
INTUITIVE SURGICAL INC	60,797	538.090	32,714,257.730	
TELEFLEX INC	9,358	186.520	1,745,454.160	
TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES	183,707	17.350	3,187,316.450	
TERADYNE INC	29,014	117.030	3,395,508.420	
TEXAS INSTRUMENTS INC	156,604	190.180	29,782,948.720	
TEXTRON INC	29,841	82.070	2,449,050.870	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	65,649	535.850	35,178,016.650	
TORO CO	18,011	87.460	1,575,242.060	
DAVITA INC	9,106	153.810	1,400,593.860	
TRACTOR SUPPLY CO	18,106	284.710	5,154,959.260	
BIO-TECHNE CORP	25,934	77.120	2,000,030.080	
TRIMBLE INC	43,160	74.120	3,199,019.200	
TYLER TECHNOLOGIES INC	7,396	617.440	4,566,586.240	
TYSON FOODS INC	47,194	62.400	2,944,905.600	
UNION PACIFIC CORP	104,586	237.090	24,796,294.740	
RTX CORP	229,200	117.610	26,956,212.000	
UNITEDHEALTH GROUP INC	157,571	565.190	89,057,553.490	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES INC	9,903	191.700	1,898,405.100	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	43,742	469.220	20,524,621.240	
VULCAN MATERIALS CO	23,048	276.310	6,368,392.880	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	139,773	10.420	1,456,434.660	
WALMART INC	755,711	94.550	71,452,475.050	
WASTE MANAGEMENT INC	68,368	216.080	14,772,957.440	

WATERS CORP	9,995	390.350	3,901,548.250	
WATSCO INC	5,565	517.470	2,879,720.550	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	12,974	319.270	4,142,208.980	
JM SMUCKER CO/THE-NEW	19,624	115.000	2,256,760.000	
WESTERN DIGITAL CORP	59,863	68.820	4,119,771.660	
WABTEC CORP	28,400	202.870	5,761,508.000	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	25,319	87.640	2,218,957.160	
WYNN RESORTS LTD	15,379	94.950	1,460,236.050	
NASDAQ INC	71,851	80.430	5,778,975.930	
CME GROUP INC	61,720	239.190	14,762,806.800	
WILLIAMS COS INC	209,189	54.550	11,411,259.950	
WILLIAMS-SONOMA INC	22,865	186.750	4,270,038.750	
DICK'S SPORTING GOODS INC	9,703	213.760	2,074,113.280	
LKQ CORP	43,882	38.690	1,697,794.580	
ALLIANT ENERGY CORP	40,524	60.700	2,459,806.800	
WEC ENERGY GROUP INC	56,102	97.150	5,450,309.300	
MICROSTRATEGY INC-CL A	31,299	377.320	11,809,738.680	
CARMAX INC	27,022	86.080	2,326,053.760	
TJX COMPANIES INC	190,716	127.200	24,259,075.200	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP	9,012	401.780	3,620,841.360	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	156,049	4.740	739,672.260	
JARDINE MATHESON HOLDINGS LTD	23,528	44.720	1,052,172.160	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	21,812	253.910	5,538,284.920	
CBRE GROUP INC	52,609	135.880	7,148,510.920	
REGIONS FINANCIAL CORP	152,588	25.330	3,865,054.040	
DOMINO'S PIZZA INC	5,925	454.160	2,690,898.000	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	8,645	595.320	5,146,541.400	
CRH PLC	117,073	98.840	11,571,495.320	
WESTLAKE CORP	6,030	122.310	737,529.300	
T-MOBILE US INC	89,605	233.500	20,922,767.500	
LAS VEGAS SANDS CORP	59,474	54.880	3,263,933.120	
MOSAIC CO/THE	48,502	25.820	1,252,321.640	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	6,126	240.070	1,470,668.820	
CELANESE CORP	19,797	69.650	1,378,861.050	
DEXCOM INC	68,840	79.410	5,466,584.400	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	19,554	170.740	3,338,649.960	
EXPEDIA GROUP INC	21,978	188.410	4,140,874.980	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	30,969	88.840	2,751,285.960	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	16,417	546.340	8,969,263.780	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	97,187	158.410	15,395,392.670	
LIVE NATION	27,355	134.360	3,675,417.800	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL	234,186	64.830	15,182,278.380	



INC				
TRANSDIGM GROUP INC	9,498	1,261.570	11,982,391.860	
MASTERCARD INC	140,760	529.010	74,463,447.600	
OWENS CORNING	15,643	196.920	3,080,419.560	
LEIDOS HOLDINGS INC	20,679	160.160	3,311,948.640	
AERCAP HOLDINGS NV	33,912	96.310	3,266,064.720	
FIRST SOLAR INC	16,384	202.920	3,324,641.280	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	20,698	235.900	4,882,658.200	
SUPER MICRO COMPUTER INC	90,744	40.540	3,678,761.760	
AECOM TECHNOLOGY CORP	21,094	112.470	2,372,442.180	
DELTA AIR LINES INC	30,555	62.770	1,917,937.350	
INSULET CORP	12,022	274.790	3,303,525.380	
DISCOVER FINANCIAL	43,392	175.750	7,626,144.000	
LULULEMON ATHLETICA INC	19,016	397.100	7,551,253.600	
MERCADOLIBRE INC	7,746	1,879.180	14,556,128.280	
ULTA BEAUTY INC	7,914	411.920	3,259,934.880	
MSCI INC	13,320	629.010	8,378,413.200	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	266,084	128.980	34,319,514.320	
VISA INC	285,183	312.380	89,085,465.540	
KEURIG DR PEPPER INC	197,495	33.520	6,620,032.400	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	34,911	130.980	4,572,642.780	
MARATHON PETROLEUM CORP	56,329	151.060	8,509,058.740	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	21,430	77.630	1,663,610.900	
KINDER MORGAN INC/DELAWARE	339,285	26.890	9,123,373.650	
XYLEM INC	42,710	128.570	5,491,224.700	
LYONDELLBASELL INDUSTRIES NV	46,489	77.640	3,609,405.960	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES INC	6,481	190.980	1,237,741.380	
EPAM SYSTEMS INC	9,031	250.090	2,258,562.790	
HCA HEALTHCARE INC	32,407	316.790	10,266,213.530	
VERISK ANALYTICS INC	24,505	286.680	7,025,093.400	
CORPAY INC	11,338	357.240	4,050,387.120	
NXP SEMICONDUCTOR NV	43,768	217.940	9,538,797.920	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDING CORP	21,225	141.780	3,009,280.500	
TARGA RESOURCES CORP	36,212	185.340	6,711,532.080	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	17,578	203.000	3,568,334.000	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	40,549	76.920	3,119,029.080	
DOLLAR GENERAL CORP	35,900	82.390	2,957,801.000	
FORTINET INC	111,202	97.130	10,801,050.260	
HYATT HOTELS CORP	6,647	159.220	1,058,335.340	
TESLA INC	491,013	400.990	196,891,302.870	
ENPHASE ENERGY INC	21,539	74.450	1,603,578.550	

GENERAL MOTORS CO	188,091	52.740	9,919,919.340	
ALLY FINANCIAL INC	47,540	38.550	1,832,667.000	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	12,907	324.050	4,182,513.350	
APTIV PLC	43,097	58.420	2,517,726.740	
PHILLIPS 66	70,901	125.620	8,906,583.620	
META PLATFORMS INC	373,062	619.320	231,044,757.840	
IQVIA HOLDINGS INC	30,188	203.200	6,134,201.600	
DIAMONDBACK ENERGY INC	32,925	163.150	5,371,713.750	
SERVICENOW INC	35,236	1,127.840	39,740,570.240	
PALO ALTO NETWORKS INC	54,949	389.760	21,416,922.240	
WORKDAY INC	36,785	270.880	9,964,320.800	
ABBVIE INC	302,055	175.670	53,062,001.850	
ZOETIS INC	77,646	176.710	13,720,824.660	
NEWS CORP/NEW-CL A	74,964	29.060	2,178,453.840	
CDW CORP	22,475	179.010	4,023,249.750	
HOWMET AEROSPACE INC	66,688	114.080	7,607,767.040	
TWILIO INC	25,710	108.440	2,787,992.400	
SNAP INC	174,273	12.410	2,162,727.930	
TRADE DESK INC A	76,348	132.660	10,128,325.680	
OKTA INC	25,106	82.780	2,078,274.680	
BAKER HUGHES CO	166,560	41.210	6,863,937.600	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	27,172	75.800	2,059,637.600	
CNH INDUSTRIAL NV	161,962	12.060	1,953,261.720	
BROADCOM INC	757,794	171.810	130,196,587.140	
ARES MANAGEMENT CORP	32,721	176.110	5,762,495.310	
MONGODB INC	12,304	290.900	3,579,233.600	
BURLINGTON STORES INC	10,565	290.270	3,066,702.550	
VEEVA SYSTEMS INC	26,583	246.190	6,544,468.770	
EVERGY INC	45,274	62.360	2,823,286.640	
ALLEGION PLC	13,423	140.580	1,887,005.340	
DAYFORCE INC	29,460	77.950	2,296,407.000	
STERIS PLC	17,428	214.220	3,733,426.160	
DOCUSIGN INC	35,627	95.850	3,414,847.950	
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	25,991	471.580	12,256,835.780	
WIX.COM LTD	8,997	211.430	1,902,235.710	
KKR & CO INC	105,595	151.810	16,030,376.950	
FUTU HOLDINGS LTD ADR	9,649	86.980	839,270.020	
ZOOM COMMUNICATIONS INC	44,913	83.830	3,765,056.790	
MODERNA INC	52,618	41.510	2,184,173.180	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	43,239	253.720	10,970,599.080	
CIGNA GROUP	48,437	311.370	15,081,828.690	
DELL TECHNOLOGIES INC	55,660	116.790	6,500,531.400	
DOW INC	126,892	42.180	5,352,304.560	
OVINTIV INC	48,592	41.350	2,009,279.200	
AMCOR PLC	265,013	10.130	2,684,581.690	
PINTEREST INC	105,039	31.830	3,343,391.370	
FOX CORP-A	36,501	46.370	1,692,551.370	
FOX CORP-B	27,507	43.930	1,208,382.510	

CROWDSTRIKE HOLDINGS INC	39,834	346.775	13,813,435.350
AVANTOR INC	107,376	22.440	2,409,517.440
DYNATRACE INC	52,494	56.930	2,988,483.420
CLOUDFLARE INC	52,012	111.200	5,783,734.400
TRADEWEB MARKETS INC	20,579	127.870	2,631,436.730
CARRIER GLOBAL CORP	135,070	72.810	9,834,446.700
OTIS WORLDWIDE CORP	66,367	100.060	6,640,682.020
UBER TECHNOLOGIES INC	323,711	64.960	21,028,266.560
CORTEVA INC	116,431	59.420	6,918,330.020
MATCH GROUP INC	44,764	33.050	1,479,450.200
BLACKSTONE INC	123,530	189.570	23,417,582.100
CARLYLE GROUP INC	42,691	52.390	2,236,581.490
DATADOG INC	47,899	154.910	7,420,034.090
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS PLC	36,279	97.590	3,540,467.610
VERTIV HOLDINGS CO	62,079	121.700	7,555,014.300
INGERSOLL RAND INC	69,666	101.840	7,094,785.440
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	77,607	82.360	6,391,712.520
PAYCOM SOFTWARE INC	8,941	235.660	2,107,036.060
RIVIAN AUTOMOTIVE INC	118,889	14.060	1,671,579.340
DRAFTKINGS INC	75,786	41.700	3,160,276.200
AON PLC	33,576	361.290	12,130,673.040
WARNER BROS DISCOVERY INC	398,011	10.890	4,334,339.790
TEXAS PACIFIC LAND CORP	3,255	1,296.090	4,218,772.950
BENTLEY SYSTEMS INC	27,315	47.400	1,294,731.000
COINBASE GLOBAL INC	33,141	302.420	10,022,501.220
AIRBNB INC	73,863	138.300	10,215,252.900
CONSTELLATION ENERGY CORP	52,525	232.340	12,203,658.500
MONDAY.COM LTD	6,356	276.430	1,756,989.080
SOLVENTUM CORP	21,683	69.720	1,511,738.760
COREBRIDGE FINANCIAL INC	39,050	30.240	1,180,872.000
APPLOVIN CORP	35,297	321.060	11,332,454.820
ROYALTY PHARMA PLC	62,173	25.590	1,591,007.070
ROBLOX CORP	78,921	56.260	4,440,095.460
VIATRIS INC	218,432	12.510	2,732,584.320
EXPAND ENERGY CORP	36,772	97.020	3,567,619.440
BLACKROCK INC	25,071	1,057.070	26,501,801.970
HF SINCLAIR CORP	25,560	38.700	989,172.000
SNOWFLAKE INC	52,402	171.550	8,989,563.100
DOORDASH INC	51,630	173.900	8,978,457.000
ARISTA NETWORKS INC	180,816	104.780	18,945,900.480
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	69,129	174.710	12,077,527.590
GLOBAL-E ONLINE LTD	15,893	53.520	850,593.360
PALANTIR TECHNOLOGIES INC	347,172	70.890	24,611,023.080
FNF GROUP	46,461	60.190	2,796,487.590

JACOBS SOLUTIONS INC	21,170	136.080	2,880,813.600	
MARVELL TECHNOLOGY INC	147,444	106.680	15,729,325.920	
APA CORP	67,758	22.260	1,508,293.080	
LINDE PLC	80,865	444.810	35,969,560.650	
ROBINHOOD MARKETS INC	87,606	37.360	3,272,960.160	
U-HAUL HOLDING CO	16,864	66.700	1,124,828.800	
ASPEN TECHNOLOGY INC	5,007	251.950	1,261,513.650	
TOAST INC	68,531	38.270	2,622,681.370	
GE VERNOVA INC	46,675	327.390	15,280,928.250	
GRAB HOLDINGS LTD	369,622	5.430	2,007,047.460	
CATALENT INC	27,357	62.240	1,702,699.680	
SYNCHRONY FINANCIAL	70,641	66.870	4,723,763.670	
VERALTO CORP	40,316	106.390	4,289,219.240	
SAMSARA INC	33,531	45.430	1,523,313.330	
LIBERTY MEDIA CORP- LIBERTY FORMULA ONE	37,461	90.470	3,389,096.670	
BUNGE GLOBAL SA	21,715	84.710	1,839,477.650	
KENVUE INC	331,175	22.740	7,530,919.500	
CITIZENS FINANCIAL GROUP INC	73,013	46.400	3,387,803.200	
CYBERARK SOFTWARE LTD	6,799	312.130	2,122,171.870	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	30,674	168.900	5,180,838.600	
HUBSPOT INC	8,416	720.620	6,064,737.920	
QORVO INC	14,144	68.600	970,278.400	
TE CONNECTIVITY PLC	52,304	150.250	7,858,676.000	
SMURFIT WESTROCK PLC	90,859	53.430	4,854,596.370	
FERGUSON ENTERPRISES INC	34,901	194.940	6,803,600.940	
LABCORP HOLDINGS INC	15,164	234.540	3,556,564.560	
GODADDY INC	24,464	204.850	5,011,450.400	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	30,382	274.710	8,346,239.220	
TRANSUNION	31,262	97.000	3,032,414.000	
ALBERTSONS COS INC	54,086	18.510	1,001,131.860	
BLOCK INC	95,972	94.040	9,025,206.880	
DUPONT DE NEMOURS INC	68,235	82.080	5,600,728.800	
NUTANIX INC	44,547	64.170	2,858,580.990	
CARVANA CO	19,502	236.520	4,612,613.040	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS PLC	35,323	79.240	2,798,994.520	
KRAFT HEINZ CO	152,849	31.590	4,828,499.910	
FORTIVE CORP	61,764	78.320	4,837,356.480	
WASTE CONNECTIONS INC	43,910	185.790	8,158,038.900	
ALPHABET INC-CL A	999,847	185.170	185,141,668.990	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE CO	224,243	21.920	4,915,406.560	
PAYPAL HOLDINGS INC	164,087	88.760	14,564,362.120	
SEA LTD ADR	63,450	112.050	7,109,572.500	
EQUITABLE HOLDINGS INC	57,347	46.360	2,658,606.920	
ZILLOW GROUP INC-C	27,351	82.020	2,243,329.020	

	ALPHABET INC-CL C	858,409	186.530	160,119,030.770	
	PURE STORAGE INC	50,378	60.290	3,037,289.620	
	ZSCALER INC	16,171	201.390	3,256,677.690	
	ATLISSIAN CORP PLC	27,526	266.450	7,334,302.700	
	ROKU INC	19,331	81.820	1,581,662.420	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC	16,164	377.960	6,109,345.440	
	VISTRA CORP	59,614	141.520	8,436,573.280	
アメリカ・ドル	小計	62,841,974		8,913,832,419.480 (1,353,654,591,223)	
イギリス・ポンド	ANTOFAGASTA PLC	61,295	17.525	1,074,194.870	
	ASHTAD GROUP	76,183	53.920	4,107,787.360	
	SEVERN TRENT PLC	45,548	25.980	1,183,337.040	
	BARCLAYS PLC	2,537,586	2.642	6,704,302.210	
	BARRATT REDROW PLC	285,009	4.401	1,254,324.600	
	BT GROUP PLC	1,171,195	1.540	1,803,640.300	
	BUNZL PLC	53,979	35.400	1,910,856.600	
	AVIVA PLC	429,205	4.756	2,041,298.980	
	CRODA INTERNATIONAL	20,573	34.770	715,323.210	
	DIAGEO PLC	378,748	24.455	9,262,282.340	
	SCHRODERS PLC	110,366	3.140	346,549.240	
	DCC PLC	17,471	55.500	969,640.500	
	NATIONAL GRID PLC	841,197	9.516	8,004,830.650	
	KINGFISHER PLC	336,026	2.581	867,283.100	
	BAE SYSTEMS PLC	513,661	11.790	6,056,063.190	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	340,141	29.690	10,098,786.290	
	HALMA PLC	62,208	27.770	1,727,516.160	
	NEXT PLC	21,907	97.160	2,128,484.120	
	IMPERIAL BRANDS PLC	140,692	25.840	3,635,481.280	
	ANGLO AMERICAN PLC	219,763	25.050	5,505,063.150	
	COMPASS GROUP PLC	290,317	26.810	7,783,398.770	
	HSBC HOLDINGS PLC	3,114,559	7.500	23,359,192.500	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	949,467	2.321	2,203,712.900	
	CENTRICA PLC	793,776	1.310	1,039,846.560	
	UNILEVER PLC	425,778	46.010	19,590,045.780	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	115,134	10.780	1,241,144.520	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	55,043	22.040	1,213,147.720	
	PEARSON PLC	116,743	12.375	1,444,694.620	
	PERSIMMON PLC	56,989	12.815	730,314.030	
	PRUDENTIAL PLC	474,188	6.716	3,184,646.600	
	RIO TINTO PLC	193,036	51.030	9,850,627.080	
	VODAFONE GROUP PLC	3,582,903	0.698	2,500,866.290	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	114,964	47.030	5,406,756.920	
	RELX PLC	316,084	36.920	11,669,821.280	

RENTOKIL INITIAL PLC	418,475	4.071	1,703,611.720		
ROLLS ROYCE HOLDINGS PLC	1,452,324	5.658	8,217,249.190		
NATWEST GROUP PLC	1,227,583	4.100	5,033,090.300		
SSE PLC	183,547	16.760	3,076,247.720		
BP PLC	2,765,335	3.955	10,936,899.920		
SAGE GROUP PLC (THE)	186,583	13.000	2,425,579.000		
SMITHS GROUP PLC	77,205	17.540	1,354,175.700		
SPIRAX GROUP PLC	17,230	75.000	1,292,250.000		
STANDARD CHARTERED PLC	362,528	9.878	3,581,051.580		
LLOYDS BANKING GROUP PLC	10,385,556	0.529	5,493,959.120		
TAYLOR WIMPLEY PLC	569,863	1.273	725,435.590		
TESCO PLC	1,122,991	3.686	4,139,344.820		
3I GROUP PLC	161,058	36.170	5,825,467.860		
SMITH & NEPHEW PLC	156,657	9.924	1,554,664.060		
GSK PLC	708,892	13.735	9,736,631.620		
LONDON STOCK EXCHANGE PLC	80,360	112.000	9,000,320.000		
WPP PLC	176,061	8.790	1,547,576.190		
ASTRAZENECA PLC	265,644	105.120	27,924,497.280		
WHITBREAD PLC	31,475	29.270	921,273.250		
MARKS & SPENCER GROUP PLC	343,796	3.907	1,343,210.970		
INTERTEK GROUP PLC	29,397	47.540	1,397,533.380		
INTERCONTINENTAL HOTELS	26,874	97.580	2,622,364.920		
SAINSBURY (J) PLC	265,807	2.728	725,121.490		
ADMIRAL GROUP PLC	40,084	26.640	1,067,837.760		
THE BERKELEY GROUP HOLDINGS	15,910	41.600	661,856.000		
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	34,042	19.560	665,861.520		
EXPERIAN PLC	153,056	36.450	5,578,891.200		
MONDI PLC	67,554	11.940	806,594.760		
HARGREAVES LANSDOWN PLC	65,623	10.950	718,571.850		
INFORMA PLC	223,961	8.418	1,885,303.690		
GLENCORE PLC	1,805,454	3.859	6,967,246.980		
ENTAIN PLC	96,924	8.118	786,829.030		
COCA-COLA HBC AG	31,035	27.560	855,324.600		
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	135,828	5.155	700,193.340		
M&G PLC	454,395	1.994	906,063.630		
ENDEAVOUR MINING PLC	28,075	15.000	421,125.000		
WISE PLC	96,207	9.270	891,838.890		
JD SPORTS FASHION PLC	382,071	1.026	392,004.840		
HALEON PLC	1,339,534	3.742	5,012,536.220		
SHELL PLC	1,062,829	25.225	26,809,861.520		
AUTO TRADER GROUP PLC	143,188	8.244	1,180,441.870		
MELROSE INDUSTRIES PLC	216,124	5.630	1,216,778.120		
イギリス・ポンド 小計	45,668,869		328,717,977.260 (63,787,723,487)		
イスラエル・	BANK HAPOALIM BM	228,416	43.780	10,000,052.480	

シュケル	BANK LEUMI LE-ISRAEL BM	239,083	43.480	10,395,328.840	
	ELBIT SYSTEMS LTD	5,599	881.400	4,934,958.600	
	ISRAEL DISCOUNT BANK LTD	244,057	25.190	6,147,795.830	
	ICL GROUP LTD	103,067	18.090	1,864,482.030	
	NICE LTD	10,202	662.700	6,760,865.400	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	29,444	163.000	4,799,372.000	
	AZRIELI GROUP	4,672	291.400	1,361,420.800	
イスラエル・シュケル 小計		864,540		46,264,275.980 (1,957,450,770)	
オーストラリア ア・ドル	RAMSAY HEALTH CARE LTD	28,306	38.840	1,099,405.040	
	WESTPAC BANKING CORPORATION	588,905	32.240	18,986,297.200	
	FORTESCUE LTD	272,505	20.450	5,572,727.250	
	TELSTRA GROUP LTD	843,086	4.060	3,422,929.160	
	ASX LTD	31,215	68.860	2,149,464.900	
	BHP GROUP LTD	859,598	41.830	35,956,984.340	
	COMPUTERSHARE LT	91,624	33.180	3,040,084.320	
	CSL LIMITED	83,144	282.010	23,447,439.440	
	REA GROUP LTD	9,317	241.790	2,252,757.430	
	TRANSURBAN GROUP	520,681	12.980	6,758,439.380	
	COCHLEAR LTD	10,446	295.620	3,088,046.520	
	ORIGIN ENERGY LTD	326,442	10.630	3,470,078.460	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	286,428	157.630	45,149,645.640	
	RIO TINTO LIMITED	61,394	125.280	7,691,440.320	
	APA GROUP	222,829	7.340	1,635,564.860	
	ARISTOCRAT LEISU	96,033	67.900	6,520,640.700	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LT	444,982	8.500	3,782,347.000	
	PRO MEDICUS LTD	11,011	244.330	2,690,317.630	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	69,336	54.860	3,803,772.960	
	ORICA LTD	91,188	18.390	1,676,947.320	
	BLUESCOPE STEEL LTD	76,587	22.160	1,697,167.920	
	MACQUARIE GROUP LTD	62,407	226.850	14,157,027.950	
	SUNCORP GROUP LTD	231,189	19.480	4,503,561.720	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	526,873	37.640	19,831,499.720	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	112,659	9.010	1,015,057.590	
	QBE INSURANCE GROUP LIMITED	255,447	19.570	4,999,097.790	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	191,685	16.900	3,239,476.500	
REECE LTD	31,558	24.760	781,376.080		
SANTOS LTD	582,512	6.590	3,838,754.080		
SONIC HEALTHCARE	88,200	28.440	2,508,408.000		
WASHINGTON H SOUL PATTINSON & CO LTD	39,420	34.920	1,376,546.400		

	WESFARMERS LTD	195,200	74.210	14,485,792.000	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	319,683	24.140	7,717,147.620	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	203,840	30.340	6,184,505.600	
	SEEK LTD	58,513	25.090	1,468,091.170	
	MINERAL RESOURCES LTD	28,865	37.160	1,072,623.400	
	BRAMBLES LTD	220,767	19.290	4,258,595.430	
	CAR GROUP LTD	58,310	39.250	2,288,667.500	
	SGH LTD	28,600	47.360	1,354,496.000	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	134,910	11.950	1,612,174.500	
	XERO LTD	23,149	170.990	3,958,247.510	
	LOTTERY CORP LTD	366,780	5.180	1,899,920.400	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	233,640	4.280	999,979.200	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	511,608	29.480	15,082,203.840	
	MEDIBANK PVT LTD	412,751	3.830	1,580,836.330	
	SOUTH32 LTD(AUD)	682,738	3.680	2,512,475.840	
	COLES GROUP LTD	230,734	19.010	4,386,253.340	
	WISETECH GLOBAL LTD	33,648	125.600	4,226,188.800	
	オーストラリア・ドル 小計	10,890,743		315,231,502.100 (30,545,932,553)	
カナダ・ドル	AGNICO EAGLE MINES LTD	83,530	119.540	9,985,176.200	
	BARRICK GOLD CORP	302,207	24.310	7,346,652.170	
	BANK OF MONTREAL	125,699	142.870	17,958,616.130	
	BANK OF NOVA SCOTIA	207,973	79.160	16,463,142.680	
	NATIONAL BANK OF CANADA	56,424	133.870	7,553,480.880	
	BCE INC	14,197	37.530	532,813.410	
	BROOKFIELD CORP	237,262	83.850	19,894,418.700	
	SAPUTO INC	34,582	26.620	920,572.840	
	DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	17,471	169.630	2,963,605.730	
	CGI INC	34,495	161.790	5,580,946.050	
	CCL INDUSTRIES INC	27,743	74.850	2,076,563.550	
	CAE INC	55,407	33.070	1,832,309.490	
	CAMECO CORP	73,563	79.970	5,882,833.110	
	ROGERS COMM-CL B	62,818	48.930	3,073,684.740	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	161,399	94.260	15,213,469.740	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	363,414	45.550	16,553,507.700	
	CANADIAN TIRE CORP-CL A	8,911	156.240	1,392,254.640	
	CANADIAN UTILITIES LTD	16,330	36.500	596,045.000	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	92,199	150.720	13,896,233.280	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	21,175	68.410	1,448,581.750	
	OPEN TEXT CORP	40,459	42.890	1,735,286.510	
	EMPIRE CO LTD	20,608	43.340	893,150.720	
	KINROSS GOLD CORP	192,737	14.290	2,754,211.730	
	RB GLOBAL INC	31,137	136.270	4,243,038.990	
	FORTIS INC	82,632	61.820	5,108,310.240	



FIRST QUANTUM MINERALS LTD	117,480	20.310	2,386,018.800
TELUS CORP	31,890	22.350	712,741.500
GREAT WEST LIFECO INC	43,551	47.160	2,053,865.160
IMPERIAL OIL LTD	32,165	103.090	3,315,889.850
ENBRIDGE INC	371,797	59.970	22,296,666.090
IGM FINANCIAL INC	12,478	47.590	593,828.020
MANULIFE FINANCIAL CORP	302,871	44.570	13,498,960.470
LOBLAW CO LTD	24,803	192.400	4,772,097.200
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	125,335	80.980	10,149,628.300
MAGNA INTERNATIONAL INC	55,589	64.760	3,599,943.640
SUN LIFE FINANCIAL INC	96,171	86.610	8,329,370.310
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	3,425	1,998.050	6,843,321.250
METRO INC	35,059	93.150	3,265,745.850
EMERA INC	44,643	55.070	2,458,490.010
ONEX CORP	10,157	116.550	1,183,798.350
PAN AMERICAN SILVER CORP	55,373	32.770	1,814,573.210
POWER CORP OF CANADA	89,864	46.500	4,178,676.000
QUEBECOR INC-B	30,598	32.680	999,942.640
ROYAL BANK OF CANADA	241,440	178.470	43,089,796.800
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	158,520	107.130	16,982,247.600
STANTEC INC	18,358	119.740	2,198,186.920
SUNCOR ENERGY INC	221,204	53.670	11,872,018.680
LUNDIN MINING CORP	119,660	13.320	1,593,871.200
TECK RESOURCES LTD-CL B	82,129	64.480	5,295,677.920
THOMSON REUTERS CORP	27,621	241.310	6,665,223.510
TOROMONT INDUSTRIES LTD	13,097	111.500	1,460,315.500
TORONTO DOMINION BANK (THE) C\$	299,353	75.280	22,535,293.840
TC ENERGY CORP	177,069	66.870	11,840,604.030
WEST FRASER TIMBER CO LTD	8,102	131.150	1,062,577.300
WESTON (GEORGE) LTD	9,839	234.050	2,302,817.950
INTACT FINANCIAL CORP	31,315	269.480	8,438,766.200
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	82,315	87.560	7,207,501.400
CONSTELLATION SOFTWARE INC	3,467	4,625.540	16,036,747.180
FRANCO-NEVADA CORP NPR	34,326	172.920	5,935,651.920
TOURMALINE OIL CORP	59,089	61.680	3,644,609.520
KEYERA CORP	39,997	44.640	1,785,466.080
PARKLAND CORP	24,129	35.940	867,196.260
ALTAGAS LTD	47,249	33.590	1,587,093.910
PEMBINA PIPELINE CORP	94,699	55.270	5,234,013.730
DOLLARAMA INC	49,948	142.230	7,104,104.040
MEG ENERGY CORP	47,181	23.500	1,108,753.500
CENOVUS ENERGY INC W/I	226,767	21.420	4,857,349.140

	ARC RESOURCES LTD	96,301	24.870	2,395,005.870	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	73,200	29.620	2,168,184.000	
	TMX GROUP LTD	46,884	44.020	2,063,833.680	
	IVANHOE MINES LTD	136,822	19.330	2,644,769.260	
	NUTRIEN LTD	90,212	68.830	6,209,291.960	
	TFI INTERNATIONAL INC	14,528	218.060	3,167,975.680	
	WSP GLOBAL INC	22,489	251.980	5,666,778.220	
	IA FINANCIAL CORP INC	16,448	135.610	2,230,513.280	
	GFL ENVIRONMENTAL INC	35,667	65.150	2,323,705.050	
	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	28,942	41.410	1,198,488.220	
	BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT LTD	60,033	81.180	4,873,478.940	
	AIR CANADA	41,858	25.450	1,065,286.100	
	RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	51,117	99.260	5,073,873.420	
	SHOPIFY INC	205,818	160.810	33,097,592.580	
	FIRSTSERVICE CORP	7,857	270.000	2,121,390.000	
	HYDRO ONE LTD	56,437	45.370	2,560,546.690	
カナダ・ドル 小計		6,949,108		527,919,059.710 (56,577,085,629)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE TECH ENG	289,800	4.530	1,312,794.000	
	SEBNCORP INDUSTRIES	162,200	5.670	919,674.000	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	340,281	44.000	14,972,364.000	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	139,900	12.510	1,750,149.000	
	GENTING SINGAPORE LTD	761,193	0.775	589,924.570	
	KEPPEL LTD	249,600	6.860	1,712,256.000	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	570,598	16.730	9,546,104.540	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	1,340,830	3.070	4,116,348.100	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	244,000	6.410	1,564,040.000	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	218,866	37.150	8,130,871.900	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	258,500	3.090	798,765.000	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING HOLDINGS LTD	508,500	2.710	1,378,035.000	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD SINGAPORE	405,290	2.700	1,094,283.000	
シンガポール・ドル 小計		5,489,558		47,885,609.110 (5,420,650,951)	
スイス・フラン	LOGITECH INTL-REG	23,734	74.380	1,765,334.920	
	NESTLE SA-REGISTERED	449,530	74.460	33,472,003.800	
	CIE FINANC RICHEMONT	92,164	133.100	12,267,028.400	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSSCHEIN	119,501	253.800	30,329,353.800	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	7,599	259.800	1,974,220.200	
	SIKA INHABER	25,179	230.600	5,806,277.400	

SGS SA-REG	27,911	89.200	2,489,661.200	
NOVARTIS AG-REG SHS	336,907	88.760	29,903,865.320	
BALOISE HOLDING AG -R	8,117	164.100	1,331,999.700	
BARRY CALLEBAUT AG	717	1,292.000	926,364.000	
CLARIANT AG-REG	45,795	10.850	496,875.750	
SWISSCOM AG-REG	4,457	504.000	2,246,328.000	
ABB LTD	270,739	51.280	13,883,495.920	
ADECCO GROUP AG-REG	26,454	24.200	640,186.800	
GEBERIT AG	6,081	539.200	3,278,875.200	
LONZA GROUP AG-REG	12,043	523.200	6,300,897.600	
LINDT & SPRUENGLI PART	161	9,845.000	1,585,045.000	
LINDT & SPRUENGLI NAMEN	20	98,400.000	1,968,000.000	
GIVAUDAN-REG	1,589	3,972.000	6,311,508.000	
ZURICH INSURANCE GROUP AG	24,695	549.000	13,557,555.000	
ROCHE HOLDING AG-BEARER	6,123	268.800	1,645,862.400	
HOLCIM LTD	86,530	88.760	7,680,402.800	
TEMENOS GROUP	10,930	59.900	654,707.000	
BACHEM HOLDING AG	4,673	65.450	305,847.850	
SONOVA HOLDING AG	8,100	295.500	2,393,550.000	
KUEHNE & NAGEL INTL AG	8,251	211.600	1,745,911.600	
STRAUMANN HOLDING AG	19,254	117.150	2,255,606.100	
THE SWATCH GROUP AG-B	4,300	165.050	709,715.000	
HELVETIA HOLDING AG	7,946	150.100	1,192,694.600	
SCHINDLER NAMEN	3,789	253.000	958,617.000	
SWISS LIFE HOLDING AG	4,503	683.200	3,076,449.600	
BANQUE CANTONALE VAUD	4,903	88.950	436,121.850	
EMS-CHEMIE HOLDING	1,245	631.500	786,217.500	
SWISS PRIME SITE AG	13,356	96.750	1,292,193.000	
AVOLTA AG	12,933	36.240	468,691.920	
PARTNERS GROUP HOLDING AG	3,730	1,278.000	4,766,940.000	
JULIUS BAER GROUP LTD	38,960	59.040	2,300,198.400	
SWISS RE LTD	52,324	129.050	6,752,412.200	
BKW AG	3,194	151.200	482,932.800	
SIG GROUP AG	50,969	17.760	905,209.440	
ALCON INC	86,889	76.080	6,610,515.120	
SANDOZ GROUP AG	65,523	37.860	2,480,700.780	
GALDERMA GROUP AG	14,716	89.800	1,321,496.800	
UBS GROUP AG	559,306	28.120	15,727,684.720	
VAT GROUP AG	5,180	347.700	1,801,086.000	
スイス・フラン 小計	2,561,020		239,286,640.490 (41,166,873,630)	
スウェーデン・ クローナ				
ATLAS COPCO AB-A SHS	456,651	179.500	81,968,854.500	
ATLAS COPCO AB-B SHS	266,320	158.400	42,185,088.000	
ERICSSON LM-B SHS	465,668	91.300	42,515,488.400	
GETINGE AB-B SHS	38,925	173.150	6,739,863.750	
LUNDBERGS B	14,872	528.500	7,859,852.000	
SKF AB-B SHS	66,600	223.700	14,898,420.000	

SANDVIK AB	186,658	213.300	39,814,151.400	
SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	250,203	155.550	38,919,076.650	
SKANSKA AB-B SHS	62,329	232.200	14,472,793.800	
SWEDBANK AB	132,581	219.300	29,075,013.300	
SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	92,795	142.900	13,260,405.500	
SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	260,610	116.600	30,387,126.000	
TRELLEBORG AB-B SHS	37,154	399.600	14,846,738.400	
VOLVO AB-A SHS	24,198	286.200	6,925,467.600	
VOLVO AB-B SHS	282,769	284.900	80,560,888.100	
HOLMEN AB-B SHS	19,972	419.800	8,384,245.600	
TELE2 AB-B SHS	100,027	114.100	11,413,080.700	
INDUSTRIVARDEN A	15,292	369.000	5,642,748.000	
INDUSTRIVARDEN C	31,300	368.400	11,530,920.000	
SAAB AB-B	47,156	228.850	10,791,650.600	
SECURITAS AB-B SHS	76,085	140.450	10,686,138.250	
INVESTOR AB-B SHS	288,459	303.000	87,403,077.000	
HENNES&MAURITZ AB-B SHS	104,669	163.900	17,155,249.100	
ASSA ABLOY AB-B	172,830	340.600	58,865,898.000	
TELIA CO AB	344,810	31.050	10,706,350.500	
BOLIDEN AB	53,939	332.000	17,907,748.000	
ALFA LAVAL AB	44,407	480.900	21,355,326.300	
FASTIGHETS AB BALDER	117,966	80.480	9,493,903.680	
INDUTRADE AB	39,178	283.400	11,103,045.200	
NIBE INDUSTRIER AB	212,832	46.440	9,883,918.080	
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	36,381	314.400	11,438,186.400	
HEXAGON AB-B SHS	363,839	108.400	39,440,147.600	
SAGAX AB	44,607	237.000	10,571,859.000	
EPIROC AB-A	125,482	207.800	26,075,159.600	
EPIROC AB-B	61,487	185.000	11,375,095.000	
ESSITY AB-B	99,980	302.800	30,273,944.000	
EQT AB	68,460	323.500	22,146,810.000	
ADDTECH AB	47,848	309.200	14,794,601.600	
BEIJER REF AB	50,493	171.400	8,654,500.200	
LIFCO AB	39,631	334.400	13,252,606.400	
EVOLUTION AB	33,386	984.800	32,878,532.800	
INVESTMENT AB LATOUR	27,638	285.500	7,890,649.000	
スウェーデン・クローナ 小計	5,306,487		995,544,618.010 (13,798,248,406)	
デンマーク・ク ローネ				
CARLSBERG AS-B	15,167	738.600	11,202,346.200	
A P MOLLER A/S	663	12,070.000	8,002,410.000	
AP MOLLER MAERSK A	543	11,680.000	6,342,240.000	
DANSKE BANK A/S	113,672	203.900	23,177,720.800	
GENMAB A/S	11,219	1,556.500	17,462,373.500	
NOVONESIS (NOVOZYMES) B	59,656	416.600	24,852,689.600	
ROCKWOOL AS	1,677	2,598.000	4,356,846.000	

	NOVO NORDISK A/S-B	550,407	782.500	430,693,477.500	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	169,829	100.800	17,118,763.200	
	COLOPLAST-B	21,291	841.000	17,905,731.000	
	DSV A/S	34,993	1,538.000	53,819,234.000	
	DEMANT A/S	17,700	273.400	4,839,180.000	
	TRYG A/S	58,222	153.700	8,948,721.400	
	ZEALAND PHARMA A/S	11,566	758.000	8,767,028.000	
	PANDORA A/S	12,473	1,262.500	15,747,162.500	
	ORSTED A/S	31,744	360.600	11,446,886.400	
デンマーク・クローネ 小計		1,110,822		664,682,810.100 (14,257,446,277)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	229,726	8.090	1,858,483.340	
	FISHER & PAYKEL	95,209	37.140	3,536,062.260	
	INFRATIL LTD	167,377	12.050	2,016,892.850	
	MIGHTY RIVER POWER LTD	175,979	6.320	1,112,187.280	
	MERIDIAN ENERGY LTD	239,308	5.790	1,385,593.320	
ニュージーランド・ドル 小計		907,599		9,909,219.050 (873,101,290)	
ノルウェー・クローネ	MOWI ASA	73,118	202.400	14,799,083.200	
	NORSK HYDRO ASA	221,182	66.980	14,814,770.360	
	TELENOR ASA	119,422	127.000	15,166,594.000	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	14,874	1,257.000	18,696,618.000	
	ORKLA ASA	116,068	99.500	11,548,766.000	
	EQUINOR ASA	141,333	265.400	37,509,778.200	
	YARA INTERNATIONAL ASA	29,414	326.500	9,603,671.000	
	AKER BP ASA	55,995	223.500	12,514,882.500	
	SALMAR ASA	12,897	575.000	7,415,775.000	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	25,721	201.800	5,190,497.800	
	DNB BANK ASA	143,909	229.600	33,041,506.400	
ノルウェー・クローネ 小計		953,933		180,301,942.460 (2,459,318,495)	
ユーロ	KERRY GROUP PLC-A	25,025	89.300	2,234,732.500	
	KINGSPAN GROUP PLC	24,704	71.300	1,761,395.200	
	AIR LIQUIDE	99,553	160.040	15,932,462.120	
	AIRBUS SE	101,352	156.200	15,831,182.400	
	AXA SA	294,074	33.700	9,910,293.800	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	124,161	28.030	3,480,232.830	
	ADIDAS AG	28,260	240.300	6,790,878.000	
	GENERALI	167,223	27.520	4,601,976.960	
	DASSAULT AVIATION SA	3,120	189.900	592,488.000	
	DANONE	112,535	64.160	7,220,245.600	
	SAFRAN SA	62,357	205.900	12,839,306.300	
	INTESA SANPAOLO	2,497,503	3.819	9,537,963.950	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	53,290	79.680	4,246,147.200	
	ACCOR SA	31,427	45.580	1,432,442.660	
	BOUYGUES	29,123	28.960	843,402.080	

BPER BANCA SPA	205,147	5.788	1,187,390.830
BNP PARIBAS	169,516	59.700	10,120,105.200
THALES SA	15,023	137.500	2,065,662.500
CAPGEMINI SA	27,456	159.950	4,391,587.200
LOTUS BAKERIES NV	77	10,540.000	811,580.000
UNICREDIT SPA	248,386	38.835	9,646,070.310
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES NV	12,403	125.200	1,552,855.600
D' IETEREN TRDG	4,146	159.500	661,287.000
COMMERZBANK AG	179,069	15.120	2,707,523.280
EIFFAGE	12,706	87.460	1,111,266.760
PRESENIUS SE & CO KGAA	68,521	33.890	2,322,176.690
PUBLICIS GROUPE	40,360	103.000	4,157,080.000
IBERDROLA SA	1,034,264	13.265	13,719,511.960
ENI SPA	382,505	13.404	5,127,097.020
JERONIMO MARTINS	45,606	18.450	841,430.700
KESKO OYJ-B	56,685	18.965	1,075,031.020
KBC GROUPE	40,769	71.240	2,904,383.560
HANNOVER RUECK SE	9,638	253.700	2,445,160.600
WARTSILA OYJ	77,148	17.450	1,346,232.600
L' OREAL	41,234	345.250	14,236,038.500
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	46,768	636.000	29,744,448.000
GEA GROUP AG	25,513	48.260	1,231,257.380
BOLLORE	114,808	5.885	675,645.080
MEDIOBANCA SPA	86,792	14.210	1,233,314.320
MICHELIN (CGDE) -B	109,281	32.490	3,550,539.690
CONTINENTAL AG	17,635	66.480	1,172,374.800
DEUTSCHE POST AG-REG	176,018	35.790	6,299,684.220
OMV AG	23,354	38.200	892,122.800
VERBUND AG	10,663	72.300	770,934.900
PERNOD-RICARD	33,037	112.350	3,711,706.950
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG- PFD	23,311	35.710	832,435.810
RENAULT SA	27,902	44.100	1,230,478.200
REPSOL SA	195,049	11.430	2,229,410.070
MERCK KGAA	22,842	144.650	3,304,095.300
COMPAGNIE DE SAINT- GOBAIN	76,705	89.180	6,840,551.900
RWE AG	114,655	30.800	3,531,374.000
SEB SA	2,596	94.900	246,360.400
SOCIETE GENERALE-A	116,635	26.675	3,111,238.620
VINCI S. A.	88,100	100.950	8,893,695.000
SODEXO	12,910	80.000	1,032,800.000
SOFINA	2,281	215.800	492,239.800
SCHNEIDER ELECTRIC SE	93,897	242.750	22,793,496.750
VIVENDI SE	135,782	8.690	1,179,945.580
SAP SE	178,153	240.050	42,765,627.650
TELEFONICA S. A	755,720	4.279	3,233,725.880
TOTALENERGIES SE	363,897	54.350	19,777,801.950

E. ON SE	374,168	12.005	4,491,886.840
HENKEL AG & CO KGAA	17,886	74.700	1,336,084.200
SIEMENS AG-REG	128,644	192.880	24,812,854.720
UPM-KYMMENE OYJ	106,964	26.810	2,867,704.840
ING GROEP NV-CVA	562,986	15.162	8,535,993.730
PUMA AG	17,210	46.240	795,790.400
BAYER AG	173,835	20.285	3,526,242.970
STORA ENSO OYJ-R SHS	95,980	9.746	935,421.080
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	29,704	84.600	2,512,958.400
MERCEDES-BENZ GROUP AG	129,331	56.070	7,251,589.170
BASF SE	156,165	44.930	7,016,493.450
BEIERSDORF AG	15,743	122.900	1,934,814.700
UNIPOL GRUPPO FINANZIARIO SPA	52,919	11.600	613,860.400
HEIDELBERG MATERIALS AG	21,586	123.600	2,668,029.600
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	33,632	45.470	1,529,247.040
ASM INTERNATIONAL NV	7,821	521.600	4,079,433.600
ORANGE	344,524	9.706	3,343,949.940
SAMPO OYJ-A SHS	82,999	39.720	3,296,720.280
RANDSTAD NV	15,584	43.040	670,735.360
ALLIANZ SE	67,192	298.100	20,029,935.200
ENERGIAS DE PORTUGAL SA	505,441	3.250	1,642,683.250
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	162,715	32.250	5,247,558.750
HERMES INTL	5,491	2,234.000	12,266,894.000
ENDESA S. A.	50,946	21.190	1,079,545.740
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	108,647	6.636	720,981.490
ERSTE GROUP BANK AG	56,574	55.400	3,134,199.600
MUENCHENER RUECKVER AG- REG	22,488	500.400	11,252,995.200
ARCELOR MITTAL (NL)	88,596	24.580	2,177,689.680
DASSAULT SYSTEMES SA	111,221	34.980	3,890,510.580
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	34,836	47.240	1,645,652.640
RHEINMETALL STAMM	7,339	605.400	4,443,030.600
HEINEKEN NV	47,066	70.000	3,294,620.000
AKZO NOBEL	34,237	60.500	2,071,338.500
ASML HOLDING NV	68,508	670.300	45,920,912.400
AEGON LTD	232,433	6.084	1,414,122.370
VOLKSWAGEN AG PFD	33,164	85.960	2,850,777.440
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	998,628	9.592	9,578,839.770
KERING	12,764	241.050	3,076,762.200
ACCIONA S. A.	5,005	119.500	598,097.500
FORTUM OYJ	73,699	14.020	1,033,259.980
AGEAS	24,086	46.840	1,128,188.240
UCB SA	22,227	180.400	4,009,750.800
NEMETSCHEK SE	10,222	98.250	1,004,311.500

CARREFOUR SA	90,642	14.190	1,286,209.980
NOKIA OYJ	934,221	4.186	3,910,649.100
KONINKLIJKE PHILIPS NV	141,413	25.030	3,539,567.390
WOLTERS KLUWER-CVA	41,015	161.750	6,634,176.250
SANOFI	193,631	91.750	17,765,644.250
STMICROELECTRONICS NV	110,999	25.005	2,775,529.990
ELISA OYJ	20,242	41.960	849,354.320
BANCO SANTANDER SA	2,590,110	4.676	12,111,354.360
RED ELECTRICA DE CORPORACION SA	65,589	17.010	1,115,668.890
QIAGEN N.V.	34,544	43.705	1,509,745.520
DEUTSCHE BANK AG-REG	338,007	17.040	5,759,639.280
BMW VORZUG	7,821	73.900	577,971.900
ENEL SPA	1,407,627	6.936	9,763,300.870
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	599,449	29.690	17,797,640.810
SARTORIUS AG	4,533	228.500	1,035,790.500
LEONARDO SPA	64,915	24.860	1,613,786.900
CTS EVENTIM AG	11,578	82.900	959,816.200
INFINEON TECHNOLOGIES AG	219,873	33.290	7,319,572.170
RATIONAL AG	860	867.500	746,050.000
CARL ZEISS MEDITEC AG	7,150	61.550	440,082.500
BECHTLE AG	14,521	32.320	469,318.720
KONINKLIJKE KPN NV	708,323	3.590	2,542,879.570
EUROFINS SCIENTIFIC	23,038	47.750	1,100,064.500
TELEPERFORMANCE	9,581	90.080	863,056.480
DEUTSCHE BOERSE AG	32,080	221.500	7,105,720.000
EURAZEO	5,673	71.400	405,052.200
BANCO SABADELL	905,307	1.902	1,721,893.910
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	12,918	66.150	854,525.700
HEINEKEN HOLDING NV-A	25,357	59.300	1,503,670.100
INDITEX	185,535	54.700	10,148,764.500
ESSILORLUXOTTICA	50,566	226.600	11,458,255.600
SNAM SPA	317,518	4.386	1,392,633.940
CREDIT AGRICOLE SA	166,921	13.180	2,200,018.780
TENARIS SA	76,002	18.495	1,405,656.990
TELECOM ITALIA SPA	1,970,516	0.242	476,864.870
TERNA SPA	207,655	7.790	1,617,632.450
BIOMERIEUX	9,417	98.000	922,866.000
GRIFOLS SA	53,226	8.894	473,392.040
NESTE OYJ	66,248	13.270	879,110.960
RECORDATI SPA	18,197	51.050	928,956.850
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	156,478	6.124	958,271.270
MTU AERO ENGINES HOLDING AG	8,692	319.500	2,777,094.000
KONE OYJ	54,590	48.920	2,670,542.800
ELIA GROUP	4,078	83.350	339,901.300
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	4,801	191.850	921,071.850
ENGIE	302,123	15.155	4,578,674.060
ALSTOM	70,027	22.070	1,545,495.890



IPSEN SA	5,964	110.300	657,829.200
ARKEMA SA	10,489	78.350	821,813.150
LEGRAND SA	45,141	95.680	4,319,090.880
AMPLIFON SPA	20,249	24.870	503,592.630
ADP	6,104	115.000	701,960.000
ORION OYJ	22,095	43.750	966,656.250
METSO CORPORATION	102,831	9.074	933,088.490
GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	79,585	16.835	1,339,813.470
SYMRISE AG	22,612	103.050	2,330,166.600
REXEL SA	33,916	25.220	855,361.520
PRYSMIAN SPA	45,653	62.220	2,840,529.660
DIASORIN ITALIA SPA	2,429	103.950	252,494.550
CAIXABANK	670,111	5.330	3,571,691.630
BUREAU VERITAS SA	54,064	29.680	1,604,619.520
GETLINK	65,097	15.880	1,033,740.360
EDP RENOVAVEIS SA	92,750	10.230	948,832.500
AMADEUS IT GROUP SA	75,491	69.000	5,208,879.000
BRENTAG SE	21,559	62.140	1,339,676.260
EVONIK INDUSTRIES AG	42,836	17.945	768,692.020
EDENRED	42,160	31.530	1,329,304.800
TALANX AG	10,349	83.650	865,693.850
LEG IMMOBILIEN SE	11,915	83.800	998,477.000
VONOVIA SE	120,979	30.900	3,738,251.100
BANK OF IRELAND GROUP PLC	164,156	8.732	1,433,410.190
KNORR-BREMSE AG	10,342	71.700	741,521.400
SIEMENS HEALTHINEERS AG	44,962	53.520	2,406,366.240
FERRARI NV	20,905	425.000	8,884,625.000
ASR NEDERLAND NV	27,365	45.550	1,246,475.750
AIB GROUP PLC	293,677	5.400	1,585,855.800
NORDEA BANK ABP	541,540	10.795	5,845,924.300
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	17,293	38.020	657,479.860
MONCLER SPA	43,309	51.440	2,227,814.960
NEXI SPA	83,576	5.790	483,905.040
PROSUS NV	232,662	40.505	9,423,974.310
DR ING HC F PORSCHE AG	18,371	61.300	1,126,142.300
JDE PEET'S BV	14,385	18.900	271,876.500
EXOR NV	16,552	94.600	1,565,819.200
SIEMENS ENERGY AG	111,218	49.390	5,493,057.020
INPOST SA	36,721	16.450	604,060.450
EURONEXT NV	14,077	106.500	1,499,200.500
IMCD NV	9,332	146.450	1,366,671.400
NN GROUP NV	43,478	42.770	1,859,554.060
FINECOBANK SPA	96,393	16.715	1,611,208.990
ARGENX SE	10,592	580.000	6,143,360.000
UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	141,064	23.540	3,320,646.560
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	83,468	37.160	3,101,670.880
DSM-FIRMENICH AG	32,472	105.050	3,411,183.600

	SYENSQO SA	11,217	77.540	869,766.180	
	ZALANDO SE	42,234	34.430	1,454,116.620	
	STELLANTIS NV	363,425	13.274	4,824,103.450	
	FERROVIAL SE	84,753	40.120	3,400,290.360	
	CVC CAPITAL PARTNERS PLC	39,582	22.150	876,741.300	
	AENA SME SA	11,603	200.000	2,320,600.000	
	CELLNEX TELECOM SAU	84,967	33.220	2,822,603.740	
	BANCO BPM SPA	202,727	7.772	1,575,594.240	
	ABN AMRO BANK NV	75,982	15.010	1,140,489.820	
	SCOUT24 SE	15,599	87.250	1,361,012.750	
	COVESTRO AG	34,369	57.980	1,992,714.620	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	151,636	50.460	7,651,552.560	
	POSTE ITALIANE SPA	89,785	13.655	1,226,014.170	
	AMUNDI SA	11,288	65.350	737,670.800	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITALIANE SPA	44,691	9.885	441,770.530	
	ADYEN NV	3,621	1,495.000	5,413,395.000	
	DELIVERY HERO SE	34,547	31.330	1,082,357.510	
ユーロ 小計		31,687,798		879,400,183.040 (140,651,265,275)	
香港・ドル	CLP HOLDINGS LTD	281,796	65.700	18,513,997.200	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	93,314	53.900	5,029,624.600	
	HONG KONG EXCHANGES &CLEAR	209,391	308.400	64,576,184.400	
	MTR CORP	338,941	27.950	9,473,400.950	
	HANG SENG BANK LTD	122,096	96.600	11,794,473.600	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	297,972	25.500	7,598,286.000	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	212,820	51.950	11,055,999.000	
	(THE) WHARF HOLDINGS LTD	202,000	22.950	4,635,900.000	
	HONG KONG & CHINA GAS	1,947,406	5.980	11,645,487.880	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LTD	336,904	36.450	12,280,150.800	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	680,495	25.150	17,114,449.250	
	SINO LAND CO	659,200	7.960	5,247,232.000	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	248,565	78.500	19,512,352.500	
	SWIRE PACIFIC LTD A	53,020	69.550	3,687,541.000	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	240,156	113.200	27,185,659.200	
	AIA GROUP LTD	1,903,316	59.300	112,866,638.800	
	HKT TRUST / HKT LTD	797,136	9.620	7,668,448.320	
	SANDS CHINA LTD	335,800	21.100	7,085,380.000	
	SITC INTERNATIONAL CO LTD	140,000	20.800	2,912,000.000	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT CO LTD	256,135	21.500	5,506,902.500	
	WH GROUP LTD	1,550,000	6.370	9,873,500.000	

	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	427,945	42.750	18,294,648.750	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	379,695	32.500	12,340,087.500	
香港・ドル	小計	11,714,103		405,898,344.250 (7,927,194,663)	
合計		186,946,554		1,733,076,882,649 (1,733,076,882,649)	

(2) 株式以外の有価証券

2024年12月11日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダ・ドル	CONSTELLATION SOFTWARE INC WRT	2,968.000	0.000	
	カナダ・ドル	小計	2,968.000	0.000 (0)	
新株予約権証券	合計		2,968	0 (0)	
投資信託受益証券	オーストラリア・ドル	GOODMAN GROUP	295,264.000	10,918,862.720	
		GPT GROUP	349,447.000	1,593,478.320	
		MIRVAC GROUP	700,332.000	1,470,697.200	
		SCENTRE GROUP	825,454.000	2,930,361.700	
		STOCKLAND	369,843.000	1,838,119.710	
	オーストラリア・ドル	小計	3,460,077.000	20,655,375.240 (2,001,505,861)	
	シンガポール・ドル	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,201,431.000	2,306,747.520	
		CAPLAND ASCENDAS REIT	611,078.000	1,570,470.460	
シンガポール・ドル	小計	1,812,509.000	3,877,217.980 (438,901,075)		
投資信託受益証券	合計		5,272,586	2,440,406,936 (2,440,406,936)	
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	27,674.000	2,891,933.000	
		AMERICAN HOMES 4 RENT	50,995.000	1,915,882.150	
		AMERICAN TOWER CORP	79,561.000	15,874,806.330	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	105,024.000	2,080,525.440	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	23,527.000	5,294,751.350	
		BXP INC	24,473.000	1,986,962.870	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	16,851.000	2,054,642.430	
		CROWN CASTLE INC	72,473.000	7,287,884.880	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	54,719.000	10,161,865.490	
		EQUINIX INC	16,266.000	15,643,337.520	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	34,125.000	2,354,625.000	
		EQUITY RESIDENTIAL	60,317.000	4,397,109.300	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	11,587.000	3,448,638.810	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	36,738.000	5,892,040.440	

	GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC	41,252.000	2,051,874.480	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	117,820.000	2,526,060.800	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	110,415.000	2,105,614.050	
	INVITATION HOMES INC	96,467.000	3,213,315.770	
	IRON MOUNTAIN INC	48,519.000	5,435,098.380	
	KIMCO REALTY	111,968.000	2,768,968.640	
	MID AMERICA	20,193.000	3,201,802.080	
	PROLOGIS INC	157,805.000	17,855,635.750	
	PUBLIC STORAGE	27,252.000	8,938,383.480	
	REALTY INCOME CORP	153,660.000	8,571,154.800	
	REGENCY CENTERS CORP	27,176.000	2,019,992.080	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	18,280.000	3,973,706.400	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	55,804.000	10,001,750.920	
	SUN COMMUNITIES INC	21,879.000	2,687,616.360	
	UDR INC	50,449.000	2,244,980.500	
	VENTAS INC	68,228.000	4,172,142.200	
	VICI PROPERTIES INC	184,246.000	5,792,694.240	
	WELLTOWER INC	105,624.000	13,654,014.480	
	WEYERHAEUSER CO	131,923.000	4,079,059.160	
	WP CAREY INC	42,337.000	2,363,674.710	
	アメリカ・ドル 小計	2,205,627.000	188,942,544.290 (28,692,814,776)	
イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	121,345.000	712,295.150	
	SEGRO PLC	207,676.000	1,526,003.240	
	イギリス・ポンド 小計	329,021.000	2,238,298.390 (434,341,803)	
カナダ・ドル	CANADIAN APT PPTYS REIT	24,471.000	1,077,213.420	
	カナダ・ドル 小計	24,471.000	1,077,213.420 (115,444,962)	
ユーロ	COVIVIO	15,284.000	766,492.600	
	GECINA SA	8,697.000	795,340.650	
	KLEPIERRE	36,407.000	1,015,027.160	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	18,477.000	1,372,102.020	
	WAREHOUSES DE PAUW	31,043.000	626,447.740	
	ユーロ 小計	109,908.000	4,575,410.170 (731,791,103)	
香港・ドル	LINK REIT	410,116.000	14,046,473.000	
	香港・ドル 小計	410,116.000	14,046,473.000 (274,327,618)	
投資証券 合計		3,079,143	30,248,720,262 (30,248,720,262)	
合計			32,689,127,198 (32,689,127,198)	

(注) 新株予約権証券、投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における ( ) 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	組入新株 予約権証 券 時価比率 (%)	組入 投資信託受益証 券 時価比率 (%)	組入 投資証 券 時価比 率 (%)	有価証券の合計金額 に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式	570銘柄 75.48	—	—	—	78.29
	投資証券	34銘柄 —	—	—	1.60	
イギリス・ポンド	株式	76銘柄 3.56	—	—	—	3.64
	投資証券	2銘柄 —	—	—	0.02	
イスラエル・シケル	株式	8銘柄 0.11	—	—	—	0.11
オーストラリア・ドル	株式	48銘柄 1.70	—	—	—	1.84
	投資信託受益証 券	6銘柄 —	—	0.11	—	
カナダ・ドル	株式	83銘柄 3.15	—	—	—	3.21
	新株予約権証券	1銘柄 —	0.00	—	—	
	投資証券	1銘柄 —	—	—	0.01	
シンガポール・ドル	株式	13銘柄 0.30	—	—	—	0.33
	投資信託受益証 券	2銘柄 —	—	0.02	—	
スイス・フラン	株式	45銘柄 2.30	—	—	—	2.33
スウェーデン・クロー ナ	株式	42銘柄 0.77	—	—	—	0.78
デンマーク・クローネ	株式	16銘柄 0.79	—	—	—	0.81
ニュージーランド・ド ル	株式	5銘柄 0.05	—	—	—	0.05
ノルウェー・クローネ	株式	11銘柄 0.14	—	—	—	0.14
ユーロ	株式	215銘柄 7.84	—	—	—	8.01
	投資証券	5銘柄 —	—	—	0.04	
香港・ドル	株式	23銘柄 0.44	—	—	—	0.46
	投資証券	1銘柄 —	—	—	0.02	

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年12月11日現在

資産の部	
流動資産	
預金	601,574,092
コール・ローン	509,536,253
国債証券	301,632,532,218
派生商品評価勘定	36,783,757
未収入金	2,105,395,206
未収利息	1,327,167,068
前払費用	1,107,305,107
流動資産合計	307,320,293,701
資産合計	307,320,293,701
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,392,041,106
未払金	24,694,107
未払解約金	28,872,000
流動負債合計	3,445,607,213
負債合計	3,445,607,213
純資産の部	
元本等	
元本	260,737,880,258
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	43,136,806,230
元本等合計	303,874,686,488
純資産合計	303,874,686,488
負債純資産合計	307,320,293,701

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年6月12日 至 2024年12月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年12月11日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	211,589,183,489円
同期中追加設定元本額	164,807,950,798円
同期中一部解約元本額	115,659,254,029円
元本の内訳	
ファンド名	
たわらノーロード 先進国債券<為替ヘッジあり>	14,582,643,716円
たわらノーロード バランス（堅実型）	1,707,009,303円
たわらノーロード バランス（標準型）	5,652,561,778円
たわらノーロード バランス（積極型）	3,231,078,766円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）	44,600,654円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	1,705,003,155円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）	1,861,991,504円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）	108,679,831円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）	173,393円
たわらノーロード 最適化バランス（保守型）	2,072,491円
たわらノーロード 最適化バランス（安定型）	18,563,849円
たわらノーロード 最適化バランス（安定成長型）	174,052,248円
たわらノーロード 最適化バランス（成長型）	10,442,563円
たわらノーロード 最適化バランス（積極型）	91,804円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）	390,158円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	3,456,149円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）	1,006,626円
投資のソムリエ	97,297,163,057円
投資のソムリエ<DC年金>	12,264,890,339円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	15,795,023,871円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	42,115,395,266円
ワールドアセットバランス（基本コース）	1,778,275,036円
ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）	5,360,702,031円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2045）	751,201,608円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2055）	397,340,673円

リスク抑制世界8資産バランスファンド (DC)	160,743,737円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2035)	2,932,054,539円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	15,064,745,950円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	7,143,891,810円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2040)	947,699,327円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2050)	434,521,103円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2060)	266,135,348円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2065)	69,991,948円
Oneグローバル最適化バランス (安定型) <ラップ向け>	6,460,962円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2070)	469,806円
外国債券パッシブファンド2 (為替フルヘッジ) (適格機関投資家限定)	18,096,920,732円
先進国債券パッシブファンド (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定)	7,642,629,776円
投資のソムリエ・私募 (適格機関投資家限定)	1,798,426,435円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	48,193,407円
DIAM世界アセットバランスファンド2VA (適格機関投資家限定)	266,376,539円
DIAM世界アセットバランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	28,649,125円
DIAM世界アセットバランスファンド25VA (適格機関投資家限定)	170,464,528円
DIAM世界アセットバランスファンド3VA (適格機関投資家限定)	301,959,510円
DIAM世界アセットバランスファンド4VA (適格機関投資家限定)	493,735,807円
計	260,737,880,258円
2. 受益権の総数	260,737,880,258口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年6月12日 至 2024年12月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク (価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。



2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年12月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年12月11日現在	
	当期の損益に含まれた評価差額(円)	
国債証券	2,653,689,916	
合計	2,653,689,916	

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2024年6月25日から2024年12月11日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2024年12月11日現在			
	契約額等(円)	うち		評価損益(円)
		1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建	302,385,349,454	—	305,740,606,803	△3,355,257,349
アメリカ・ドル	141,971,374,270	—	143,716,520,712	△1,745,146,442
イギリス・ポンド	15,855,608,320	—	16,136,203,083	△280,594,763
イスラエル・シェケル	968,108,744	—	992,584,104	△24,475,360
オーストラリア・ドル	3,752,480,872	—	3,721,774,338	30,706,534
オフショア・人民元	33,865,625,176	—	34,245,531,964	△379,906,788
カナダ・ドル	5,931,587,237	—	5,933,316,910	△1,729,673
シンガポール・ドル	1,157,284,318	—	1,170,244,777	△12,960,459
スウェーデン・クローナ	464,494,719	—	468,213,260	△3,718,541
デンマーク・クローネ	657,198,525	—	663,204,593	△6,006,068
ニュージーランド・ドル	815,402,112	—	809,552,656	5,849,456
ノルウェー・クローネ	433,650,102	—	435,904,904	△2,254,802
ポーランド・ズロチ	1,614,092,116	—	1,643,453,062	△29,360,946

マレーシア・リングgit	1,458,889,075	—	1,479,959,483	△21,070,408
メキシコ・ペソ	2,312,979,479	—	2,355,806,397	△42,826,918
ユーロ	91,126,574,389	—	91,968,336,560	△841,762,171
合計	302,385,349,454	—	305,740,606,803	△3,355,257,349

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年12月11日現在
1口当たり純資産額	1.1654円
(1万口当たり純資産額)	(11,654円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年12月11日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US T N/B 0.375 01/31/26	3,000,000.000	2,871,914.070	
		US T N/B 0.375 07/31/27	4,100,000.000	3,718,828.110	
		US T N/B 0.375 09/30/27	2,820,000.000	2,542,957.020	
		US T N/B 0.375 12/31/25	1,080,000.000	1,037,227.590	
		US T N/B 0.5 02/28/26	3,900,000.000	3,728,537.120	
		US T N/B 0.5 04/30/27	2,700,000.000	2,478,884.750	
		US T N/B 0.5 05/31/27	2,600,000.000	2,379,761.720	
		US T N/B 0.5 06/30/27	2,500,000.000	2,282,226.550	
		US T N/B 0.5 08/31/27	3,400,000.000	3,086,164.050	
		US T N/B 0.5 10/31/27	3,000,000.000	2,707,265.640	
		US T N/B 0.625 03/31/27	2,000,000.000	1,847,812.500	
		US T N/B 0.625 05/15/30	5,690,000.000	4,727,700.990	
		US T N/B 0.625 07/31/26	6,180,000.000	5,834,789.030	
		US T N/B 0.625 08/15/30	5,590,000.000	4,603,670.710	
		US T N/B 0.625 11/30/27	3,800,000.000	3,432,542.960	

US T N/B 0.625 12/31/27	4,360,000.000	3,927,150.790	
US T N/B 0.75 01/31/28	3,370,000.000	3,038,397.250	
US T N/B 0.75 03/31/26	3,030,000.000	2,897,674.200	
US T N/B 0.75 04/30/26	4,862,000.000	4,637,512.310	
US T N/B 0.75 05/31/26	4,890,000.000	4,651,325.990	
US T N/B 0.75 08/31/26	4,380,000.000	4,133,197.240	
US T N/B 0.875 06/30/26	4,216,000.000	4,007,670.320	
US T N/B 0.875 09/30/26	5,310,000.000	5,008,927.140	
US T N/B 0.875 11/15/30	7,690,000.000	6,391,411.280	
US T N/B 1.0 07/31/28	3,970,000.000	3,555,010.930	
US T N/B 1.125 02/15/31	8,500,000.000	7,134,521.490	
US T N/B 1.125 02/28/27	1,100,000.000	1,030,347.650	
US T N/B 1.125 02/29/28	4,720,000.000	4,297,228.130	
US T N/B 1.125 05/15/40	3,000,000.000	1,897,441.410	
US T N/B 1.125 08/15/40	3,260,000.000	2,044,249.200	
US T N/B 1.125 08/31/28	5,970,000.000	5,358,191.580	
US T N/B 1.125 10/31/26	4,770,000.000	4,509,513.250	
US T N/B 1.25 03/31/28	3,500,000.000	3,192,656.250	
US T N/B 1.25 04/30/28	4,500,000.000	4,095,351.540	
US T N/B 1.25 05/15/50	4,100,000.000	2,084,273.450	
US T N/B 1.25 05/31/28	4,640,000.000	4,213,156.230	
US T N/B 1.25 06/30/28	4,570,000.000	4,139,955.870	
US T N/B 1.25 08/15/31	9,000,000.000	7,484,765.580	
US T N/B 1.25 09/30/28	4,250,000.000	3,823,671.870	
US T N/B 1.25 11/30/26	5,150,000.000	4,869,465.790	
US T N/B 1.25 12/31/26	4,830,000.000	4,557,840.800	
US T N/B 1.375 08/15/50	4,800,000.000	2,509,968.760	
US T N/B 1.375 08/31/26	1,750,000.000	1,669,643.550	
US T N/B 1.375 10/31/28	5,600,000.000	5,051,703.100	
US T N/B 1.375 11/15/31	9,000,000.000	7,497,773.460	
US T N/B 1.375 11/15/40	3,930,000.000	2,552,504.300	
US T N/B 1.375 12/31/28	5,500,000.000	4,941,835.910	
US T N/B 1.5 01/31/27	6,400,000.000	6,057,000.000	
US T N/B 1.5 02/15/30	4,700,000.000	4,130,492.160	
US T N/B 1.5 08/15/26	4,230,000.000	4,047,911.690	
US T N/B 1.5 11/30/28	4,840,000.000	4,378,687.500	
US T N/B 1.625 02/15/26	2,300,000.000	2,231,359.370	
US T N/B 1.625 05/15/26	2,422,000.000	2,335,905.450	
US T N/B 1.625 05/15/31	7,850,000.000	6,739,807.620	
US T N/B 1.625 08/15/29	2,200,000.000	1,972,437.500	
US T N/B 1.625 09/30/26	1,000,000.000	956,445.310	
US T N/B 1.625 10/31/26	4,330,000.000	4,133,120.310	
US T N/B 1.625 11/15/50	4,300,000.000	2,402,457.030	
US T N/B 1.625 11/30/26	1,600,000.000	1,524,375.000	
US T N/B 1.75 01/31/29	3,600,000.000	3,277,617.190	
US T N/B 1.75 08/15/41	5,700,000.000	3,877,781.250	
US T N/B 1.75 11/15/29	3,000,000.000	2,691,972.660	
US T N/B 1.75 12/31/26	1,500,000.000	1,430,390.620	
US T N/B 1.875 02/15/32	7,980,000.000	6,849,551.920	
US T N/B 1.875 02/15/41	4,600,000.000	3,231,589.830	

US T N/B 1.875 02/15/51	5,450,000.000	3,243,282.240	
US T N/B 1.875 02/28/27	3,500,000.000	3,333,408.190	
US T N/B 1.875 02/28/29	4,200,000.000	3,838,324.220	
US T N/B 1.875 06/30/26	2,000,000.000	1,931,640.620	
US T N/B 1.875 07/31/26	2,000,000.000	1,928,046.880	
US T N/B 1.875 11/15/51	4,400,000.000	2,600,468.720	
US T N/B 2.0 02/15/50	3,500,000.000	2,167,470.690	
US T N/B 2.0 08/15/51	5,300,000.000	3,240,246.100	
US T N/B 2.0 11/15/26	3,900,000.000	3,745,523.410	
US T N/B 2.0 11/15/41	4,200,000.000	2,961,574.220	
US T N/B 2.125 05/31/26	2,200,000.000	2,135,375.000	
US T N/B 2.25 02/15/27	3,400,000.000	3,267,453.100	
US T N/B 2.25 02/15/52	4,770,000.000	3,093,512.710	
US T N/B 2.25 03/31/26	4,000,000.000	3,900,937.520	
US T N/B 2.25 05/15/41	4,800,000.000	3,571,874.970	
US T N/B 2.25 08/15/27	2,900,000.000	2,764,402.340	
US T N/B 2.25 08/15/46	2,600,000.000	1,775,617.180	
US T N/B 2.25 08/15/49	3,790,000.000	2,497,994.910	
US T N/B 2.25 11/15/27	3,440,000.000	3,264,371.860	
US T N/B 2.375 02/15/42	3,600,000.000	2,688,398.420	
US T N/B 2.375 03/31/29	4,200,000.000	3,912,316.410	
US T N/B 2.375 04/30/26	800,000.000	780,343.750	
US T N/B 2.375 05/15/27	5,000,000.000	4,799,218.750	
US T N/B 2.375 05/15/29	4,320,000.000	4,020,721.890	
US T N/B 2.375 05/15/51	5,380,000.000	3,607,121.860	
US T N/B 2.375 11/15/49	2,880,000.000	1,948,275.010	
US T N/B 2.5 02/15/45	2,110,000.000	1,541,124.200	
US T N/B 2.5 02/15/46	2,500,000.000	1,803,808.600	
US T N/B 2.5 02/28/26	1,000,000.000	979,570.310	
US T N/B 2.5 03/31/27	3,900,000.000	3,762,585.910	
US T N/B 2.5 05/15/46	1,800,000.000	1,294,523.430	
US T N/B 2.625 01/31/26	780,000.000	766,151.950	
US T N/B 2.625 02/15/29	4,500,000.000	4,243,798.840	
US T N/B 2.625 05/31/27	3,300,000.000	3,184,242.200	
US T N/B 2.625 07/31/29	1,600,000.000	1,500,312.490	
US T N/B 2.625 12/31/25	1,400,000.000	1,376,778.640	
US T N/B 2.75 02/15/28	4,900,000.000	4,701,511.720	
US T N/B 2.75 04/30/27	4,000,000.000	3,876,093.760	
US T N/B 2.75 05/31/29	2,400,000.000	2,267,250.000	
US T N/B 2.75 07/31/27	3,650,000.000	3,525,386.730	
US T N/B 2.75 08/15/32	6,080,000.000	5,511,543.760	
US T N/B 2.75 08/15/42	2,080,000.000	1,639,056.240	
US T N/B 2.75 08/15/47	2,200,000.000	1,636,292.960	
US T N/B 2.75 11/15/42	1,500,000.000	1,176,562.500	
US T N/B 2.75 11/15/47	2,700,000.000	2,003,273.420	
US T N/B 2.875 04/30/29	4,650,000.000	4,419,770.500	
US T N/B 2.875 05/15/28	5,440,000.000	5,225,162.480	
US T N/B 2.875 05/15/32	7,700,000.000	7,061,892.590	
US T N/B 2.875 05/15/43	1,590,000.000	1,263,739.450	
US T N/B 2.875 05/15/49	3,500,000.000	2,632,587.890	

US T N/B 2.875 05/15/52	4,800,000.000	3,577,874.970	
US T N/B 2.875 08/15/28	4,900,000.000	4,693,376.940	
US T N/B 2.875 08/15/45	1,500,000.000	1,164,960.930	
US T N/B 2.875 11/15/46	1,250,000.000	958,398.430	
US T N/B 2.875 11/30/25	1,140,000.000	1,124,943.220	
US T N/B 3.0 02/15/47	2,390,000.000	1,869,241.410	
US T N/B 3.0 02/15/48	2,300,000.000	1,783,847.660	
US T N/B 3.0 02/15/49	2,300,000.000	1,774,279.290	
US T N/B 3.0 05/15/42	500,000.000	411,093.750	
US T N/B 3.0 05/15/45	1,400,000.000	1,112,671.860	
US T N/B 3.0 05/15/47	1,000,000.000	780,156.250	
US T N/B 3.0 08/15/48	3,710,000.000	2,868,800.980	
US T N/B 3.0 08/15/52	4,600,000.000	3,520,078.140	
US T N/B 3.0 11/15/44	1,500,000.000	1,196,953.120	
US T N/B 3.0 11/15/45	1,000,000.000	791,601.560	
US T N/B 3.125 02/15/42	1,000,000.000	841,132.810	
US T N/B 3.125 02/15/43	1,260,000.000	1,043,978.900	
US T N/B 3.125 05/15/48	3,220,000.000	2,551,032.390	
US T N/B 3.125 08/15/44	2,000,000.000	1,631,484.380	
US T N/B 3.125 08/31/27	3,000,000.000	2,923,359.360	
US T N/B 3.125 08/31/29	3,000,000.000	2,873,378.890	
US T N/B 3.125 11/15/28	4,710,000.000	4,541,930.280	
US T N/B 3.125 11/15/41	580,000.000	489,692.190	
US T N/B 3.25 05/15/42	6,550,000.000	5,587,457.060	
US T N/B 3.25 06/30/27	3,390,000.000	3,319,816.420	
US T N/B 3.25 06/30/29	3,000,000.000	2,892,949.230	
US T N/B 3.375 05/15/33	7,600,000.000	7,156,320.270	
US T N/B 3.375 05/15/44	2,100,000.000	1,785,738.270	
US T N/B 3.375 08/15/42	2,300,000.000	1,990,937.500	
US T N/B 3.375 09/15/27	4,500,000.000	4,413,691.390	
US T N/B 3.375 11/15/48	3,350,000.000	2,768,722.670	
US T N/B 3.5 01/31/28	2,900,000.000	2,847,607.400	
US T N/B 3.5 01/31/30	2,500,000.000	2,428,613.260	
US T N/B 3.5 02/15/33	8,400,000.000	7,998,539.040	
US T N/B 3.5 02/15/39	700,000.000	639,816.400	
US T N/B 3.5 04/30/28	2,800,000.000	2,745,750.000	
US T N/B 3.5 04/30/30	4,200,000.000	4,073,917.970	
US T N/B 3.5 09/30/26	6,000,000.000	5,930,742.180	
US T N/B 3.5 09/30/29	5,000,000.000	4,867,968.750	
US T N/B 3.625 02/15/44	2,000,000.000	1,768,906.240	
US T N/B 3.625 02/15/53	3,950,000.000	3,420,761.690	
US T N/B 3.625 03/31/28	3,000,000.000	2,955,117.180	
US T N/B 3.625 03/31/30	2,600,000.000	2,538,554.680	
US T N/B 3.625 05/15/26	2,800,000.000	2,778,015.630	
US T N/B 3.625 05/15/53	3,880,000.000	3,362,262.500	
US T N/B 3.625 05/31/28	2,650,000.000	2,607,662.110	
US T N/B 3.625 08/15/43	1,300,000.000	1,154,562.500	
US T N/B 3.625 08/31/29	6,000,000.000	5,877,304.680	
US T N/B 3.625 09/30/31	3,500,000.000	3,390,351.580	
US T N/B 3.75 04/15/26	3,650,000.000	3,628,328.120	

US T N/B 3.75 05/31/30	3,000,000.000	2,945,156.250	
US T N/B 3.75 06/30/30	2,500,000.000	2,453,125.000	
US T N/B 3.75 08/15/27	4,000,000.000	3,962,500.000	
US T N/B 3.75 08/15/41	2,000,000.000	1,842,734.380	
US T N/B 3.75 08/31/26	6,000,000.000	5,956,992.180	
US T N/B 3.75 08/31/31	3,500,000.000	3,416,328.120	
US T N/B 3.75 11/15/43	1,000,000.000	902,226.560	
US T N/B 3.75 12/31/28	3,700,000.000	3,648,113.270	
US T N/B 3.75 12/31/30	2,390,000.000	2,340,052.720	
US T N/B 3.875 01/15/26	1,600,000.000	1,593,812.490	
US T N/B 3.875 02/15/43	2,900,000.000	2,682,273.450	
US T N/B 3.875 05/15/43	1,900,000.000	1,752,824.210	
US T N/B 3.875 08/15/33	7,100,000.000	6,926,937.500	
US T N/B 3.875 08/15/34	9,000,000.000	8,750,390.580	
US T N/B 3.875 08/15/40	700,000.000	659,613.280	
US T N/B 3.875 09/30/29	3,000,000.000	2,968,828.140	
US T N/B 3.875 10/15/27	5,500,000.000	5,464,550.790	
US T N/B 3.875 11/30/27	2,900,000.000	2,880,685.530	
US T N/B 3.875 11/30/29	3,100,000.000	3,066,457.030	
US T N/B 3.875 12/31/27	2,800,000.000	2,781,296.860	
US T N/B 3.875 12/31/29	3,000,000.000	2,967,304.680	
US T N/B 4.0 01/15/27	4,630,000.000	4,616,797.270	
US T N/B 4.0 01/31/29	4,600,000.000	4,578,257.820	
US T N/B 4.0 01/31/31	3,000,000.000	2,975,976.560	
US T N/B 4.0 02/15/26	2,400,000.000	2,393,343.730	
US T N/B 4.0 02/15/34	9,200,000.000	9,043,671.840	
US T N/B 4.0 02/28/30	2,200,000.000	2,186,937.500	
US T N/B 4.0 02/29/28	3,100,000.000	3,088,738.280	
US T N/B 4.0 06/30/28	2,800,000.000	2,789,390.630	
US T N/B 4.0 07/31/29	6,210,000.000	6,180,648.060	
US T N/B 4.0 07/31/30	2,500,000.000	2,483,105.470	
US T N/B 4.0 10/31/29	2,400,000.000	2,388,093.740	
US T N/B 4.0 11/15/42	3,500,000.000	3,299,707.040	
US T N/B 4.0 11/15/52	4,170,000.000	3,861,648.050	
US T N/B 4.0 12/15/25	1,900,000.000	1,895,435.760	
US T N/B 4.125 02/15/27	4,190,000.000	4,188,035.930	
US T N/B 4.125 03/31/29	5,000,000.000	4,999,902.350	
US T N/B 4.125 03/31/31	2,500,000.000	2,496,435.550	
US T N/B 4.125 06/15/26	3,200,000.000	3,197,187.480	
US T N/B 4.125 07/31/28	3,800,000.000	3,799,851.570	
US T N/B 4.125 07/31/31	3,000,000.000	2,994,257.820	
US T N/B 4.125 08/15/44	3,000,000.000	2,845,781.240	
US T N/B 4.125 08/15/53	3,950,000.000	3,743,859.370	
US T N/B 4.125 08/31/30	2,500,000.000	2,498,242.200	
US T N/B 4.125 09/30/27	3,380,000.000	3,380,924.220	
US T N/B 4.125 10/31/26	5,000,000.000	4,995,703.100	
US T N/B 4.125 10/31/27	4,000,000.000	4,001,953.120	
US T N/B 4.125 10/31/29	6,500,000.000	6,504,062.500	
US T N/B 4.125 10/31/31	4,000,000.000	3,991,562.480	
US T N/B 4.125 11/15/27	5,500,000.000	5,501,933.580	

US T N/B 4.125 11/15/32	7,200,000.000	7,178,343.760	
US T N/B 4.25 01/31/26	3,700,000.000	3,700,000.000	
US T N/B 4.25 02/15/54	5,400,000.000	5,239,476.570	
US T N/B 4.25 02/28/29	4,700,000.000	4,723,132.830	
US T N/B 4.25 02/28/31	2,400,000.000	2,412,937.480	
US T N/B 4.25 03/15/27	5,000,000.000	5,012,304.700	
US T N/B 4.25 05/15/39	700,000.000	692,699.210	
US T N/B 4.25 06/30/29	5,100,000.000	5,127,492.160	
US T N/B 4.25 06/30/31	2,500,000.000	2,513,574.220	
US T N/B 4.25 08/15/54	5,100,000.000	4,954,968.750	
US T N/B 4.25 11/15/34	3,500,000.000	3,506,289.080	
US T N/B 4.25 11/15/40	800,000.000	786,812.490	
US T N/B 4.25 12/31/25	1,000,000.000	1,000,016.160	
US T N/B 4.375 02/15/38	600,000.000	606,234.360	
US T N/B 4.375 05/15/34	10,100,000.000	10,215,203.120	
US T N/B 4.375 05/15/40	800,000.000	799,578.120	
US T N/B 4.375 05/15/41	1,000,000.000	997,031.240	
US T N/B 4.375 07/15/27	4,600,000.000	4,628,390.640	
US T N/B 4.375 07/31/26	5,500,000.000	5,516,328.120	
US T N/B 4.375 08/15/26	3,700,000.000	3,711,562.500	
US T N/B 4.375 08/15/43	2,700,000.000	2,662,242.170	
US T N/B 4.375 08/31/28	2,500,000.000	2,520,800.770	
US T N/B 4.375 11/15/39	1,060,000.000	1,060,766.010	
US T N/B 4.375 11/30/28	4,800,000.000	4,843,312.510	
US T N/B 4.375 11/30/30	4,400,000.000	4,452,679.700	
US T N/B 4.375 12/15/26	4,470,000.000	4,489,032.400	
US T N/B 4.5 02/15/36	630,000.000	650,007.410	
US T N/B 4.5 02/15/44	3,500,000.000	3,500,000.000	
US T N/B 4.5 03/31/26	3,000,000.000	3,010,371.090	
US T N/B 4.5 04/15/27	4,400,000.000	4,435,062.500	
US T N/B 4.5 05/15/27	5,000,000.000	5,041,015.600	
US T N/B 4.5 05/15/38	700,000.000	715,285.150	
US T N/B 4.5 05/31/29	5,000,000.000	5,078,417.940	
US T N/B 4.5 07/15/26	4,400,000.000	4,421,656.270	
US T N/B 4.5 08/15/39	530,000.000	538,136.320	
US T N/B 4.5 11/15/33	8,600,000.000	8,779,726.580	
US T N/B 4.5 11/15/54	4,300,000.000	4,359,460.910	
US T N/B 4.625 02/15/40	1,000,000.000	1,027,519.520	
US T N/B 4.625 02/28/26	4,000,000.000	4,017,890.640	
US T N/B 4.625 03/15/26	2,032,000.000	2,041,842.500	
US T N/B 4.625 04/30/29	5,000,000.000	5,100,683.600	
US T N/B 4.625 04/30/31	3,500,000.000	3,591,738.290	
US T N/B 4.625 05/15/44	3,500,000.000	3,554,687.500	
US T N/B 4.625 05/15/54	4,800,000.000	4,956,000.000	
US T N/B 4.625 05/31/31	3,500,000.000	3,591,738.290	
US T N/B 4.625 06/15/27	5,500,000.000	5,565,527.330	
US T N/B 4.625 06/30/26	6,300,000.000	6,340,605.450	
US T N/B 4.625 09/15/26	4,500,000.000	4,534,013.650	
US T N/B 4.625 09/30/28	3,000,000.000	3,052,031.250	
US T N/B 4.625 09/30/30	2,500,000.000	2,562,207.020	

	US T N/B 4.625 10/15/26	4,000,000.000	4,032,187.520	
	US T N/B 4.625 11/15/26	4,510,000.000	4,548,229.270	
	US T N/B 4.75 02/15/41	500,000.000	520,488.280	
	US T N/B 4.75 11/15/43	3,500,000.000	3,622,978.520	
	US T N/B 4.75 11/15/53	5,030,000.000	5,287,001.550	
	US T N/B 4.875 04/30/26	3,500,000.000	3,530,898.420	
	US T N/B 4.875 05/31/26	3,500,000.000	3,533,085.920	
	US T N/B 4.875 10/31/28	3,500,000.000	3,592,968.750	
	US T N/B 4.875 10/31/30	2,500,000.000	2,594,921.870	
	US T N/B 4.875 11/30/25	2,000,000.000	2,011,282.640	
	US T N/B 5.0 05/15/37	300,000.000	322,054.680	
	US T N/B 5.25 11/15/28	600,000.000	624,984.370	
	US T N/B 5.375 02/15/31	1,000,000.000	1,068,593.750	
	US T N/B 6.0 02/15/26	2,810,000.000	2,872,237.110	
	US T N/B 6.125 11/15/27	4,000,000.000	4,224,687.520	
	US T N/B 6.25 05/15/30	600,000.000	661,429.680	
	アメリカ・ドル 小計	1,011,012,000.000 (153,532,282,320)	932,367,656.820 (141,589,352,365)	
イギリス・ポンド	UK TREASURY 0.125 01/30/26	300,000.000	287,683.200	
	UK TREASURY 0.125 01/31/28	1,980,000.000	1,761,055.560	
	UK TREASURY 0.25 07/31/31	2,650,000.000	2,070,328.400	
	UK TREASURY 0.375 10/22/26	2,550,000.000	2,382,671.550	
	UK TREASURY 0.375 10/22/30	1,550,000.000	1,258,558.150	
	UK TREASURY 0.5 01/31/29	1,950,000.000	1,691,275.950	
	UK TREASURY 0.5 10/22/61	1,970,000.000	579,544.450	
	UK TREASURY 0.625 07/31/35	1,850,000.000	1,268,683.750	
	UK TREASURY 0.625 10/22/50	1,350,000.000	529,321.500	
	UK TREASURY 0.875 01/31/46	1,810,000.000	877,433.700	
	UK TREASURY 0.875 07/31/33	2,780,000.000	2,108,571.620	
	UK TREASURY 0.875 10/22/29	1,250,000.000	1,080,753.750	
	UK TREASURY 1.0 01/31/32	1,750,000.000	1,413,422.500	
	UK TREASURY 1.125 01/31/39	1,720,000.000	1,114,245.240	
	UK TREASURY 1.125 10/22/73	420,000.000	148,942.080	
	UK TREASURY 1.25 07/22/27	1,910,000.000	1,778,784.910	
	UK TREASURY 1.25 07/31/51	2,030,000.000	949,763.920	
UK TREASURY 1.25	2,030,000.000	1,231,148.310		



10/22/41			
UK TREASURY 1.5 07/22/26	1,440,000.000	1,381,561.920	
UK TREASURY 1.5 07/22/47	1,850,000.000	1,013,972.050	
UK TREASURY 1.5 07/31/53	1,890,000.000	921,327.750	
UK TREASURY 1.625 10/22/28	1,700,000.000	1,558,427.400	
UK TREASURY 1.625 10/22/54	1,200,000.000	599,089.200	
UK TREASURY 1.625 10/22/71	1,350,000.000	585,944.550	
UK TREASURY 1.75 01/22/49	780,000.000	441,744.420	
UK TREASURY 1.75 07/22/57	1,600,000.000	807,348.800	
UK TREASURY 1.75 09/07/37	1,650,000.000	1,219,645.350	
UK TREASURY 2.5 07/22/65	1,470,000.000	876,882.930	
UK TREASURY 3.25 01/22/44	1,250,000.000	1,009,938.750	
UK TREASURY 3.25 01/31/33	2,450,000.000	2,282,767.900	
UK TREASURY 3.5 01/22/45	1,700,000.000	1,414,672.000	
UK TREASURY 3.5 07/22/68	1,000,000.000	770,315.000	
UK TREASURY 3.75 01/29/38	2,300,000.000	2,132,155.200	
UK TREASURY 3.75 03/07/27	2,730,000.000	2,699,587.800	
UK TREASURY 3.75 07/22/52	970,000.000	806,544.330	
UK TREASURY 3.75 10/22/53	2,220,000.000	1,835,009.820	
UK TREASURY 4.0 01/22/60	1,000,000.000	862,429.000	
UK TREASURY 4.0 10/22/31	1,400,000.000	1,383,184.600	
UK TREASURY 4.0 10/22/63	850,000.000	727,936.600	
UK TREASURY 4.125 01/29/27	2,350,000.000	2,343,337.750	
UK TREASURY 4.125 07/22/29	1,950,000.000	1,947,771.150	
UK TREASURY 4.25 03/07/36	1,800,000.000	1,775,284.200	
UK TREASURY 4.25 06/07/32	1,720,000.000	1,730,793.000	
UK TREASURY 4.25 07/31/34	2,400,000.000	2,386,785.600	
UK TREASURY 4.25 09/07/39	920,000.000	887,075.040	
UK TREASURY 4.25 12/07/27	1,000,000.000	1,005,595.000	
UK TREASURY 4.25 12/07/40	800,000.000	763,420.000	
UK TREASURY 4.25	960,000.000	883,261.440	

	12/07/46			
	UK TREASURY 4.25 12/07/49	1,450,000.000	1,323,713.700	
	UK TREASURY 4.25 12/07/55	1,420,000.000	1,283,495.400	
	UK TREASURY 4.375 01/31/40	1,000,000.000	973,491.000	
	UK TREASURY 4.375 03/07/28	800,000.000	804,132.800	
	UK TREASURY 4.375 07/31/54	1,600,000.000	1,475,192.000	
	UK TREASURY 4.5 06/07/28	2,680,000.000	2,709,198.600	
	UK TREASURY 4.5 09/07/34	1,200,000.000	1,219,494.000	
	UK TREASURY 4.5 12/07/42	1,570,000.000	1,526,316.320	
	UK TREASURY 4.625 01/31/34	2,430,000.000	2,486,871.720	
	UK TREASURY 4.75 10/22/43	2,520,000.000	2,511,570.600	
	UK TREASURY 4.75 12/07/30	1,400,000.000	1,449,162.400	
	UK TREASURY 4.75 12/07/38	1,410,000.000	1,441,152.540	
	UK TREASURY 6.0 12/07/28	500,000.000	536,452.500	
	イギリス・ポンド 小計	98,530,000.000 (19,119,746,500)	81,326,240.670 (15,781,357,002)	
イスラエル・ シュケル	ISRAEL FIXED BOND 0.5 02/27/26	1,100,000.000	1,052,346.900	
	ISRAEL FIXED BOND 02/28/29	3,150,000.000	3,094,131.600	
	ISRAEL FIXED BOND 03/30/35	1,320,000.000	1,277,080.200	
	ISRAEL FIXED BOND 1.0 03/31/30	2,910,000.000	2,472,848.160	
	ISRAEL FIXED BOND 1.3 04/30/32	2,040,000.000	1,657,114.440	
	ISRAEL FIXED BOND 1.5 05/31/37	2,825,000.000	2,028,197.450	
	ISRAEL FIXED BOND 11/29/52	1,350,000.000	934,946.550	
	ISRAEL FIXED BOND 2.0 03/31/27	2,000,000.000	1,904,246.000	
	ISRAEL FIXED BOND 2.25 09/28/28	1,900,000.000	1,771,636.000	
	ISRAEL FIXED BOND 3.75 03/31/47	2,040,000.000	1,773,043.560	
	ISRAEL FIXED BOND 3.75 09/30/27	2,000,000.000	1,975,000.000	
	ISRAEL FIXED BOND 5.5 01/31/42	1,575,000.000	1,739,215.800	
	ISRAEL FIXED BOND 6.25 10/30/26	1,080,000.000	1,119,234.240	

イスラエル・シュケル 小計		25,290,000.000 (1,070,024,958)	22,799,040.900 (964,631,980)	
オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN 0.5 09/21/26	1,620,000.000	1,529,960.400	
	AUSTRALIAN 1.0 11/21/31	1,940,000.000	1,594,292.000	
	AUSTRALIAN 1.0 12/21/30	1,330,000.000	1,125,884.900	
	AUSTRALIAN 1.25 05/21/32	1,730,000.000	1,426,246.600	
	AUSTRALIAN 1.5 06/21/31	2,190,000.000	1,887,539.100	
	AUSTRALIAN 1.75 06/21/51	1,510,000.000	849,510.900	
	AUSTRALIAN 1.75 11/21/32	2,500,000.000	2,113,475.000	
	AUSTRALIAN 2.25 05/21/28	1,200,000.000	1,144,104.000	
	AUSTRALIAN 2.5 05/21/30	2,140,000.000	2,002,547.800	
	AUSTRALIAN 2.75 05/21/41	1,070,000.000	861,007.600	
	AUSTRALIAN 2.75 06/21/35	1,800,000.000	1,585,026.000	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/27	1,820,000.000	1,771,952.000	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/28	1,400,000.000	1,350,972.000	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/29	1,920,000.000	1,832,428.800	
	AUSTRALIAN 3.0 03/21/47	970,000.000	757,007.400	
	AUSTRALIAN 3.0 11/21/33	2,300,000.000	2,112,573.000	
	AUSTRALIAN 3.25 04/21/29	2,400,000.000	2,353,464.000	
	AUSTRALIAN 3.25 06/21/39	430,000.000	380,558.600	
	AUSTRALIAN 3.5 12/21/34	1,180,000.000	1,119,029.400	
	AUSTRALIAN 3.75 04/21/37	1,400,000.000	1,336,440.000	
	AUSTRALIAN 3.75 05/21/34	2,000,000.000	1,943,740.000	
	AUSTRALIAN 4.25 04/21/26	1,280,000.000	1,286,476.800	
	AUSTRALIAN 4.25 06/21/34	300,000.000	303,255.000	
AUSTRALIAN 4.25 12/21/35	1,400,000.000	1,409,492.000		
AUSTRALIAN 4.5 04/21/33	1,610,000.000	1,659,942.200		
AUSTRALIAN 4.75 04/21/27	2,040,000.000	2,086,777.200		
AUSTRALIAN 4.75 06/21/54	780,000.000	797,698.200		
オーストラリア・ドル 小計		42,260,000.000 (4,094,994,000)	38,621,400.900 (3,742,413,747)	
オフショア・人民元	CHINA GOVERNMENT BOND 1.35 09/25/26	25,000,000.000	25,036,752.500	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.62 08/15/27	37,500,000.000	37,755,978.750	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.67 06/15/26	5,000,000.000	5,026,750.000	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.74 10/15/29	21,000,000.000	21,210,690.900	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.85 05/15/27	59,000,000.000	59,661,596.500	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.87 09/15/31	20,500,000.000	20,695,381.400	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.91 07/15/29	23,000,000.000	23,390,464.100	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.99 03/15/26	35,000,000.000	35,287,098.000	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.04 02/25/27	24,500,000.000	24,854,042.150	

CHINA GOVERNMENT BOND 2.05 04/15/29	22,000,000.000	22,480,964.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.11 08/25/34	45,000,000.000	46,010,088.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.12 06/25/31	52,000,000.000	53,258,660.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.18 08/15/26	18,500,000.000	18,749,024.800	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.27 05/25/34	27,500,000.000	28,488,124.500	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.28 03/25/31	23,000,000.000	23,766,682.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.3 05/15/26	42,500,000.000	43,083,967.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.35 02/25/34	35,000,000.000	36,433,673.500	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.37 01/15/29	33,000,000.000	34,091,844.600	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.37 01/20/27	30,000,000.000	30,634,536.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.39 11/15/26	22,000,000.000	22,431,699.400	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.4 07/15/28	15,000,000.000	15,469,248.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.44 10/15/27	15,000,000.000	15,433,246.500	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.48 04/15/27	14,400,000.000	14,766,477.120	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.48 09/25/28	2,500,000.000	2,588,440.250	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.5 07/25/27	30,500,000.000	31,333,504.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.52 08/25/33	27,500,000.000	28,928,971.500	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.54 12/25/30	50,500,000.000	52,865,995.700	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.55 10/15/28	45,500,000.000	47,248,178.250	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.6 09/01/32	14,500,000.000	15,302,554.700	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.6 09/15/30	23,000,000.000	24,146,658.100	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.62 04/15/28	34,500,000.000	35,814,584.550	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.62 06/25/30	20,000,000.000	21,011,488.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.62 09/25/29	17,590,000.000	18,427,727.260	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.67 05/25/33	52,500,000.000	55,786,416.000	
CHINA GOVERNMENT BOND	24,100,000.000	25,675,845.980	

2.67 11/25/33			
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.68 05/21/30	30,000,000.000	31,673,010.000	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.69 08/12/26	8,000,000.000	8,180,328.800	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.69 08/15/32	10,500,000.000	11,171,935.950	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.75 06/15/29	8,400,000.000	8,840,342.280	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.76 05/15/32	2,300,000.000	2,454,122.080	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.79 12/15/29	14,000,000.000	14,817,591.600	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.8 03/24/29	20,000,000.000	21,031,338.000	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.8 03/25/30	7,500,000.000	7,943,370.000	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.85 06/04/27	65,000,000.000	67,330,393.000	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.88 02/25/33	15,000,000.000	16,206,739.500	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.89 11/18/31	7,000,000.000	7,522,470.900	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.91 10/14/28	32,000,000.000	33,687,584.000	
CHINA GOVERNMENT BOND			
3.0 10/15/53	9,000,000.000	10,733,415.300	
CHINA GOVERNMENT BOND			
3.01 05/13/28	62,000,000.000	65,231,805.800	
CHINA GOVERNMENT BOND			
3.02 05/27/31	19,500,000.000	21,068,256.300	
CHINA GOVERNMENT BOND			
3.03 03/11/26	40,200,000.000	41,091,306.360	
CHINA GOVERNMENT BOND			
3.12 10/25/52	6,800,000.000	8,208,014.120	
CHINA GOVERNMENT BOND			
3.13 11/21/29	10,000,000.000	10,758,260.000	
CHINA GOVERNMENT BOND			
3.19 04/15/53	11,000,000.000	13,465,966.800	
CHINA GOVERNMENT BOND			
3.25 06/06/26	6,700,000.000	6,895,953.560	
CHINA GOVERNMENT BOND			
3.28 12/03/27	16,500,000.000	17,446,423.500	
CHINA GOVERNMENT BOND			
3.32 04/15/52	7,900,000.000	9,848,418.080	
CHINA GOVERNMENT BOND			
3.39 03/16/50	5,500,000.000	6,861,929.250	
CHINA GOVERNMENT BOND			
3.52 05/04/27	22,000,000.000	23,215,319.600	
CHINA GOVERNMENT BOND			
3.53 10/18/51	7,500,000.000	9,631,122.000	

	CHINA GOVERNMENT BOND 3.69 05/17/28	10,000,000.000	10,820,945.000	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.72 04/12/51	42,300,000.000	55,831,837.680	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.81 09/14/50	15,500,000.000	20,725,463.850	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.86 07/22/49	23,500,000.000	31,157,418.600	
	CHINA GOVERNMENT BOND 4.08 10/22/48	4,000,000.000	5,436,590.400	
オフショア・人民元 小計		1,527,690,000.000 (31,958,205,417)	1,616,435,026.320 (33,814,689,246)	
カナダ・ドル	CANADA 0.25 03/01/26	1,550,000.000	1,500,622.960	
	CANADA 0.5 12/01/30	1,570,000.000	1,366,117.610	
	CANADA 1.0 06/01/27	960,000.000	920,305.230	
	CANADA 1.0 09/01/26	1,110,000.000	1,075,785.450	
	CANADA 1.25 03/01/27	1,350,000.000	1,304,501.550	
	CANADA 1.25 06/01/30	2,320,000.000	2,130,844.830	
	CANADA 1.5 06/01/26	300,000.000	294,319.980	
	CANADA 1.5 06/01/31	2,750,000.000	2,521,244.920	
	CANADA 1.5 12/01/31	2,500,000.000	2,274,152.650	
	CANADA 1.75 12/01/53	1,450,000.000	1,065,399.480	
	CANADA 2.0 06/01/28	380,000.000	370,376.540	
	CANADA 2.0 06/01/32	1,500,000.000	1,404,289.980	
	CANADA 2.0 12/01/51	2,520,000.000	1,992,017.570	
	CANADA 2.25 06/01/29	760,000.000	744,653.570	
	CANADA 2.25 12/01/29	500,000.000	486,936.870	
	CANADA 2.5 12/01/32	1,550,000.000	1,498,350.590	
	CANADA 2.75 03/01/30	1,100,000.000	1,094,585.080	
	CANADA 2.75 06/01/33	1,700,000.000	1,670,851.930	
	CANADA 2.75 09/01/27	1,100,000.000	1,097,699.040	
	CANADA 2.75 12/01/48	900,000.000	840,166.560	
	CANADA 2.75 12/01/55	2,000,000.000	1,838,437.040	
	CANADA 2.75 12/01/64	1,510,000.000	1,403,997.690	
	CANADA 3.0 02/01/27	1,000,000.000	1,002,722.250	
	CANADA 3.0 04/01/26	650,000.000	650,452.010	
	CANADA 3.0 06/01/34	2,700,000.000	2,695,314.640	
	CANADA 3.25 09/01/28	1,550,000.000	1,573,518.900	
	CANADA 3.25 11/01/26	1,900,000.000	1,912,568.400	
	CANADA 3.25 12/01/33	1,180,000.000	1,202,962.850	
	CANADA 3.25 12/01/34	1,500,000.000	1,527,407.930	
	CANADA 3.5 03/01/28	900,000.000	918,901.450	
	CANADA 3.5 03/01/34	400,000.000	415,741.700	
	CANADA 3.5 09/01/29	2,600,000.000	2,676,469.160	
	CANADA 3.5 12/01/45	800,000.000	845,470.040	
CANADA 4.0 03/01/29	2,020,000.000	2,114,461.380		
CANADA 4.0 05/01/26	2,220,000.000	2,251,678.810		
CANADA 4.0 06/01/41	400,000.000	445,932.620		
CANADA 4.0 08/01/26	2,300,000.000	2,339,319.380		
CANADA 4.5 02/01/26	800,000.000	813,483.820		

	CANADA 5.0 06/01/37	700,000.000	839,504.790	
	CANADA 5.75 06/01/29	550,000.000	618,718.430	
	CANADA 5.75 06/01/33	650,000.000	782,056.770	
カナダ・ドル 小計		56,200,000.000 (6,022,954,000)	54,522,342.450 (5,843,159,440)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE 1.25 11/01/26	750,000.000	729,960.000	
	SINGAPORE 1.625 07/01/31	440,000.000	411,972.000	
	SINGAPORE 1.875 03/01/50	450,000.000	383,850.000	
	SINGAPORE 1.875 10/01/51	280,000.000	236,600.000	
	SINGAPORE 2.125 06/01/26	510,000.000	505,410.000	
	SINGAPORE 2.25 08/01/36	670,000.000	638,510.000	
	SINGAPORE 2.375 07/01/39	540,000.000	517,098.600	
	SINGAPORE 2.625 05/01/28	480,000.000	479,520.000	
	SINGAPORE 2.625 08/01/32	350,000.000	348,075.000	
	SINGAPORE 2.75 03/01/46	560,000.000	564,040.400	
	SINGAPORE 2.75 04/01/42	560,000.000	563,360.000	
	SINGAPORE 2.875 07/01/29	680,000.000	686,813.600	
	SINGAPORE 2.875 08/01/28	300,000.000	302,250.000	
	SINGAPORE 2.875 09/01/27	600,000.000	603,000.000	
	SINGAPORE 2.875 09/01/30	500,000.000	505,650.000	
	SINGAPORE 3.0 04/01/29	200,000.000	202,980.000	
	SINGAPORE 3.0 08/01/72	427,000.000	461,373.500	
	SINGAPORE 3.25 06/01/54	430,000.000	481,135.600	
	SINGAPORE 3.375 05/01/34	200,000.000	211,383.000	
	SINGAPORE 3.375 09/01/33	700,000.000	735,700.000	
SINGAPORE 3.5 03/01/27	720,000.000	732,312.000		
シンガポール・ドル 小計		10,347,000.000 (1,171,280,400)	10,300,993.700 (1,166,072,487)	
スウェーデン・クローナ	SWEDEN 0.125 05/12/31	4,200,000.000	3,750,180.000	
	SWEDEN 0.75 05/12/28	5,760,000.000	5,560,329.600	
	SWEDEN 0.75 11/12/29	4,590,000.000	4,354,303.500	
	SWEDEN 1.0 11/12/26	5,510,000.000	5,427,597.950	
	SWEDEN 1.75 11/11/33	4,320,000.000	4,227,508.800	
	SWEDEN 2.25 05/11/35	2,750,000.000	2,795,042.520	
	SWEDEN 2.25 06/01/32	3,700,000.000	3,775,309.430	
	SWEDEN 3.5 03/30/39	2,620,000.000	3,024,252.900	
スウェーデン・クローナ 小計		33,450,000.000 (463,617,000)	32,914,524.700 (456,195,312)	
デンマーク・クローネ	DENMARK 0.0 11/15/31	4,310,000.000	3,835,810.990	
	DENMARK 0.25 11/15/52	4,460,000.000	2,802,073.040	
	DENMARK 0.5 11/15/27	2,450,000.000	2,373,449.750	
	DENMARK 0.5 11/15/29	3,740,000.000	3,535,237.040	
	DENMARK 2.25 11/15/26	2,500,000.000	2,529,256.750	
	DENMARK 2.25 11/15/33	5,450,000.000	5,639,966.290	
	DENMARK 4.5 11/15/39	7,680,000.000	10,092,856.320	
デンマーク・クローネ 小計		30,590,000.000 (656,155,500)	30,808,650.180 (660,845,546)	

ニュージーランド・ドル	NEW ZEALAND 0.25 05/15/28	840,000.000	745,287.500	
	NEW ZEALAND 0.5 05/15/26	570,000.000	544,522.890	
	NEW ZEALAND 1.5 05/15/31	830,000.000	703,674.000	
	NEW ZEALAND 1.75 05/15/41	510,000.000	335,493.650	
	NEW ZEALAND 2.0 05/15/32	740,000.000	636,896.180	
	NEW ZEALAND 2.75 04/15/37	920,000.000	763,211.110	
	NEW ZEALAND 2.75 05/15/51	250,000.000	170,569.510	
	NEW ZEALAND 3.0 04/20/29	950,000.000	917,119.690	
	NEW ZEALAND 3.5 04/14/33	1,170,000.000	1,108,029.520	
	NEW ZEALAND 4.25 05/15/34	650,000.000	646,395.530	
	NEW ZEALAND 4.25 05/15/36	300,000.000	293,670.000	
	NEW ZEALAND 4.5 04/15/27	750,000.000	762,723.370	
	NEW ZEALAND 4.5 05/15/30	840,000.000	860,815.520	
	NEW ZEALAND 4.5 05/15/35	280,000.000	282,221.070	
	NEW ZEALAND 5.0 05/15/54	360,000.000	363,442.380	
ニュージーランド・ドル 小計		9,960,000.000 (877,575,600)	9,134,071.920 (804,803,077)	
ノルウェー・クローネ	NORWAY 1.25 09/17/31	2,420,000.000	2,103,409.550	
	NORWAY 1.375 08/19/30	2,910,000.000	2,602,311.150	
	NORWAY 1.5 02/19/26	4,250,000.000	4,131,760.750	
	NORWAY 1.75 02/17/27	3,850,000.000	3,695,802.670	
	NORWAY 1.75 09/06/29	3,020,000.000	2,796,319.170	
	NORWAY 2.0 04/26/28	3,660,000.000	3,481,758.000	
	NORWAY 2.125 05/18/32	2,850,000.000	2,605,871.850	
	NORWAY 3.0 08/15/33	2,990,000.000	2,883,669.620	
	NORWAY 3.5 10/06/42	1,880,000.000	1,888,117.840	
NORWAY 3.625 04/13/34	4,890,000.000	4,939,217.850		
ノルウェー・クローネ 小計		32,720,000.000 (446,300,800)	31,128,238.450 (424,589,172)	
ポーランド・ズロチ	POLAND 0.25 10/25/26	1,480,000.000	1,357,089.700	
	POLAND 01/25/27	650,000.000	586,395.880	
	POLAND 04/25/26	400,000.000	375,140.000	
	POLAND 1.25 10/25/30	3,170,000.000	2,521,718.350	
	POLAND 1.75 04/25/32	3,700,000.000	2,868,790.400	
	POLAND 2.5 07/25/26	3,390,000.000	3,258,855.940	
	POLAND 2.5 07/25/27	3,450,000.000	3,236,956.990	
	POLAND 2.75 04/25/28	3,110,000.000	2,883,764.620	
	POLAND 2.75 10/25/29	4,000,000.000	3,570,645.060	
	POLAND 3.75 05/25/27	3,370,000.000	3,273,768.260	
	POLAND 4.75 07/25/29	4,200,000.000	4,101,793.500	
	POLAND 5.0 01/25/30	2,200,000.000	2,184,069.950	
POLAND 5.0 10/25/34	1,880,000.000	1,789,818.310		



	POLAND 5.75 04/25/29	3,200,000.000	3,256,424.000	
	POLAND 6.0 10/25/33	3,660,000.000	3,758,798.770	
	POLAND 7.5 07/25/28	3,300,000.000	3,545,773.110	
ポーランド・ズロチ 小計		45,160,000.000 (1,695,694,776)	42,569,802.840 (1,598,436,499)	
マレーシア・リンギット	MALAYSIA 2.632 04/15/31	3,200,000.000	3,001,340.750	
	MALAYSIA 3.502 05/31/27	2,200,000.000	2,201,890.020	
	MALAYSIA 3.519 04/20/28	700,000.000	700,186.480	
	MALAYSIA 3.582 07/15/32	900,000.000	890,262.700	
	MALAYSIA 3.733 06/15/28	2,300,000.000	2,314,778.650	
	MALAYSIA 3.757 05/22/40	1,500,000.000	1,462,783.720	
	MALAYSIA 3.828 07/05/34	1,100,000.000	1,104,185.610	
	MALAYSIA 3.844 04/15/33	710,000.000	712,246.440	
	MALAYSIA 3.885 08/15/29	2,230,000.000	2,258,739.790	
	MALAYSIA 3.892 03/15/27	870,000.000	878,611.430	
	MALAYSIA 3.899 11/16/27	2,300,000.000	2,325,912.720	
	MALAYSIA 3.9 11/30/26	1,790,000.000	1,808,360.740	
	MALAYSIA 3.906 07/15/26	770,000.000	776,596.050	
	MALAYSIA 4.054 04/18/39	700,000.000	709,037.910	
	MALAYSIA 4.065 06/15/50	1,850,000.000	1,826,305.620	
	MALAYSIA 4.18 05/16/44	1,000,000.000	1,018,702.000	
	MALAYSIA 4.232 06/30/31	800,000.000	822,665.120	
	MALAYSIA 4.254 05/31/35	1,050,000.000	1,089,984.940	
	MALAYSIA 4.392 04/15/26	500,000.000	506,950.550	
	MALAYSIA 4.457 03/31/53	2,000,000.000	2,094,731.590	
	MALAYSIA 4.498 04/15/30	2,600,000.000	2,708,250.480	
	MALAYSIA 4.504 04/30/29	520,000.000	539,775.440	
	MALAYSIA 4.642 11/07/33	2,720,000.000	2,892,533.130	
	MALAYSIA 4.696 10/15/42	1,400,000.000	1,514,781.800	
	MALAYSIA 4.736 03/15/46	1,200,000.000	1,307,990.400	
	MALAYSIA 4.762 04/07/37	2,000,000.000	2,163,352.600	
	MALAYSIA 4.893 06/08/38	1,930,000.000	2,118,129.250	
MALAYSIA 4.921 07/06/48	1,180,000.000	1,320,821.430		
MALAYSIA 4.935 09/30/43	1,250,000.000	1,391,799.000		
マレーシア・リンギット 小計		43,270,000.000 (1,483,624,452)	44,461,706.360 (1,524,485,203)	
メキシコ・ペソ	MEXICAN BONDS 03/01/29	24,000,000.000	23,008,080.000	
	MEXICAN BONDS 03/04/27	32,200,000.000	29,669,400.380	
	MEXICAN BONDS 05/24/35	2,000,000.000	1,746,320.000	
	MEXICAN BONDS 05/26/33	23,140,000.000	19,982,778.400	
	MEXICAN BONDS 07/31/53	23,190,000.000	18,268,444.490	
	MEXICAN BONDS 09/03/26	23,000,000.000	22,121,630.000	
	MEXICAN BONDS 10.0 11/20/36	7,700,000.000	7,731,476.830	
	MEXICAN BONDS 5.75 03/05/26	24,150,000.000	23,115,586.910	
	MEXICAN BONDS 7.5 06/03/27	31,730,000.000	30,378,695.760	
	MEXICAN BONDS 7.75	29,600,000.000	26,858,709.360	

	05/29/31			
	MEXICAN BONDS 7.75 11/13/42	30,570,000.000	24,263,310.240	
	MEXICAN BONDS 7.75 11/23/34	17,891,000.000	15,445,724.310	
	MEXICAN BONDS 8.0 11/07/47	19,396,000.000	15,493,013.900	
	MEXICAN BONDS 8.5 05/31/29	28,701,000.000	27,536,399.800	
	MEXICAN BONDS 8.5 11/18/38	18,300,000.000	16,150,306.320	
メキシコ・ペソ 小計		335,568,000.000 (2,528,739,778)	301,769,876.700 (2,274,047,260)	
ユーロ	AUSTRIA 0.0 02/20/30	750,000.000	668,544.150	
	AUSTRIA 0.0 02/20/31	1,280,000.000	1,110,525.580	
	AUSTRIA 0.0 10/20/28	450,000.000	414,617.600	
	AUSTRIA 0.0 10/20/40	770,000.000	502,579.000	
	AUSTRIA 0.25 10/20/36	600,000.000	454,620.000	
	AUSTRIA 0.5 02/20/29	1,300,000.000	1,213,520.750	
	AUSTRIA 0.5 04/20/27	1,000,000.000	964,518.000	
	AUSTRIA 0.7 04/20/71	500,000.000	247,798.750	
	AUSTRIA 0.75 02/20/28	950,000.000	910,465.750	
	AUSTRIA 0.75 03/20/51	1,020,000.000	642,694.140	
	AUSTRIA 0.75 10/20/26	1,270,000.000	1,240,847.150	
	AUSTRIA 0.85 06/30/20	350,000.000	162,074.930	
	AUSTRIA 0.9 02/20/32	640,000.000	577,823.360	
	AUSTRIA 1.5 02/20/47	690,000.000	548,212.930	
	AUSTRIA 1.5 11/02/86	150,000.000	97,110.000	
	AUSTRIA 1.85 05/23/49	500,000.000	421,587.500	
	AUSTRIA 2.0 07/15/26	170,000.000	169,788.430	
	AUSTRIA 2.1 09/20/17	390,000.000	318,829.550	
	AUSTRIA 2.4 05/23/34	1,010,000.000	1,002,682.550	
	AUSTRIA 2.5 10/20/29	500,000.000	506,437.050	
	AUSTRIA 2.9 02/20/33	1,400,000.000	1,447,118.680	
	AUSTRIA 2.9 02/20/34	1,180,000.000	1,218,940.000	
	AUSTRIA 2.9 05/23/29	500,000.000	514,922.950	
	AUSTRIA 3.15 06/20/44	620,000.000	653,537.530	
	AUSTRIA 3.15 10/20/53	470,000.000	498,561.370	
	AUSTRIA 3.2 07/15/39	650,000.000	686,465.000	
	AUSTRIA 3.45 10/20/30	400,000.000	425,440.000	
	AUSTRIA 3.8 01/26/62	280,000.000	342,805.840	
	AUSTRIA 4.15 03/15/37	800,000.000	925,372.800	
	AUSTRIA 4.85 03/15/26	850,000.000	878,236.150	
	AUSTRIA 6.25 07/15/27	1,030,000.000	1,137,207.030	
	BELGIUM 0.0 10/22/27	750,000.000	707,389.680	
	BELGIUM 0.0 10/22/31	1,600,000.000	1,358,431.200	
	BELGIUM 0.1 06/22/30	950,000.000	843,125.000	
	BELGIUM 0.35 06/22/32	1,100,000.000	938,960.000	
	BELGIUM 0.4 06/22/40	480,000.000	327,018.600	
	BELGIUM 0.65 06/22/71	820,000.000	363,532.970	

BELGIUM 0.8 06/22/27	1,470,000.000	1,425,398.360	
BELGIUM 0.8 06/22/28	1,350,000.000	1,285,200.000	
BELGIUM 0.9 06/22/29	2,000,000.000	1,887,848.000	
BELGIUM 1.0 06/22/26	1,200,000.000	1,181,407.880	
BELGIUM 1.0 06/22/31	800,000.000	733,801.990	
BELGIUM 1.25 04/22/33	800,000.000	725,631.200	
BELGIUM 1.4 06/22/53	870,000.000	580,373.780	
BELGIUM 1.45 06/22/37	500,000.000	428,147.610	
BELGIUM 1.6 06/22/47	900,000.000	681,021.000	
BELGIUM 1.7 06/22/50	580,000.000	432,387.970	
BELGIUM 1.9 06/22/38	800,000.000	713,050.320	
BELGIUM 2.15 06/22/66	530,000.000	408,789.000	
BELGIUM 2.25 06/22/57	450,000.000	360,115.710	
BELGIUM 2.7 10/22/29	600,000.000	612,355.800	
BELGIUM 2.75 04/22/39	400,000.000	392,573.120	
BELGIUM 2.85 10/22/34	1,100,000.000	1,117,033.500	
BELGIUM 3.0 06/22/33	2,100,000.000	2,169,255.060	
BELGIUM 3.0 06/22/34	640,000.000	661,037.880	
BELGIUM 3.3 06/22/54	1,140,000.000	1,149,996.090	
BELGIUM 3.45 06/22/43	500,000.000	526,217.500	
BELGIUM 3.5 06/22/55	420,000.000	437,552.220	
BELGIUM 3.75 06/22/45	900,000.000	988,481.430	
BELGIUM 4.0 03/28/32	650,000.000	715,626.600	
BELGIUM 4.25 03/28/41	1,250,000.000	1,449,008.250	
BELGIUM 4.5 03/28/26	660,000.000	679,698.090	
BELGIUM 5.0 03/28/35	1,630,000.000	1,966,135.340	
BELGIUM 5.5 03/28/28	1,560,000.000	1,724,219.950	
BUNDESOBL 0.0 04/10/26	1,180,000.000	1,149,886.400	
BUNDESOBL 0.0 04/16/27	2,690,000.000	2,574,379.090	
BUNDESOBL 0.0 10/09/26	2,900,000.000	2,801,545.000	
BUNDESOBL 1.3 10/15/27	2,760,000.000	2,718,296.400	
BUNDESOBL 1.3 10/15/27	1,100,000.000	1,083,335.000	
BUNDESOBL 2.1 04/12/29	1,900,000.000	1,913,281.000	
BUNDESOBL 2.1 04/12/29	1,200,000.000	1,208,616.000	
BUNDESOBL 2.2 04/13/28	2,240,000.000	2,262,892.800	
BUNDESOBL 2.4 10/19/28	2,550,000.000	2,596,767.000	
BUNDESOBL 2.5 10/11/29	2,700,000.000	2,767,149.000	
BUNDESSCHAT 2.0 12/10/26	1,500,000.000	1,501,080.000	
BUNDESSCHAT 2.5 03/19/26	1,200,000.000	1,206,516.000	
BUNDESSCHAT 2.7 09/17/26	700,000.000	708,470.000	
BUNDESSCHAT 2.9 06/18/26	1,000,000.000	1,012,750.000	
BUNDESSCHAT 3.1 12/12/25	800,000.000	807,160.000	
DEUTSCHLAND 0.0 02/15/30	2,200,000.000	1,997,820.000	
DEUTSCHLAND 0.0 02/15/31	2,300,000.000	2,046,678.000	
DEUTSCHLAND 0.0 02/15/32	2,180,000.000	1,894,932.300	
DEUTSCHLAND 0.0 05/15/35	1,870,000.000	1,494,691.000	
DEUTSCHLAND 0.0 05/15/36	2,300,000.000	1,788,112.000	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/30	2,350,000.000	2,114,342.000	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/30	820,000.000	737,926.200	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/31	2,200,000.000	1,936,154.000	

DEUTSCHLAND 0.0 08/15/31	1,200,000.000	1,055,958.270	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/50	2,870,000.000	1,597,435.680	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/50	760,000.000	424,323.200	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/52	2,260,000.000	1,203,404.800	
DEUTSCHLAND 0.0 11/15/27	1,700,000.000	1,610,444.000	
DEUTSCHLAND 0.0 11/15/28	1,550,000.000	1,441,521.280	
DEUTSCHLAND 0.25 02/15/27	2,850,000.000	2,753,385.000	
DEUTSCHLAND 0.25 02/15/29	2,550,000.000	2,388,076.910	
DEUTSCHLAND 0.25 08/15/28	1,450,000.000	1,369,162.500	
DEUTSCHLAND 0.5 02/15/26	1,300,000.000	1,276,925.000	
DEUTSCHLAND 0.5 02/15/28	1,510,000.000	1,448,618.500	
DEUTSCHLAND 0.5 08/15/27	2,570,000.000	2,481,977.500	
DEUTSCHLAND 08/15/26	1,550,000.000	1,501,393.550	
DEUTSCHLAND 08/15/29	2,350,000.000	2,155,499.330	
DEUTSCHLAND 1.0 05/15/38	2,550,000.000	2,169,106.500	
DEUTSCHLAND 1.25 08/15/48	2,170,000.000	1,746,600.450	
DEUTSCHLAND 1.7 08/15/32	1,900,000.000	1,861,411.000	
DEUTSCHLAND 1.8 08/15/53	2,520,000.000	2,237,810.400	
DEUTSCHLAND 1.8 08/15/53	1,300,000.000	1,156,740.000	
DEUTSCHLAND 2.1 11/15/29	1,700,000.000	1,711,985.000	
DEUTSCHLAND 2.2 02/15/34	2,300,000.000	2,320,125.000	
DEUTSCHLAND 2.3 02/15/33	2,760,000.000	2,814,289.200	
DEUTSCHLAND 2.3 02/15/33	1,000,000.000	1,020,090.000	
DEUTSCHLAND 2.4 11/15/30	1,700,000.000	1,740,137.000	
DEUTSCHLAND 2.5 07/04/44	2,450,000.000	2,507,844.500	
DEUTSCHLAND 2.5 08/15/46	2,930,000.000	3,008,615.410	
DEUTSCHLAND 2.5 08/15/54	1,200,000.000	1,238,652.000	
DEUTSCHLAND 2.6 05/15/41	400,000.000	412,508.000	
DEUTSCHLAND 2.6 08/15/33	2,310,000.000	2,406,765.900	
DEUTSCHLAND 2.6 08/15/34	3,000,000.000	3,125,040.000	
DEUTSCHLAND 3.25 07/04/42	1,400,000.000	1,579,270.000	
DEUTSCHLAND 4.0 01/04/37	2,050,000.000	2,424,227.500	
DEUTSCHLAND 4.25 07/04/39	890,000.000	1,099,443.700	
DEUTSCHLAND 4.75 07/04/28	800,000.000	877,952.000	
DEUTSCHLAND 4.75 07/04/34	1,580,000.000	1,940,524.400	
DEUTSCHLAND 4.75 07/04/40	1,720,000.000	2,257,087.200	
DEUTSCHLAND 5.5 01/04/31	1,490,000.000	1,786,778.200	
DEUTSCHLAND 5.625 01/04/28	800,000.000	888,296.000	
DEUTSCHLAND 6.25 01/04/30	1,000,000.000	1,204,230.000	

DEUTSCHLAND 6.5 07/04/27	1,620,000.000	1,803,772.800	
FINLAND 0.0 09/15/26	450,000.000	434,025.000	
FINLAND 0.0 09/15/30	280,000.000	246,076.940	
FINLAND 0.125 04/15/36	510,000.000	386,013.900	
FINLAND 0.125 04/15/52	550,000.000	279,219.870	
FINLAND 0.125 09/15/31	300,000.000	259,116.300	
FINLAND 0.25 09/15/40	200,000.000	136,951.100	
FINLAND 0.5 04/15/26	500,000.000	490,307.500	
FINLAND 0.5 04/15/43	490,000.000	331,700.600	
FINLAND 0.5 09/15/27	500,000.000	479,991.100	
FINLAND 0.5 09/15/28	520,000.000	489,666.450	
FINLAND 0.5 09/15/29	500,000.000	462,127.870	
FINLAND 0.75 04/15/31	300,000.000	272,657.280	
FINLAND 1.125 04/15/34	400,000.000	354,251.320	
FINLAND 1.375 04/15/27	350,000.000	344,573.600	
FINLAND 1.375 04/15/47	450,000.000	347,586.750	
FINLAND 1.5 09/15/32	450,000.000	420,882.410	
FINLAND 2.5 04/15/30	600,000.000	607,980.000	
FINLAND 2.625 07/04/42	370,000.000	364,291.930	
FINLAND 2.75 04/15/38	260,000.000	261,546.480	
FINLAND 2.75 07/04/28	400,000.000	409,065.480	
FINLAND 2.875 04/15/29	600,000.000	616,680.000	
FINLAND 2.95 04/15/55	250,000.000	256,500.000	
FINLAND 3.0 09/15/33	670,000.000	697,270.200	
FINLAND 3.0 09/15/34	500,000.000	520,306.800	
FRANCE OAT 0.0 02/25/26	2,900,000.000	2,827,616.000	
FRANCE OAT 0.0 02/25/27	3,850,000.000	3,675,062.730	
FRANCE OAT 0.0 05/25/32	2,150,000.000	1,767,945.000	
FRANCE OAT 0.0 11/25/29	4,000,000.000	3,553,340.000	
FRANCE OAT 0.0 11/25/30	4,480,000.000	3,865,016.960	
FRANCE OAT 0.0 11/25/31	5,100,000.000	4,265,017.800	
FRANCE OAT 0.25 11/25/26	3,330,000.000	3,213,231.880	
FRANCE OAT 0.5 05/25/26	4,830,000.000	4,719,876.000	
FRANCE OAT 0.5 05/25/29	4,480,000.000	4,124,924.160	
FRANCE OAT 0.5 05/25/40	1,810,000.000	1,226,646.050	
FRANCE OAT 0.5 05/25/72	280,000.000	105,390.410	
FRANCE OAT 0.5 06/25/44	2,220,000.000	1,359,647.320	
FRANCE OAT 0.75 02/25/28	3,430,000.000	3,271,528.850	
FRANCE OAT 0.75 05/25/28	4,200,000.000	3,989,256.600	
FRANCE OAT 0.75 05/25/52	2,000,000.000	1,089,004.000	
FRANCE OAT 0.75 05/25/53	1,950,000.000	1,037,559.900	
FRANCE OAT 0.75 11/25/28	4,940,000.000	4,645,551.300	
FRANCE OAT 1.0 05/25/27	3,320,000.000	3,229,432.060	
FRANCE OAT 1.25 05/25/34	5,200,000.000	4,525,500.200	
FRANCE OAT 1.25 05/25/36	3,690,000.000	3,079,674.000	
FRANCE OAT 1.25 05/25/38	2,150,000.000	1,718,495.000	
FRANCE OAT 1.5 05/25/31	5,070,000.000	4,756,574.210	
FRANCE OAT 1.5 05/25/50	2,270,000.000	1,569,099.470	
FRANCE OAT 1.75 05/25/66	1,850,000.000	1,209,130.400	
FRANCE OAT 1.75 06/25/39	2,910,000.000	2,460,608.700	

FRANCE OAT 2.0 05/25/48	1,600,000.000	1,266,699.200	
FRANCE OAT 2.0 11/25/32	5,000,000.000	4,746,647.030	
FRANCE OAT 2.5 05/25/30	5,130,000.000	5,139,653.110	
FRANCE OAT 2.5 05/25/43	1,800,000.000	1,617,946.200	
FRANCE OAT 2.5 09/24/26	3,500,000.000	3,523,590.000	
FRANCE OAT 2.5 09/24/27	3,200,000.000	3,224,560.000	
FRANCE OAT 2.75 02/25/29	3,950,000.000	4,006,635.100	
FRANCE OAT 2.75 02/25/30	1,300,000.000	1,317,001.140	
FRANCE OAT 2.75 10/25/27	4,390,000.000	4,456,983.490	
FRANCE OAT 3.0 05/25/33	3,150,000.000	3,204,816.300	
FRANCE OAT 3.0 05/25/54	1,950,000.000	1,808,628.900	
FRANCE OAT 3.0 06/25/49	1,300,000.000	1,237,673.120	
FRANCE OAT 3.0 11/25/34	3,100,000.000	3,132,984.000	
FRANCE OAT 3.25 05/25/45	2,300,000.000	2,303,346.500	
FRANCE OAT 3.25 05/25/55	1,550,000.000	1,502,081.750	
FRANCE OAT 3.5 04/25/26	2,320,000.000	2,362,155.560	
FRANCE OAT 3.5 11/25/33	3,200,000.000	3,373,225.600	
FRANCE OAT 4.0 04/25/55	2,350,000.000	2,612,030.870	
FRANCE OAT 4.0 04/25/60	1,470,000.000	1,643,916.720	
FRANCE OAT 4.0 10/25/38	2,400,000.000	2,643,961.200	
FRANCE OAT 4.5 04/25/41	2,910,000.000	3,397,992.450	
FRANCE OAT 4.75 04/25/35	1,980,000.000	2,306,319.840	
FRANCE OAT 5.5 04/25/29	3,490,000.000	3,934,643.100	
FRANCE OAT 5.75 10/25/32	2,110,000.000	2,564,134.240	
IRISH 0.0 10/18/31	430,000.000	369,520.070	
IRISH 0.2 05/15/27	1,150,000.000	1,102,208.300	
IRISH 0.2 10/18/30	400,000.000	357,469.450	
IRISH 0.35 10/18/32	230,000.000	198,871.880	
IRISH 0.4 05/15/35	280,000.000	227,875.900	
IRISH 0.55 04/22/41	260,000.000	189,148.140	
IRISH 0.9 05/15/28	650,000.000	627,107.940	
IRISH 1.0 05/15/26	340,000.000	334,986.020	
IRISH 1.1 05/15/29	750,000.000	718,816.550	
IRISH 1.3 05/15/33	1,100,000.000	1,016,586.720	
IRISH 1.35 03/18/31	600,000.000	571,204.950	
IRISH 1.5 05/15/50	635,000.000	503,583.000	
IRISH 1.7 05/15/37	650,000.000	592,825.020	
IRISH 2.0 02/18/45	880,000.000	792,656.480	
IRISH 2.4 05/15/30	780,000.000	790,082.660	
IRISH 2.6 10/18/34	350,000.000	355,954.370	
IRISH 3.0 10/18/43	300,000.000	318,033.740	
ITALY BTPS 0.0 04/01/26	1,450,000.000	1,408,675.000	
ITALY BTPS 0.0 08/01/26	1,700,000.000	1,641,180.000	
ITALY BTPS 0.25 03/15/28	1,230,000.000	1,149,804.000	
ITALY BTPS 0.45 02/15/29	900,000.000	829,440.000	
ITALY BTPS 0.5 02/01/26	1,500,000.000	1,470,420.750	
ITALY BTPS 0.5 07/15/28	1,400,000.000	1,310,400.000	
ITALY BTPS 0.6 08/01/31	1,700,000.000	1,477,640.000	
ITALY BTPS 0.85 01/15/27	1,900,000.000	1,847,940.000	
ITALY BTPS 0.9 04/01/31	2,050,000.000	1,832,103.450	

ITALY BTPS 0.95 03/01/37	1,100,000.000	843,040.000	
ITALY BTPS 0.95 06/01/32	2,150,000.000	1,878,025.000	
ITALY BTPS 0.95 08/01/30	1,300,000.000	1,184,040.000	
ITALY BTPS 0.95 09/15/27	1,600,000.000	1,544,320.000	
ITALY BTPS 0.95 12/01/31	1,400,000.000	1,236,395.650	
ITALY BTPS 1.1 04/01/27	2,050,000.000	1,998,135.000	
ITALY BTPS 1.25 12/01/26	1,860,000.000	1,827,407.120	
ITALY BTPS 1.35 04/01/30	1,900,000.000	1,783,317.200	
ITALY BTPS 1.45 03/01/36	1,030,000.000	857,990.000	
ITALY BTPS 1.5 04/30/45	1,040,000.000	734,552.000	
ITALY BTPS 1.6 06/01/26	800,000.000	793,120.000	
ITALY BTPS 1.65 03/01/32	1,300,000.000	1,201,463.900	
ITALY BTPS 1.65 12/01/30	1,950,000.000	1,836,533.640	
ITALY BTPS 1.7 09/01/51	1,100,000.000	746,898.620	
ITALY BTPS 1.8 03/01/41	1,300,000.000	1,025,570.000	
ITALY BTPS 2.0 02/01/28	1,650,000.000	1,634,803.500	
ITALY BTPS 2.0 12/01/25	500,000.000	498,659.750	
ITALY BTPS 2.05 08/01/27	1,800,000.000	1,791,575.100	
ITALY BTPS 2.1 07/15/26	750,000.000	749,098.870	
ITALY BTPS 2.15 03/01/72	650,000.000	440,245.000	
ITALY BTPS 2.15 09/01/52	800,000.000	590,960.000	
ITALY BTPS 2.2 06/01/27	2,000,000.000	2,000,400.000	
ITALY BTPS 2.25 09/01/36	1,100,000.000	996,380.000	
ITALY BTPS 2.45 09/01/33	1,600,000.000	1,536,159.600	
ITALY BTPS 2.45 09/01/50	1,190,000.000	952,476.000	
ITALY BTPS 2.5 12/01/32	1,800,000.000	1,749,600.000	
ITALY BTPS 2.65 12/01/27	800,000.000	808,160.000	
ITALY BTPS 2.7 03/01/47	1,730,000.000	1,489,703.000	
ITALY BTPS 2.8 03/01/67	750,000.000	614,175.000	
ITALY BTPS 2.8 06/15/29	1,000,000.000	1,012,400.000	
ITALY BTPS 2.8 12/01/28	1,000,000.000	1,015,771.000	
ITALY BTPS 2.95 02/15/27	1,050,000.000	1,065,330.000	
ITALY BTPS 2.95 09/01/38	1,280,000.000	1,212,032.000	
ITALY BTPS 3.0 08/01/29	2,100,000.000	2,147,491.710	
ITALY BTPS 3.0 10/01/29	1,000,000.000	1,018,300.000	
ITALY BTPS 3.1 03/01/40	1,000,000.000	954,012.000	
ITALY BTPS 3.1 08/28/26	1,200,000.000	1,215,480.000	
ITALY BTPS 3.15 11/15/31	1,000,000.000	1,018,000.000	
ITALY BTPS 3.25 03/01/38	1,030,000.000	1,015,271.000	
ITALY BTPS 3.25 09/01/46	1,200,000.000	1,131,971.400	
ITALY BTPS 3.35 03/01/35	1,600,000.000	1,629,133.920	
ITALY BTPS 3.35 07/01/29	2,300,000.000	2,379,350.000	
ITALY BTPS 3.4 04/01/28	1,250,000.000	1,290,875.000	
ITALY BTPS 3.45 03/01/48	1,410,000.000	1,363,251.450	
ITALY BTPS 3.45 07/15/27	1,100,000.000	1,132,010.000	
ITALY BTPS 3.45 07/15/31	1,200,000.000	1,246,320.000	
ITALY BTPS 3.5 01/15/26	700,000.000	708,470.000	
ITALY BTPS 3.5 02/15/31	1,200,000.000	1,249,320.000	
ITALY BTPS 3.5 03/01/30	2,140,000.000	2,240,892.440	
ITALY BTPS 3.7 06/15/30	1,110,000.000	1,168,053.000	

ITALY BTPS 3.8 04/15/26	1,500,000.000	1,529,481.900	
ITALY BTPS 3.8 08/01/28	900,000.000	943,110.000	
ITALY BTPS 3.85 02/01/35	1,300,000.000	1,375,010.000	
ITALY BTPS 3.85 07/01/34	1,300,000.000	1,378,390.000	
ITALY BTPS 3.85 09/01/49	1,350,000.000	1,382,376.370	
ITALY BTPS 3.85 09/15/26	2,020,000.000	2,073,934.000	
ITALY BTPS 3.85 12/15/29	1,800,000.000	1,906,380.000	
ITALY BTPS 4.0 02/01/37	2,050,000.000	2,205,800.000	
ITALY BTPS 4.0 04/30/35	1,000,000.000	1,079,300.000	
ITALY BTPS 4.0 10/30/31	1,150,000.000	1,239,240.000	
ITALY BTPS 4.0 11/15/30	1,000,000.000	1,069,000.000	
ITALY BTPS 4.05 10/30/37	650,000.000	698,100.000	
ITALY BTPS 4.1 02/01/29	2,300,000.000	2,444,210.000	
ITALY BTPS 4.15 10/01/39	1,100,000.000	1,181,620.000	
ITALY BTPS 4.2 03/01/34	1,500,000.000	1,635,450.000	
ITALY BTPS 4.3 10/01/54	550,000.000	593,120.000	
ITALY BTPS 4.35 11/01/33	1,730,000.000	1,908,190.000	
ITALY BTPS 4.4 05/01/33	1,440,000.000	1,593,792.000	
ITALY BTPS 4.45 09/01/43	900,000.000	998,460.000	
ITALY BTPS 4.5 03/01/26	1,500,000.000	1,539,300.000	
ITALY BTPS 4.5 10/01/53	1,350,000.000	1,517,400.000	
ITALY BTPS 4.75 09/01/28	2,600,000.000	2,816,472.620	
ITALY BTPS 4.75 09/01/44	1,700,000.000	1,966,877.050	
ITALY BTPS 5.0 08/01/34	2,730,000.000	3,161,067.000	
ITALY BTPS 5.0 08/01/39	2,060,000.000	2,421,118.000	
ITALY BTPS 5.0 09/01/40	1,840,000.000	2,162,368.000	
ITALY BTPS 5.25 11/01/29	2,290,000.000	2,578,998.000	
ITALY BTPS 5.75 02/01/33	1,820,000.000	2,183,272.000	
ITALY BTPS 6.0 05/01/31	2,370,000.000	2,827,410.000	
ITALY BTPS 6.5 11/01/27	2,570,000.000	2,871,461.000	
ITALY BTPS 7.25 11/01/26	1,700,000.000	1,858,780.000	
NETHERLANDS 0.0 01/15/26	500,000.000	488,685.000	
NETHERLANDS 0.0 01/15/27	1,540,000.000	1,478,668.340	
NETHERLANDS 0.0 01/15/29	1,500,000.000	1,380,362.250	
NETHERLANDS 0.0 01/15/38	900,000.000	653,780.470	
NETHERLANDS 0.0 01/15/52	1,420,000.000	748,979.000	
NETHERLANDS 0.0 07/15/30	1,400,000.000	1,246,142.100	
NETHERLANDS 0.0 07/15/31	680,000.000	591,501.560	
NETHERLANDS 0.25 07/15/29	700,000.000	644,919.450	
NETHERLANDS 0.5 01/15/40	970,000.000	733,604.690	
NETHERLANDS 0.5 07/15/26	1,450,000.000	1,416,012.000	
NETHERLANDS 0.5 07/15/32	1,200,000.000	1,058,618.200	
NETHERLANDS 0.75 07/15/27	1,800,000.000	1,745,252.540	
NETHERLANDS 0.75 07/15/28	1,510,000.000	1,443,843.490	
NETHERLANDS 2.0 01/15/54	1,090,000.000	985,729.510	
NETHERLANDS 2.5 01/15/30	800,000.000	815,498.000	
NETHERLANDS 2.5 01/15/33	820,000.000	836,158.920	



NETHERLANDS 2.5 07/15/33	1,100,000.000	1,119,191.150	
NETHERLANDS 2.5 07/15/34	1,000,000.000	1,014,500.000	
NETHERLANDS 2.75 01/15/47	1,860,000.000	1,951,763.100	
NETHERLANDS 3.25 01/15/44	470,000.000	524,269.250	
NETHERLANDS 3.75 01/15/42	1,650,000.000	1,936,159.500	
NETHERLANDS 4.0 01/15/37	1,500,000.000	1,747,500.000	
NETHERLANDS 5.5 01/15/28	720,000.000	795,456.000	
PORTUGUESE 0.3 10/17/31	600,000.000	528,319.520	
PORTUGUESE 0.475 10/18/30	750,000.000	683,540.000	
PORTUGUESE 0.7 10/15/27	1,200,000.000	1,159,778.780	
PORTUGUESE 0.9 10/12/35	500,000.000	420,543.000	
PORTUGUESE 1.0 04/12/52	650,000.000	413,676.250	
PORTUGUESE 1.15 04/11/42	300,000.000	229,132.200	
PORTUGUESE 1.65 07/16/32	1,400,000.000	1,339,371.600	
PORTUGUESE 1.95 06/15/29	1,300,000.000	1,293,760.000	
PORTUGUESE 2.125 10/17/28	800,000.000	804,174.800	
PORTUGUESE 2.25 04/18/34	500,000.000	491,895.500	
PORTUGUESE 2.875 10/20/34	600,000.000	618,361.860	
PORTUGUESE 3.5 06/18/38	400,000.000	433,213.000	
PORTUGUESE 3.875 02/15/30	550,000.000	598,070.000	
PORTUGUESE 4.1 02/15/45	500,000.000	582,100.000	
PORTUGUESE 4.1 04/15/37	780,000.000	894,469.210	
PORTUGUESE 4.125 04/14/27	700,000.000	735,211.260	
SPAIN 0.0 01/31/26	400,000.000	389,966.700	
SPAIN 0.0 01/31/27	2,300,000.000	2,197,190.000	
SPAIN 0.0 01/31/28	1,950,000.000	1,817,985.000	
SPAIN 0.1 04/30/31	1,690,000.000	1,454,752.000	
SPAIN 0.5 04/30/30	2,000,000.000	1,813,400.000	
SPAIN 0.5 10/31/31	1,700,000.000	1,489,154.100	
SPAIN 0.6 10/31/29	1,880,000.000	1,730,844.230	
SPAIN 0.7 04/30/32	1,650,000.000	1,449,640.500	
SPAIN 0.8 07/30/27	1,650,000.000	1,590,270.000	
SPAIN 0.8 07/30/29	1,900,000.000	1,771,465.000	
SPAIN 0.85 07/30/37	1,460,000.000	1,136,438.190	
SPAIN 1.0 07/30/42	1,200,000.000	853,680.000	
SPAIN 1.0 10/31/50	1,030,000.000	627,325.100	
SPAIN 1.2 10/31/40	1,150,000.000	874,761.010	
SPAIN 1.25 10/31/30	2,900,000.000	2,715,705.000	
SPAIN 1.3 10/31/26	2,990,000.000	2,946,951.470	
SPAIN 1.4 04/30/28	2,250,000.000	2,190,560.050	
SPAIN 1.4 07/30/28	2,200,000.000	2,135,540.000	
SPAIN 1.45 04/30/29	1,930,000.000	1,863,315.600	

	SPAIN 1.45 10/31/27	1,800,000.000	1,763,356.040	
	SPAIN 1.45 10/31/71	1,050,000.000	584,058.300	
	SPAIN 1.5 04/30/27	3,440,000.000	3,389,776.000	
	SPAIN 1.85 07/30/35	1,100,000.000	1,004,018.110	
	SPAIN 1.9 10/31/52	1,630,000.000	1,211,662.530	
	SPAIN 1.95 04/30/26	1,140,000.000	1,136,958.480	
	SPAIN 1.95 07/30/30	1,860,000.000	1,818,205.800	
	SPAIN 2.35 07/30/33	1,610,000.000	1,571,038.000	
	SPAIN 2.5 05/31/27	2,300,000.000	2,316,560.000	
	SPAIN 2.55 10/31/32	1,900,000.000	1,896,701.120	
	SPAIN 2.7 10/31/48	1,600,000.000	1,451,393.600	
	SPAIN 2.8 05/31/26	1,100,000.000	1,109,020.000	
	SPAIN 2.9 10/31/46	1,420,000.000	1,347,244.520	
	SPAIN 3.1 07/30/31	500,000.000	518,468.950	
	SPAIN 3.15 04/30/33	1,800,000.000	1,870,287.660	
	SPAIN 3.25 04/30/34	1,650,000.000	1,720,671.480	
	SPAIN 3.45 07/30/43	1,100,000.000	1,132,389.500	
	SPAIN 3.45 07/30/66	890,000.000	892,473.030	
	SPAIN 3.45 10/31/34	1,700,000.000	1,799,456.800	
	SPAIN 3.5 05/31/29	1,800,000.000	1,889,217.000	
	SPAIN 3.55 10/31/33	2,220,000.000	2,371,404.000	
	SPAIN 3.9 07/30/39	1,100,000.000	1,205,035.700	
	SPAIN 4.0 10/31/54	1,100,000.000	1,222,298.330	
	SPAIN 4.2 01/31/37	2,180,000.000	2,465,113.480	
	SPAIN 4.7 07/30/41	1,400,000.000	1,681,796.900	
	SPAIN 4.9 07/30/40	1,680,000.000	2,044,896.000	
	SPAIN 5.15 10/31/28	1,800,000.000	1,990,440.000	
	SPAIN 5.15 10/31/44	1,800,000.000	2,307,809.690	
	SPAIN 5.75 07/30/32	2,000,000.000	2,442,297.000	
	SPAIN 5.9 07/30/26	1,650,000.000	1,747,935.750	
	SPAIN 6.0 01/31/29	2,000,000.000	2,294,362.400	
	ユーロ 小計	589,095,000.000 (94,219,854,300)	568,884,918.610 (90,987,453,882)	
国債証券	合計	319,341,049,800.600 (319,341,049,801)	301,632,532,218 (301,632,532,218)	
合計			301,632,532,218 (301,632,532,218)	

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	国債証券 281銘柄	46.59	46.94
イギリス・ポンド	国債証券 61銘柄	5.19	5.23
イスラエル・シェケル	国債証券 13銘柄	0.32	0.32
オーストラリア・ドル	国債証券 27銘柄	1.23	1.24
オブショア・人民元	国債証券 65銘柄	11.13	11.21

カナダ・ドル	国債証券	41銘柄	1.92	1.94
シンガポール・ドル	国債証券	21銘柄	0.38	0.39
スウェーデン・クローナ	国債証券	8銘柄	0.15	0.15
デンマーク・クローネ	国債証券	7銘柄	0.22	0.22
ニュージーランド・ドル	国債証券	15銘柄	0.26	0.27
ノルウェー・クローネ	国債証券	10銘柄	0.14	0.14
ポーランド・ズロチ	国債証券	16銘柄	0.53	0.53
マレーシア・リングgit	国債証券	29銘柄	0.50	0.51
メキシコ・ペソ	国債証券	15銘柄	0.75	0.75
ユーロ	国債証券	396銘柄	29.94	30.17

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年12月11日現在

資産の部	
流動資産	
預金	650,920,527
コール・ローン	93,991,959
投資信託受益証券	10,893,868,588
投資証券	96,782,976,623
派生商品評価勘定	403,947
未収入金	4,582,105
未収配当金	339,482,700
差入委託証拠金	400,336,978
流動資産合計	109,166,563,427
資産合計	109,166,563,427
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	24,444,488
未払金	258,866,253
未払解約金	22,747,000
流動負債合計	306,057,741
負債合計	306,057,741
純資産の部	
元本等	
元本	49,598,080,396
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	59,262,425,290
元本等合計	108,860,505,686
純資産合計	108,860,505,686
負債純資産合計	109,166,563,427

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年6月12日 至 2024年12月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年12月11日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	42,581,838,025円
同期中追加設定元本額	18,337,751,473円
同期中一部解約元本額	11,321,509,102円
元本の内訳	
ファンド名	
たわらノーロード 先進国リート（為替ヘッジなし）＜ラップ専用＞	4,878,033,181円
MITO ラップ型ファンド（安定型）	2,599,457円
MITO ラップ型ファンド（中立型）	12,928,596円
MITO ラップ型ファンド（積極型）	30,976,489円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	33,885,631円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	37,394,480円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	19,155,287円
たわらノーロード 先進国リート	16,312,015,416円
たわらノーロード 先進国リート＜為替ヘッジあり＞	293,385,255円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	4,384,778,787円

たわらノーロード バランス (堅実型)	26,859,509円
たわらノーロード バランス (標準型)	653,109,346円
たわらノーロード バランス (積極型)	1,589,021,759円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	1,255,966円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	520,084,224円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	668,121,630円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	1,203,665,421円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	8,688円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	37,142,214円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	13,379,217円
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	38,466,707円
One DC 先進国リートインデックスファンド	3,065,640,303円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	15,502,839円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	593,141,268円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	79,425,412円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国10)	175,455,082円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国20)	302,675,299円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国30)	589,286,578円
投資のソムリエ	7,363,647,447円
投資のソムリエ<DC年金>	921,099,408円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	257,028,279円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	430,139,364円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	1,148,400,874円
ワールドアセットバランス (基本コース)	210,326,168円
ワールドアセットバランス (リスク抑制コース)	592,044,400円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2045)	71,283,561円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2055)	37,901,970円
リスク抑制世界8資産バランスファンド (DC)	4,377,798円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2035)	220,306,196円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	273,312,172円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	150,337,182円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2040)	81,074,467円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2050)	41,240,708円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2060)	25,219,450円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2065)	6,662,335円
One グローバル最適化バランス (成長型) <ラップ向け>	66,474,357円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2070)	45,777円
D I A Mパッシブ資産分散ファンド	253,965,248円
D I A M外国リートインデックスファンド<DC年金>	418,810,267円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12 (適格機関投資家限定)	217,802円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06 (適格機関投資家限定)	647,540円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09 (適格機関投資家限定)	125,270円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-03 (適格機関投資家限定)	4,334,308円
インカム重視マルチアセット運用ファンドII 2021-04 (適格機関投資家限定)	711,941円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09 (適格機関投資家限定)	501,108円
予兆モデル活用型戦略ファンド2024-01 (適格機関投資家限定)	5,202円

投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	136,216,272円
AMOn e マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	7,288,052円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	572,716円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド（FOF s 用）（適格機関投資家専用）	3,726,170円
D I A M世界アセットバランスファンドVA（適格機関投資家向け）	33,541,116円
D I A M世界アセットバランスファンド2VA（適格機関投資家限定）	68,202,362円
D I A Mグローバル・リスクファクター・パリティ戦略ファンド（適格機関投資家限定）	1,190,899,068円
計	49,598,080,396円
2. 受益権の総数	49,598,080,396口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年6月12日 至 2024年12月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、不動産投信指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、不動産投資信託証券の価格及び為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年12月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短時間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
----------------------------	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年12月11日現在	
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	
投資信託受益証券	294,080,088	
投資証券	6,626,094,654	
合計	6,920,174,742	

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2024年6月25日から2024年12月11日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2024年12月11日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引					
売建	227,758,650	—	227,759,550	△900	
アメリカ・ドル	227,758,650	—	227,759,550	△900	
買建	261,599,760	—	261,596,520	△3,240	
オーストラリア・ドル	261,599,760	—	261,596,520	△3,240	
合計	489,358,410	—	489,356,070	△4,140	

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

不動産投信関連

種類	2024年12月11日現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)



		うち 1年超		
市場取引 先物取引 買建	1,223,122,960	—	1,199,086,559	△24,036,401
合計	1,223,122,960	—	1,199,086,559	△24,036,401

(注) 時価の算定方法

不動産投信指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年12月11日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.1949円 (21,949円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年12月11日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
投資信託受益 証券	アメリカ・ドル	DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT PTE LTD	466,200.000	268,065.000		
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	72,700.000	0.000		
		KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	291,800.000	67,114.000		
		MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	839,000.000	88,095.000		
		PRIME US REIT	349,360.000	62,186.080		
		アメリカ・ドル	小計	2,019,060.000	485,460.080 (73,721,968)	
	オーストラリア・ドル	ABACUS GROUP	229,970.000	263,315.650		
		ABACUS STORAGE KING	224,215.000	260,089.400		
		ARENA REIT	196,827.000	757,783.950		
		BWP TRUST	262,595.000	866,563.500		
		CENTURIA CAPITAL GROUP	416,038.000	765,509.920		
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	253,124.000	723,934.640		
		CENTURIA OFFICE REIT	185,985.000	207,373.270		
CHARTER HALL GROUP		228,346.000	3,370,386.960			
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	311,030.000	1,178,803.700		

	CHARTER HALL RETAIL REIT	260,555.000	844,198.200	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	151,479.000	384,756.660	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	748,319.000	265,653.240	
	DEXUS	506,819.000	3,476,778.340	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	93,159.000	242,213.400	
	GOODMAN GROUP	902,246.000	33,365,057.080	
	GPT GROUP	903,816.000	4,121,400.960	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTRALIA	142,931.000	350,180.950	
	HEALTHCO REIT	202,023.000	210,103.920	
	HOMECO DAILY NEEDS REIT	823,575.000	971,818.500	
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS LTD	85,857.000	324,539.460	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	177,159.000	830,875.710	
	MIRVAC GROUP	1,882,028.000	3,952,258.800	
	NATIONAL STORAGE REIT	656,696.000	1,549,802.560	
	REGION RE LTD	543,503.000	1,146,791.330	
	RURAL FUNDS GROUP	167,254.000	295,203.310	
	SCENTRE GROUP	2,461,281.000	8,737,547.550	
	STOCKLAND	1,128,712.000	5,609,698.640	
	VICINITY CENTRES	1,865,634.000	3,861,862.380	
	WAYPOINT REIT LTD	340,044.000	812,705.160	
	オーストラリア・ドル 小計	16,351,220.000	79,747,207.140 (7,727,504,373)	
シンガポール・ドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	329,295.000	414,911.700	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	1,187,216.000	1,038,814.000	
	CAPITALAND CHINA TRUST	594,380.000	427,953.600	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	2,555,309.000	4,906,193.280	
	CAPLAND ASCENDAS REIT	1,661,560.000	4,270,209.200	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	295,200.000	255,348.000	
	EC WORLD REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	112,400.000	0.000	
	ESR REIT	3,019,240.000	785,002.400	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	464,500.000	285,667.500	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	549,200.000	1,158,812.000	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	1,429,064.000	1,271,866.960	
	KEPPEL DC REIT	849,900.000	1,844,283.000	
	KEPPEL REIT	1,113,200.000	946,220.000	
	LENLEASE GLOBAL COMMERCIAL REIT	869,500.000	486,920.000	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	971,820.000	2,167,158.600	
	MAPLETREE LOGISTICS	1,582,920.000	2,010,308.400	

		TRUST			
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL	1,128,900.000	1,388,547.000	
		QUE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	965,900.000	270,452.000	
		PARKWAY LIFE REIT	193,200.000	714,840.000	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	242,300.000	168,398.500	
		STARHILL GLOBAL REIT	730,400.000	365,200.000	
		SUNTEC REAL ESTATE INVEST TR	1,020,290.000	1,234,550.900	
	シンガポール・ドル 小計		21,865,694.000	26,411,657.040 (2,989,799,577)	
	ユーロ	CROMWELL REIT EUR	173,740.000	283,196.200	
	ユーロ 小計		173,740.000	283,196.200 (45,294,400)	
	香港・ドル	FORTUNE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	733,000.000	2,946,660.000	
	香港・ドル 小計		733,000.000	2,946,660.000 (57,548,270)	
投資信託受益証券 合計			41,142,714	10,893,868,588 (10,893,868,588)	
投資証券	アメリカ・ドル	ACADIA REALTY TRUST	51,477.000	1,283,836.380	
		AGREE REALTY CORP	47,459.000	3,511,966.000	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	35,815.000	691,945.800	
		ALEXANDER'S INC.	860.000	184,074.400	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	73,835.000	7,715,757.500	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST INC	4,384.000	76,544.640	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	23,488.000	653,201.280	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	72,080.000	2,008,148.800	
		AMERICAN HOMES 4 RENT	149,055.000	5,599,996.350	
		AMERICOLD REALTY TRUST	123,399.000	2,796,221.340	
		APARTMENT INVT & MGMT CO-A	62,529.000	545,878.170	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	108,402.000	1,762,616.520	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	34,506.000	378,530.820	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	67,448.000	15,179,172.400	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	22,683.000	79,163.670	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	86,415.000	483,059.850	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	142,576.000	4,161,793.440	
		BROADSTONE NET LEASE INC	91,634.000	1,560,527.020	
		BRT APARTMENTS CORP	3,973.000	76,082.950	

BXP INC	68,830.000	5,588,307.700	
CAMDEN PROPERTY TRUST	50,536.000	6,161,854.480	
CARETRUST REIT INC	81,031.000	2,336,123.730	
CBL & ASSOCIATES PROPERTIES INC	7,096.000	217,208.560	
CENTERSPACE	6,824.000	476,246.960	
CHATHAM LODGING TRUST	19,711.000	194,547.570	
CITY OFFICE REIT INC	17,231.000	99,250.560	
COMMUNICATIONS SALES & LEASING INC	120,342.000	700,390.440	
COMMUNITY HEALTHCARE TRUST INC	13,267.000	246,500.860	
COPT DEFENCE PROPERTIES	54,419.000	1,768,073.310	
COUSINS PROPERTIES INC	73,419.000	2,211,380.280	
CTO REALTY GROUTH INC	9,457.000	193,206.510	
CUBESMART	106,652.000	4,998,779.240	
CURBLINE PROPERTIES CORP	45,754.000	1,099,926.160	
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	101,442.000	987,030.660	
DIGITAL REALTY TRUST INC	146,245.000	27,159,158.950	
DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	91,922.000	232,562.660	
DOUGLAS EMMETT INC	81,410.000	1,583,424.500	
EAST GROUP	23,008.000	3,917,112.000	
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	48,112.000	560,504.800	
ELME COMMUNITIES	43,317.000	715,596.840	
EMPIRE STATE REALTY TRUST INC	66,512.000	745,599.520	
EPR PROPERTIES	36,782.000	1,639,373.740	
EQUINIX INC	45,128.000	43,400,500.160	
EQUITY COMMONWEALTH	49,891.000	76,333.230	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	88,392.000	6,099,048.000	
EQUITY RESIDENTIAL	161,962.000	11,807,029.800	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY TRUST INC	82,733.000	2,686,340.510	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	30,464.000	9,067,000.320	
EXTRA SPACE STORAGE INC	100,655.000	16,143,048.900	
FARMLAND PARTNERS INC	18,774.000	231,671.160	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	35,588.000	4,012,902.880	
FIRST INDUSTRIAL RT	62,525.000	3,268,807.000	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST INC	45,272.000	1,326,469.600	
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	46,375.000	83,475.000	
GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC	130,058.000	6,469,084.920	
GETTY REALTY CORP	24,508.000	792,833.800	

GLADSTONE COMMERCIAL CORP	21,664.000	365,471.680	
GLADSTONE LAND CORP	13,328.000	153,671.840	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	26,662.000	228,759.960	
GLOBAL NET LEASE INC	97,430.000	697,598.800	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	171,441.000	3,020,790.420	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	333,688.000	7,154,270.720	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	51,338.000	1,575,563.220	
HOST HOTELS & RESORTS INC	332,844.000	6,347,335.080	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC	72,334.000	246,658.940	
INDEPENDENCE REALTY TRUST INC	108,468.000	2,291,928.840	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES TRUST	26,881.000	99,459.700	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	13,788.000	1,466,353.800	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	35,401.000	1,100,263.080	
INVITATION HOMES INC	270,287.000	9,003,259.970	
IRON MOUNTAIN INC	139,318.000	15,606,402.360	
JBG SMITH PROPERTIES	42,663.000	697,540.050	
KILROY REALTY CORP	51,035.000	2,075,083.100	
KIMCO REALTY	319,715.000	7,906,551.950	
KITE REALTY GROUP TRUST	103,661.000	2,748,053.110	
LAMAR ADVERTISING CO	41,627.000	5,387,366.340	
LINEAGE INC	28,720.000	1,798,446.400	
LTC PROPERTIES INC	21,345.000	804,279.600	
LXP INDUSTRIAL TRUST	143,782.000	1,322,794.400	
MEDICAL PROPERTIES TRUST	293,392.000	1,202,907.200	
MID AMERICA	55,446.000	8,791,517.760	
MODIV INC	3,617.000	57,329.450	
NATIONAL HEALTH INVS INC	21,102.000	1,567,878.600	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES TRUST	34,000.000	1,455,880.000	
NET LEASE OFFICE PROPERTIES	7,828.000	248,930.400	
NETSTREIT CORP	38,535.000	595,751.100	
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	15,887.000	89,761.550	
NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	11,070.000	505,899.000	
NNN REIT INC	86,841.000	3,682,058.400	
OFFICE PROPERTIES INCOME TRUST	23,664.000	32,892.960	
OMEGA HEALTHCARE INVS INC	122,071.000	4,793,728.170	

ONE LIBERTY PROPERTIES INC	7,397.000	215,622.550	
ORION OFFICE REIT INC	20,368.000	82,490.400	
OUTFRONT MEDIA INC	65,207.000	1,227,195.740	
PARAMOUNT GROUP INC	82,249.000	400,552.630	
PARK HOTELS & RESORTS INC	101,605.000	1,586,054.050	
PEAKSTONE REALTY TRUST	16,612.000	212,633.600	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	59,306.000	886,031.640	
PHILLIPS EDISON & CO INC	59,118.000	2,306,784.360	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRUST INC	61,399.000	564,256.810	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	17,802.000	335,211.660	
POSTAL REALTY TRUST INC	9,772.000	135,146.760	
PROLOGIS INC	440,129.000	49,800,596.350	
PUBLIC STORAGE	74,844.000	24,548,083.560	
REALTY INCOME CORP	413,762.000	23,079,644.360	
REGENCY CENTERS CORP	77,388.000	5,752,250.040	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMENTS CORP	59,216.000	1,033,911.360	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	103,652.000	4,270,462.400	
RLJ LODGING TRUST	75,550.000	800,074.500	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	28,296.000	3,324,214.080	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	113,106.000	2,029,121.640	
SAFEHOLD INC	22,880.000	474,073.600	
SAUL CENTERS INC	5,700.000	230,166.000	
SERVICE PROPERTIES TRUST	69,326.000	194,112.800	
SIMON PROPERTY GROUP INC	145,623.000	26,100,010.290	
SITE CENTERS CORP	23,960.000	368,265.200	
SL GREEN	32,949.000	2,443,168.350	
STAG INDUSTRIAL INC	86,009.000	3,102,344.630	
SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	55,567.000	382,856.630	
SUN COMMUNITIES INC	55,557.000	6,824,621.880	
SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	99,215.000	1,214,391.600	
TANGER INC	52,884.000	1,877,382.000	
TERRENO REALTY CORP	45,773.000	2,873,628.940	
THE MACERICH COMPANY	111,179.000	2,371,448.070	
UDR INC	142,254.000	6,330,303.000	
UMH PROPERTIES INC	33,818.000	658,098.280	
UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	5,726.000	234,422.440	
URBAN EDGE PROPERTIES	59,252.000	1,333,170.000	
VENTAS INC	196,132.000	11,993,471.800	
VERIS RESIDENTIAL INC	39,819.000	700,416.210	

	VICI PROPERTIES INC	497,304.000	15,635,237.760	
	VORNADO REALTY TRUST	78,298.000	3,512,448.280	
	WELLTOWER INC	275,037.000	35,554,032.990	
	WHITESTONE REIT	18,939.000	272,342.820	
	WP CAREY INC	103,688.000	5,788,901.040	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	50,163.000	820,165.050	
アメリカ・ドル	小計	10,812,365.000	567,047,478.740 (86,111,830,119)	
イギリス・ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LI	175,713.000	106,482.070	
	AEW UK REIT PLC	76,762.000	77,836.660	
	ASSURA PLC	1,397,442.000	557,579.350	
	BIG YELLOW GROUP PLC	93,781.000	945,312.480	
	BRITISH LAND CO PLC	469,852.000	1,748,789.140	
	CARE REIT PLC	209,602.000	173,969.660	
	CLS HOLDINGS PLC	80,477.000	67,037.340	
	CUSTODIAN REIT PLC	186,443.000	145,798.420	
	DERWENT LONDON PLC	54,472.000	1,122,123.200	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	307,038.000	264,666.750	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	190,159.000	576,181.770	
	HAMMERSON PLC	212,210.000	607,345.020	
	HELICAL PLC	60,932.000	115,405.200	
	HOME REIT PLC	286,621.000	0.000	
	INTU PROPERTIES PLC	231,040.000	0.000	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	351,363.000	2,062,500.810	
	LIFE SCIENCE REIT PLC	147,597.000	56,382.050	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	962,179.000	1,776,182.430	
	NEWRIVER REIT PLC	153,885.000	121,876.920	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	233,467.000	159,691.420	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES PLC	625,381.000	584,731.230	
	PRS REIT PLC/THE	265,154.000	283,184.470	
	REGIONAL REIT LTD	80,094.000	97,394.300	
	SAFESTORE HOLDINGS LTD	101,597.000	719,306.760	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTMENT TRUST LTD	203,492.000	100,525.040	
	SEGRO PLC	640,889.000	4,709,252.370	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	946,216.000	1,262,252.140	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	620,295.000	436,067.380	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	315,818.000	274,761.660	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING REIT PLC	156,311.000	94,411.840	

	TRITAX BIG BOX REIT PLC	1, 181, 447. 000	1, 607, 949. 360	
	UNITE GROUP PLC	195, 569. 000	1, 640, 823. 910	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	240, 859. 000	260, 127. 720	
	WAREHOUSE REIT PLC	182, 285. 000	147, 286. 280	
	WORKSPACE GROUP PLC	69, 696. 000	368, 691. 840	
イギリス・ポンド	小計	11, 706, 138. 000	23, 271, 926. 990 (4, 515, 917, 432)	
イスラエル・ シュケル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD	399, 054. 000	798, 108. 000	
	REIT 1 LTD	93, 422. 000	1, 876, 847. 980	
	SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	95, 498. 000	942, 374. 260	
イスラエル・シュケル	小計	587, 974. 000	3, 617, 330. 240 (153, 049, 966)	
カナダ・ドル	ALLIED PROPERTIES REIT	31, 627. 000	572, 764. 970	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	21, 895. 000	161, 147. 200	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	11, 074. 000	758, 126. 040	
	CANADIAN APT PPTYS REIT	38, 273. 000	1, 684, 777. 460	
	CHOICE PROPERTIES REIT	77, 262. 000	1, 054, 626. 300	
	CROMBIE REAL ESTATE INV	27, 324. 000	386, 088. 120	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	27, 325. 000	407, 142. 500	
	DREAM INDUSTRIAL REIT	63, 673. 000	774, 900. 410	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV TRUST	2, 585. 000	48, 287. 800	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	49, 580. 000	865, 666. 800	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	14, 779. 000	1, 077, 093. 520	
	H & R REAL ESTATE INVESTMENT	61, 557. 000	585, 407. 070	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	36, 859. 000	384, 070. 780	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	28, 128. 000	499, 834. 560	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	5, 423. 000	75, 813. 540	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESIDENTIAL REIT	8, 000. 000	147, 680. 000	
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	14, 455. 000	112, 315. 350	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERTIES REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	59, 216. 000	281, 276. 000	
	PRIMARIS REIT	24, 384. 000	395, 752. 320	
	RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	70, 718. 000	1, 292, 725. 040	
SLATE GROCERY REIT	12, 169. 000	177, 058. 950		
SMARTCENTRES REIT	33, 583. 000	860, 060. 630		
カナダ・ドル	小計	719, 889. 000	12, 602, 615. 360	



			(1,350,622,288)	
ニュージーランド・ドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	501,598.000	1,018,243.940	
ニュージーランド・ドル 小計		501,598.000	1,018,243.940 (89,717,474)	
ユーロ	AEDIFICA	22,252.000	1,263,913.600	
	ALTAREA	2,270.000	213,834.000	
	CARE PROPERTY INVEST NV	15,092.000	179,292.960	
	CARMILA SA	27,337.000	429,737.640	
	COFINIMMO SA	18,280.000	1,013,626.000	
	COVIVIO	25,665.000	1,287,099.750	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	20,931.000	478,273.350	
	GECINA SA	24,804.000	2,268,325.800	
	HAMBORNER REIT AG	34,630.000	221,285.700	
	ICADE	14,600.000	328,208.000	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZIONE	20,555.000	52,929.120	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	162,762.000	852,872.880	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES REIT PLC	255,735.000	228,882.820	
	KLEPIERRE	104,306.000	2,908,051.280	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIMI SA	23,964.000	197,703.000	
	MERCIALYS	44,137.000	445,783.700	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	186,395.000	1,897,501.100	
	MONTEA SCA	9,714.000	623,638.800	
	NSI NV	7,519.000	148,876.200	
	RETAIL ESTATES	6,383.000	374,043.800	
	SHURGARD SELF STORAGE LTD	14,926.000	565,695.400	
UNIBAIL-RODAMCO- WESTFIELD	47,448.000	3,523,488.480		
WAREHOUSES DE PAUW	83,954.000	1,694,191.720		
WERELDHAVE NV	18,224.000	252,949.120		
XIOR STUDENT HOUSING NV	16,600.000	488,870.000		
ユーロ 小計		1,208,483.000	21,939,074.220 (3,508,935,531)	
韓国・ウォン	ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	71,792.000	329,166,320.000	
	IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	21,537.000	90,778,455.000	
	JR REIT XXVII	87,309.000	254,505,735.000	
	KORAMCO LIFE INFRA REIT	27,629.000	113,002,610.000	
	LOTTE REIT CO LTD	54,916.000	164,473,420.000	
	SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	60,956.000	335,258,000.000	
	SK REITS CO LTD	66,611.000	303,080,050.000	

	韓国・ウォン 小計		390,750.000	1,590,264,590.000 (168,886,099)	
	香港・ドル	CHAMPION REIT	944,070.000	1,671,003.900	
		LINK REIT	1,221,920.000	41,850,760.000	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	342,000.000	629,280.000	
		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,148,000.000	1,113,560.000	
	香港・ドル 小計		3,655,990.000	45,264,603.900 (884,017,714)	
投資証券	合計		29,583,187	96,782,976,623 (96,782,976,623)	
合計				107,676,845,211 (107,676,845,211)	

(注) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における ( ) 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 5銘柄	0.07	—	80.04
	投資証券 136銘柄	—	79.10	
イギリス・ポンド	投資証券 35銘柄	—	4.15	4.19
イスラエル・シェケル	投資証券 3銘柄	—	0.14	0.14
オーストラリア・ドル	投資信託受益証券 29銘柄	7.10	—	7.18
カナダ・ドル	投資証券 22銘柄	—	1.24	1.25
シンガポール・ドル	投資信託受益証券 22銘柄	2.75	—	2.78
ニュージーランド・ドル	投資証券 1銘柄	—	0.08	0.08
	投資信託受益証券 1銘柄	0.04	—	
ユーロ	投資証券 25銘柄	—	3.22	3.30
	投資信託受益証券 1銘柄	0.04	—	
韓国・ウォン	投資証券 7銘柄	—	0.16	0.16
香港・ドル	投資信託受益証券 1銘柄	0.05	—	0.87
	投資証券 4銘柄	—	0.81	

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年12月11日現在

資産の部	
流動資産	
預金	6,345,336,030
コール・ローン	123,987,599
株式	97,941,014,097
投資信託受益証券	487,864,428
投資証券	78,322,079
派生商品評価勘定	39,359,706
未収配当金	72,622,958
差入委託証拠金	1,085,117,890
流動資産合計	106,173,624,787
資産合計	106,173,624,787
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	171,108,922
未払解約金	23,255,000
流動負債合計	194,363,922
負債合計	194,363,922
純資産の部	
元本等	
元本	57,532,476,414
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	48,446,784,451
元本等合計	105,979,260,865
純資産合計	105,979,260,865
負債純資産合計	106,173,624,787

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年6月12日 至 2024年12月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年12月11日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	54,503,344,470円
同期中追加設定元本額	10,567,340,456円
同期中一部解約元本額	7,538,208,512円
元本の内訳	
ファンド名	
D I A M新興国株式インデックスファンド<DC年金>	10,628,697,527円
たわらノーロード 新興国株式<ラップ専用>	6,286,692,180円
M I T O ラップ型ファンド (安定型)	1,900,110円
M I T O ラップ型ファンド (中立型)	9,685,673円

MI TO ラップ型ファンド (積極型)	23, 575, 055円
グローバル8資産ラップファンド (安定型)	24, 752, 780円
グローバル8資産ラップファンド (中立型)	27, 860, 995円
グローバル8資産ラップファンド (積極型)	14, 544, 215円
たわらノーロード 新興国株式	15, 462, 218, 407円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	5, 494, 644, 613円
たわらノーロード バランス (堅実型)	33, 368, 866円
たわらノーロード バランス (標準型)	159, 461, 346円
たわらノーロード バランス (積極型)	322, 529, 352円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)	93, 091円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	491, 029円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	110, 321, 810円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	142, 032, 499円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	255, 967, 068円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	11, 703円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	9, 474, 593円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	5, 120, 117円
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	8, 654, 644円
たわらノーロード 全世界株式	4, 498, 358, 317円
One DC 新興国株式インデックスファンド	1, 773, 048, 933円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	383, 012, 792円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国10)	341, 063, 213円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国20)	582, 696, 627円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国30)	1, 180, 426, 301円
投資のソムリエ	3, 763, 679, 605円
クルーズコントロール	187, 079, 989円
投資のソムリエ<DC年金>	470, 622, 595円
DIAM 8資産バランスファンドN<DC年金>	498, 139, 712円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	550, 505, 513円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	1, 468, 510, 295円
ワールドアセットバランス (基本コース)	374, 503, 831円
ワールドアセットバランス (リスク抑制コース)	1, 044, 419, 509円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2045)	63, 925, 730円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2055)	33, 867, 769円
リスク抑制世界8資産バランスファンド (DC)	5, 600, 932円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2035)	112, 520, 759円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	548, 619, 463円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	310, 291, 095円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2040)	41, 238, 452円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2050)	36, 949, 063円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2060)	22, 668, 249円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2065)	5, 955, 701円
One グローバル最適化バランス (成長型) <ラップ向け>	14, 941, 534円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2070)	39, 404円
投資のソムリエ・私募 (適格機関投資家限定)	69, 334, 482円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	1, 862, 483円
DIAM世界アセットバランスファンド2VA (適格機関投資家限定)	87, 043, 305円
DIAM世界アセットバランスファンド3VA (適格機関投資家限定)	39, 453, 088円
計	57, 532, 476, 414円
2. 受益権の総数	57, 532, 476, 414口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年6月12日 至 2024年12月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価及び為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年12月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年12月11日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)

株式	9,654,108,810
投資信託受益証券	△49,244,552
投資証券	△12,493,105
合計	9,592,371,153

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2024年4月19日から2024年12月11日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2024年12月11日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引以外の取引					
為替予約取引					
売建	1,003,551,373	—	1,005,536,091	△1,984,718	
アメリカ・ドル	1,003,551,373	—	1,005,536,091	△1,984,718	
買建	1,153,264,725	—	1,157,313,944	4,049,219	
アメリカ・ドル	149,713,352	—	149,713,944	592	
インド・ルピー	536,282,402	—	540,000,000	3,717,598	
台湾・ドル	467,268,971	—	467,600,000	331,029	
合計	2,156,816,098	—	2,162,850,035	2,064,501	

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

株式関連

種類	2024年12月11日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引					
先物取引					
買建	7,730,282,199	—	7,596,468,482	△133,813,717	
合計	7,730,282,199	—	7,596,468,482	△133,813,717	

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。  
 ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年12月11日現在
1口当たり純資産額	1.8421円
(1万口当たり純資産額)	(18,421円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2024年12月11日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	CIA DE MINAS BUENAVENTURA SA ADR	14,076	12.780	179,891.280	
	SURGUTNEFTEGAZ SP ADR PEF	24,210	0.000	0.000	
	CREDICORP LTD	5,568	191.000	1,063,488.000	
	MOBILE TELESYSTEMS PUBLIC JOINT STOCK COMPANY ADR	42,311	0.000	0.000	
	SOUTHERN COPPER CORP	6,986	102.520	716,204.720	
	GAZPROM PJSC	966,942	0.000	0.000	
	LUKOIL PJSC	33,845	0.000	0.000	
	COMMERCIAL INTERNATIONAL BANK EGYPT GDR	219,522	1.532	336,307.700	
	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO	89,000	2.192	195,088.000	
	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	61,882	1.651	102,167.180	
	SURGUTNEFTEGAZ ADR	71,084	0.000	0.000	
	X5 RETAIL GROUP NV GDR	16,003	0.000	0.000	
	NOVATEK PJSC GDR	7,413	0.000	0.000	
	NOVOLIPETSK STEEL GDR	13,260	0.000	0.000	
	MMC NORILSK NICKEL ADR	53,953	0.000	0.000	
	MAGNIT PJSC	7,574	0.000	0.000	
	ROSNEFT OIL CO PJSC	107,951	0.000	0.000	
	SEVERSTAL GDR	18,608	0.000	0.000	
	TATNEFT ADR	19,509	0.000	0.000	
	VTB BANK PJSC	60,800	0.000	0.000	
VIPSHOP HOLDINGS LTD ADR	28,813	14.370	414,042.810		
TAL EDUCATION GROUP-ADR	35,582	10.230	364,003.860		
VK CO LTD GDR	9,858	0.000	0.000		
SBERBANK OF RUSSIA PJSC	897,112	0.000	0.000		
PHOSAGRO PJSC GDR	18,163	0.000	0.000		



	H WORLD GROUP LTD ADR	16,409	33.860	555,608.740	
	TCS GROUP HOLDING PLC GDR	9,961	0.000	0.000	
	QIFU TECHNOLOGY INC ADR	10,000	38.070	380,700.000	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINMENT GROUP ADR	59,863	12.500	748,287.500	
	STONECO LTD	20,058	9.050	181,524.900	
	AUTOHOME INC ADR	4,983	28.170	140,371.110	
	XP INC	29,992	12.930	387,796.560	
	KANZHUN LTD ADR	21,614	14.110	304,973.540	
	KE HOLDINGS INC ADR	52,192	20.340	1,061,585.280	
	LEGEND BIOTECH CORP ADR	5,782	37.900	219,137.800	
	OZON HOLDINGS PLC ADR	4,537	0.000	0.000	
	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISLANDS	241,044	11.760	2,834,677.440	
	INTER & CO INC	19,206	4.580	87,963.480	
	PDD HOLDINGS INC ADR	56,828	104.490	5,937,957.720	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	31,586	49.070	1,549,925.020	
	POLYUS PJSC GDR	6,787	0.000	0.000	
アメリカ・ドル	小計	3,420,867		17,761,702.640 (2,697,292,163)	
アラブ首長国 連邦・ディル ハム	ABU DHABI ISLAMIC BANK PJSC	118,172	13.300	1,571,687.600	
	DUBAI ISLAMIC BANK PJSC	243,692	6.800	1,657,105.600	
	EMIRATES TELECOMMUNICATIONS GROUP CO PJSC	284,657	16.440	4,679,761.080	
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK PJSC	240,846	9.800	2,360,290.800	
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	360,916	13.280	4,792,964.480	
	EMAAR PROPERTIES PJSC	546,306	9.250	5,053,330.500	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	323,840	7.200	2,331,648.000	
	EMIRATES NBD BANK PJSC	151,332	19.400	2,935,840.800	
	ADNOC DRILLING CO PJSC	250,812	5.650	1,417,087.800	
	MULTIPLY GROUP	279,807	2.060	576,402.420	
	AMERICANA RESTAURANTS INTERNATIONAL PLC - FOREIGN CO	250,589	2.300	576,354.700	
	ABU DHABI NATIONAL OIL CO FOR DISTRIBUTION PJSC	268,290	3.430	920,234.700	
アラブ首長国連邦・ディルハム	小計	3,319,259		28,872,708.480 (1,195,618,858)	
インド・ル ピー	RELIANCE INDUSTRIES LTD	497,943	1,284.850	639,782,063.550	
	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	125,631	303.500	38,129,008.500	
	ASIAN PAINTS LTD	31,831	2,388.900	76,041,075.900	
	BANK OF BARODA	82,954	262.930	21,811,095.220	

EICHER MOTORS LTD	11, 149	4, 813. 050	53, 660, 694. 450	
GRASIM INDUSTRIES LTD	21, 488	2, 655. 300	57, 057, 086. 400	
HDFC BANK LTD	461, 898	1, 868. 100	862, 871, 653. 800	
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	76, 280	3, 066. 900	233, 943, 132. 000	
SHREE CEMENT LTD	759	27, 119. 300	20, 583, 548. 700	
ICICI BANK LTD	426, 305	1, 330. 450	567, 177, 487. 250	
INDUSIND BANK LTD	24, 739	984. 300	24, 350, 597. 700	
HINDUSTAN PETROLEUM CORP LTD	77, 008	404. 900	31, 180, 539. 200	
STATE BANK OF INDIA LTD	144, 138	867. 500	125, 039, 715. 000	
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	19, 695	851. 650	16, 773, 246. 750	
TATA STEEL LTD	609, 848	150. 320	91, 672, 351. 360	
TATA MOTORS LTD	165, 923	799. 900	132, 721, 807. 700	
JSW STEEL LTD	50, 437	1, 012. 950	51, 090, 159. 150	
TATA COMMUNICATIONS LTD	9, 618	1, 775. 100	17, 072, 911. 800	
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	49, 572	926. 750	45, 940, 851. 000	
BAJAJ HOLDINGS & INVESTMENT LTD	2, 047	11, 197. 750	22, 921, 794. 250	
TATA POWER CO LTD	132, 581	435. 200	57, 699, 251. 200	
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	8, 690	4, 787. 250	41, 601, 202. 500	
NESTLE INDIA LTD	27, 443	2, 214. 450	60, 771, 151. 350	
BHARAT HEAVY ELECTRICALS LTD	82, 126	248. 600	20, 416, 523. 600	
GAIL INDIA LTD	184, 426	207. 540	38, 275, 772. 040	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	88, 970	1, 794. 700	159, 674, 459. 000	
VEDANTA LTD	110, 399	500. 250	55, 227, 099. 750	
SUPREME INDUSTRIES LTD	5, 257	4, 921. 850	25, 874, 165. 450	
AXIS BANK LTD	187, 095	1, 153. 650	215, 842, 146. 750	
TITAN COMPANY LTD	28, 558	3, 475. 750	99, 260, 468. 500	
OIL & NATURAL GAS CORP LTD	253, 743	256. 900	65, 186, 576. 700	
COLGATE-PALMOLIVE INDIA LTD	11, 612	2, 849. 200	33, 084, 910. 400	
BHARAT ELECTRONICS LTD	294, 208	314. 850	92, 631, 388. 800	
LUPIN LTD	19, 050	2, 134. 050	40, 653, 652. 500	
NMDC LTD	81, 582	243. 970	19, 903, 560. 540	
MPHASIS LTD	8, 706	3, 181. 800	27, 700, 750. 800	
BAJAJ FINANCE LTD	22, 600	6, 936. 200	156, 758, 120. 000	
INFOSYS LTD	271, 809	1, 948. 550	529, 633, 426. 950	
WIPRO LTD	210, 800	308. 100	64, 947, 480. 000	
TATA ELXSI LTD	2, 960	7, 403. 150	21, 913, 324. 000	
MRF LTD	194	132, 458. 250	25, 696, 900. 500	
INDIAN OIL CORP LTD	231, 980	143. 540	33, 298, 409. 200	
HINDUSTAN UNILEVER LTD	66, 717	2, 397. 350	159, 943, 999. 950	
TRENT LTD	14, 859	6, 878. 050	102, 200, 944. 950	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE LTD	8, 212	7, 258. 300	59, 605, 159. 600	

CUMMINS INDIA LTD	11, 753	3, 526. 200	41, 443, 428. 600	
HCL TECHNOLOGIES LTD	77, 814	1, 936. 350	150, 675, 138. 900	
DABUR INDIA LTD	46, 381	506. 950	23, 512, 847. 950	
HERO MOTOCORP LTD	9, 704	4, 588. 300	44, 524, 863. 200	
SRF LTD	11, 493	2, 343. 600	26, 934, 994. 800	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	6, 405	2, 819. 100	18, 056, 335. 500	
DR REDDYS LABORATORIES LTD	47, 940	1, 240. 350	59, 462, 379. 000	
BHARTI AIRTEL LTD	209, 477	1, 578. 650	330, 690, 866. 050	
PUNJAB NATIONAL BANK LTD	175, 051	110. 470	19, 337, 883. 970	
ORACLE FINANCIAL SERVICES SOFTWARE LTD	1, 746	12, 245. 250	21, 380, 206. 500	
UNITED SPIRITS LTD	22, 698	1, 513. 500	34, 353, 423. 000	
UNION BANK OF INDIA LTD	119, 319	129. 480	15, 449, 424. 120	
CANARA BANK	149, 548	109. 680	16, 402, 424. 640	
SUN PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LTD	78, 515	1, 809. 950	142, 108, 224. 250	
DIVI'S LABORATORIES LTD	10, 063	5, 932. 600	59, 699, 753. 800	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	10, 122	11, 198. 200	113, 348, 180. 400	
AUROBINDO PHARMA LTD	21, 722	1, 237. 100	26, 872, 286. 200	
HAVELLS INDIA LTD	19, 728	1, 709. 000	33, 715, 152. 000	
TVS MOTOR COMPANY LTD	19, 342	2, 520. 200	48, 745, 708. 400	
JINDAL STEEL & POWER LTD	34, 526	1, 002. 350	34, 607, 136. 100	
JINDAL STAINLESS LTD	27, 489	746. 650	20, 524, 661. 850	
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERNAT	258, 789	167. 300	43, 295, 399. 700	
SHRIRAM FINANCE LTD	22, 941	3, 186. 500	73, 101, 496. 500	
PETRONET LNG LTD	61, 507	335. 200	20, 617, 146. 400	
CIPLA LTD/INDIA	42, 866	1, 455. 200	62, 378, 603. 200	
LARSEN & TOUBRO LTD	55, 254	3, 923. 150	216, 769, 730. 100	
ULTRATECH CEMENT LTD	9, 484	11, 745. 800	111, 397, 167. 200	
ASHOK LEYLAND LTD	121, 319	228. 960	27, 777, 198. 240	
BOSCH LTD	592	35, 927. 550	21, 269, 109. 600	
TATA CONSULTANCY SERVICES LTD	74, 076	4, 432. 550	328, 345, 573. 800	
ADANI ENTERPRISES LTD	12, 036	2, 467. 200	29, 695, 219. 200	
NTPC LTD	357, 351	369. 150	131, 916, 121. 650	
YES BANK LTD	1, 178, 292	21. 600	25, 451, 107. 200	
AMBUJA CEMENTS LTD	48, 912	573. 500	28, 051, 032. 000	
BHARAT FORGE LTD	21, 319	1, 361. 200	29, 019, 422. 800	
SUZLON ENERGY LTD	778, 252	66. 550	51, 792, 670. 600	
HINDALCO INDUSTRIES LTD	108, 877	668. 900	72, 827, 825. 300	
ITC LTD	243, 422	465. 450	113, 300, 769. 900	
PIDILITE INDUSTRIES LTD	11, 991	3, 213. 150	38, 528, 881. 650	
UNITED PHOSPHORUS LTD	38, 855	549. 950	21, 368, 307. 250	
SUNDARAM FINANCE LTD	5, 486	4, 413. 900	24, 214, 655. 400	
PHOENIX MILLS LTD	16, 344	1, 863. 650	30, 459, 495. 600	

TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	8,201	3,350.000	27,473,350.000
THERMAX LTD	3,487	4,643.200	16,190,838.400
SIEMENS INDIA LTD	7,243	7,890.400	57,150,167.200
INFO EDGE INDIA LTD	6,037	8,519.600	51,432,825.200
GMR INFRASTRUCTURE LTD	221,624	85.130	18,866,851.120
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD	50,227	797.200	40,040,964.400
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	33,447	1,133.850	37,923,880.950
TECH MAHINDRA LTD	44,064	1,763.550	77,709,067.200
VOLTAS LTD	17,808	1,766.550	31,458,722.400
INDIAN HOTELS CO LTD	70,981	838.550	59,521,117.550
TORRENT POWER LTD	13,970	1,624.600	22,695,662.000
VODAFONE IDEA LTD	1,888,461	8.080	15,258,764.880
MARICO LTD	43,191	613.900	26,514,954.900
POWER FINANCE CORP LTD	120,494	517.150	62,313,472.100
PAGE INDUSTRIES LTD	508	46,804.250	23,776,559.000
ABB LTD/INDIA	4,375	7,693.250	33,657,968.750
DLF LTD	61,541	868.400	53,442,204.400
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	381,618	327.900	125,132,542.200
NHPC LTD	249,136	85.980	21,420,713.280
PERSISTENT SYSTEMS LTD	8,682	6,345.350	55,090,328.700
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	44,341	1,248.750	55,370,823.750
REC LTD	107,503	570.150	61,292,835.450
BAJAJ FINSERV LTD	31,224	1,663.400	51,938,001.600
BAJAJ AUTO LTD	5,635	9,013.300	50,789,945.500
JUBILANT FOODWORKS LTD	30,266	702.200	21,252,785.200
ADANI POWER LTD	49,121	526.800	25,876,942.800
OIL INDIA LTD	39,185	469.300	18,389,520.500
MUTHOOT FINANCE LTD	9,935	2,033.250	20,200,338.750
OBEROI REALTY LTD	10,695	2,129.750	22,777,676.250
PRESTIGE ESTATES PROJECTS LTD	14,313	1,750.500	25,054,906.500
JSW ENERGY LTD	36,281	668.000	24,235,708.000
COAL INDIA LTD	148,409	414.050	61,448,746.450
INDUS TOWERS LTD	96,139	360.050	34,614,846.950
PI INDUSTRIES LTD	6,463	4,114.300	26,590,720.900
VARUN BEVERAGES LTD	91,612	645.350	59,121,804.200
BSE LTD	5,555	5,466.350	30,365,574.250
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	8,731	3,698.650	32,292,913.150
LTIMINDTREE LTD	6,071	6,579.300	39,942,930.300
ADANI GREEN ENERGY LTD	17,208	1,176.650	20,247,793.200
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	78,639	633.300	49,802,078.700
AU SMALL FINANCE BANK LTD	30,495	591.300	18,031,693.500

	HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	16,628	4,627.700	76,949,395.600	
	HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	7,421	4,456.500	33,071,686.500	
	GODREJ PROPERTIES LTD	12,290	2,899.200	35,631,168.000	
	POLYCAB INDIA LTD	4,354	7,442.850	32,406,168.900	
	CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND FINANCE CO LTD	33,361	1,336.300	44,580,304.300	
	RAIL VIKAS NIGAM LTD	42,297	458.600	19,397,404.200	
	SBI CARDS & PAYMENT SERVICES LTD	22,115	729.500	16,132,892.500	
	INDIAN RAILWAY CATERING & TOURISM CORP LTD	18,362	835.000	15,332,270.000	
	ZOMATO LTD	537,478	295.850	159,012,866.300	
	MACROTECH DEVELOPERS LTD	24,489	1,401.600	34,323,782.400	
	MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	64,064	1,117.150	71,569,097.600	
	KALYAN JEWELLERS INDIA LTD	34,590	758.900	26,250,351.000	
	DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	2,645	17,514.050	46,324,662.250	
	APL APOLLO TUBES LTD	15,555	1,623.400	25,251,987.000	
	SONA BLW PRECISION FORGINGS LTD	36,048	645.550	23,270,786.400	
	PB FINTECH LTD	26,534	2,172.650	57,649,095.100	
	MANKIND PHARMA LTD	8,411	2,666.400	22,427,090.400	
	JIO FINANCIAL SERVICES LTD	237,284	335.100	79,513,868.400	
	ASTRAL POLYTECHNIK LTD	10,569	1,847.150	19,522,528.350	
	ZYDUS LIFESCIENCES LTD	19,977	974.200	19,461,593.400	
	AVENUE SUPERMARTS LTD	13,403	3,816.900	51,157,910.700	
	IDFC BANK LTD	288,299	65.870	18,990,255.130	
	ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE CO LTD	20,168	1,945.800	39,242,894.400	
	ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD	30,106	681.000	20,502,186.000	
	ALKEM LABORATORIES LTD	3,499	5,459.450	19,102,615.550	
	INTERGLOBE AVIATION LTD	15,603	4,477.000	69,854,631.000	
	SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	2,247	10,792.950	24,251,758.650	
	SBI LIFE INSURANCE CO LTD	37,204	1,461.850	54,386,667.400	
	インド・ルピー 小計	15,510,558		10,883,321,375.190 (19,589,978,475)	
インドネシア・ルピア	BARITO PACIFIC TBK PT	2,181,173	935.000	2,039,396,755.000	
	UNITED TRACTORS TBK PT	112,201	28,200.000	3,164,068,200.000	
	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK PT	364,000	8,150.000	2,966,600,000.000	

	UNILEVER INDONESIA TBK PT	591,600	2,000.000	1,183,200,000.000	
	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	1,654,200	5,225.000	8,643,195,000.000	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	4,103,900	2,770.000	11,367,803,000.000	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA TBK PT	620,600	4,930.000	3,059,558,000.000	
	INDAH KIAT PULP AND PAPER CORP TBK PT	192,100	7,250.000	1,392,725,000.000	
	BANK MANDIRI	3,023,800	6,300.000	19,049,940,000.000	
	BANK RAKYAT INDONESIA	5,625,600	4,360.000	24,527,616,000.000	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSERO TBK PT	1,203,900	5,100.000	6,139,890,000.000	
	KALBE FARMA TBK PT	1,953,000	1,505.000	2,939,265,000.000	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	4,517,600	10,350.000	46,757,160,000.000	
	CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	633,400	7,975.000	5,051,365,000.000	
	ALAMTRI RESOURCES INDONESIA TBK PT	1,190,100	2,730.000	3,248,973,000.000	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR TBK PT	194,100	11,725.000	2,275,822,500.000	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK PT	1,482,800	3,050.000	4,522,540,000.000	
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	74,896,200	80.000	5,991,696,000.000	
	AMMAN MINERAL INTERNASIONAL PT	528,400	9,375.000	4,953,750,000.000	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	794,082	1,990.000	1,580,223,180.000	
	インドネシア・ルピア 小計	105,862,756		160,854,786,635.000 (1,544,205,952)	
オフショア・ 人民元	EVE ENERGY CO LTD	11,532	49.200	567,374.400	
	SIEYUAN ELECTRIC CO LTD	5,800	75.570	438,306.000	
	WUS PRINTED CIRCUIT KUNSHAN CO LTD	5,940	36.650	217,701.000	
	ACCELINK TECHNOLOGIES CO LTD	4,100	40.670	166,747.000	
	TIANSHUI HUATIAN TECHNOLOGY CO LTD	12,000	11.950	143,400.000	
	GANFENG LITHIUM GROUP CO LTD	5,180	38.950	201,761.000	
	YUNNAN ALUMINIUM CO LTD	12,200	14.060	171,532.000	
	KUANG-CHI TECHNOLOGIES CO LTD	12,100	41.520	502,392.000	
	UNISPLENDOR CORP LTD	18,640	24.980	465,627.200	
	SHANDONG SUN PAPER INDUSTRY JSC LTD	19,100	14.430	275,613.000	
	HANGZHOU TIGERMED	1,200	65.710	78,852.000	

CONSULTING CO LTD				
SUNWODA ELECTRONIC CO LTD	16,200	23.440	379,728.000	
HUAGONG TECH CO LTD	2,200	37.450	82,390.000	
CHANGCHUN HIGH-TECH INDUSTRY GROUP CO LTD	2,100	108.300	227,430.000	
ZHEJIANG SANHUA INTELLIGENT CONTROLS CO LTD	11,800	25.220	297,596.000	
MANGO EXCELLENT MEDIA CO LTD	8,100	30.590	247,779.000	
SUZHOU DONGSHAN PRECISION MANUFACTURING CO LTD	13,900	28.400	394,760.000	
SHANJIN INTERNATIONAL GOLD CO LTD	23,900	17.190	410,841.000	
GEM CO LTD	29,100	6.900	200,790.000	
HANGZHOU GREATSTAR INDUSTRIAL CO LTD	6,200	27.810	172,422.000	
INNER MONGOLIA DIAN TOU ENERGY CORP LTD	16,900	20.050	338,845.000	
SUNGROW POWER SUPPLY CO LTD	10,560	78.510	829,065.600	
WUHAN GUIDE INFRARED CO LTD	15,593	8.030	125,211.790	
ZHEJIANG NHU CO LTD	5,812	21.570	125,364.840	
SHIJIAZHANG YILING PHARMACEUTICAL CO LTD	13,360	16.910	225,917.600	
BEIJING NEW BUILDING MATERIALS PLC	5,100	28.630	146,013.000	
GUANGDONG HAID GROUP CO LTD	9,300	47.530	442,029.000	
GOTION HIGH-TECH CO LTD	10,400	22.600	235,040.000	
JIANGSU YUYUE MEDICAL EQUIPMENT & SUPPLY CO LTD	1,000	34.880	34,880.000	
ZHEJIANG WANFENG AUTO WHEEL CO LTD	11,100	19.940	221,334.000	
MUYUAN FOODSTUFF CO LTD	24,000	39.750	954,000.000	
CHONGQING ZHIFEI BIOLOGICAL PRODUCTS CO LTD	8,950	29.920	267,784.000	
SHANXI XISHAN COAL & ELECTRICITY POWER CO LTD	18,000	8.240	148,320.000	
TIANQI LITHIUM CORP	4,300	37.190	159,917.000	
CHINA GREATWALL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	11,200	16.720	187,264.000	
BEIJING YANJING BREWERY CO LTD	24,800	10.330	256,184.000	
SICHUAN KELUN	12,000	33.370	400,440.000	

PHARMACEUTICAL CO LTD				
HUALAN BIOLOGICAL ENGINEERING INC	7,800	17.100	133,380.000	
RONGSHENG PETRO CHEMICAL CO LTD	51,550	9.620	495,911.000	
CHINA RESOURCES SANJIU MEDICAL & PHARMACEUTICAL CO LTD	7,800	44.860	349,908.000	
UNIGROUP GUOXIN MICROELECTRONICS CO LTD	2,239	65.750	147,214.250	
INSPUR ELECTRONIC INFORMATION INDUSTRY CO LTD	7,770	47.090	365,889.300	
GRG BANKING EQUIPMENT CO LTD	12,700	13.100	166,370.000	
O-FILM TECH CO LTD	16,900	13.770	232,713.000	
AIER EYE HOSPITAL GROUP CO LTD	39,729	14.900	591,962.100	
CHAOZHOU THREE-CIRCLE GROUP CO LTD	10,800	37.730	407,484.000	
SHENZHEN SALUBRIS PHARMACEUTICALS CO LTD	500	34.070	17,035.000	
XCMG CONSTRUCTION MACHINERY CO LTD	58,700	8.070	473,709.000	
DONG-E-E-JIAO CO LTD	4,900	58.110	284,739.000	
GUANGZHOU HAIGE COMMUNICATIONS GROUP INC CO	15,300	12.730	194,769.000	
HUADONG MEDICINE CO LTD	6,200	37.000	229,400.000	
YANTAI JEREH OILFIELD SERVICES GROUP CO LTD	5,000	35.350	176,750.000	
TONGLING NONFERROUS METALS GROUP CO LTD	70,900	3.500	248,150.000	
37 INTERACTIVE ENTERTAINMENT NETWORK TECHNOLOGY GROUP CO LTD	15,900	17.020	270,618.000	
AECC AERO-ENGINE CONTROL CO LTD	9,800	21.910	214,718.000	
LUZHOU LAOJIAO CO LTD	7,600	141.690	1,076,844.000	
SHENZHEN INOVANCE TECHNOLOGY CO LTD	4,800	62.790	301,392.000	
TCL ZHONGHUAN RENEWABLE ENERGY	13,675	9.950	136,066.250	
BEIJING KUNLUN TECH CO LTD	9,100	48.220	438,802.000	
HITHINK ROYALFLUSH INFORMATION NETWORK CO LTD	2,800	327.000	915,600.000	
SHENZHEN ENERGY GROUP CO LTD	36,480	6.660	242,956.800	
LUXSHARE PRECISION	31,154	40.890	1,273,887.060	



INDUSTRY CO LTD				
QINGHAI SALT LAKE INDUSTRY CO LTD	29,900	17.620	526,838.000	
FOCUS MEDIA INFORMATION TECHNOLOGY CO LTD	71,300	7.050	502,665.000	
NEW HOPE LIUHE CO LTD	19,900	9.510	189,249.000	
ZHEJIANG DAHUA TECHNOLOGY CO LTD	19,100	17.030	325,273.000	
IFLYTEK CO LTD	11,500	54.510	626,865.000	
GOERTEK INC	18,100	26.330	476,573.000	
GUOYUAN SECURITIES CO LTD	21,300	8.700	185,310.000	
BANK OF NINGBO CO LTD	35,200	25.340	891,968.000	
LENS TECHNOLOGY CO LTD	30,200	22.130	668,326.000	
TCL TECHNOLOGY GROUP CORPORATION	91,909	4.910	451,273.190	
CHANGJIANG SECURITIES CO LTD	28,300	7.100	200,930.000	
CHONGQING CHANGAN AUTOMOBILE CO LTD	40,488	14.060	569,261.280	
WESTERN SECURITIES CO LTD	22,700	9.140	207,478.000	
HENAN SHUANGHUI INVESTMENT & DEVELOPMENT CO LTD	12,300	25.400	312,420.000	
YUNNAN BAIYAO GROUP CO LTD	10,520	57.680	606,793.600	
EAST MONEY INFORMATION CO LTD	77,918	28.000	2,181,704.000	
JIANGSU YANGHE DISTILLERY CO LTD	7,800	85.640	667,992.000	
WULIANGYE YIBIN CO LTD	18,600	149.100	2,773,260.000	
SHANGHAI RAAS BLOOD PRODUCTS CO LTD	58,900	7.490	441,161.000	
BOE TECHNOLOGY GROUP CO LTD	137,400	4.350	597,690.000	
CHINA MERCHANTS SHEKOU INDUSTRIAL ZONE HOLDINGS CO LTD	45,900	11.220	514,998.000	
GREE ELECTRIC APPLIANCES INC OF ZHUHAI	12,100	42.980	520,058.000	
MIDEA GROUP CO LTD	16,200	73.840	1,196,208.000	
GUOSEN SECURITIES CO LTD	42,300	11.580	489,834.000	
PING AN BANK CO LTD	97,200	11.790	1,145,988.000	
WENS FOODSTUFFS GROUP CO LTD	24,480	17.230	421,790.400	
SHENWAN HONGYUAN GROUP CO LTD	113,500	5.480	621,980.000	
CHINA VANKE CO LTD	55,100	8.580	472,758.000	

ZTE CORP	16,500	31.130	513,645.000	
ZOONLION HEAVY INDUSTRY SCIENCE AND TECHNOLOGY CO LTD	28,500	7.160	204,060.000	
WEICHAI POWER CO LTD	44,200	13.580	600,236.000	
GF SECURITIES CO LTD	15,300	16.900	258,570.000	
GOLDWIND SCIENCE & TECHNOLOGY CO LTD	21,100	10.830	228,513.000	
BYD CO LTD	8,400	282.550	2,373,420.000	
GUANGDONG LY INTELLIGENT MANUFACTURING CO LTD	34,100	9.050	308,605.000	
GUANGZHOU TINCI MATERIALS TECHNOLOGY CO LTD	9,660	22.380	216,190.800	
SHENZHEN CAPCHEM TECHNOLOGY CO LTD	5,220	39.390	205,615.800	
LB GROUP CO LTD	11,000	18.390	202,290.000	
JIANGSU EASTERN SHENGHONG CO LTD	42,800	9.440	404,032.000	
NAURA TECHNOLOGY GROUP CO LTD	2,200	398.350	876,370.000	
NANTONG FUJITSU MICROELECTRONICS CO LTD	12,800	29.490	377,472.000	
HUAFON CHEMICAL CO LTD	34,200	8.690	297,198.000	
HUNAN VALIN STEEL CO LTD	47,800	4.630	221,314.000	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	1,700	192.500	327,250.000	
ZHEJIANG JINGSHENG MECHANICAL & ELECTRICAL CO LTD	6,600	34.360	226,776.000	
ZHEJIANG SUPOR CO LTD	600	53.760	32,256.000	
NINESTAR CORP	10,400	27.240	283,296.000	
HISENSE HOME APPLIANCES GROUP CO LTD	5,700	28.970	165,129.000	
CNPC CAPITAL CO LTD	38,200	7.600	290,320.000	
HENAN SHENHUO COAL & POWER CO LTD	16,900	17.180	290,342.000	
ASYMCHEM LABORATORIES TIANJIN CO LTD	1,820	85.300	155,246.000	
SF HOLDING CO LTD	24,400	41.340	1,008,696.000	
INGENIC SEMICONDUCTOR CO LTD	2,500	69.180	172,950.000	
VICTORY GIANT TECHNOLOGY HUIZHOU CO LTD	4,200	42.600	178,920.000	
EOPOLINK TECHNOLOGY INC LTD	3,900	116.850	455,715.000	
BANK OF SHANGHAI CO LTD	80,290	8.740	701,734.600	
360 SECURITY TECHNOLOGY	38,900	13.310	517,759.000	

INC				
PEOPLE'S INSURANCE CO GROUP OF CHINA LTD	66,800	7.540	503,672.000	
ECOVACS ROBOTICS CO LTD	2,300	51.470	118,381.000	
CSC FINANCIAL CO LTD	21,800	27.770	605,386.000	
SHANGHAI PUTAILAI NEW ENERGY TECHNOLOGY CO LTD	6,461	18.460	119,270.060	
HENGLI PETROCHEMICAL CO LTD	24,800	14.880	369,024.000	
ZHESHANG SECURITIES CO LTD	22,500	12.840	288,900.000	
SATELLITE CHEMICAL CO LTD	15,278	17.810	272,101.180	
YEALINK NETWORK TECHNOLOGY CORP LTD	4,410	39.000	171,990.000	
YUNNAN ENERGY NEW MATERIAL CO LTD	3,700	36.760	136,012.000	
OPPEIN HOME GROUP INC	2,100	74.650	156,765.000	
ZHEJIANG HUAYOU COBALT CO LTD	9,116	32.400	295,358.400	
HEILONGJIANG AGRICULTURE CO LTD	9,500	14.530	138,035.000	
ZHONGJI INNOLIGHT CO LTD	5,640	123.150	694,566.000	
CHINA MERCHANTS EXPRESSWAY NETWORK & TECHNOLOGY HOLDINGS CO LTD	27,500	12.300	338,250.000	
JIANGSU YOKE TECHNOLOGY CO LTD	100	62.520	6,252.000	
SHENNAN CIRCUITS CO LTD	3,340	98.900	330,326.000	
HUIZHOU DESAY SV AUTOMOTIVE CO LTD	3,000	123.610	370,830.000	
WEIHAI GUANGWEI COMPOSITES CO LTD	4,800	35.430	170,064.000	
CHINA RARE EARTH RESOURCES AND TECHNOLOGY CO LTD	3,100	31.040	96,224.000	
CAITONG SECURITIES CO LTD	12,700	8.550	108,585.000	
HOSHINE SILICON INDUSTRY CO LTD	2,400	59.690	143,256.000	
HUANENG LANCANG RIVER HYDROPOWER INC	19,000	9.540	181,260.000	
BANK OF CHENGDU CO LTD	21,300	16.420	349,746.000	
BETHEL AUTOMOTIVE SAFETY SYSTEMS CO LTD	140	46.120	6,456.800	
HEBEI YANGYUAN ZHIHUI BEVERAGE CO LTD	11,800	21.790	257,122.000	
FOXCONN INDUSTRIAL	57,600	22.140	1,275,264.000	

INTERNET CO LTD				
SHENZHEN MINDRAY BIO-MEDICAL ELECTRONICS CO LTD	5,800	262.980	1,525,284.000	
SG MICRO CORP	3,395	92.830	315,157.850	
CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY CO LTD	21,540	270.570	5,828,077.800	
GIGADEVICE SEMICONDUCTOR INC	3,016	83.690	252,409.040	
WUXI APPTEC CO LTD	13,972	57.970	809,956.840	
BAIC BLUEPARK NEW ENERGY TECHNOLOGY CO LTD	30,200	8.710	263,042.000	
FLAT GLASS GROUP CO LTD	10,300	24.070	247,921.000	
CHONGQING RURAL COMMERCIAL BANK CO LTD	23,400	5.760	134,784.000	
HAINAN AIRPORT INFRASTRUCTURE CO LTD	82,500	3.940	325,050.000	
WINGTECH TECHNOLOGY CO LTD	7,300	36.700	267,910.000	
MAXSCEND MICROELECTRONICS CO LTD	2,560	101.790	260,582.400	
NINGXIA BAOFENG ENERGY GROUP CO LTD	25,300	16.500	417,450.000	
PHARMARON BEIJING CO LTD	7,425	29.100	216,067.500	
SHANGHAI FRIENDESS ELECTRONIC TECHNOLOGY CORP LTD	1,540	189.900	292,446.000	
AMLOGIC SHANGHAI CO LTD	1,100	69.620	76,582.000	
WESTERN SUPERCONDUCTING TECHNOLOGIES CO LTD	2,520	44.470	112,064.400	
ADVANCED MICRO-FABRICATION EQUIPMENT INC CHINA	3,000	217.020	651,060.000	
MONTAGE TECHNOLOGY CO LTD	5,400	68.390	369,306.000	
CHINA RAILWAY SIGNAL & COMMUNICATION CORP LTD	53,400	6.440	343,896.000	
SHANGHAI LINGANG HOLDINGS CORP LTD	28,700	10.520	301,924.000	
WILL SEMICONDUCTOR LTD	5,030	98.890	497,416.700	
TIANFENG SECURITIES CO LTD	43,200	5.090	219,888.000	
CHINA ZHESHANG BANK CO LTD	114,300	2.990	341,757.000	
PANGANG GROUP VANADIUM TITANIUM & RESOURCES CO LTD	70,700	3.410	241,087.000	
AVARY HOLDING SHENZHEN CO LTD	10,700	35.860	383,702.000	

CHINA GREAT WALL SECURITIES CO LTD	24,800	8.700	215,760.000	
NINGBO ORIENT WIRES & CABLES CO LTD	2,900	56.850	164,865.000	
CGN POWER CO LTD	69,500	4.060	282,170.000	
CITIC PACIFIC SPECIAL STEEL GROUP CO LTD	21,200	12.080	256,096.000	
BEIJING-SHANGHAI HIGH SPEED RAILWAY CO LTD	227,000	6.320	1,434,640.000	
GONEO GROUP CO LTD	2,755	73.860	203,484.300	
ROCKCHIP ELECTRONICS CO LTD	3,200	85.400	273,280.000	
SUZHOU TFC OPTICAL COMMUNICATION CO LTD	2,800	103.660	290,248.000	
SUZHOU MAXWELL TECHNOLOGIES CO LTD	1,536	116.610	179,112.960	
CSPC INNOVATION PHARMACEUTICAL CO LTD	5,520	29.680	163,833.600	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA CO LTD	117,600	5.590	657,384.000	
BOC INTERNATIONAL CHINA CO LTD	21,000	11.790	247,590.000	
ISOFTSTONE INFORMATION TECHNOLOGY GROUP CO LTD	3,200	66.180	211,776.000	
TIANSHAN ALUMINUM GROUP CO LTD	43,500	8.200	356,700.000	
GINLONG TECHNOLOGIES CO LTD	1,400	68.950	96,530.000	
YIHAI KERRY ARAWANA HOLDINGS CO LTD	6,100	35.000	213,500.000	
JA SOLAR TECHNOLOGY CO LTD	11,572	15.710	181,796.120	
ZHONGTAI SECURITIES CO LTD	35,600	7.050	250,980.000	
BEIJING WANTAI BIOLOGICAL PHARMACY ENTERPRISE CO LTD	6,577	76.650	504,127.050	
SHENZHEN NEW INDUSTRIES BIOMEDICAL ENGINEERING CO LTD	2,900	68.600	198,940.000	
FU JIAN ANJOY FOODS CO LTD	2,600	86.150	223,990.000	
CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CORP LTD	14,400	37.010	532,944.000	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC CO LTD	4,600	47.800	219,880.000	
SHANGHAI UNITED IMAGING HEALTHCARE CO LTD	4,000	139.210	556,840.000	
PIOTECH INC	876	180.150	157,811.400	
RANGE INTELLIGENT COMPUTING TECHNOLOGY	9,100	35.210	320,411.000	

GROUP CO LTD				
JINKO SOLAR CO LTD	40,200	8.670	348,534.000	
CAMBRICON TECHNOLOGIES CORP LTD	2,200	538.430	1,184,546.000	
GALAXYCORE INC	10,400	16.140	167,856.000	
EMPYREAN TECHNOLOGY CO LTD	2,400	133.960	321,504.000	
ANKER INNOVATIONS TECHNOLOGY CO LTD	3,400	89.130	303,042.000	
IMEIK TECHNOLOGY DEVELOPMENT CO LTD	1,540	216.500	333,410.000	
SHENZHEN TRANSSION HOLDINGS CO LTD	4,480	94.010	421,164.800	
BEIJING KINGSOFT OFFICE SOFTWARE INC	2,447	319.240	781,180.280	
NATIONAL SILICON INDUSTRY GROUP CO LTD	19,000	22.180	421,420.000	
BEIJING ROBOROCK TECHNOLOGY CO LTD	1,176	231.640	272,408.640	
XINJIANG DAQO NEW ENERGY CO LTD	8,600	26.970	231,942.000	
LOONGSON TECHNOLOGY CORP LTD	1,600	152.160	243,456.000	
HWATSING TECHNOLOGY CO LTD	1,200	187.010	224,412.000	
CHINA ENERGY ENGINEERING CORP LTD	185,600	2.390	443,584.000	
ANHUI JIANGHUAI AUTOMOBILE GROUP CORP LTD	11,700	36.530	427,401.000	
PETROCHINA CO LTD	117,300	8.360	980,628.000	
INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA LTD	305,700	6.420	1,962,594.000	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA LTD	413,100	5.050	2,086,155.000	
BANK OF CHINA LTD	196,000	5.210	1,021,160.000	
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL CORP	160,800	6.440	1,035,552.000	
CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	13,800	44.230	610,374.000	
CHINA SHENHUA ENERGY CO LTD	33,900	42.540	1,442,106.000	
CHINA MERCHANTS BANK CO LTD	100,000	38.600	3,860,000.000	
PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA LTD	51,800	55.620	2,881,116.000	
INDUSTRIAL BANK CO LTD	99,900	18.680	1,866,132.000	
SHANGHAI PUDONG DEVELOPMENT BANK CO LTD	166,700	9.800	1,633,660.000	
CHINA MINSHENG BANKING CORP LTD	133,400	4.090	545,606.000	

SAIC MOTOR CORP LTD	42,500	17.970	763,725.000	
KWEICHOW MOUTAI CO LTD	6,200	1,546.590	9,588,858.000	
BANK OF COMMUNICATIONS CO LTD	194,300	7.500	1,457,250.000	
CITIC SECURITIES CO LTD	59,700	31.480	1,879,356.000	
CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO LTD	38,900	36.110	1,404,679.000	
CHINA YANGTZE POWER CO LTD	117,200	28.020	3,283,944.000	
DAQIN RAILWAY CO LTD	82,600	6.900	569,940.000	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO LTD	230,300	3.750	863,625.000	
CHINA STATE CONSTRUCTION ENGINEERING CORP LTD	168,300	6.120	1,029,996.000	
HAITONG SECURITIES CO LTD	55,500	11.630	645,465.000	
HUAXIA BANK CO LTD	70,700	7.820	552,874.000	
INNER MONGOLIA YILI INDUSTRIAL GROUP CO LTD	29,600	29.520	873,792.000	
BANK OF BEIJING CO LTD	138,300	5.910	817,353.000	
CHINA UNITED NETWORK COMMUNICATIONS LTD	124,800	5.300	661,440.000	
BAOSHAN IRON & STEEL CO LTD	117,500	6.910	811,925.000	
ANHUI CONCH CEMENT CO LTD	23,200	25.730	596,936.000	
CHINA MERCHANTS SECURITIES CO LTD	41,300	20.100	830,130.000	
HUANENG POWER INTERNATIONAL INC	59,000	7.110	419,490.000	
GREAT WALL MOTOR CO LTD	11,700	27.220	318,474.000	
POLY DEVELOPMENTS AND HOLDINGS GROUP CO LTD	55,700	10.030	558,671.000	
CRRC CORP LTD	108,900	8.420	916,938.000	
JIANGSU HENGRUI MEDICINE CO LTD	32,652	48.130	1,571,540.760	
CHINA NORTHERN RARE EARTH GROUP HIGH-TECH CO LTD	17,400	22.960	399,504.000	
HUATAI SECURITIES CO LTD	40,300	18.550	747,565.000	
CHINA RAILWAY GROUP LTD	85,600	6.590	564,104.000	
NEW CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	6,600	53.220	351,252.000	
HAIER SMART HOME CO LTD	25,700	29.720	763,804.000	
SANY HEAVY INDUSTRY CO LTD	45,600	16.910	771,096.000	
GD POWER DEVELOPMENT CO LTD	101,300	4.690	475,097.000	
CHINA CONSTRUCTION BANK	56,200	8.370	470,394.000	

CORP				
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	12,400	26.340	326,616.000	
GUANGHUI ENERGY CO LTD	26,400	7.120	187,968.000	
SANAN OPTOELECTRONICS CO LTD	38,100	12.850	489,585.000	
WANHUA CHEMICAL GROUP CO LTD	14,500	74.380	1,078,510.000	
SHANGHAI ELECTRIC GROUP CO LTD	78,700	8.980	706,726.000	
DATANG INTERNATIONAL POWER GENERATION CO LTD	81,400	2.930	238,502.000	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD	103,500	16.060	1,662,210.000	
FOUNDER SECURITIES CO LTD	55,100	8.870	488,737.000	
SDIC POWER HOLDINGS CO LTD	38,200	15.810	603,942.000	
NARI TECHNOLOGY CO LTD	41,712	24.910	1,039,045.920	
CHINA TOURISM GROUP DUTY FREE CORP LTD	9,800	70.650	692,370.000	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP CO LTD	30,900	9.640	297,876.000	
INNER MONGOLIA BAOTOU STEEL UNION CO LTD	222,500	2.100	467,250.000	
TSINGTAO BREWERY CO LTD	4,400	74.200	326,480.000	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD	76,300	7.670	585,221.000	
AIR CHINA LTD	44,800	8.890	398,272.000	
TBEA CO LTD	24,180	13.080	316,274.400	
CHINA NATIONAL CHEMICAL ENGINEERING CO LTD	43,500	8.210	357,135.000	
METALLURGICAL CORP OF CHINA LTD	56,200	3.400	191,080.000	
POWER CONSTRUCTION CORP OF CHINA LTD	104,200	5.540	577,268.000	
CHINA CSSC HOLDINGS LTD	21,200	35.610	754,932.000	
SHANGHAI INTERNATIONAL AIRPORT CO LTD	11,600	35.590	412,844.000	
GUANGZHOU BAIYUNSHAN PHARMACEUTICAL HOLDINGS CO LTD	6,900	28.790	198,651.000	
JIANGXI COPPER CO LTD	14,900	21.430	319,307.000	
SOUTHWEST SECURITIES CO LTD	34,300	5.020	172,186.000	
HUAYU AUTOMOTIVE SYSTEMS CO LTD	5,800	17.210	99,818.000	
SINOLINK SECURITIES CO LTD	25,200	9.260	233,352.000	
ZHEJIANG LONGSHENG	33,000	10.410	343,530.000	



GROUP CO LTD				
SICHUAN CHUANTOU ENERGY CO LTD	23,700	16.970	402,189.000	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS HOLDING CO LTD	11,400	21.420	244,188.000	
AECC AVIATION POWER CO LTD	9,300	40.680	378,324.000	
BANK OF NANJING CO LTD	57,300	10.570	605,661.000	
JOINTOWN PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	20,450	5.400	110,430.000	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD	72,870	14.090	1,026,738.300	
CMOC GROUP LIMITED	79,800	7.400	590,520.000	
ZHONGJIN GOLD CORP LTD	31,700	12.740	403,858.000	
INDUSTRIAL SECURITIES CO LTD	33,800	6.530	220,714.000	
BEIJING TONGRENTANG CO LTD	9,000	40.710	366,390.000	
SHANDONG GOLD MINING CO LTD	20,120	24.690	496,762.800	
JIANGSU PHOENIX PUBLISHING & MEDIA CORP LTD	12,400	11.120	137,888.000	
ZHEJIANG CHINT ELECTRICS CO LTD	7,800	22.310	174,018.000	
JINDUICHENG MOLYBDENUM CO LTD	27,700	10.690	296,113.000	
HAINAN AIRLINES HOLDING CO LTD	268,300	1.990	533,917.000	
YANKUANG ENERGY GROUP CO LTD	27,300	14.930	407,589.000	
YUTONG BUS CO LTD	6,000	23.950	143,700.000	
SHENERGY CO LTD	42,900	8.750	375,375.000	
CHINA EASTERN AIRLINES CORP LTD	79,500	4.330	344,235.000	
DONGFANG ELECTRIC CORP LTD	15,019	15.380	230,992.220	
HUADIAN POWER INTERNATIONAL CORP LTD	58,000	5.620	325,960.000	
CHINA XD ELECTRIC CO LTD	25,700	7.720	198,404.000	
SHANXI LU'AN ENVIRONMENTAL ENERGY DEVELOPMENT CO LTD	16,400	15.000	246,000.000	
HUNDSUN TECHNOLOGIES INC	10,264	31.860	327,011.040	
YONYOU NETWORK TECHNOLOGY CO LTD	16,250	12.810	208,162.500	
XIAMEN TUNGSTEN CO LTD	3,300	20.780	68,574.000	
CHINA SOUTHERN AIRLINES	45,100	7.240	326,524.000	

CO LTD				
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	10,200	56.600	577,320.000	
XIAMEN C & D INC	18,900	10.000	189,000.000	
YOUNGOR FASHION CO LTD	25,600	8.140	208,384.000	
AVIC HELICOPTER CO LTD	4,600	39.830	183,218.000	
SOOCHOW SECURITIES CO LTD	16,800	8.250	138,600.000	
HUMANWELL HEALTHCARE GROUP CO LTD	800	24.120	19,296.000	
ZHEJIANG CHINA COMMODITIES CITY GROUP CO LTD	14,200	14.020	199,084.000	
SHAN XI HUA YANG GROUP NEW ENERGY CO LTD	22,350	7.520	168,072.000	
INNER MONGOLIA JUNZHENG ENERGY & CHEMICAL INDUSTRY GROUP CO LTD	39,400	5.610	221,034.000	
WESTERN MINING CO LTD	15,100	16.760	253,076.000	
ZHANGZHOU PIENZEHUANG PHARMACEUTICAL CO LTD	2,500	224.990	562,475.000	
SHANXI XINGHUACUN FEN WINE FACTORY CO LTD	6,080	205.020	1,246,521.600	
CHINA MERCHANTS ENERGY SHIPPING CO LTD	56,800	6.370	361,816.000	
SHANGHAI ZHANGJIANG HIGH-TECH PARK DEVELOPMENT CO LTD	9,200	28.480	262,016.000	
CHINA NATIONAL SOFTWARE & SERVICE CO LTD	1,250	55.990	69,987.500	
ZHEJIANG JUHUA CO LTD	20,300	22.810	463,043.000	
SHANDONG NANSHAN ALUMINUM CO LTD	29,200	4.030	117,676.000	
BEIJING TIAN TAN BIOLOGICAL PRODUCTS CORP LTD	3,240	21.250	68,850.000	
JIANGSU ZHONGTIAN TECHNOLOGY CO LTD	12,600	15.770	198,702.000	
COSCO SHIPPING ENERGY TRANSPORTATION CO LTD	15,900	12.690	201,771.000	
DALIAN PORT PDA CO LTD	173,200	1.740	301,368.000	
SICHUAN ROAD & BRIDGE GROUP CO LTD	47,460	7.650	363,069.000	
YUNNAN YUNTIANHUA CO LTD	12,700	21.710	275,717.000	
ZHEJIANG HUAHAI PHARMACEUTICAL CO LTD	5,830	18.270	106,514.100	
SINOMA INTERNATIONAL ENGINEERING CO	22,400	10.370	232,288.000	
SHENGYI TECHNOLOGY CO LTD	15,400	22.820	351,428.000	

SHANXI COAL INTERNATIONAL ENERGY GROUP CO LTD	11,100	12.980	144,078.000	
TONGWEI CO LTD	17,000	25.260	429,420.000	
SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	12,784	27.850	356,034.400	
JCET GROUP CO LTD	10,900	38.550	420,195.000	
HANGZHOU SILAN MICROELECTRONICS CO LTD	6,800	27.800	189,040.000	
CHONGQING BREWERY CO LTD	2,500	64.420	161,050.000	
SHANDONG HUALU HENGSHENG CHEMICAL CO LTD	10,490	22.880	240,011.200	
CHINA JUSHI CO LTD	20,246	12.050	243,964.300	
JIANGSU HENGLI HYDRAULIC CO LTD	3,924	58.900	231,123.600	
HENGTONG OPTIC-ELECTRIC CO LTD	19,600	17.740	347,704.000	
SAILUN GROUP CO LTD	19,700	14.810	291,757.000	
TONGKUN GROUP CO LTD	15,700	12.230	192,011.000	
ANGEL YEAST CO LTD	4,900	35.800	175,420.000	
NINGBO SANXING MEDICAL ELECTRIC CO LTD	9,004	33.010	297,222.040	
CNGR ADVANCED MATERIAL CO LTD	2,100	39.120	82,152.000	
NINGBO DEYE TECHNOLOGY CO LTD	2,156	85.680	184,726.080	
EASTROC BEVERAGE GROUP CO LTD	1,300	223.950	291,135.000	
BLOOMAGE BIOTECHNOLOGY CORP LTD	1,600	60.100	96,160.000	
CHINA RESOURCES MICROELECTRONICS LTD	7,100	49.480	351,308.000	
TRINA SOLAR CO LTD	11,100	23.850	264,735.000	
CHINA THREE GORGES RENEWABLES GROUP CO LTD	151,800	4.600	698,280.000	
CAPITAL SECURITIES CO LTD	9,600	24.550	235,680.000	
ZANGGE MINING CO LTD	11,600	27.810	322,596.000	
SHANGHAI RURAL COMMERCIAL BANK CO LTD	52,200	8.140	424,908.000	
SUPCON TECHNOLOGY CO LTD	7,760	50.800	394,208.000	
HYGON INFORMATION TECHNOLOGY CO LTD	12,200	130.300	1,589,660.000	
LONGI GREEN ENERGY TECHNOLOGY CO LTD	44,968	17.620	792,336.160	
HUAIBEI MINING HOLDINGS CO LTD	12,700	14.880	188,976.000	
CHANGZHOU XINGYU	1,800	134.600	242,280.000	

AUTOMOTIVE LIGHTING SYSTEMS CO LTD				
ZHEJIANG ZHENENG ELECTRIC POWER CO LTD	73,300	5.670	415,611.000	
HUBEI JUMPCAN PHARMACEUTICAL CO LTD	700	30.360	21,252.000	
HEILAN HOME CO LTD	44,100	6.140	270,774.000	
SHAANXI COAL INDUSTRY CO LTD	45,651	24.610	1,123,471.110	
HUAQIN TECHNOLOGY CO LTD	3,800	63.310	240,578.000	
FOSHAN HAITIAN FLAVOURING & FOOD CO LTD	25,519	47.430	1,210,366.170	
JIANGSU KING'S LUCK BREWERY JSC LTD	4,400	49.660	218,504.000	
DONGXING SECURITIES CO LTD	13,200	12.100	159,720.000	
NINGBO TUOPU GROUP CO LTD	10,150	54.680	555,002.000	
JUNEYAO AIRLINES CO LTD	1,000	15.010	15,010.000	
GUOTAI JUNAN SECURITIES CO LTD	40,700	19.110	777,777.000	
CHINA NATIONAL NUCLEAR POWER CO LTD	105,000	9.910	1,040,550.000	
SERES GROUP CO LTD	9,000	134.500	1,210,500.000	
ANHUI YINGJIA DISTILLERY CO LTD	5,300	61.550	326,215.000	
BANK OF JIANGSU CO LTD	83,200	9.240	768,768.000	
BANK OF HANGZHOU CO LTD	33,900	14.290	484,431.000	
SHANDONG LINGLONG TYRE CO LTD	11,400	19.070	217,398.000	
AUTOBIO DIAGNOSTICS CO LTD	1,400	45.160	63,224.000	
YTO EXPRESS GROUP CO LTD	21,200	14.580	309,096.000	
CHINA GALAXY SECURITIES CO LTD	30,400	15.840	481,536.000	
SDIC CAPITAL CO LTD	42,300	7.940	335,862.000	
ENN NATURAL GAS CO LTD	18,400	18.700	344,080.000	
HANGZHOU FIRST APPLIED MATERIAL CO LTD	5,616	16.370	91,933.920	
YIFENG PHARMACY CHAIN CO LTD	4,804	24.000	115,296.000	
ZHEJIANG DINGLI MACHINERY CO LTD	2,940	63.770	187,483.800	
ZHEJIANG WEIMING ENVIRONMENT PROTECTION CO LTD	11,310	21.110	238,754.100	
ORIENT SECURITIES CO LTD/CHINA	15,900	10.990	174,741.000	

	SPRING AIRLINES CO LTD	6,600	58.500	386,100.000	
	EVERBRIGHT SECURITIES CO LTD	16,000	20.510	328,160.000	
	SHANGHAI M&G STATIONERY INC	4,500	31.060	139,770.000	
オフショア・人民元 小計		12,552,780		194,836,641.000 (4,075,846,144)	
カタール・リアル	QATAR NATIONAL BANK	366,689	17.200	6,307,050.800	
	COMMERCIAL BANK OF QATAR QSC	268,621	4.351	1,168,769.970	
	OOREDOO QSC	60,920	11.730	714,591.600	
	QATAR FUEL QSC	46,222	14.930	690,094.460	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	37,416	15.960	597,159.360	
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC BANK QSC	83,628	10.600	886,456.800	
	INDUSTRIES QATAR QSC	123,793	13.040	1,614,260.720	
	QATAR ISLAMIC BANK SAQ	145,929	21.090	3,077,642.610	
	QATAR GAS TRANSPORT CO LTD	239,235	4.195	1,003,590.820	
	MASRAF AL RAYAN	479,150	2.471	1,183,979.650	
	BARWA REAL ESTATE CO	190,141	2.800	532,394.800	
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING CO	429,105	1.508	647,090.340	
	DUKHAN BANK	131,518	3.542	465,836.750	
カタール・リアル 小計		2,602,367		18,888,918.680 (788,234,577)	
クウェート・ディナール	KUWAIT FINANCE HOUSE KSCP	836,149	0.741	619,586.400	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO KSC	152,316	0.472	71,893.150	
	GULF BANK KSCP	154,340	0.328	50,623.520	
	NATIONAL BANK OF KUWAIT SAKP	647,282	0.874	565,724.460	
	MABANEE CO KPSC	49,098	0.814	39,965.770	
	BOUBYAN BANK KSCP	113,874	0.568	64,680.430	
クウェート・ディナール 小計		1,953,059		1,412,473.730 (696,646,168)	
コロンビア・ペソ	INTERCONEXION ELECTRICA SA ESP	31,105	16,760.000	521,319,800.000	
	BANCOLOMBIA SA	20,049	37,800.000	757,852,200.000	
	BANCOLOMBIA SA-PREF	39,539	35,980.000	1,422,613,220.000	
コロンビア・ペソ 小計		90,693		2,701,785,220.000 (93,800,579)	
サウジアラビア・リアル	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL CO	21,587	38.450	830,020.150	
	JARIR MARKETING CO	45,430	12.940	587,864.200	
	CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	5,690	145.200	826,188.000	

ETIHAD ETISALAT CO	31,195	55.300	1,725,083.500	
SAUDI BRITISH BANK	83,723	32.650	2,733,555.950	
AL RAJHI BANK	160,490	94.600	15,182,354.000	
ARAB NATIONAL BANK	74,025	20.760	1,536,759.000	
BANK ALBILAD	50,864	36.750	1,869,252.000	
BANK AL-JAZIRA	37,396	17.600	658,169.600	
BANQUE SAUDI FRANSI	47,579	33.350	1,586,759.650	
RIYAD BANK	120,931	28.800	3,482,812.800	
SAUDI INVESTMENT BANK/THE	56,260	14.820	833,773.200	
SAUDI TELECOM CO	162,904	40.600	6,613,902.400	
SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	20,002	113.600	2,272,227.200	
SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	73,284	70.100	5,137,208.400	
SAUDI ELECTRICITY CO	70,794	17.180	1,216,240.920	
SAUDI INDUSTRIAL INVESTMENT GROUP	27,847	17.320	482,310.040	
SAVOLA GROUP	44,492	25.850	1,150,118.200	
ALMARAI CO JSC	19,978	60.500	1,208,669.000	
SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	3,121	286.000	892,606.000	
SAHARA INTERNATIONAL PETROCHEMICAL CO	30,296	25.350	768,003.600	
ADVANCED PETROCHEMICAL CO	10,164	33.650	342,018.600	
SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	60,476	6.980	422,122.480	
DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEVELOPMENT CO	45,204	15.080	681,676.320	
MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO SAUDI ARABIA	36,059	10.400	375,013.600	
BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE INSURANCE CO	6,510	208.000	1,354,080.000	
ALINMA BANK	100,733	29.200	2,941,403.600	
SAUDI ARABIAN MINING CO	105,148	53.200	5,593,873.600	
AL RAJHI CO FOR CO- OPERATIVE INSURANCE	3,239	177.800	575,894.200	
MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	7,975	93.500	745,662.500	
DALLAH HEALTHCARE CO	2,553	157.400	401,842.200	
SAUDI ARABIAN OIL CO	476,348	28.650	13,647,370.200	
DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL SERVICES GROUP CO	7,316	301.000	2,202,116.000	
ACWA POWER CO	11,887	396.000	4,707,252.000	
SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	3,981	116.400	463,388.400	
ARABIAN INTERNET & COMMUNICATIONS SERVICES	2,198	288.000	633,024.000	

	CO				
	NAHDI MEDICAL CO	3,277	120.800	395,861.600	
	SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING CO	3,900	225.000	877,500.000	
	ELM CO	1,959	1,133.400	2,220,330.600	
	POWER & WATER UTILITY CO FOR JUBAIL & YANBU	6,635	57.300	380,185.500	
	ADES HOLDING CO	26,333	18.140	477,680.620	
	SAL SAUDI LOGISTICS SERVICES	2,057	262.200	539,345.400	
	THE SAUDI NATIONAL BANK	238,281	34.450	8,208,780.450	
	サウジアラビア・リアル 小計	2,350,121		99,780,299.680 (4,042,099,940)	
タイ・パーツ	KRUNG THAI BANK PCL NVDR	303,000	21.500	6,514,500.000	
	KASIKORNBANK PCL NVDR	45,400	156.500	7,105,100.000	
	TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	2,204,900	1.830	4,034,967.000	
	SHIN CORP PCL	70,700	101.500	7,176,050.000	
	CHAROEN POKPHAND FOODS PCL	300,000	23.900	7,170,000.000	
	ADVANCED INFO SERVICE PCL	94,100	295.000	27,759,500.000	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	516,920	9.650	4,988,278.000	
	DELTA ELECTRONICS THAI PCL NVDR	255,300	152.500	38,933,250.000	
	PTT PCL	806,100	32.000	25,795,200.000	
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	80,500	47.750	3,843,875.000	
	SIAM CEMENT PCL NVDR	65,050	179.000	11,643,950.000	
	AIRPORTS OF THAILAND PCL-NVDR	347,800	60.500	21,041,900.000	
	CENTRAL PATTANA PCL NVDR	156,500	59.750	9,350,875.000	
	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICES NVDR	911,100	25.250	23,005,275.000	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PCL-NVDR	46,800	202.000	9,453,600.000	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	274,010	27.250	7,466,772.500	
	THAI OIL PCL NVDR	110,700	38.000	4,206,600.000	
	CP ALL PCL NVDR	480,400	62.750	30,145,100.000	
	PTT EXPLORATION & PRODUCTION PCL NVDR	119,045	126.500	15,059,192.500	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	183,408	24.900	4,566,859.200	
	BANGKOK EXPRESSWAY & METRO PCL NVDR	629,900	7.350	4,629,765.000	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT PCL NVDR	253,500	64.250	16,287,375.000	
	CENTRAL RETAIL CORP PCL	158,333	34.000	5,383,322.000	

	NVDR				
	PTT OIL & RETAIL BUSINESS PCL NVDR	208,600	13.900	2,899,540.000	
	SCB X PCL NVDR	67,700	118.500	8,022,450.000	
	TRUE CORP PCL NVDR	896,328	11.800	10,576,670.400	
	CP AXTRA PCL NVDR	157,001	35.500	5,573,535.500	
タイ・パーツ 小計		9,743,095		322,633,502.100 (1,451,850,759)	
チェコ・コル ナ	KOMERCNI BANKA AS	5,881	846.000	4,975,326.000	
	CEZ	13,485	954.500	12,871,432.500	
	MONETA MONEY BANK AS	23,959	123.000	2,946,957.000	
チェコ・コルナ 小計		43,325		20,793,715.500 (132,503,793)	
チリ・ペソ	BANCO SANTANDER CHILE	5,279,808	47.240	249,418,129.920	
	BANCO DE CREDITO E INVERSIONES	7,027	27,950.000	196,404,650.000	
	BANCO DE CHILE	3,896,607	113.620	442,732,487.340	
	EMPRESAS CMPC SA	84,902	1,575.000	133,720,650.000	
	EMPRESAS COPEC SA	29,969	6,041.500	181,057,713.500	
	ENEL AMERICAS SA	1,683,461	87.700	147,639,529.700	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	13,823,587	13.990	193,391,982.130	
	SOCIEDAD QUIMICA Y MINERA DE CHILE SA	11,501	38,950.000	447,963,950.000	
	FALABELLA SA	63,470	3,480.100	220,881,947.000	
	CENCOSUD SA	116,272	2,100.000	244,171,200.000	
	ENEL CHILE SA	2,582,189	55.600	143,569,708.400	
チリ・ペソ 小計		27,578,793		2,600,951,947.990 (404,838,171)	
トルコ・リラ	AKBANK TAS	260,091	65.150	16,944,928.650	
	ANADOLU EFES BIRACILIK VE MALT SANAYII AS	16,795	230.600	3,872,927.000	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	108,854	71.000	7,728,634.000	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIKALARI TAS	215,342	26.160	5,633,346.720	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	5,691	979.000	5,571,489.000	
	KOC HOLDING AS	64,676	195.400	12,637,690.400	
	SASA POLYESTER SANAYI	841,840	4.320	3,636,748.800	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	109,000	42.400	4,621,600.000	
	TURK HAVA YOLLARI	44,686	299.250	13,372,285.500	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	105,442	93.850	9,895,731.700	
	TURKIYE IS BANKASI	737,684	13.830	10,202,169.720	
	TUPRAS TURKIYE PETROL RAFINE	79,870	154.000	12,299,980.000	
	YAPI VE KREDI BANKASI AS	281,190	31.240	8,784,375.600	
	HACI OMER SABANCI	82,771	98.800	8,177,774.800	



	HOLDING AS				
	COCA-COLA ICECEK AS	69,740	63.150	4,404,081.000	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	36,989	526.000	19,456,214.000	
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	16,769	220.300	3,694,210.700	
トルコ・リラ 小計		3,077,430		150,934,187.590 (657,952,311)	
ハンガリー・フォロント	RICHTER GEDEON NYRT	11,886	10,800.000	128,368,800.000	
	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS NYRT	32,609	2,672.000	87,131,248.000	
	OTP BANK NYRT	18,316	22,100.000	404,783,600.000	
ハンガリー・フォロント 小計		62,811		620,283,648.000 (241,801,453)	
フィリピン・ペソ	AYALA LAND INC	496,800	28.150	13,984,920.000	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAND	144,448	129.900	18,763,795.200	
	AYALA CORP	21,463	647.000	13,886,561.000	
	INTERNATIONAL CONTAINER TERM SERVICES INC	84,580	404.800	34,237,984.000	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	204,960	21.200	4,345,152.000	
	JOLLIBEE FOODS CORP	34,240	270.000	9,244,800.000	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	153,485	75.500	11,588,117.500	
	BDO UNIBANK INC	189,682	152.000	28,831,664.000	
	PLDT INC	5,690	1,320.000	7,510,800.000	
	SM PRIME HOLDINGS INC	843,375	26.750	22,560,281.250	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	75,450	77.500	5,847,375.000	
	SM INVESTMENTS CORP	19,383	900.000	17,444,700.000	
MANILA ELECTRIC COMPANY	24,420	490.000	11,965,800.000		
フィリピン・ペソ 小計		2,297,976		200,211,949.950 (524,074,800)	
ブラジル・レアル	BRF SA	43,000	27.750	1,193,250.000	
	VALE SA	281,389	59.770	16,818,620.530	
	COMPANHIA PARANAENSE DE ENERGIA	83,500	9.670	807,445.000	
	RAIA DROGASIL SA	102,064	24.490	2,499,547.360	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILEIRAS SA	20,450	40.650	831,292.500	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILEIRAS SA	96,400	36.440	3,512,816.000	
	BANCO DO BRASIL SA	136,600	24.830	3,391,778.000	
	ITAUSA SA	462,112	9.450	4,366,958.400	
	GERDAU SA	111,337	21.040	2,342,530.480	
	PETROLEO BRASILEIRO SA	302,010	43.590	13,164,615.900	
	VIBRA ENERGIA SA	84,500	20.650	1,744,925.000	
	PETROLEO BRASILEIRO SA	371,312	40.190	14,923,029.280	

CCR SA	79,920	10.840	866,332.800	
WEG SA	137,144	56.880	7,800,750.720	
BANCO BRADESCO SA PREF	439,502	12.480	5,484,984.960	
BANCO BRADESCO SA	126,592	11.290	1,429,223.680	
CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	48,206	11.710	564,492.260	
SUZANO SA	58,175	64.610	3,758,686.750	
CPFL ENERGIA SA	16,900	32.250	545,025.000	
ITAU UNIBANCO HOLDING SA	395,747	32.990	13,055,693.530	
ENGIE BRASIL SA	15,287	37.990	580,753.130	
LOCALIZA RENT A CAR	77,089	34.430	2,654,174.270	
ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	62,004	18.270	1,132,813.080	
COSAN SA	108,400	9.610	1,041,724.000	
TOTVS SA	43,300	28.910	1,251,803.000	
EQUATORIAL ENERGIA SA	94,000	30.060	2,825,640.000	
EMBRAER SA	56,900	55.850	3,177,865.000	
JBS SA	63,800	38.370	2,448,006.000	
CIA ENERGETICA DE MINAS GERAIS	142,040	11.660	1,656,186.400	
CIA DE SANEAMENTO BASICO DO ESTADO DE SAO PAULO	39,298	91.850	3,609,521.300	
HYPERA SA	29,800	19.000	566,200.000	
B3 SA-BRASIL BOLSA BAICAO	450,048	10.160	4,572,487.680	
PRIOR SA	66,200	40.050	2,651,310.000	
TELEFONICA BRASIL SA	35,328	51.440	1,817,272.320	
BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	57,900	36.070	2,088,453.000	
HAPVIDA PARTICIPACOES E INVESTIMENTOS SA	404,761	2.520	1,019,997.720	
AMBEV SA	385,895	14.270	5,506,721.650	
NATURA &CO HOLDING SA	68,800	14.440	993,472.000	
CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACOES S/A	52,100	15.990	833,079.000	
TIM SA	74,400	15.810	1,176,264.000	
REDE D'OR SAO LUIZ SA	64,100	27.650	1,772,365.000	
RUMO SA	104,500	19.580	2,046,110.000	
ブラジル・リアル 小計	5,892,810		144,524,216.700 (3,625,650,120)	
ポーランド・ズロチ				
MBANK	1,196	561.600	671,673.600	
BUDIMEX SA	1,092	470.600	513,895.200	
KGHM POLSKA MIEDZ SA	11,446	130.650	1,495,419.900	
BANK PEKAO SA	15,205	147.050	2,235,895.250	
ORLEN SA	47,436	53.220	2,524,543.920	
LPP SA	91	16,820.000	1,530,620.000	
SANTANDER BANK POLSKA	3,336	477.700	1,593,607.200	

	SA				
	CD PROJEKT RED SA	5,128	194.000	994,832.000	
	POWSZECHNA KASA OSZCZEDNOSCI BANK POLSKI SA	71,793	61.340	4,403,782.620	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	80,249	6.208	498,185.790	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN SA	50,840	46.440	2,361,009.600	
	ALIOR BANK SA	6,916	89.000	615,524.000	
	DINO POLSKA SA	3,914	405.700	1,587,909.800	
	ALLEGRO. EU SA	47,943	30.300	1,452,672.900	
	ポーランド・ズロチ 小計	346,585		22,479,571.780 (844,076,449)	
マレーシア・ リンギット	AMMB HOLDINGS BHD	201,900	5.630	1,136,697.000	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	620,200	8.110	5,029,822.000	
	CELCOMDIGI BHD	307,100	3.640	1,117,844.000	
	MALAYSIA AIRPORTS HOLDINGS BHD	82,820	10.620	879,548.400	
	RHB BANK BHD	130,580	6.590	860,522.200	
	GAMUDA BHD	156,100	9.450	1,475,145.000	
	GENTING BHD	164,900	3.620	596,938.000	
	YTL CORP BHD	263,000	2.160	568,080.000	
	HONG LEONG BANK BHD	49,008	20.740	1,016,425.920	
	IOI CORP BHD	206,713	3.900	806,180.700	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	43,900	21.600	948,240.000	
	MALAYAN BANKING BHD	447,575	10.100	4,520,507.500	
	MISC BHD	102,180	7.460	762,262.800	
	NESTLE MALAYSIA BHD	6,000	96.800	580,800.000	
	PPB GROUP BHD	50,260	12.900	648,354.000	
	PETRONAS DAGANGAN BHD	22,900	20.040	458,916.000	
	PETRONAS GAS BHD	61,000	17.400	1,061,400.000	
	GENTING MALAYSIA BHD	240,100	2.140	513,814.000	
	TELEKOM MALAYSIA BHD	95,300	6.620	630,886.000	
	TENAGA NASIONAL BHD	238,150	13.680	3,257,892.000	
	QL RESOURCES BHD	130,575	4.820	629,371.500	
	PUBLIC BANK BHD (LOCAL)	1,185,250	4.520	5,357,330.000	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	193,300	3.670	709,411.000	
	SIME DARBY BERHAD	234,400	2.370	555,528.000	
	AXIATA GROUP BERHAD	264,700	2.370	627,339.000	
	MAXIS BHD	175,800	3.490	613,542.000	
	INARI AMERTRON BHD	221,900	2.990	663,481.000	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	217,400	5.090	1,106,566.000	
	SUNWAY BHD	188,500	4.790	902,915.000	
	IHH HEALTHCARE BHD	190,200	7.440	1,415,088.000	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS BHD	325,000	4.960	1,612,000.000	

	SD GUTHRIE BHD	161,500	5.020	810,730.000	
	MR DIY GROUP M BHD	245,100	1.830	448,533.000	
マレーシア・リンギット 小計		7,223,311		42,322,110.020 (1,451,123,580)	
メキシコ・ペソ	ALFA SAB DE CV	303,256	15.730	4,770,216.880	
	GRUPO BIMBO SAB DE CV	105,200	57.840	6,084,768.000	
	GRUMA SAB DE CV	16,115	345.030	5,560,158.450	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INFRAESTRUCTURA	15,860	188.120	2,983,583.200	
	GRUPO CARSO SAB DE CV	47,400	117.820	5,584,668.000	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE SAB DE CV	214,200	139.050	29,784,510.000	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	15,495	332.520	5,152,397.400	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO SAB DE CV	121,600	27.400	3,331,840.000	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL SURESTE SAB DE CV	13,950	534.020	7,449,579.000	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV	250,652	105.080	26,338,512.160	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA SA	153,200	48.540	7,436,328.000	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	42,700	179.910	7,682,157.000	
	WAL-MART DE MEXICO SAB DE CV	429,000	57.010	24,457,290.000	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL PACIFICO SAB DE CV	32,725	394.160	12,898,886.000	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENTRO	22,800	185.030	4,218,684.000	
	GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA DE CV	22,500	133.800	3,010,500.000	
	OPERADORA DE SITES MEXICANOS SA DE CV	104,000	14.010	1,457,040.000	
AMERICA MOVIL SAB DE CV	1,481,678	15.190	22,506,688.820		
メキシコ・ペソ 小計		3,392,331		180,707,806.910 (1,361,759,821)	
ユーロ	PIRAEUS BANK S.A	81,745	3.840	313,900.800	
	ALPHA BANK A.E.	185,591	1.621	300,843.010	
	NATIONAL BANK OF GREECE	72,116	7.740	558,177.840	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	14,453	14.820	214,193.460	
	FF GROUP	3,130	0.000	0.000	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES	220,148	2.245	494,232.260	
	METLEN ENERGY & METALS SA	8,906	32.720	291,404.320	
	OPAP SA	13,744	15.920	218,804.480	
	JUMBO SA	9,605	26.580	255,300.900	
	PUBLIC POWER CORP	16,875	12.080	203,850.000	
ユーロ 小計		626,313		2,850,707.070	

				(455,942,089)	
韓国・ウォン	SKC CO LTD	1,720	98,100.000	168,732,000.000	
	HYUNDAI MOTOR CO LTD- 2ND PFD	2,928	159,500.000	467,016,000.000	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANC	2,524	364,000.000	918,736,000.000	
	DB INSURANCE CO LTD	3,655	104,500.000	381,947,500.000	
	COWAY CO LTD	4,084	69,400.000	283,429,600.000	
	KT&G CORP	8,543	117,100.000	1,000,385,300.000	
	KAKAO CORP	25,719	43,850.000	1,127,778,150.000	
	HANWHA OCEAN CO LTD	7,741	31,800.000	246,163,800.000	
	SK TELECOM CO LTD	4,637	56,200.000	260,599,400.000	
	MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	22,468	8,590.000	193,000,120.000	
	NCSOFT CORPORATION	1,142	190,000.000	216,980,000.000	
	LG UPLUS CORP	17,131	10,780.000	184,672,180.000	
	DOOSAN ENERBILITY	35,773	17,180.000	614,580,140.000	
	POSCO INTERNATIONAL CORP	4,225	38,650.000	163,296,250.000	
	LG H&H CO LTD	762	334,000.000	254,508,000.000	
	LG CHEM LTD	4,078	268,000.000	1,092,904,000.000	
	LG CHEM LTD	599	179,500.000	107,520,500.000	
	LS INDUSTRIAL SYSTEMS CO LTD	1,210	148,600.000	179,806,000.000	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP CO LTD	35,369	49,950.000	1,766,681,550.000	
	HYUNDAI MERCHANT MARINE	20,327	18,360.000	373,203,720.000	
	S-OIL CORP	4,084	56,600.000	231,154,400.000	
	POSCO FUTURE M CO LTD	2,467	164,900.000	406,808,300.000	
	LOTTE CHEMICAL CORPORATION	1,819	62,300.000	113,323,700.000	
	HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEERING CO LTD	3,523	196,000.000	690,508,000.000	
	HYUNDAI MOBIS	4,809	248,500.000	1,195,036,500.000	
	SK HYNIX INC	44,684	170,400.000	7,614,153,600.000	
	HYUNDAI MOTOR CO	1,864	156,100.000	290,970,400.000	
	HYUNDAI MOTOR CO	11,163	210,500.000	2,349,811,500.000	
	INDUSTRIAL BANK OF KOREA	21,785	14,290.000	311,307,650.000	
	KIA CORPORATION	19,741	95,800.000	1,891,187,800.000	
	KOREA ZINC CO LTD	416	1,532,000.000	637,312,000.000	
	KOREA ELECTRIC POWER CORP	21,038	21,400.000	450,213,200.000	
	KOREAN AIR CO LTD	14,033	23,600.000	331,178,800.000	
KUMHO PETRO CHEMICAL CO LTD	1,209	97,500.000	117,877,500.000		
HLB INC	9,430	73,500.000	693,105,000.000		
LG ELECTRONICS INC	8,803	84,300.000	742,092,900.000		
LG CORP	7,791	74,600.000	581,208,600.000		

NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	9,234	13,620.000	125,767,080.000	
NAVER CORP	11,893	209,000.000	2,485,637,000.000	
L&F CO LTD	2,034	98,700.000	200,755,800.000	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO LTD	3,443	74,000.000	254,782,000.000	
POSCO HOLDINGS INC	5,851	271,000.000	1,585,621,000.000	
SAMSUNG E&A CO LTD	12,226	17,040.000	208,331,040.000	
SAMSUNG SDI CO LTD	4,502	252,500.000	1,136,755,000.000	
SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO LTD	4,673	116,300.000	543,469,900.000	
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	390,999	54,000.000	21,113,946,000.000	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES CO LTD	54,110	10,410.000	563,285,100.000	
HANWHA AEROSPACE CO LTD	2,639	291,000.000	767,949,000.000	
SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	67,256	45,200.000	3,039,971,200.000	
YUHAN CORP	4,700	117,700.000	553,190,000.000	
GS HOLDINGS CORP	3,803	40,750.000	154,972,250.000	
LG DISPLAY CO LTD	23,592	9,180.000	216,574,560.000	
CELLTRION INC	12,428	182,100.000	2,263,138,800.000	
HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	3,614	71,000.000	256,594,000.000	
HANA FINANCIAL GROUP	23,600	57,300.000	1,352,280,000.000	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	3,240	114,200.000	370,008,000.000	
POSCO DX CO LTD	4,364	21,200.000	92,516,800.000	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LTD	6,563	100,500.000	659,581,500.000	
AMOREPACIFIC CORP	2,280	106,700.000	243,276,000.000	
SK INNOVATION CO LTD	5,207	118,300.000	615,988,100.000	
ECOPRO CO LTD	7,950	71,600.000	569,220,000.000	
CJ CHEILJEDANG CORP	713	265,000.000	188,945,000.000	
LG INNOTEK CO LTD	1,135	155,400.000	176,379,000.000	
SK INC	2,945	132,500.000	390,212,500.000	
KB FINANCIAL GROUP INC	30,735	83,300.000	2,560,225,500.000	
KOREA AEROSPACE INDUSTRIES LTD	5,645	52,900.000	298,620,500.000	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	7,719	101,300.000	781,934,700.000	
HANMI PHARM CO LTD	585	256,500.000	150,052,500.000	
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO LTD	5,531	39,000.000	215,709,000.000	
HANJIN KAL CORP	2,068	76,800.000	158,822,400.000	
HYUNDAI ELECTRIC & ENERGY SYSTEM CO LTD	1,895	359,000.000	680,305,000.000	
HD HYUNDAI CO LTD	3,598	77,500.000	278,845,000.000	
ORION CORP REPUBLIC OF KOREA	2,013	105,500.000	212,371,500.000	
NETMARBLE CORP	2,112	54,500.000	115,104,000.000	
HYUNDAI ROTEM CO LTD	6,379	46,000.000	293,434,000.000	

	WOORI FINANCIAL GROUP INC	51,067	15,440.000	788,474,480.000	
	ECOPRO BM CO LTD	3,906	131,000.000	511,686,000.000	
	SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	2,438	102,100.000	248,919,800.000	
	ENCHEM CO LTD	1,059	146,200.000	154,825,800.000	
	KRAFTON INC	2,300	302,500.000	695,750,000.000	
	ECOPRO MATERIALS CO LTD	1,376	75,900.000	104,438,400.000	
	HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO	1,930	217,500.000	419,775,000.000	
	SK SQUARE CO LTD	7,635	78,200.000	597,057,000.000	
	SK BIOSCIENCE CO LTD	2,340	49,400.000	115,596,000.000	
	HYBE CO LTD	1,832	197,400.000	361,636,800.000	
	LG ENERGY SOLUTION	3,851	385,000.000	1,482,635,000.000	
	KAKAOBANK CORP	13,292	23,150.000	307,709,800.000	
	SAMSUNG SDS CO LTD	3,513	136,900.000	480,929,700.000	
	ALTEOGEN INC	3,259	318,000.000	1,036,362,000.000	
	SAMSUNG C&T CORP	7,111	116,200.000	826,298,200.000	
	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	1,466	959,000.000	1,405,894,000.000	
	DOOSAN BOBCAT INC	4,542	43,200.000	196,214,400.000	
	韓国・ウォン 小計	1,239,485		84,257,963,170.000 (8,948,195,689)	
香港・ドル	JIANGXI COPPER CO LTD	88,000	12.920	1,136,960.000	
	JIANGSU EXPRESS	102,000	8.000	816,000.000	
	ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	8,700	114.100	992,670.000	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD	100,000	21.000	2,100,000.000	
	BEIJING ENTERPRISES	42,500	25.400	1,079,500.000	
	HUANENG POWER INTERNATIONAL IN	320,000	4.250	1,360,000.000	
	ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY	476,000	3.750	1,785,000.000	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO LTD	258,700	9.430	2,439,541.000	
	HENGAN INTERNATIONAL GROUP	51,000	22.900	1,167,900.000	
	CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LTD	691,600	5.060	3,499,496.000	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTME	320,120	13.820	4,424,058.400	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	261,388	24.100	6,299,450.800	
	CITIC LTD	463,000	9.090	4,208,670.000	
	LENOVO GROUP LTD	656,000	9.520	6,245,120.000	
	PETRO CHINA CO LTD	1,696,000	5.770	9,785,920.000	
	CHINA TAIPING INSURANCE HOLDINGS CO LTD	116,390	12.680	1,475,825.200	
	CHINA PETROLEUM &	1,967,200	4.330	8,517,976.000	

CHEMICAL COR				
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	74,000	10.760	796,240.000	
KINGDEE INTERNATIONAL SOFTWARE GROUP CO LTD	254,000	9.750	2,476,500.000	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	64,100	56.750	3,637,675.000	
KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	324,000	8.020	2,598,480.000	
HISENSE KELON ELECTRICAL HOLDINGS CO LTD	28,000	24.050	673,400.000	
CHINA MERCHANTS PORT HOLDINGS CO LTD	108,000	13.140	1,419,120.000	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD	310,000	4.720	1,463,200.000	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	199,000	6.630	1,319,370.000	
GEEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LTD	482,000	15.680	7,557,760.000	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LTD	77,000	28.750	2,213,750.000	
BYD CO LTD	85,500	272.400	23,290,200.000	
CHINA OILFIELD SERVICES LTD	160,000	6.670	1,067,200.000	
MMG LTD	324,000	2.850	923,400.000	
ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL	10,000	102.300	1,023,000.000	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	561,788	12.160	6,831,342.080	
AVICHINA INDUSTRY & TECHNOLOGY	219,000	3.780	827,820.000	
CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS	153,200	18.800	2,880,160.000	
GREAT WALL MOTOR COMPANY LTD	190,000	13.660	2,595,400.000	
CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	608,000	15.700	9,545,600.000	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD	467,000	15.480	7,229,160.000	
SHANDONG WEIGAO GROUP MEDICAL-H	194,400	5.010	973,944.000	
WEICHAJ POWER CO LTD	152,440	11.340	1,728,669.600	
CHINA SHIPPING DEVELOPMENT CO	114,000	6.210	707,940.000	
TINGYI HOLDING CORP	180,000	10.240	1,843,200.000	
TSINGTAO BREWERY CO LTD	50,000	51.100	2,555,000.000	
GUANGDONG INVESTMENTS LTD	244,000	5.650	1,378,600.000	
CHINA RESOURCES BEER HOLDINGS	129,333	26.700	3,453,191.100	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO LTD	134,000	5.340	715,560.000	



SINO BIOPHARMACEUTICAL	823,250	3.330	2,741,422.500	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	263,000	17.280	4,544,640.000	
TENCENT HOLDINGS LTD	531,100	411.200	218,388,320.000	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	550,000	48.050	26,427,500.000	
LI NING CO LTD	193,500	17.500	3,386,250.000	
BEIJING ENTERPRISES WATER GROUP LTD	268,000	2.280	611,040.000	
CHINA POWER INTERNATIONAL	348,000	3.110	1,082,280.000	
ZTE CORP	63,288	19.340	1,223,989.920	
CHINA SHENHUA ENERGY CO LTD	272,000	34.750	9,452,000.000	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD	221,250	11.520	2,548,800.000	
BANK OF COMMUNICATIONS	686,205	5.930	4,069,195.650	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT HOLDINGS LTD	170,250	12.060	2,053,215.000	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	63,000	38.300	2,412,900.000	
BAIDU INC	184,800	85.550	15,809,640.000	
CHINA CONSTRUCTION BANK	7,846,530	6.250	49,040,812.500	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP HOLDINGS LTD	66,700	60.900	4,062,030.000	
CHINA NATIONAL BLDG MATERIAL	408,000	3.700	1,509,600.000	
BANK OF CHINA LTD	5,850,200	3.850	22,523,270.000	
CHINA MERCHANTS BANK CO LTD	320,470	38.450	12,322,071.500	
IND & COMM BK OF CHINA - H	5,680,235	4.820	27,378,732.700	
ZHAOJIN MINING INDUSTRY CO LTD	126,500	10.960	1,386,440.000	
CHINA COMMUNICATIONS SERVICES	183,600	4.300	789,480.000	
CHINA COAL ENERGY CO	171,000	9.750	1,667,250.000	
HAITIAN INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	55,000	20.700	1,138,500.000	
ZHUZHOU CRRG TIMES ELECTRIC CO LTD	37,600	29.600	1,112,960.000	
CMOC GROUP LIMITED	315,000	5.760	1,814,400.000	
CHINA CITIC BANK-H	733,800	5.240	3,845,112.000	
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	58,700	65.100	3,821,370.000	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	105,200	83.000	8,731,600.000	
FOSUN INTERNATIONAL	242,028	4.430	1,072,184.040	
BOSIDENG INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	316,000	4.050	1,279,800.000	
KINGSOFT CORP LTD	76,200	33.650	2,564,130.000	

GCL POLY ENERGY HOLDINGS LTD	1,821,000	1.260	2,294,460.000	
SINOTRUK HONG KONG LTD	54,500	23.000	1,253,500.000	
CHINA RAILWAY GROUP LTD	351,000	3.880	1,361,880.000	
BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	63,500	41.350	2,625,725.000	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	423,000	4.500	1,903,500.000	
CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO LTD	208,200	26.400	5,496,480.000	
CRRC CORP LTD - H	342,000	4.740	1,621,080.000	
SINOPHARM GROUP CO	104,000	21.200	2,204,800.000	
CHINA HONGQIAO GROUP LTD	230,500	12.100	2,789,050.000	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP CORP	264,000	6.730	1,776,720.000	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS HOLDING CO LTD	70,400	13.200	929,280.000	
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD	168,800	7.020	1,184,976.000	
LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	155,000	11.440	1,773,200.000	
NEW CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	85,200	26.150	2,227,980.000	
CHINA MINSHENG BANKING CORP LTD	531,656	3.120	1,658,766.720	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO LTD	227,000	2.840	644,680.000	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA	2,224,000	4.180	9,296,320.000	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS LTD	68,000	16.820	1,143,760.000	
FAR EAST HORIZON LTD	169,000	5.490	927,810.000	
CITIC SECURITIES CO LTD	129,000	23.050	2,973,450.000	
HAITONG SECURITIES CO LTD	239,600	7.130	1,708,348.000	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROUP OF CHINA LTD	672,000	3.900	2,620,800.000	
CHINA GALAXY SECURITIES CO LTD	297,500	7.460	2,219,350.000	
HANERGY THIN FILM POWER GROUP	986,000	0.000	0.000	
CHINA HUIZHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	323,000	0.000	0.000	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA CO LTD	670,000	4.510	3,021,700.000	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	84,000	11.260	945,840.000	
SHANDONG GOLD MINING CO LTD	64,000	13.300	851,200.000	
CHINA TOWER CORP LTD	3,674,000	1.060	3,894,440.000	

XIAOMI CORP	1,253,600	30.950	38,798,920.000	
BEIGENE LTD	57,400	116.200	6,669,880.000	
WUXI APPTEC CO LTD	24,112	57.700	1,391,262.400	
MEITUAN	405,310	171.800	69,632,258.000	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	104,800	19.800	2,075,040.000	
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDING LTD	136,000	16.600	2,257,600.000	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	386,000	3.250	1,254,500.000	
INNOVENT BIOLOGICS INC	98,500	38.150	3,757,775.000	
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOGY LTD	40,300	29.000	1,168,700.000	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	88,000	18.480	1,626,240.000	
CHINA FEIHE LTD	317,000	5.860	1,857,620.000	
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	1,331,468	86.600	115,305,128.800	
JD.COM INC	202,185	153.300	30,994,960.500	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	140,000	11.080	1,551,200.000	
KUAISHOU TECHNOLOGY	220,400	47.150	10,391,860.000	
HAIER SMART HOME CO LTD	206,400	28.300	5,841,120.000	
BILIBILI INC	19,180	163.900	3,143,602.000	
AKESO INC	50,000	64.000	3,200,000.000	
NETEASE INC	158,800	151.200	24,010,560.000	
NONGFU SPRING CO LTD	163,600	35.900	5,873,240.000	
LI AUTO INC	100,500	90.050	9,050,025.000	
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	88,050	30.550	2,689,927.500	
CHINA RESOURCES MIXC LIFESTYLE SERVICES LTD	63,200	31.150	1,968,680.000	
ZTO EXPRESS CAYMAN INC	33,900	146.100	4,952,790.000	
CHINA VANKE CO LTD-H	163,161	6.600	1,076,862.600	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY GROUP INC	117,900	49.250	5,806,575.000	
POP MART INTERNATIONAL GROUP LTD	42,600	92.800	3,953,280.000	
JD LOGISTICS INC	165,100	14.500	2,393,950.000	
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	24,000	50.850	1,220,400.000	
TRIP.COM GROUP LTD	50,700	564.500	28,620,150.000	
XPENG INC	101,300	51.500	5,216,950.000	
NIO INC	120,100	37.950	4,557,795.000	
MIDEA GROUP CO LTD	25,600	75.550	1,934,080.000	
MINISO GROUP HOLDING LTD	28,600	45.650	1,305,590.000	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	51,000	20.900	1,065,900.000	
CGN POWER CO LTD	826,000	2.740	2,263,240.000	

	FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	48,400	53.800	2,603,920.000	
	HUATAI SECURITIES CO LTD	106,000	14.040	1,488,240.000	
	CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	172,500	5.340	921,150.000	
	CHINA LITERATURE LTD	37,600	28.800	1,082,880.000	
	BOC AVIATION LTD	18,300	62.300	1,140,090.000	
	YADEA GROUP HOLDINGS LTD	98,000	11.980	1,174,040.000	
	CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CORP LTD	122,800	14.420	1,770,776.000	
	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	287,000	18.260	5,240,620.000	
	HENGTEEN NETWORKS GROUP LTD	520,000	2.370	1,232,400.000	
	C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	60,000	13.180	790,800.000	
香港・ドル 小計		64,320,987		1,079,541,578.510 (21,083,447,025)	
台湾・ドル	ACCTON TECHNOLOGY CORP	40,633	706.000	28,686,898.000	
	ACER INC	237,661	39.000	9,268,779.000	
	ASUSTEK COMPUTER INC	57,108	605.000	34,550,340.000	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	39,932	521.000	20,804,572.000	
	ASIA CEMENT CORP	197,320	42.300	8,346,636.000	
	TAIWAN BUSINESS BANK	555,714	15.150	8,419,067.100	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMICONDUCTOR CORP	83,996	92.700	7,786,429.200	
	GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	44,968	274.000	12,321,232.000	
	MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	57,335	172.500	9,890,287.500	
	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	109,525	148.000	16,209,700.000	
	QUANTA COMPUTER INC	221,954	293.000	65,032,522.000	
	EVA AIRWAYS CORP	228,765	46.200	10,568,943.000	
	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	50,554	186.500	9,428,321.000	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	459,676	17.950	8,251,184.200	
	CHINA AIRLINES	231,823	26.500	6,143,309.500	
	CHENG SHIN RUBBER INDUSTRY CO	160,684	51.500	8,275,226.000	
	CHINA STEEL CORP	964,670	21.000	20,258,070.000	
	ADVANTECH CO LTD	38,979	353.500	13,779,076.500	
	COMPAL ELECTRONICS INC	353,445	38.800	13,713,666.000	
	DELTA ELECTRONICS INC	158,235	403.000	63,768,705.000	
NANYA TECHNOLOGY CORP	110,788	32.300	3,578,452.400		
CHUNGHWA TELECOM CO LTD	310,973	124.500	38,716,138.500		

AUO CORP	526,500	15.600	8,213,400.000	
TAIWAN MOBILE CO LTD	147,784	114.000	16,847,376.000	
EVERGREEN MARINE CORP	83,482	231.000	19,284,342.000	
FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	225,768	33.750	7,619,670.000	
FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	40,131	140.500	5,638,405.500	
ECLAT TEXTILE CO LTD	16,492	531.000	8,757,252.000	
NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	46,961	488.500	22,940,448.500	
FORTUNE ELECTRIC CO LTD	11,648	563.000	6,557,824.000	
FORMOSA PLASTICS CORP	312,857	40.700	12,733,279.900	
FORMOSA CHEMICALS & FIBRE CO	281,026	33.150	9,316,011.900	
MEDIATEK INC	124,686	1,350.000	168,326,100.000	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	661,749	92.000	60,880,908.000	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS CO LTD	735,202	27.250	20,034,254.500	
HOTAI MOTOR CO LTD	25,419	611.000	15,531,009.000	
FAR EASTONE TELECOMMUNICATIONS CO LTD	150,343	89.900	13,515,835.700	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO LTD	842,744	34.950	29,453,902.800	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	775,894	68.600	53,226,328.400	
KGI FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,331,782	18.000	23,972,076.000	
E. SUN FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,159,893	27.500	31,897,057.500	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1,020,546	192.000	195,944,832.000	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LTD	979,242	39.700	38,875,907.400	
LARGAN PRECISION CO LTD	8,159	2,445.000	19,948,755.000	
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS CO LTD	971,766	17.700	17,200,258.200	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING CO	1,212,875	11.950	14,493,856.250	
INVENTEC CO LTD	220,927	49.400	10,913,793.800	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	175,114	103.000	18,036,742.000	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS CO LTD	904,694	23.800	21,531,717.200	
CTBC FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,374,673	39.100	53,749,714.300	
ASIA VITAL COMPONENTS CO LTD	26,609	682.000	18,147,338.000	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO LTD	925,948	28.100	26,019,138.800	
NAN YA PLASTICS CORP	438,405	36.700	16,089,463.500	

WISTRON CORP	222,307	116.500	25,898,765.500	
POU CHEN CORP	168,225	43.050	7,242,086.250	
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CORP	389,625	85.000	33,118,125.000	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	43,796	270.500	11,846,818.000	
E INK HOLDINGS INC	71,304	266.000	18,966,864.000	
INTERNATIONAL GAMES SYSTEM CO LTD	19,907	996.000	19,827,372.000	
RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	121,517	45.800	5,565,478.600	
SYNNEX TECHNOLOGY INTERNATIONAL CORP	106,935	74.000	7,913,190.000	
TCC GROUP HOLDINGS	548,163	33.150	18,171,603.450	
TAIWAN SEMICONDUCTOR	2,014,722	1,065.000	2,145,678,930.000	
UNITED MICROELECTRONICS CORP	934,537	43.700	40,839,266.900	
WAN HAI LINES LTD	51,482	84.500	4,350,229.000	
WALSIN LIHWA CORP	221,605	26.200	5,806,051.000	
YAGEO CORP	32,457	538.000	17,461,866.000	
YANG MING MARINE TRANSPORT	144,188	80.500	11,607,134.000	
TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	145,465	28.550	4,153,025.750	
GLOBAL UNICHIP CORP	6,904	1,270.000	8,768,080.000	
INNOLUX CORPORATION	608,428	15.500	9,430,634.000	
WPG HOLDINGS CO LTD	133,481	70.300	9,383,714.300	
EMEMORY TECHNOLOGY INC	5,266	3,140.000	16,535,240.000	
JENTECH PRECISION INDUSTRIAL CO LTD	7,057	1,510.000	10,656,070.000	
PEGATRON CORP	158,874	96.000	15,251,904.000	
ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	6,436	2,645.000	17,023,220.000	
AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	11,248	867.000	9,752,016.000	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	122,739	123.000	15,096,897.000	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING LTD	56,562	116.000	6,561,192.000	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL HOLDING	866,244	25.200	21,829,348.800	
SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK LTD	322,570	40.350	13,015,699.500	
VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY CORP	5,243	1,945.000	10,197,635.000	
WIWYNN CORP	9,269	2,435.000	22,570,015.000	
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	267,472	158.000	42,260,576.000	
SILERGY CORP	26,396	445.500	11,759,418.000	
PHARMAESSENTIA CORP	19,205	582.000	11,177,310.000	
GLOBALWAFERS CO LTD	22,335	413.000	9,224,355.000	

	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	14,658	395.000	5,789,910.000	
台湾・ドル 小計		28,380,679		4,048,224,593.100 (18,929,498,197)	
南アフリカ・ランド	BIDVEST GROUP LTD	27,835	280.890	7,818,573.150	
	CLICKS GROUP LTD	19,196	392.590	7,536,157.640	
	DISCOVERY LTD	42,619	195.580	8,335,424.020	
	GOLD FIELDS LTD	73,604	263.400	19,387,293.600	
	REMGRO LTD	41,148	159.350	6,556,933.800	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	47,198	168.930	7,973,158.140	
	EXXARO RESOURCES LTD	21,000	173.640	3,646,440.000	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	7,099	3,315.470	23,536,521.530	
	MTN GROUP LTD	135,077	85.970	11,612,569.690	
	FIRSTRAND LTD	409,321	80.640	33,007,645.440	
	NASPERS LTD	13,874	4,369.500	60,622,443.000	
	NEDBANK GROUP LTD	37,719	306.290	11,552,952.510	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	6,695	598.000	4,003,610.000	
	SASOL LTD	48,138	92.800	4,467,206.400	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	41,048	301.600	12,380,076.800	
	STANDARD BANK GROUP LTD	109,736	232.320	25,493,867.520	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	78,996	64.460	5,092,082.160	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LTD	30,167	168.050	5,069,564.350	
	ABSA GROUP LTD	70,074	196.330	13,757,628.420	
	SANLAM LTD	149,259	91.470	13,652,720.730	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	75,256	102.660	7,725,780.960	
	KUMBA IRON ORE LTD	5,386	351.150	1,891,293.900	
	OUTSURANCE GROUP LTD	70,350	68.380	4,810,533.000	
	VODACOM GROUP PTY LTD	51,779	107.460	5,564,171.340	
	NEPI ROCKCASTLE NV	49,815	142.770	7,112,087.550	
	OLD MUTUAL LTD	391,487	13.040	5,104,990.480	
REINET INVESTMENTS SCA	11,620	473.000	5,496,260.000		
PEPKOR HOLDINGS LTD	189,792	28.940	5,492,580.480		
SIBANYE STILLWATER LTD	224,039	18.840	4,220,894.760		
ANGLOGOLD ASHANTI PLC	40,535	461.400	18,702,849.000		
BID CORP LTD	27,561	447.570	12,335,476.770		
南アフリカ・ランド 小計		2,547,423		363,959,787.140 (3,104,576,984)	
合計		304,435,814		97,941,014,097 (97,941,014,097)	

(2) 株式以外の有価証券

2024年12月11日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益	ブラジル・レア	BANCO BTG PACTUAL SA	98,200.000	3,028,488.000	

証券	ル	ENERGISA SA	19,900.000	770,130.000		
		KLABIN SA	65,450.000	1,515,167.500		
	ブラジル・リアル 小計		183,550.000	5,313,785.500	(133,305,874)	
	メキシコ・ペソ	CEMEX SAB DE CV	1,205,475.000	13,887,072.000		
		COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	43,100.000	7,080,899.000		
		FOMENTO ECONOMICO MEXICANO SAB DE CV	145,250.000	26,082,542.500		
	メキシコ・ペソ 小計		1,393,825.000	47,050,513.500	(354,558,554)	
	投資信託受益証券 合計		1,577,375	487,864,428	(487,864,428)	
	投資証券	メキシコ・ペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	229,200.000	4,991,976.000	
			PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA DE CV	90,100.000	5,401,495.000	
メキシコ・ペソ 小計		319,300.000	10,393,471.000	(78,322,079)		
投資証券 合計		319,300	78,322,079	(78,322,079)		
合計			566,186,507	(566,186,507)		

(注) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額 に対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式 41銘柄	2.55	—	—	2.74
アラブ首長国連邦・ディルハム	株式 12銘柄	1.13	—	—	1.21
インド・ルピー	株式 156銘柄	18.48	—	—	19.89
インドネシア・ルピア	株式 20銘柄	1.46	—	—	1.57
オフショア・人民元	株式 393銘柄	3.85	—	—	4.14
カタール・リアル	株式 13銘柄	0.74	—	—	0.80
クウェート・ディナール	株式 6銘柄	0.66	—	—	0.71
コロンビア・ペソ	株式 3銘柄	0.09	—	—	0.10
サウジアラビア・リアル	株式 43銘柄	3.81	—	—	4.10
タイ・バート	株式 27銘柄	1.37	—	—	1.47
チェコ・コルナ	株式 3銘柄	0.13	—	—	0.13
チリ・ペソ	株式 11銘柄	0.38	—	—	0.41



トルコ・リラ	株式	17銘柄	0.62	—	—	0.67
ハンガリー・フォリント	株式	3銘柄	0.23	—	—	0.25
フィリピン・ペソ	株式	13銘柄	0.49	—	—	0.53
ブラジル・レアル	株式	42銘柄	3.42	—	—	3.82
	投資信託受益証券	3銘柄	—	0.13	—	
ポーランド・ズロチ	株式	14銘柄	0.80	—	—	0.86
マレーシア・リンギット	株式	33銘柄	1.37	—	—	1.47
メキシコ・ペソ	株式	18銘柄	1.28	—	—	1.82
	投資信託受益証券	3銘柄	—	0.33	—	
	投資証券	2銘柄	—	—	0.07	
ユーロ	株式	10銘柄	0.43	—	—	0.46
韓国・ウォン	株式	92銘柄	8.44	—	—	9.08
香港・ドル	株式	152銘柄	19.89	—	—	21.40
台湾・ドル	株式	88銘柄	17.86	—	—	19.22
南アフリカ・ランド	株式	31銘柄	2.93	—	—	3.15

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

エマージング債券パッシブ・マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年12月11日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	276,775,048
国債証券	124,968,548,543
派生商品評価勘定	3,241
未収入金	2,195,919,450
未収利息	1,117,950,019
前払費用	386,798,538
流動資産合計	128,945,994,839
資産合計	128,945,994,839
負債の部	
流動負債	
前受金	227,199,761
未払金	510,021,810
未払解約金	3,138,000
流動負債合計	740,359,571
負債合計	740,359,571
純資産の部	
元本等	
元本	52,012,009,918
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	76,193,625,350
元本等合計	128,205,635,268
純資産合計	128,205,635,268
負債純資産合計	128,945,994,839

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年6月12日 至 2024年12月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年12月11日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	47,961,580,274円
同期中追加設定元本額	32,372,478,095円
同期中一部解約元本額	28,322,048,451円
元本の内訳	
ファンド名	
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	4,000,041,994円
たわらノーロード バランス（堅実型）	197,941,644円
たわらノーロード バランス（標準型）	707,955,000円
たわらノーロード バランス（積極型）	357,501,212円
たわらノーロード 最適化バランス（保守型）	660,816円
たわらノーロード 最適化バランス（安定型）	5,426,262円
たわらノーロード 最適化バランス（安定成長型）	69,388,456円
たわらノーロード 最適化バランス（成長型）	8,745,915円
たわらノーロード 最適化バランス（積極型）	8,445,371円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	62,340,964円
D I A M DC 8資産バランスファンド（新興国10）	259,013,945円
D I A M DC 8資産バランスファンド（新興国20）	429,785,428円
D I A M DC 8資産バランスファンド（新興国30）	865,307,836円
投資のソムリエ	10,309,160,674円
クルーズコントロール	145,005,640円
投資のソムリエ<DC年金>	1,289,622,262円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	375,026,270円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	1,207,106,433円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	3,222,411,037円
ワールドアセットバランス（基本コース）	292,343,538円
ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）	807,335,923円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2045）	99,350,603円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2055）	52,719,025円
リスク抑制世界8資産バランスファンド（DC）	12,282,622円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2035）	308,435,156円

リスクコントロール世界資産分散ファンド	1,057,708,172円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	228,512,016円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2040）	113,017,507円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2050）	57,652,222円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2060）	35,307,926円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2065）	9,328,859円
Oneグローバル最適化バランス（安定型）<ラップ向け>	2,037,670円
Oneグローバル最適化バランス（成長型）<ラップ向け>	14,590,137円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2070）	62,657円
エマージング債券リスク抑制型（適格機関投資家限定）	21,292,620,489円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	189,739,638円
高度リスク分散・安定型戦略ファンド（適格機関投資家限定）	1,050,348,882円
高度リスク分散・安定型戦略ファンド2（適格機関投資家限定）	690,235,761円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	5,107,273円
DIAM世界アセットバランスファンド2VA（適格機関投資家限定）	63,622,448円
DIAM世界アセットバランスファンド3VA（適格機関投資家限定）	28,837,707円
DIAMグローバル・リスクファクター・パリティ戦略ファンド（適格機関投資家限定）	2,079,926,528円
計	52,012,009,918円
2. 受益権の総数	52,012,009,918口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年6月12日 至 2024年12月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年12月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年12月11日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	1,204,806,973
合計	1,204,806,973

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2024年4月19日から2024年12月11日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2024年12月11日現在			
	契約額等(円)	うち 1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	820,000,000	—	819,996,759	3,241
合計	820,000,000	—	819,996,759	3,241

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年12月11日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2,4649円 (24,649円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年12月11日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	ABU DHABI GOVT INT' L 1.625 06/02/28	3,000,000.000	2,706,600.000	
		ABU DHABI GOVT INT' L 1.7 03/02/31	4,000,000.000	3,382,596.000	
		ABU DHABI GOVT INT' L 1.875 09/15/31	7,000,000.000	5,898,681.250	
		ABU DHABI GOVT INT' L 2.5 04/16/25	3,000,000.000	2,976,930.000	
		ABU DHABI GOVT INT' L 2.5 09/30/29	8,000,000.000	7,314,992.000	
		ABU DHABI GOVT INT' L 2.7 09/02/70	7,000,000.000	4,101,905.500	
		ABU DHABI GOVT INT' L 3.125 04/16/30	6,000,000.000	5,601,301.500	
		ABU DHABI GOVT INT' L 3.125 09/30/49	5,000,000.000	3,520,592.500	
		ABU DHABI GOVT INT' L 3.875 04/16/50	2,000,000.000	1,609,728.500	
		ABU DHABI GOVT INT' L 4.875 04/30/29	4,000,000.000	4,049,860.960	
		ABU DHABI GOVT INT' L 5.0 04/30/34	3,000,000.000	3,072,156.000	
		ABU DHABI GOVT INT' L 5.5 04/30/54	3,000,000.000	3,085,260.000	
		BRAZIL 3.75 09/12/31	9,000,000.000	7,886,769.750	
		BRAZIL 3.875 06/12/30	9,000,000.000	8,134,850.790	
		BRAZIL 4.5 05/30/29	9,000,000.000	8,597,905.740	
		BRAZIL 4.75 01/14/50	2,000,000.000	1,462,000.000	
		BRAZIL 6.0 10/20/33	10,000,000.000	9,843,977.500	
		BRAZIL 6.125 01/22/32	7,000,000.000	6,978,979.210	
		BRAZIL 6.125 03/15/34	2,000,000.000	1,971,528.380	
		BRAZIL 6.25 03/18/31	9,000,000.000	9,075,236.220	
BRAZIL 7.125 05/13/54	3,000,000.000	2,977,499.100			
CHINA GOVT INTL BOND 1.2	4,000,000.000	3,461,916.120			

10/21/30			
CHINA GOVT INTL BOND 1.25 10/26/26	4,000,000.000	3,800,714.080	
COLOMBIA 3.0 01/30/30	11,000,000.000	9,305,017.150	
COLOMBIA 3.125 04/15/31	18,000,000.000	14,642,935.380	
COLOMBIA 3.25 04/22/32	13,000,000.000	10,248,031.560	
COLOMBIA 4.125 05/15/51	3,000,000.000	1,812,495.600	
COLOMBIA 7.5 02/02/34	6,000,000.000	6,062,620.800	
COLOMBIA 8.0 04/20/33	7,000,000.000	7,343,043.400	
COLOMBIA 8.0 11/14/35	5,000,000.000	5,183,882.700	
COLOMBIA 8.375 11/07/54	3,000,000.000	3,048,208.740	
COLOMBIA 8.75 11/14/53	5,000,000.000	5,273,883.300	
DOMINICAN REPUBLIC 4.5 01/30/30	6,000,000.000	5,626,275.780	
DOMINICAN REPUBLIC 4.875 09/23/32	15,000,000.000	13,799,172.300	
DOMINICAN REPUBLIC 5.3 01/21/41	4,000,000.000	3,563,104.160	
DOMINICAN REPUBLIC 5.5 02/22/29	9,000,000.000	8,891,498.880	
DOMINICAN REPUBLIC 5.875 01/30/60	6,000,000.000	5,407,314.660	
DOMINICAN REPUBLIC 6.0 02/22/33	9,200,000.000	9,128,853.360	
DOMINICAN REPUBLIC 6.4 06/05/49	1,000,000.000	988,926.760	
HUNGARY 2.125 09/22/31	17,000,000.000	13,838,637.500	
HUNGARY 3.125 09/21/51	6,000,000.000	3,818,700.000	
HUNGARY 5.25 06/16/29	12,000,000.000	11,981,190.000	
HUNGARY 5.5 03/26/36	2,000,000.000	1,959,456.000	
HUNGARY 6.125 05/22/28	9,000,000.000	9,249,930.000	
HUNGARY 6.25 09/22/32	14,000,000.000	14,558,600.000	
INDONESIA 1.85 03/12/31	5,200,000.000	4,353,359.970	
INDONESIA 3.05 03/12/51	5,000,000.000	3,457,426.700	
INDONESIA 3.4 09/18/29	3,200,000.000	3,017,658.650	
INDONESIA 3.85 10/15/30	7,400,000.000	7,023,816.190	
INDONESIA 4.125 01/15/25	2,200,000.000	2,198,191.070	
INDONESIA 4.2 10/15/50	5,000,000.000	4,269,236.100	
INDONESIA 4.35 01/08/27	1,600,000.000	1,587,380.060	
INDONESIA 4.75 01/08/26	1,000,000.000	1,001,750.920	
INDONESIA 7.75 01/17/38	3,500,000.000	4,348,527.430	
OMAN GOV INTERNTL BOND 5.625 01/17/28	3,000,000.000	3,030,180.000	
OMAN GOV INTERNTL BOND 6.0 08/01/29	5,000,000.000	5,144,162.500	
OMAN GOV INTERNTL BOND 6.25 01/25/31	3,000,000.000	3,142,162.500	
PANAMA 2.252 09/29/32	10,000,000.000	7,312,121.600	
PANAMA 3.16 01/23/30	6,000,000.000	5,150,920.680	
PANAMA 4.5 01/19/63	8,000,000.000	5,097,827.520	

PANAMA 4.5 04/01/56	5,000,000.000	3,215,041.550	
PANAMA 6.4 02/14/35	5,000,000.000	4,748,124.450	
PERU 2.78 12/01/60	8,000,000.000	4,648,698.720	
PERU 2.783 01/23/31	17,000,000.000	14,878,546.030	
PERU 3.0 01/15/34	9,000,000.000	7,516,813.770	
PERU 3.55 03/10/51	10,000,000.000	7,242,146.700	
PERU 5.875 08/08/54	1,000,000.000	1,013,833.390	
PHILIPPINES 2.65 12/10/45	6,000,000.000	4,031,147.100	
PHILIPPINES 3.2 07/06/46	8,000,000.000	5,868,371.280	
REPUBLIC OF CHILE 2.45 01/31/31	2,200,000.000	1,925,509.520	
REPUBLIC OF CHILE 2.55 01/27/32	5,200,000.000	4,476,550.520	
REPUBLIC OF CHILE 2.55 07/27/33	11,000,000.000	9,160,067.620	
REPUBLIC OF CHILE 2.75 01/31/27	10,200,000.000	9,790,085.250	
REPUBLIC OF CHILE 3.1 01/22/61	3,000,000.000	1,913,184.300	
REPUBLIC OF CHILE 3.1 05/07/41	6,000,000.000	4,528,493.220	
REPUBLIC OF CHILE 3.5 01/25/50	4,000,000.000	2,951,965.320	
REPUBLIC OF CHILE 3.5 01/31/34	4,200,000.000	3,746,940.240	
REPUBLIC OF CHILE 3.5 04/15/53	7,000,000.000	5,114,778.130	
REPUBLIC OF CHILE 4.34 03/07/42	4,000,000.000	3,535,202.000	
REPUBLIC OF CHILE 4.85 01/22/29	5,000,000.000	5,015,002.350	
REPUBLIC OF CHILE 4.95 01/05/36	5,000,000.000	4,912,272.150	
REPUBLIC OF POLAND 4.625 03/18/29	13,000,000.000	12,992,330.000	
REPUBLIC OF POLAND 4.875 10/04/33	7,000,000.000	6,940,547.250	
REPUBLIC OF POLAND 5.125 09/18/34	8,000,000.000	8,018,020.000	
REPUBLIC OF POLAND 5.5 03/18/54	12,000,000.000	11,768,334.000	
REPUBLIC OF POLAND 5.5 04/04/53	9,000,000.000	8,840,146.500	
REPUBLIC OF POLAND 5.5 11/16/27	6,000,000.000	6,161,262.000	
REPUBLIC OF POLAND 5.75 11/16/32	13,500,000.000	14,138,212.500	
REPUBLICA ORIENT URUGUAY 4.375 01/23/31	5,000,000.000	4,893,611.550	
REPUBLICA ORIENT URUGUAY	4,000,000.000	4,198,000.000	



5.75 10/28/34			
ROMANIA 3.0 02/14/31	8,000,000.000	6,710,600.000	
ROMANIA 4.0 02/14/51	8,000,000.000	5,524,630.000	
ROMANIA 5.75 03/24/35	2,000,000.000	1,884,504.000	
ROMANIA 5.875 01/30/29	12,000,000.000	11,975,917.440	
ROMANIA 6.375 01/30/34	5,000,000.000	4,998,062.500	
ROMANIA 6.625 02/17/28	11,000,000.000	11,303,132.500	
ROMANIA 7.125 01/17/33	11,000,000.000	11,556,842.000	
SAUDI INTERNATIONAL BOND 2.25 02/02/33	10,000,000.000	8,200,302.500	
SAUDI INTERNATIONAL BOND 2.9 10/22/25	2,000,000.000	1,971,580.000	
SAUDI INTERNATIONAL BOND 3.25 10/22/30	15,200,000.000	13,982,879.000	
SAUDI INTERNATIONAL BOND 3.45 02/02/61	3,000,000.000	1,963,267.500	
SAUDI INTERNATIONAL BOND 3.75 01/21/55	4,400,000.000	3,136,020.800	
SAUDI INTERNATIONAL BOND 4.375 04/16/29	10,000,000.000	9,867,775.000	
SAUDI INTERNATIONAL BOND 4.5 04/17/30	7,000,000.000	6,902,691.250	
SAUDI INTERNATIONAL BOND 4.5 04/22/60	4,000,000.000	3,252,699.000	
SAUDI INTERNATIONAL BOND 4.75 01/16/30	4,000,000.000	3,990,892.000	
SAUDI INTERNATIONAL BOND 4.75 01/18/28	4,000,000.000	4,010,970.000	
SAUDI INTERNATIONAL BOND 4.875 07/18/33	9,000,000.000	8,974,615.500	
SAUDI INTERNATIONAL BOND 5.0 01/16/34	3,000,000.000	3,002,979.000	
SAUDI INTERNATIONAL BOND 5.0 01/18/53	2,000,000.000	1,796,244.000	
SAUDI INTERNATIONAL BOND 5.5 10/25/32	19,000,000.000	19,686,935.500	
SAUDI INTERNATIONAL BOND 5.75 01/16/54	4,000,000.000	3,949,620.000	
SOUTH AFRICA 7.1 11/19/36	3,000,000.000	3,055,813.830	
SOUTH AFRICA 7.3 04/20/52	22,000,000.000	21,237,579.000	
SOUTH AFRICA 7.95 11/19/54	3,000,000.000	3,049,711.110	
STATE OF QATAR 3.4 04/16/25	3,000,000.000	2,976,000.000	
STATE OF QATAR 3.75 04/16/30	4,000,000.000	3,864,854.000	
STATE OF QATAR 4.0 03/14/29	3,000,000.000	2,962,441.500	
STATE OF QATAR 4.4	8,000,000.000	7,123,200.000	

	04/16/50			
	STATE OF QATAR 4.75 05/29/34	4,000,000.000	4,075,720.000	
	STATE OF QATAR 4.817 03/14/49	7,000,000.000	6,670,685.000	
	UAE INT'L GOVT BOND 3.25 10/19/61	5,000,000.000	3,419,641.250	
	UAE INT'L GOVT BOND 4.05 07/07/32	5,000,000.000	4,807,657.500	
	UAE INT'L GOVT BOND 4.917 09/25/33	4,000,000.000	4,060,179.000	
	UNITED MEXICAN STATES 2.659 05/24/31	11,000,000.000	9,185,298.760	
	UNITED MEXICAN STATES 3.25 04/16/30	8,000,000.000	7,139,613.280	
	UNITED MEXICAN STATES 3.5 02/12/34	2,000,000.000	1,652,619.040	
	UNITED MEXICAN STATES 3.75 04/19/71	4,000,000.000	2,382,560.640	
	UNITED MEXICAN STATES 3.771 05/24/61	4,000,000.000	2,463,325.680	
	UNITED MEXICAN STATES 4.28 08/14/41	7,000,000.000	5,444,258.260	
	UNITED MEXICAN STATES 4.4 02/12/52	4,000,000.000	2,894,702.600	
	UNITED MEXICAN STATES 4.5 01/31/50	8,000,000.000	6,015,767.360	
	UNITED MEXICAN STATES 4.5 04/22/29	6,000,000.000	5,819,179.320	
	UNITED MEXICAN STATES 4.75 04/27/32	4,000,000.000	3,750,381.360	
	UNITED MEXICAN STATES 4.875 05/19/33	6,000,000.000	5,562,144.240	
	UNITED MEXICAN STATES 5.0 04/27/51	1,000,000.000	802,824.410	
	UNITED MEXICAN STATES 6.0 05/07/36	10,000,000.000	9,796,420.900	
	UNITED MEXICAN STATES 6.338 05/04/53	5,000,000.000	4,709,939.000	
	UNITED MEXICAN STATES 6.35 02/09/35	8,000,000.000	8,104,037.280	
	UNITED MEXICAN STATES 6.4 05/07/54	6,000,000.000	5,688,023.460	
	アメリカ・ドル 小計	909,200,000.000 (138,071,112,000)	822,919,455.700 (124,968,548,543)	
国債証券 合計		138,071,112,000 (138,071,112,000)	124,968,548,543 (124,968,548,543)	
合計			124,968,548,543 (124,968,548,543)	

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における ( ) 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	国債証券 140銘柄	97.48	100.00

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

ワールドアセットバランス（基本コース）

2024年12月30日現在

I 資産総額	4,746,470,977円
II 負債総額	148,690,618円
III 純資産総額（I－II）	4,597,780,359円
IV 発行済数量	4,846,442,998口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9487円

ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）

2024年12月30日現在

I 資産総額	13,837,838,780円
II 負債総額	299,312,256円
III 純資産総額（I－II）	13,538,526,524円
IV 発行済数量	14,414,942,201口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9392円

（参考）

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年12月30日現在

I 資産総額	1,843,091,594,214円
II 負債総額	648,148,929円
III 純資産総額（I－II）	1,842,443,445,285円
IV 発行済数量	178,681,252,732口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	10.3113円

為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年12月30日現在

I 資産総額	306,421,074,888円
II 負債総額	14,876,255,260円
III 純資産総額（I－II）	291,544,819,628円
IV 発行済数量	254,750,856,027口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1444円

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年12月30日現在

I 資産総額	109,082,548,432円
II 負債総額	84,619,345円
III 純資産総額（I－II）	108,997,929,087円
IV 発行済数量	49,827,611,889口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.1875円

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2024年12月30日現在

I 資産総額	108,586,433,271円
II 負債総額	107,773,026円
III 純資産総額（I－II）	108,478,660,245円
IV 発行済数量	58,011,216,077口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.8700円

エマージング債券パッシブ・マザーファンド

2024年12月30日現在

I 資産総額	121,977,587,035円
II 負債総額	0円
III 純資産総額 (I - II)	121,977,587,035円
IV 発行済数量	48,940,772,053口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2.4924円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2024年12月30日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2024年12月30日現在）

#### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

#### ② 投資運用の意思決定機構

##### 1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

##### 2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書



を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2024年12月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,530,647,426,183
追加型株式投資信託	758	17,448,176,154,901
単位型公社債投資信託	22	34,927,660,958
単位型株式投資信託	193	1,022,714,665,651
合計	999	20,036,465,907,693

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。  
また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第40期中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長 谷 川 敬

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲 葉 宏 和

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	33,770	41,183
金銭の信託	29,184	28,143
未収委託者報酬	16,279	19,018
未収運用受託報酬	3,307	3,577
未収投資助言報酬	283	315
未収収益	15	6
前払費用	1,129	1,510
その他	2,377	2,088
流動資産計	86,346	95,843
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 1,001	※1 918
器具備品	※1 118	※1 130
リース資産	※1 7	※1 5
建設仮勘定	-	39
無形固定資産		
ソフトウェア	3,367	2,951
ソフトウェア仮勘定	1,651	1,543
電話加入権	2	0
投資その他の資産		
投資有価証券	182	184
関係会社株式	5,810	4,447
長期差入保証金	775	768
繰延税金資産	2,895	3,406
その他	104	128
固定資産計	15,918	14,524
資産合計	102,265	110,368

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	-	0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	95,739		102,113	
運用受託報酬	16,150		17,155	
投資助言報酬	2,048		2,211	
その他営業収益	23		26	
営業収益計		113,962		121,507
営業費用				
支払手数料	41,073		44,366	
広告宣伝費	216		329	
公告費	0		0	
調査費	33,177		35,468	
調査費	12,294		13,277	
委託調査費	20,882		22,190	
委託計算費	548		558	
営業雑経費	733		823	
通信費	36		36	
印刷費	504		598	
協会費	69		65	
諸会費	29		44	
支払販売手数料	92		78	
営業費用計		75,749		81,545
一般管理費				
給料	10,484		10,763	
役員報酬	168		164	
給料・手当	9,199		9,425	
賞与	1,115		1,173	
交際費	17		34	
寄付金	11		15	
旅費交通費	128		162	
租税公課	330		489	
不動産賃借料	1,006		1,030	
退職給付費用	437		412	
固定資産減価償却費	1,388		1,567	
福利厚生費	47		46	
修繕費	1		1	
賞与引当金繰入額	1,730		1,927	
役員賞与引当金繰入額	48		52	
機器リース料	0		0	
事務委託費	4,074		3,379	
事務用消耗品費	37		46	
器具備品費	1		3	
諸経費	334		240	
一般管理費計		20,078		20,172
営業利益		18,135		19,788

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		10		4
受取配当金	※1	2,400	※1	899
時効成立分配金・償還金		0		0
雑収入		10		18
時効後支払損引当金戻入額		24		35
営業外収益計		2,446		959
営業外費用				
為替差損		3		19
金銭の信託運用損		1,003		1,008
早期割増退職金		24		6
雑損失		47		0
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19,502		19,712
特別利益				
投資有価証券売却益		4		—
特別利益計		4		—
特別損失				
固定資産除却損		12		6
投資有価証券売却損		9		—
関係会社株式評価損		584		1,362
減損損失		—	※2	231
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18,900		18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881		5,769
法人税等調整額		197		△510
法人税等合計		5,078		5,258
当期純利益		13,821		12,852



(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計		その他利益剰余金			
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
<p>6. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p>

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
受取配当金	2,393	895

※2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生(予定)日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生(予定)日
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	1	1	—
資産計	29,186	29,186	—

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33,770	—	—	—
(2) 金銭の信託	29,184	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	16,279	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,307	—	—	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	82,540	1	—	—

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	91,923	1	—	—



### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

#### 第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	29,184	—	29,184
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	29,186	—	29,186

#### 第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	28,145	—	28,145

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
投資有価証券（その他有価証券）		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	4	9

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,576	2,698
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	31	9
退職給付の支払額	△191	△246
退職給付債務の期末残高	2,698	2,760

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,698	2,760
未積立退職給付債務	2,698	2,760
未認識数理計算上の差異	△44	△40
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719
退職給付引当金	2,654	2,719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第38期</u>	<u>第39期</u>
	<u>(2023年3月31日現在)</u>	<u>(2024年3月31日現在)</u>
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額 (一括償却資産)	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額 (税法上)	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	—	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	<u>2,895</u>	<u>3,406</u>
繰延税金負債	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金負債合計	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,895</u>	<u>3,406</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	<u>第38期</u>	<u>第39期</u>
	<u>(2023年3月31日現在)</u>	<u>(2024年3月31日現在)</u>
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69 %	△1.44 %
その他	△0.06 %	△0.14 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.87 %</u>	<u>29.04 %</u>

## (企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

### 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

### 2. 企業結合日

2016年10月1日

### 3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

### 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

### 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

### 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種類株式15,510株を交付しました。

### 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

### 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因		被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間		20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	51,451百万円	47,640百万円
顧客関連資産	20,947百万円	17,109百万円

## (2) 損益計算書項目

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	－百万円	－百万円
営業利益	△8,039百万円	△7,649百万円
経常利益	△8,039百万円	△7,649百万円
税引前当期純利益	△8,039百万円	△7,649百万円
当期純利益	△6,744百万円	△6,474百万円
1株当たり当期純利益	△168,617円97銭	△161,850円28銭

(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円



(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬(注)	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
合計	113,962百万円	121,507百万円

(注) 成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 及び第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	7,474	未払 手数料	1,579
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	13,932	未払 手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	8,140	未払 手数料	1,870
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	16,655	未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められる。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## (1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)	
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		30,451
有価証券		0
金銭の信託		31,850
未収委託者報酬		19,361
未収運用受託報酬		3,548
未収投資助言報酬		315
未収収益		9
前払費用		1,538
その他		2,282
	流動資産計	89,360
固定資産		
有形固定資産		1,040
建物	※1	888
器具備品	※1	146
リース資産	※1	4
建設仮勘定		0
無形固定資産		4,122
ソフトウェア		3,011
ソフトウェア仮勘定		1,111
電話加入権		0
投資その他の資産		8,024
投資有価証券		183
関係会社株式		3,840
長期差入保証金		764
繰延税金資産		3,085
その他		150
	固定資産計	13,188
	資産合計	102,548

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	552
リース債務	1
未払金	8,577
未払収益分配金	0
未払償還金	0
未払手数料	8,466
その他未払金	108
未払費用	7,321
未払法人税等	3,650
未払消費税等	※2 1,191
契約負債	7
賞与引当金	916
役員賞与引当金	28
流動負債計	22,247
固定負債	
リース債務	3
退職給付引当金	2,720
時効後支払損引当金	64
固定負債計	2,787
負債合計	25,035
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	19,552
資本準備金	2,428
その他資本剰余金	17,124
利益剰余金	55,960
利益準備金	123
その他利益剰余金	55,837
別途積立金	31,680
繰越利益剰余金	24,157
株主資本計	77,513
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△0
評価・換算差額等計	△0
純資産合計	77,513
負債・純資産合計	102,548

## (2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	55,266	
運用受託報酬	8,186	
投資助言報酬	1,200	
その他営業収益	13	
	営業収益計	64,667
営業費用		
支払手数料	24,284	
広告宣伝費	157	
公告費	0	
調査費	18,581	
調査費	6,728	
委託調査費	11,853	
委託計算費	278	
営業雑経費	355	
通信費	19	
印刷費	234	
協会費	33	
諸会費	29	
支払販売手数料	39	
	営業費用計	43,658
一般管理費		
給料	5,154	
役員報酬	89	
給料・手当	5,002	
賞与	63	
交際費	27	
寄付金	5	
旅費交通費	105	
租税公課	298	
不動産賃借料	583	
退職給付費用	210	
固定資産減価償却費	※1 790	
福利厚生費	29	
修繕費	0	
賞与引当金繰入額	916	
役員賞与引当金繰入額	28	
機器リース料	0	
事務委託費	1,607	
事務用消耗品費	19	
器具備品費	0	
諸経費	154	
	一般管理費計	9,933
営業利益		11,075



(単位：百万円)

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	448	
時効成立分配金・償還金	0	
為替差益	26	
金銭の信託運用益	2	
雑収入	6	
時効後支払損引当金戻入額	7	
	営業外収益計	494
営業外費用		
早期割増退職金	6	
	営業外費用計	6
経常利益		11,563
特別損失		
固定資産除却損	3	
関係会社株式評価損	31	
	特別損失計	35
税引前中間純利益		11,528
法人税、住民税及び事業税		3,685
法人税等調整額		320
法人税等合計		4,006
中間純利益		7,522

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490
当中間期変動額							
剰余金の配当							△10,855
中間純利益							7,522
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△3,333
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,157

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	59,294	80,846	△0	△0	80,846
当中間期変動額					
剰余金の配当	△10,855	△10,855			△10,855
中間純利益	7,522	7,522			7,522
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			0	0	0
当中間期変動額 合計	△3,333	△3,333	0	0	△3,333
当中間期末残高	55,960	77,513	△0	△0	77,513

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 … 8～18年 器具備品 … 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
<p>6. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる</p>

場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物 … 685百万円 器具備品 … 609百万円 リース資産 … 4百万円
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
※1. 減価償却実施額	有形固定資産 … 76百万円 無形固定資産 … 713百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金(財 産)の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc. (以下「AM-One USA」という)の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)の子会社である米州みずほLLC(以下「米州みずほ」という)が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社(以下「DL」という)が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの  
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)

### 1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	—
(2) 金銭の信託	31,850	31,850	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	0	0	—
資産計	31,852	31,852	—

(注) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

### 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	0	—	0
金銭の信託	—	31,850	—	31,850
投資有価証券				
其他有価証券	—	0	—	0
資産計	—	31,852	—	31,852

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券（その他有価証券）	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	3,840

(有価証券関係)

第40期中間会計期間末  
(2024年9月30日現在)

### 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額3,840百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

### 2. その他有価証券

区 分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。



## (企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

### 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

### 2. 企業結合日

2016年10月1日

### 3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

### 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

### 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

### 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

### 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

### 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年4月1日から2024年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却	

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	57,453百万円
資産合計	57,453百万円
流動負債	－百万円
固定負債	1,750百万円
負債合計	1,750百万円
純資産	55,702百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額45,734百万円及び顧客関連資産の金額15,385百万円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	－百万円
営業利益	△3,629百万円
経常利益	△3,629百万円
税引前中間純利益	△3,629百万円
中間純利益	△3,101百万円
1株当たり中間純利益	△77,541円29銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,723百万円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第40期中間会計期間  
(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

委託者報酬	55,266百万円
運用受託報酬	8,186百万円
投資助言報酬	1,200百万円
成功報酬	－百万円
その他営業収益	13百万円
合計	64,667百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,937,834円09銭
1株当たり中間純利益金額	188,050円89銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益金額	7,522百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,522百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 約 款

追加型証券投資信託  
ワールドアセットバランス（基本コース）  
約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券、「エマージング債券パッシブ・マザーファンド」受益証券、有価証券指数等先物取引等、指数に連動する投資成果をめざす上場投資信託証券（ETF）を主要投資対象とします。なお、「DIAMマネーマザーファンド」受益証券や短期金融資産等に投資する場合があります。

(2) 投資態度

①以下のマザーファンド（以下それぞれを「各マザーファンド」、または総称して「マザーファンド」といいます。）受益証券、指数に連動する投資成果をめざす上場投資信託証券（ETF）、有価証券指数等先物取引等への投資を通じて、海外の株式、債券、不動産投資信託証券に実質的に分散投資を行います。

- ・外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
- ・為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
- ・外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
- ・エマージング株式パッシブ・マザーファンド
- ・エマージング債券パッシブ・マザーファンド
- ・上記のほか、DIAMマネーマザーファンドや短期金融資産等に投資する場合があります。

※一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

②実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をめざします。

※一部の新興国通貨については代替通貨等により対円での為替取引を行う場合があります。

③各資産への基本投資比率は、統計的手法により決定し、原則として年1回見直します。

※経済環境、運用環境の大きな変化などにより委託者が必要と判断した場合には、適宜、基本投資比率の見直しを行うことがあります。

④「DIAMマネーマザーファンド」を除く5つのマザーファンドとETFおよび有価証券指数等先物取引等への投資比率は、原則として高位を保ちます。

⑤各資産への投資比率の決定にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社の投資助言を活用します。

⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①各マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③株式への実質投資割合には制限を設けません。

④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。



- ⑤同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、当該上場投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

#### ①分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

#### ②分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

#### ③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
ワールドアセットバランス（基本コース）  
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金2,088,903,041円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として、信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成39年6月11日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については2,088,903,041口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から

負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

- ③外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④第29条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### <信託日時の異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### <受益権の帰属と受益証券の不発行>

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### <受益権の設定にかかる受託者の通知>

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### <受益権の申込単位および取得価額等>

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位または1円単位をもって、取得の申込みに応ずることができます。ただし、委託者に対し、取得の申込みにかかる受益権について、第44条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口または1円を最低単位とし、販売会社が独自に定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。
- ③前2項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」

といひます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、信託契約締結日前の取得申込みにかかる取得価額は、1口につき1円に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ④別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の一部解約金の手取金をもって、この信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤販売会社は、別に定める信託の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって行うこの信託にかかる受益権の取得申込みに応じないことができるものとします。
- ⑥第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」といひます。）には、受益権の取得申込みに応じません。
- ⑦第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が第44条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第46条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項および第4項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいひます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑨前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいひます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

#### <受益権の譲渡にかかる記載または記録>

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### <受益権の譲渡の対抗要件>

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### <投資の対象とする資産の種類>

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定め

るものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限り。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### <運用の指図範囲等>

第17条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託である外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド、エマージング債券パッシブ・マザーファンド、D I A Mマネーマザーファンド(以下総称して「マザーファンド」といいます。)の各受益証券のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みません。)

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)、新株予約権証券および新投資口予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)

15. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り。)

18. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号の証券および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券(上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券をいいます。)を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### <利害関係人等との取引等>

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第30条において同じ。)、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条から第24条、第26条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条から第24条、第26条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うこと

ができます。

- ④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### <運用の基本方針>

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### <投資する株式等の範囲>

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### <信用取引の指図範囲>

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### <先物取引等の運用指図>

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総

額の割合を乗じて得た額をいいます。)を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の



時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### <スワップ取引の運用指図>

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### <金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図>

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対

象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### <デリバティブ取引等にかかる投資制限>

第25条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### <有価証券の貸付の指図および範囲>

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものと

ます。

<同一銘柄の上場投資信託証券への投資制限>

第27条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の上場投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該上場投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、当該上場投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<特別な場合の外貨建有価証券への投資制限>

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外国為替予約取引の指図>

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<信託業務の委託等>

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みません。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者

(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### <混蔵寄託>

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### <信託財産の登記等および記載等の留保等>

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### <一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### <再投資の指図>

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### <資金の借入れ>

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業

- 日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### <損益の帰属>

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### <受託者による資金の立替え>

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### <信託の計算期間>

第38条 この信託の計算期間は、原則として毎年6月12日から12月11日まで、12月12日から翌年6月11日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成29年6月12日までとします。

- ②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### <信託財産に関する報告等>

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### <信託事務の諸費用および監査費用>

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ②信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### <信託報酬等の額および支弁の方法>

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の113の率を乗じて得た額とします。

- ②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。
- ③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

<収益の分配方式>

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ②前項各号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

<収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

第43条 受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第44条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振

替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑤一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
- ⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとし、
- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

#### <収益分配金および償還金の時効>

第45条 受益者が、収益分配金について第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第44条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### <委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関>

第46条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

#### <信託契約の一部解約>

第47条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求受付日が海外休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとし、

- ②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

#### <信託契約の解約>

第48条 委託者は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、

受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

#### <信託契約に関する監督官庁の命令>

第49条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

#### <委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### <委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### <受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### <約款の変更等>

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内



容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ②委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### <反対受益者の受益権買取請求の不適用>

第54条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### <信託期間の延長>

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### <他の受益者の氏名等の開示の請求の制限>

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### <公告>

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.am-one.co.jp/>

- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### <運用報告書に記載すべき事項の提供>

第58条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これ

を交付します。

<質権口記載または記録の受益権の取扱い>

第59条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<約款に関する疑義の取扱い>

第60条 この約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第44条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年1月18日 (信託契約締結日)

委託者 アセットマネジメントOne株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

## 約 款 付 表

1. 約款第13条第4項および第5項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

ワールドアセットバランス（基本コース）

ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）

# 約 款

追加型証券投資信託  
ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）  
約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券、「エマージング債券パッシブ・マザーファンド」受益証券、有価証券指数等先物取引等、指数に連動する投資成果をめざす上場投資信託証券（ETF）を主要投資対象とします。なお、「DIAMマネーマザーファンド」受益証券や短期金融資産等に投資する場合があります。

(2) 投資態度

①以下のマザーファンド（以下それぞれを「各マザーファンド」、または総称して「マザーファンド」といいます。）受益証券、指数に連動する投資成果をめざす上場投資信託証券（ETF）、有価証券指数等先物取引等への投資を通じて、海外の株式、債券、不動産投資信託証券に実質的に分散投資を行います。

- ・外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
- ・為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
- ・外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
- ・エマージング株式パッシブ・マザーファンド
- ・エマージング債券パッシブ・マザーファンド
- ・上記のほか、DIAMマネーマザーファンドや短期金融資産等に投資する場合があります。

※一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

②実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をめざします。

※一部の新興国通貨については代替通貨等により対円での為替取引を行う場合があります。

③各資産への基本投資比率は、統計的手法により決定し、原則として年1回見直します。

※経済環境、運用環境の大きな変化などにより委託者が必要と判断した場合には、適宜、基本投資比率の見直しを行うことがあります。

④基準価額の下落を一定水準（下値目安値<sup>(\*)</sup>）までに抑えることを目標に、基準価額の水準や市場環境等に応じて投資対象資産の合計資産比率<sup>(\*\*)</sup>を機動的に変更します。下値目安値は、毎営業日、委託者の判断により過去12ヵ月間の基準価額の最高値から一定の水準に設定します。ただし、当該水準は委託者の判断により今後変更する場合があります。

(\*) 基準価額が下値目安値を下回らないことを委託者が保証等するものではありません（相場急落の場合などには、基準価額が下値目安値を下回る場合があります。）。

(\*\*) 合計資産比率とは、「DIAMマネーマザーファンド」を除く5つのマザーファンドとETFおよび有価証券指数等先物取引等への投資比率の合計をいいます。

⑤各資産への投資比率の決定にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社の投資助言を活用します。

⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

- ①各マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、当該上場投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

#### ①分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

#### ②分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

#### ③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）  
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金2,157,741,288円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として、信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成39年6月11日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については2,157,741,288口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から

負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

- ③外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④第29条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### <信託日時の異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### <受益権の帰属と受益証券の不発行>

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### <受益権の設定にかかる受託者の通知>

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### <受益権の申込単位および取得価額等>

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位または1円単位をもって、取得の申込みに応ずることができます。ただし、委託者に対し、取得の申込みにかかる受益権について、第44条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口または1円を最低単位とし、販売会社が独自に定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。
- ③前2項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」



といひます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、信託契約締結日前の取得申込みにかかる取得価額は、1口につき1円に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ④別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の一部解約金の手取金をもって、この信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤販売会社は、別に定める信託の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって行うこの信託にかかる受益権の取得申込みに応じないことができるものとします。
- ⑥第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」といひます。）には、受益権の取得申込みに応じません。
- ⑦第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が第44条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第46条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項および第4項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいひます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑨前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいひます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

#### <受益権の譲渡にかかる記載または記録>

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### <受益権の譲渡の対抗要件>

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### <投資の対象とする資産の種類>

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定め

るものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### <運用の指図範囲等>

第17条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託である外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド、エマージング債券パッシブ・マザーファンド、D I A Mマネーマザーファンド(以下総称して「マザーファンド」といいます。)の各受益証券のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みません。)

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)、新株予約権証券および新投資口予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)

15. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)

18. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号の証券および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券(上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券をいいます。)を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### <利害関係人等との取引等>

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第30条において同じ。)、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条から第24条、第26条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条から第24条、第26条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うこと

ができます。

- ④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### <運用の基本方針>

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### <投資する株式等の範囲>

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### <信用取引の指図範囲>

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### <先物取引等の運用指図>

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総

額の割合を乗じて得た額をいいます。)を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の

時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### <スワップ取引の運用指図>

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### <金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図>

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対

象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### <デリバティブ取引等にかかる投資制限>

第25条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### <有価証券の貸付の指図および範囲>

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものと

ます。

<同一銘柄の上場投資信託証券への投資制限>

第27条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の上場投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該上場投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、当該上場投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<特別な場合の外貨建有価証券への投資制限>

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外国為替予約取引の指図>

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<信託業務の委託等>

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みません。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者



(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### <混蔵寄託>

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### <信託財産の登記等および記載等の留保等>

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### <一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### <再投資の指図>

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### <資金の借入れ>

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業

- 日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### <損益の帰属>

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### <受託者による資金の立替え>

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### <信託の計算期間>

第38条 この信託の計算期間は、原則として毎年6月12日から12月11日まで、12月12日から翌年6月11日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成29年6月12日までとします。

- ②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### <信託財産に関する報告等>

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### <信託事務の諸費用および監査費用>

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ②信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### <信託報酬等の額および支弁の方法>

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の113の率を乗じて得た額とします。

- ②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。
- ③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

<収益の分配方式>

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ②前項各号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

<収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

第43条 受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第44条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振

替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑤一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
- ⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとし、
- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

#### <収益分配金および償還金の時効>

第45条 受益者が、収益分配金について第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第44条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### <委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関>

第46条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

#### <信託契約の一部解約>

第47条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求受付日が海外休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとし、

- ②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

#### <信託契約の解約>

第48条 委託者は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、

受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

#### <信託契約に関する監督官庁の命令>

第49条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

#### <委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### <委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### <受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### <約款の変更等>

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内

容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ②委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### <反対受益者の受益権買取請求の不適用>

第54条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### <信託期間の延長>

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### <他の受益者の氏名等の開示の請求の制限>

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### <公告>

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.am-one.co.jp/>

- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### <運用報告書に記載すべき事項の提供>

第58条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これ

を交付します。

<質権口記載または記録の受益権の取扱い>

第59条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<約款に関する疑義の取扱い>

第60条 この約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第44条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年1月18日 (信託契約締結日)

委託者 アセットマネジメントOne株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

## 約 款 付 表

1. 約款第13条第4項および第5項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

ワールドアセットバランス（基本コース）

ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）



親投資信託  
外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

約款

運用の基本方針

約款第16条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

海外の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主に海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
- 4) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- 5) 有価証券先物取引等は約款第20条の範囲で行います。
- 6) スワップ取引は約款第21条の範囲で行います。
- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行います。
- 8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為

替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

9) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託  
為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド  
約款

運用の基本方針

約款第16条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

海外の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、「FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジあり）」に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ②外国債券への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ③外貨建資産の為替リスクは原則フルヘッジとします。
- ④有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑦ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。
- ②株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債等への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑥有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦スワップ取引を行うことができます。
- ⑧金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑨外国為替予約取引を行うことができます。
- ⑩デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を

実現する目的以外には利用しません。

⑪外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑫一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託  
外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド  
約款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S & P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券<sup>※</sup>を主要投資対象とします。

※海外の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および不動産投資法人の投資証券。以下同じ。）とします。

(2) 投資態度

- ①主に日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、S & P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ②不動産投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。ただし、金利・為替状況によってはヘッジを行う場合があります。
- ④市況動向等に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③株式への直接投資は行いません。
- ④同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S & P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、指数との連動性を維持するために当該不動産投資信託証券をS & P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の構成割合の範囲で組入れることができるものとします。
- ⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託  
エマージング株式パッシブ・マザーファンド  
約款

運用の基本方針

約款第16条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として海外の証券取引所に上場している株式<sup>(\*)</sup>に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

（\*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券及び証書等を含みます。

2. 運用方法

（1）投資対象

海外の証券取引所に上場している株式<sup>(\*)</sup>を主要投資対象とします。

（\*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券及び証書等を含みます。

（2）投資態度

①主として海外の証券取引所に上場している株式に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

②原則として、株式の組入比率は高位を維持します。

③外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

④信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、外国為替予約取引、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

⑤ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

（3）投資制限

①株式への投資割合には、制限を設けません。

②外貨建資産への投資には、制限を設けません。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④有価証券先物取引等、スワップ取引、外国為替予約取引、金利先渡取引および為替先渡取引は約款の範囲内で行うことができます。

⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託  
エマージング債券パッシブ・マザーファンド  
約款

運用の基本方針

約款第16条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として新興国の債券に投資し、J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース・為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ①主として新興国の債券に投資し、J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース・為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。
- ②原則として、新興国の債券の組入比率は高位を維持します。
- ③組入債券は、当初組入時において、S & PもしくはMoody'sの外貨建て長期格付がBB一格もしくはBa3格以上を取得している債券とします。但し、両社が格付を付与している場合には、どちらか低い方の格付を基準とします。また、当ファンドが保有する債券の格付が上記基準未満となった場合は、当該債券を速やかに売却するものとします。
- ④外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑤信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、外国為替予約取引、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑥ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

（3）投資制限

- ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④有価証券先物取引等、スワップ取引、外国為替予約取引、金利先渡取引および為替先渡取引は約款の範囲内で行うことができます。
- ⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託  
D I A Mマネーマザーファンド  
約款

運用の基本方針

約款第16条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保をめざします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関（\*）の長期発行体格付け（複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付）がAA-格相当以上の社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のCD、CPを主要投資対象とします。

（\*）主要格付機関とは、R&I、JCR、Moody's、S&Pとします。

②国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。

③ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。

④資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合、残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となった場合等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。

②同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引は約款の範囲で行う事ができます。

⑦外貨建て資産への投資は行いません。

⑧デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。